

(つ分に北南を内町)

一 九尺通、松永町と地尻合に相成候處にては貳間通、自分道に仕度旨中山出雲守様御番所へ奉願候得ば、同月廿七日大岡越前守様御番所御内寄合え被 召出、願之通被 仰付候。

一 享保十巳十一月廿二日、河岸通隔、商賣物引取、持運びに入用相掛、且家前の方は往來少々難儀仕候に付、被下置候代地奥行貳拾壹間五尺九寸の内、表拾間通差上、河岸通にて裏行拾間長町並の通被下置候は、塗家造に仕、随分火焚所入念、且和泉橋新規修復共入用差出可申旨大岡越前守様御番所へ奉願候得ば、同年十二月廿六日、同御番所にて願の通被 仰付、翌午年二月十三日地所御割渡被下置候。依之町内往來を隔、南北貳ヶ所に相成申候。夫より代地に殘居候方は私に同町壹丁目地と申來候。然處町内より西の方、水野隼人正様御屋鋪御取拂明地に相成候に付、筋違橋外

御成御道筋より御見通に相成、且又不用心にも有之候に付、河岸附裏通幅三間の長町並の通を拜借仕、竹矢來にても板塀成共可仕旨、享保十二未年閏正月廿九日、町年寄榎屋藤左衛門方え相願候得ば、翌二月廿七日、大岡越前守様御番所御内寄合にて願の通被仰付、同三月十三日地所御割渡被成下置候。

一 右河岸通と殘地と唱候場所の際、間數往來共凡四拾間程火

(地代町川平) (町本山)

除明地に相成居候所、享保十三申年八月五日、東の方にて南北三拾五間餘、西東五間半餘、麴町平河町壹丁目代地に相成候。同所續同町貳丁目火除地の儀は、同日麴町平河町壹丁目代地に相成申候。同年十二月廿八日右麴町平河町壹丁目代地續にて、表間口拾五間裏行貳拾間、御弓師三輪仁兵衛拜領町屋鋪に御割渡被成候。同十四申年八月廿五日、殘明地多分、芝新馬場同朋町代地に相成申候。右代地は神田山本町と相唱申候。

一 享保十九寅年三月廿八日、町内河岸通町屋奥行短く辨利惡敷候に付、是迄拜借地裏行三間通の上三尺増地被 仰付、三間半通拜借地に被成下置候様、尤上納金差上可申旨奉願、同十二月廿四日大岡越前守様御番所にて願の通被仰付、翌二十卯年二月廿三日御地渡有之候。

一 元文四未年三月四日、妻戀町より出火にて、町内河岸通町屋西角より九拾九間壹寸五分類焼致、神田内町共類焼有之。同月晦日松波筑後守様御番所にて先年御用地に上候處、河岸通藏地に奉願、其上三間半通拜借地に被仰付。尤出火時分火移不申様、可仕段相願候得共、願の通被 仰付候處、材木薪より火移、別て及大火に不埒に付、右類焼の地面計被召上、代地不被下置候旨被仰渡、同四月十七日河岸通地面被召上、住居仕候もの共殘地の方え入込候に付、去享保四亥年中、願濟にて明置候町内地尻自分道、幅三尺通迫、

(鋪屋師弓御)

(鋪屋柳田神)

(復修の橋泉和)

一 申度段町年寄榎屋藤左衛門方え相願、石河土佐守様御番所にて同月十一日願の通被仰付、同年十月廿一日河岸通類焼にて、被召上候地所不殘取拂候儀、同御番所へ御訴申上候。且同月七日右土地持場の儀榎屋藤左衛門方え相向候處、同九日元地の町人共え御預け被仰付候。

一 延享五辰年中、前書享保の度火除地の内、麴町平河町壹丁目代地神田御弓師屋鋪、同所山本町に相成候殘明地火除地御拂地に相成、入札人御取調の上、同年閏十月十八日能勢肥後守様御番所にて落札の者え地所買請被仰付、前書山本町續南の方明地三ヶ所、同月廿八日地所御割渡被成下、此分町名神田柳屋鋪と相唱。同所東の方町屋、南の方麴町平河町壹丁目代地續明地一ヶ所、同十一月十四日地所御割渡被成下、此分麴町平河町壹丁目代地續買下地と相唱申候。

一 町内河岸通、元文四未年三月中類焼之地面被召上、代地不被下候分御慈悲度々奉願候處、寶曆八寅年十二月晦日、依田和泉守様御番所にて元文四未年類焼致候分地面被召上候處、元地へ相返候様先達てより度々願出、殊に年數も相立候儀に付、右元地面御返被下置旨被 仰渡。勿論和泉橋新規修復共入用差上可申旨、是又願の通被仰付候。同九卯年三月七日地面御渡被下置候。

一 寛政五丑年十月廿五日、湯島無縁坂より出火にて町内致類

(るなと地除火)

一 前書殘地の方後ろ通幅壹間の自分道、同所松永町と地尻合の場所は、松永町より三尺都合道幅九尺有之候處、一體町内裏行間數短く、當時にては往來差支も無之、住居向猶豫無之、且火の元見守入用も相掛候に付、自分道相止め圍込申度段、寛政十年正月十三日、町年寄榎屋藤左衛門方え相願候得ば、同年四月廿七日、村上肥後守様御番所御内寄合にて、小田切土佐守様御懸にて願の通被仰付、銘々沽券地の内え圍込に仕候。尤古町の儀にて格別の御祝儀有之候節は、町人共御能拜見被仰付候儀に御座候。

一 町内河岸通北側、東西之間口百三拾一間餘、南北え裏行拾間、但河岸通にて片側町屋に御座候。

(町新) (町神) (江戶城御普請木御用)

一 殘地と唱候場所北側、東西之間口百三拾壹間餘、南北之裏行拾壹間半餘、
 但向側の儀は神田柳屋鋪、麴町平河町壹丁目代地に御座候。
 一 四隣 河岸通の分、東の方同所佐久間町壹丁目、西の方同所船屋鋪、南の方神田川通、北の方同所柳屋鋪、麴町平河町壹丁目代地。
 一 同斷殘地と唱候場所。東の方同所佐久間町貳丁目、西の方牛込肴町代地、同所袋町代地、南の方同所柳屋鋪、麴町平河町壹丁目代地、北の方同所相生町、同所松永町。
 一 町内河岸通町屋の儀は里俗河岸通と相唱、且又中横町より西の方は新町と相唱、代地被下置、裏通切地河岸通元地にて御割替被下置。殘の分は里俗殘地と相唱申候、且又河岸通新町と唱候場所共、町々材木渡世仲々間にては神田材木町と申來候。右は御城御普請に付慶長九辰年中國々より被召出、御材木伐出御用同年三月廿五日被仰付候所、大御用に付御免の儀奉願候得共、御開濟無御座候に付、同年八月廿七日御請仕、同十一年御成就迄無御用相勤候に付、當時本材木町の所に其砌一同罷在材木商賣仕、同年より延寶元五年迄六拾八ヶ年の間、問屋仲買の無差別、商賣致候處、山方之遣し候金子の儀に付及出入に候處、山方を相働候者共は問屋に相成、御府内に罷在御屋鋪方御出入等も出

(來由の組買仲木材) (庵文岡) (超玄岡村)

來致候者共は仲買に相成候旨、取極和熟仕出入相濟、右仲買共本材木町組・南茅場町組・新材木町組・神田材木町組・三拾間堀組都合五組に相定、其後益々御府内繁榮に付仲買の儀も所々に相増候儀にて、古より神田材木町と相唱申候。
 一 拜領町屋敷貳百七拾八坪貳合三夕 村 岡 玄 超
 一 同三百三拾三坪三合八夕 右 同 人
 右は御代官伊丹嘉兵衛様上地跡にて、明曆四戌年月日不相知、御醫師岡丈庵様拜領町屋鋪に相成候處、天明四辰年九月廿三日、玄超様御祖父孝運様、元數寄屋町拜領町屋鋪と相對替、願の通被仰付候。
 一 上納地四百八拾八坪六合三夕
 右は町内河岸通地尻に有之、長町竝前書町家迂替に申上候通、享保十九寅年三月廿八日、町内河岸通町屋敷行短く辨利惡敷候に付、是迄拜借裏行三間通の上、三尺増地被仰付、三間半通拜借地に被成下候様、尤上納金差上可申旨奉願、同十二月廿四日大岡越前守様御番所に願の通被仰付、翌二十卯年二月廿三日御地渡有之候。その節より壹ヶ年金拾兩宛の上納仕來候處、明和六丑年十二月十四日牧野大隅守様御番所に、金四拾三兩三分、銀拾貳貳分増上納金被仰付、其後壹ヶ年金五拾三兩三分、銀拾貳貳分上納仕候。
 一 火除地

(定規の方置積炭薪并木材)

(分五銀金納上の坪一岸河)

無構、炭薪并竹木も横楸の分は高五尺限積置候様被仰渡、以來艱無之様高積勝示杭御打渡被成下候旨被仰渡、同月廿日勝示杭御打渡被成下候。然處寛政五年十月廿五日、湯島無縁坂より出火にて類焼致、池田筑後守様御番所御懸にて、河岸通火除地に相成、翌寅年二月十八日、河岸物置場材木竹木置方の儀御取調有之候に付、小丸太小角の類は長三間を限立置、中丸太は高四尺程の鳥居木補理木先にて高貳間程に致、長木の儀は炭薪同様高五尺を限積置候様可仕、右に付場取候間河岸物置幅の儀、西の方に九間より東の方に七間餘有之候處、一同拾八間に被成下候様同御番所之奉願候得ば、同四月廿五日追て御沙汰に被及候迄願の通差置候様被仰渡候處、炭薪葎糞米商賣の者共儀も、右材木屋の中に入交住居罷在、河岸竝惡敷候に付、材木屋同様河岸幅拾八間に被成下候様同年九月三日同御番所之奉願、同月十九日願の通追て被及御沙汰に候迄河岸竝の通被仰渡候。然處文政七年七月六日、榊原主計頭様御番所御内寄合にて、町々河岸地坪數場所柄に應じ、相當の冥加金上納可致旨被仰渡。尤拜領町屋敷の分は相除。同年十月より壹坪に付壹ヶ月銀五分宛、町内分壹ヶ月金拾五兩貳分、銀六分六厘五毛宛上納仕候。
 一 千川上水
 右は安永九子年十月廿七日、牧野大隅守様御番所御懸にて、

右は寛文五丑年十月廿五日、湯島無縁坂より出火にて致類焼、跡退へ代地被下置、河岸通火除地に相成、長百三拾七間壹尺五分、幅東西にて四拾三間五尺、中程にて四拾四間貳尺、此坪六千四拾六坪九合六勺有之。右の内河岸拾八間通物置場に相成居、東西にて幅貳拾五間五尺、中程にて幅貳拾六間貳尺、往還火除地に相成居候。
 一 物揚場 貳ヶ所
 右は町内南の方神田川際に有之、西の方揚場幅貳間、中程揚場幅四間程御座候。起立御願濟年月等、年古き儀にて相分不申候。

一 物置場 長百三拾壹間壹尺五分、幅拾八間、内三拾七間四尺九寸四分拜領町屋鋪之分
 右は河岸物置場の儀は起立不相知、先年より商物差置來候處、天和二戌年十二月廿八日類焼いたし、翌亥年河岸物置場難相成旨にて難儀仕候に付、北條安房守様御番所之奉願、貞享元子年月日不相知願の通被仰付候處、享保四亥年二月十四日、下谷御數寄屋町より出火にて類焼致、所拂に相成、其後度々奉願、享保十一年十月六日大岡越前守様御掛にて、諏訪美濃守様御番所御内寄合之被召出、河岸材木は立置、薪の儀は高三尺限差置候様被仰渡候處、元文四未年三月四日、妻戀町より出火にて類焼致、河岸物置場差置申間數旨被仰渡候處、難儀仕候旨にて、同年十一月朔日石河土佐守様御番所にて、水野備前守様御立合、竹木建置候儀は

上水掛渡の儀被仰付候儀にて、町内河岸通往還より長百三拾八間壹尺五寸程、殘地と唱候通長百三拾八間壹尺五寸程、往來中程に埋小樋掛渡、兩通とも西の方中程枡壹ヶ所宛有之候所、天明七年四月十三日御差止に相成候旨被仰渡候由にて、其節取潰し埋立申候。

但元祿の度、千川上水御掛渡の義相分不申候。

自身番屋間口貳間半

右は町内北の方火除明地の内に有之、寛政六寅年池田筑後守様御役中御願濟に御座候。

木戸番屋間口貳間半

右は町内西の方に有之、建初御願濟年月等相分不申。先年町屋河岸通に有之候節より有來候儀に御座候處、寛政五丑年十月廿五日、湯島無縁坂より出火にて類焼致、河岸通火除地に相成候節、當時の場所へ引直し候儀に御座候。

家持 森川五郎右衛門

右先祖五郎右衛門儀は攝津國郡不知伏見出生にて御座候處、御當地御繁榮に付寛永年中罷出、當町に住居仕、其砌より材木商賣相始、追々手廣に相成、寛文九酉年三月十三日地面買受罷在候處、寛政元年十二月七日、父五郎右衛門儀初鹿野河内守様御番所へ被召出、御勘定所御用違被仰付、御扶持方三人扶持被下置、肩衣御免、町御會所相勤居候處、同四年六月三日於御勘定所に苗字御免に相成、同

(來由家川森主家)

(來由の名町間久佐) (八平間久佐)

九巳年三月中、當五郎右衛門幼名長次郎儀御同所見習勤被仰付、父子一同相勤罷在候。文化四卯年五月六日御勘定所へ被召出、永々苗字御免被仰付候處、文化十三年閏八月中父五郎右衛門義病死仕、同年十二月中人跡御勘定所御用違被仰付、三人扶持引續被下置、同十四丑年五月中五郎右衛門と改名仕候。然處同人伴長次郎義當亥三月三日御同所見習勤被仰付候。當五郎右衛門迄連綿と七代相續罷在候。

但古書付古器物等取調候處無御座候

以上丁亥書上

【事蹟合考】云、佐久間といふは 御入國以前より江戸下宿の間屋にて、代々大傳馬町に住す名主平八といふものにして、嘗て町年寄といふものにあらず。今は此家斷絶なり。佐久間が住居は大傳馬町にて無之、佐久間町今玉ヶ池といふ所則住居の地なりと。これに據ば當町は昔神田川内に在しを、後年外へ移されしと見へたり。土人は寛永八年類焼の時、材木等の置場の焼たる事ありしを以て、始より當所に置れし如く傳ふれど、恐くは誤なるべし。たゞ材木等の置場のみ古より在しにあらずや。

佐久間町貳丁目

町名起立の譯駭と不相分候得共、同所壹丁目にて申上候通、

(領田峽郡島豐)

往古は武州豐島郡峽田領の由、村名不相分。其後追々町竝に相成、町屋取建候儀に可有之。年月等相分不申候得共、同所壹丁目にて寛永十八己年木置場拜領仕候儀有之、壹丁目と相唱候上は貳丁目と申、町屋も其以前より有之候儀に御座候。

町内町屋元來河岸通に有之候節、和泉橋より西の方、右町屋裏通より同所壹丁目裏通へ懸、先年は武家地又は寺地の由申傳候場所明地に有之候處、明曆四戌年五月廿六日、間口京間拾貳間六尺貳寸、裏行同貳拾六間三尺五寸、御醫師關本伯典様拜領町屋鋪に相成、當町の内え組入に相成申候。同所北續地所の儀は其後元祿十二卯年中、同所松永町と申町屋に相成申候。前書河岸通町屋の内和泉橋より西の方、間口京間八間此地面貳ヶ所分、右拜領町屋鋪共享保四亥年二月十四日、下谷御敷寄屋町より出火にて類焼仕、同年三月十九日中山出雲守様御番所御懸にて、河岸通凡六拾七間餘火除地に相成、跡退に代地被下置候旨被仰渡。同年六月廿九日、裏通拜領町屋鋪の儀は、同所北の方御役名不相分筒井平大夫様御屋敷上地、河岸通町屋の儀は同所松永町と尻跡之代地御割渡被下置候處、右代地々尻と同所松永町と尻合に相成居候處、同年七月中町内の方九尺通、松永町の方三尺通、都合貳間の自分道仕度旨、中山出雲守様御番所へ奉願候得ば、大岡越前守様御番所御内寄合へ被召出、同月

(地領拜典伯本關)

廿七日願の通被仰付候。

享保十巳年十一月廿二日、河岸通隔、商賣物引取持運びに入用相掛、且家前の方は往來も少々難儀仕候に付、被下置候代地奥行貳拾壹間五尺九寸の内、表拾間通差上、河岸通にて裏行拾間通被下置候は、塗家造に仕、隨分火焚所入念、且和泉橋新規修復共入用差出可申旨大岡越前守様御番所へ奉願候得ば、同年十二月廿六日同御番所にて願の通被仰付、翌午年二月十三日地所御割渡被下置候。夫より代地に残り居候方は私に殘地と申來候。然處町内より西の方、水野隼人正様御屋鋪御取拂明地に相成候に付、筋違橋外御成道筋より御見通に相成、且又不用心にも有之候に付、裏通幅三間に長町竝の通拜借仕、竹矢來にても板塀成共可仕旨、享保十二未年閏正月廿九日、町年寄榎屋藤左衛門方へ相願候得ば、翌二月廿七日、大岡越前守様御番所御内寄合にて願の通被仰付、同三月十三日地所御割渡被下置候に付、右河岸通と殘地と唱候場所、間數往來共凡四拾九間程火除明地に相成居候處、享保十三申年八月五日、南北三十五間餘、東西八間半の場所、麴町平河町壹丁目代地に相成申候。

享保十九寅年三月廿八日、町内河岸通町屋裏行短く辨利惡敷候に付、是迄拜借地裏行三間通の上、三尺増地被仰付、三間半通拜借地へ被成下候様、尤上納金差上可申旨奉願、

同十二月廿四日大岡越前守様御番所にて願の通被仰付、翌二十卯年二月廿二日御地渡有之候。

一 元文四未年四月十七日、自分道幅三尺通狭申度、町年寄樽屋藤左衛門方へ相願、石川土佐守様御番所にて、同月十八日願の通被仰付候。

一 寛政五丑年十月廿五日、湯島無縁坂より出火にて町内河岸通類焼致、筋違橋より和泉橋迄内外町々火除地に相成、河岸通町屋并裏通に有之候麴町平河町壹丁目代地御用地に被召上、地形引直し相殘、河岸通町屋の儀、尙又跡退代地被下置候旨、同年十二月十七日池田筑後守様御番所にて被仰渡、翌寅年四月十三日地所御割渡被成下、當時の地形に相成、河岸通凡四拾三間五尺火除地に相成申候。且其砌河岸通地所跡退代地被下置候に付、和泉橋入用差出候儀御免の儀奉願候處、願の通被仰付候。

一 前書殘地の方後通幅壹間、松永町より三尺、都合道幅九尺有之候處、一體町内裏行間數短く、當時にては往來差支も無之、住居向猶豫無之、且火の元見守入用も相掛り候に付、圍込自分道相止め申度段、寛政十午年正月十三日、町年寄樽屋興左衛門方へ相願候得ば、同年四月廿七日村上肥後守様御番所御内寄合にて、小田切土佐守様御掛にて願の通被仰付、銘々に沽券地の内へ圍込住、自分道相止め申候。

一 町内町屋和泉橋より東の分、享保五子年三月廿七日中橋邊

(すなと地宅を地蔵)

一 右河岸藏地の儀は火焚所に不相成難儀仕候に付、享保七寅年三月中火焚所御免の儀奉願、同四月十四日中山出雲守様御番所にて、火焚御免被仰付候。右藏地の儀同所壹丁目并當町和泉橋西の方河岸通町屋より川の方え出張有之候處、壹丁目藏地並見通致度、且藏地の間九尺宛明有之候を相止め、引付家作仕度段、享保十三年六月一日大岡越前守様御番所へ奉願候得ば、同七月十八日諏訪美濃守様御番所御内寄合、願の通越前守様被仰付、同八月五日地所御割直し被成下候。

一 右火除地の内和泉橋通の方にて、享保十三年八月五日、

(るなと地用御東以橋泉和)

より出火にて類焼致、町内御用地に被召上、右地尻に有之候京極甲斐守様御屋鋪も御用地に在召上。右御屋鋪跡の内北の方に藤堂和泉守様表御門前通り、長七拾五間四尺、奥行九間三尺六寸四分通代地に被下置、元地河岸通に、奥行八間通地面拾三ヶ所の間、九尺宛明藏地として御殘被下置候旨、同五月二日中山出雲守様御番所にて被仰渡、代地の儀は同年十一月三日地所御割渡被成下候。河岸通藏地の儀は際九尺宛明候に付、町内と同町三丁目際に藤堂和泉守様御藏屋敷并河岸物揚場有之候處、物揚場は相殘、御屋敷は上地に相成候跡、町内并同所三丁目へ割込に相成、翌丑年四月十四日御割渡被成下、右藏地と代地の間五拾間餘火除地に相成申候。

(所量測) (館學醫) (場園菜)

長南北四拾五間餘、奥行拾三間餘、麴町平河町壹丁目代地に御渡申候。

一 町内河岸通町屋、奥行短く迷惑仕候に付、享保二十卯年三月廿六日、町内代地表通長七拾五間四尺の内、西の方に裏行貳間六分、東の方に裏行三間五尺五分、總坪貳百五拾五坪差上、河岸通藏地の後へ御引付被下置。右差上候地の儀は拜借地に仕、冥加上納金差上申度旨町年寄奈瓦屋市右衛門へ相願候得ば、同四月廿七日稻生下野守様御内寄合にて願の通被仰付、同五月廿一日地所御割渡被成下、當時の形に相成申候。尤古町の儀にて格別の御祝儀有之候節は、町人共御能拜見被仰付候儀に御座候。

一 延享三寅年十二月四日、町内より同所三丁目へ掛、火除地の内貳千四百拾八坪、測量所御用屋敷に相渡、寶曆八寅年右御用屋敷御取拂相成、同年十一月五日、如元明地にて町内へ御預に相成居候處、明和二酉年五月廿五日、火除御預明地の内、測量所跡の内千五百拾八坪、醫學館に相渡、殘明地は其儘町内へ御預に相成居候處、同年九月二日、前書醫學館南の方壹間半通、北の方六間通、尙又醫學館圍込込地所に相成申候。殘御預け明地同四亥年十二月十八日、雜司谷村百姓平次郎へ拜借、菜園場に相渡、同五子年十月九日、右菜園場御取上に相成、尙又町内へ御預に相成候處、天明三卯年三月五日、右醫學館麴町平河町壹丁目代地間明

(鋪屋夫大京右竹佐) (鋪屋輔少部兵伊井)

一 地の内、北の方に五百三坪半、西御丸御小納戸吉松庄次郎様、南の方に五百三坪半、同斷山名本太郎様御屋鋪に相成、同年九月廿五日、醫學館東の方明地町内并同所三丁目御預の場所、井伊兵部少輔様御中屋鋪に相成申候。右醫學館井吉松庄次郎様・山名本太郎様・井伊兵部少輔様御中屋鋪の儀、其後度々御屋鋪替有之、當時佐竹右京大夫様御中屋鋪奥御高家前田信濃守様・新御番頭丹羽五左衛門様御下屋鋪西御丸御書院番大久保肥前守様御組水野主馬様御金藏・同心鈴木庄九郎殿・小普請支配佐野豊前守様御組三木熊吉殿に相成申候。

一 河岸通和泉橋より西の方北側、東西へ間口八間半、南北へ裏行拾間、地尻に長町並奥行三間半通拜借上納地付有之候。但河岸通にて片側町屋に御座候。

一 但河岸通の儀は麴町平河町壹丁目代地に御座候。但南向側の儀は麴町平河町壹丁目代地に御座候。

一 河岸通和泉橋より東の方、東西へ間口五拾五間餘、南北へ裏行西の方拾間半、東の方拾三間餘。但片側町屋に御座候。

一 代地と唱候場所、和泉橋通より東の方、東西へ間口七拾五間半餘、南北裏行西の方に七間半餘、東の方に五間半餘、右地所表間口西の方長拾九間は裏行貳間六分、東の方

(鏡屋守泉和堂風)

にて長五拾六間四尺は裏行三間五尺五分通拜借上納地付有之候。
 關本伯典様拜領町屋敷の分、西側南北間口拾九間半餘、裏幅同斷、東西裏行貳拾間餘。
 但向側藤堂和泉守様御屋鋪に御座候。
 和泉橋より西の方河岸通の分
 一 四隣 東の方麴町平河町壹丁目代地、西の方同所佐久間町壹丁目、南の方神田川通、北の方麴町平河町壹丁目代地。
 和泉橋より西の方の殘地と唱候場所
 一 四隣 東の方麴町平河町壹丁目代地、西の方同所佐久間町壹丁目、南の方麴町平河町壹丁目代地、北の方同所松永町。
 和泉橋より東の方河岸通の分
 一 四隣 東の方同所佐久間町三丁目、西の方町内河岸物置場并火除地、南の方神田川通、北の方麴町平河町壹丁目代地、丹羽五左衛門様・前田信濃守様御下屋鋪。
 和泉橋より東の方代地と唱候場所
 一 四隣 東の方同所佐久間町三丁目、西の方同所松永町、南の方佐竹右京大夫様御中屋鋪、水野主馬様、鈴木庄九郎殿、三木熊吉殿御屋鋪、北の方藤堂和泉守様御屋鋪。
 關本伯典様拜領屋鋪の分
 一 四隣 東の方藤堂和泉守様御屋鋪、西の方同所松永町、南の方同所松永町、北の方同所松永町。
 町内河岸通の儀は里俗河岸通と相唱。北の方藤堂和泉守様御屋鋪、前通町屋の儀は代地と唱申候。拜領屋鋪の儀は伯典屋鋪と申候。
 拜領町屋鋪四百坪
 細審醫師
 關本伯典

(金納上加冥)

右は和泉橋通、同所佐久間町貳丁目向所壹丁目裏明地に有之、明曆四戌年五月廿六日、先祖伯典様拜領町屋鋪に相成、其後享保四亥年二月十四日下谷御數寄屋町より出火にて類焼仕、同年三月十九日中山出雲守様御番所御掛りにて、同所北の方當時の場所、御役名不知筒井平太夫様御屋鋪跡にて代地被下置候儀に御座候。
 上納地貳百五拾五坪八合八夕
 右は和泉橋より東代地と唱候場所に有之、前書町屋遷替に申上候通、享保二十卯年三月二十六日代地表通差上、河岸通藏地の後御引付被下置、右差上地面の儀は拜借地に仕、爲冥上加納金差上申度旨町年寄奈良屋市右衛門方へ相願、翌四月二十七日稻生下野守様御内寄合にて願の通被仰付、同五月二十一日御地所御割渡被成下候。其節より一ヶ年金五兩壹分上納仕來候處、明和六丑年十二月十四日牧野大隅守様御番所にて、増上納金拾九兩三分、銀三分被仰付、都合貳拾五兩、銀三分上納仕來候。
 町内和泉橋より西の方、河岸通地尻三間半、通長町竝八間半、上納地の儀は同所壹丁目に申上候通に御座候。
 火除地三百八拾貳坪五合八夕
 右は和泉橋より西の方に有之、河岸拾八間通物置場に相成居、幅貳拾五間五尺往還火除地に相成居申候。
 物置場

(分五銀坪壹金納上加冥) (定の方置物岸河)

右は起立の年月不相知、和泉橋より西の方は同所壹丁目に申上候通に御座候。和泉橋より東の方の儀も起立不相知。先年より商ひ物差置來候處、天和二戌年十二月二十八日類焼致、翌亥年中河岸物置場難相成旨にて難儀仕候に付、北條安房守様御番所へ奉願候得ば、貞享元子年中願の通被仰付候處、享保五子年三月二十七日中橋邊より出火にて類焼仕、御取拂に相成、其後度々奉願、享保十一年十月六日大岡越前守様御掛にて、諏訪美濃守様御番所御内寄合へ被召出、河岸材木は立置、薪の儀は高三尺限差置候儀被仰渡候處、元文四未年三月四日妻戀町より出火にて類焼致、河岸物置場差置申間敷旨被仰渡候處、難儀仕候旨にて、同十一月朔日石河土佐守様御番所にて、水野備前守様御立合、竹木立置候儀無構、炭薪并竹木も横併し分は高五尺限積置候儀被仰渡、以來猥に無之様高積勝示杭御打渡被成下候。然處文政七申年七月六日柳原主計頭様御番所御内寄合にて、町々河岸地坪數場所柄に應じ、相當の冥加金上納可致旨被仰渡、同年十月より壹坪に付壹ヶ月銀五分宛、町内分壹ヶ月金四兩壹分、銀九匁五分壹厘宛上納仕候。
 物置場
 右は東之方同所佐久間町三丁目境に有之、河岸行七間、幅三間、享保十三申年七月中大岡越前守様御番所へ奉願上、願之通被仰付、兩町物置場に仕來候。

千川上水
 右は安永九子年十月廿七日、牧野大隅守様御番所御掛にて、上水掛渡の儀被仰付候儀にて、町内河岸通東西七拾壹間程小樋往還中程に埋、和泉橋際に榊壹ヶ所殘地と唱候場所拾貳間程、同和泉橋通角に榊壹ヶ所代地北側東西百壹間程、中樋和泉橋通北の方角に榊壹ヶ所所有之候處、天明七未年四月十三日、御差止めに相成候旨被仰渡候由にて、其節取潰埋立申候。
 但元祿の度上水御掛渡之儀相分不申候。
 自身番屋間口三間

右は建初候御願濟年月等相知不申。先年河岸通に町屋有之候節、町内中程河岸物置場内に有之候處、享保五子年中河岸通火除地に被召上候節、和泉橋通北の方代地町屋前九年月不知引取候處、同十三申年中麴町平河町壹丁目代地町屋出來候節、右番屋隣に相成引拂、其後延享元年迄の内年月不相知、和泉橋北側東の方え引直し相建置候處、文化三寅年三月四日、芝車町より出火にて類焼致、同六巳年九月廿九日、根岸肥前守様御番所へ奉願、自身番屋之儀同所へ相建、木戸番屋引分、同所西側同町河岸物置場際往還へ相建申候。
 木戸番屋間口二間
 奥行九尺
 右は和泉橋西側に有之、委細之儀は前書に申上候通に御座

候。
 一 木戸番屋間口九尺 奥行九尺
 右は町内北の方關本伯典様拜領屋鋪角に有之、寛政七卯年十月三日、坂部能登守様御番所之新規に相建申度旨奉願、同六日願の通被仰付候。
 大下水幅四尺
 一 右は和泉橋通西側拜領町屋鋪より同所松永町の内、殘地と唱候地所と麴町平河町壹丁目代地町内河岸通地所、右家前より火除地往來九間餘横切に相成、天より埋下水に相成、筋違に和泉橋東の際え相流申候。

東山修驗 實應院下
 金剛院

(來由名橋) (配交院動不手幸) (院副金)
 一 右は代々東山修驗、武州幸手不動院支配、先住榮高法印と申者生國下野國足利出生にて、享保十三申年、同所小柳町壹丁目家主小兵衛店教智院慈仙法印弟子と罷成、同居仕候處、元文三年、麴町平河町代地家主清兵衛店住居仕候。然處文化三寅年三月四日類焼後、神田佐久間町貳丁目藤兵衛店住居仕候。文化十三年同町喜兵衛店之引越住居罷在候て、當三代に罷成候以上。
 和泉橋長十四間 中三間
 一 但和泉橋と相唱候譯、向柳原に藤堂和泉守様御屋鋪有之候故、相唱候儀に可有御坐候。且又先年近邊に酒井和泉守様御屋鋪有之候故、右様相唱候趣も申傳候得共、馳と

仕候儀無御坐、全く藤堂和泉守様御屋鋪有之候故相唱候儀と奉存候。
 右橋掛渡之儀は初め年月不相知。御入用橋に御座候處、享保四亥年二月十四日、右橋より西の方同所佐久間町壹丁目并町内地面貳ヶ所、下谷御數寄屋町より出火にて類焼仕、河岸通火除御用地に相成、跡退に代地被下置候處、河岸通隔、商賣物引取持運に入用相懸り、且家前の方は往來も少く難儀仕候に付、町家奥行貳拾壹間五尺九寸の内、表通拾間差上、河岸通え地所御割替被成下、尤和泉橋入用新規修復共差出可申旨、享保十巳年十一月廿二日、大岡越前守様御番所之奉願候處、同年十二月廿六日同御番所にて願の通被仰付。夫より前書の神田佐久間町壹丁目不殘、同所同町貳丁目地面貳ヶ所より入用差出、右橋新規修復共致來候處、元文四未年三月四日妻戀町より出火にて、右兩町の内同所佐久間町壹丁目西の方より九拾九間壹寸五分類焼致、神田川内町々も類焼致、大火に相成候に付、地面御割替願の通被仰付候節、外え火移不申様可仕段申上被仰付候處、材木薪え火移、別て及大火に不埒に付、右類焼の地面被召上、代地不被下候。其後は和泉橋入用右町家小間々割合、類焼致候地面被召上候分は御入用、類焼残り分は町方より差出來候處、右地面御返被下置候様度々御慈悲奉願、寶曆八辰年十二月晦日、依田和泉守様御番所にて、元地御返被下置

(事の消火橋)

取助成を以相助可申旨御願申上候に付、髮結床の者之障有無御尋に御座候處、地代差出候段迷惑仕候間、火消の儀橋際に有來候髮結床并商床の者共相勤申度旨相願候に付、願の通被仰付、三右衛門願は御取上げ無之、併三右衛門儀御入用橋火消の儀存付申上候に付、前書之商床貳ヶ所并同所新し橋南北にて同様の商床三ヶ所、都合五ヶ所御免被仰付候段、同年三月廿七日大岡越前守様御番所御内寄合にて被仰渡、右三右衛門より代々所持仕、今以右町に住居罷在候。物揚場 九拾間程
 一 右は同所橋より東の方に起立御願濟年月相知不申、先年より物揚場に致來申候。
 一 芥溜場
 一 右者同所西の方に有之、延寶六午年中、宮崎若狹守様・島田出雲守様町方御勤役の節、同所佐久間町壹丁目同所同町貳丁目同所佐柄木町松田町神田多町壹丁目同所同町貳丁目連雀町・神田鍋町通・新石町須田町壹丁目同町貳丁目都合拾壹ヶ町の者共町内持場の内、東西貳間に南北八間、同所續西の方御用御石置場の内、東西貳間に南北八間、都合四間に八間、此坪三拾貳坪芥溜場に奉願上、月日相知不申、願の通被仰付候。

(屋番床結髮)
 一 髮結床番屋貳ヶ所
 一 右壹ヶ所は和泉橋南の方西側に、間口貳間奥行三間番屋有之、萬治二亥年中神尾備前守様・石谷將監様御勤役中御願濟に御座候。壹ヶ所は同處東側に九尺四方の番屋有之、正徳五未年八月中、爲見守町内より坪内能登守様御番所之奉願、同月十八日願の通被仰付候。
 一 商床貳ヶ處共九尺四方
 一 右は同所西側に壹ヶ所、東側壹ヶ所の儀は、本湊町家主三右衛門と申者、享保七寅年中所々御入用橋之分出火の節、橋火消可仕候間、橋際に有之候髮結床并商床より、地代請

屋に相成、芥溜場無之候に付前書の通奉願上候。町内并同所同町壹丁目之儀者、最寄の儀に付一同御願申上候儀に可有御座と奉存候。
非人小屋壹ヶ所
右は同所西の方御用御石置場境に有之、最初小屋頭庄兵衛儀、正徳二辰年三月十五日病死仕、其後代々罷在候得共、何比より小屋有之候哉、書留等焼失致相分不申候旨、當小屋頭庄兵衛申立候。

以上丁亥書上

佐久間町三丁目

右町起立の年代并町名の起相分不申。往古は武藏豊島郡峽田領の由申傳候得共、村名等馳と相分兼申候。尤古町にて表間口東西え京間五拾九間貳尺五寸三分、裏行同南北貳拾間有之、町屋にて重き。御祝儀の節は御能拜見被仰付候儀に御座候。然處享保五年三月廿七日、中橋邊より出火之節類焼致、表間口の方田舎間裏行八間通長町並の通、爲藏地と御殘被成下、地面堺九尺宛明置、家作致候様、同年五月二日中山出雲守様御番所にて被仰渡。尤右明置候九尺宛の地所は、當町并佐久間町貳丁目の間に有之候藤堂和泉守様御藏屋鋪御用地に被召上候跡に御割増に相成、地尻の方裏行拾貳間、長町並通は火除地に被召上、同町後に有

(跡鋪屋守河駿庄新守斐甲極京)

之候京極甲斐守様、新庄駿河守様兩御屋鋪も御用地に被召上。右跡明地の内北の方え六拾壹間程隔東西え表間口八拾貳間七寸三分、裏幅同斷裏行九間三尺六寸四分、同年十一月三日代地に被下置、其節より右地所の方を私に代地と相唱候。然處前書河岸通藏地、焚火難相成難儀仕候に付、同七年三月申、中山出雲守様御番所え焚火御免奉願、同年四月十四日願の通被仰付。其後猶又藏地の間九尺宛明置候ては町並不宜、且又同町壹丁目同町屋より貳丁目三丁目の方は河岸の方え出張有之、往還道幅も狭く御座候に付、壹丁目町並の通後の方え四間通引下、建續に家作仕度段、同十三年六月中大岡越前守様御番所え奉願、同七月十八日諏訪美濃守様御番所御内寄合え被召出、願の通被仰付、同八月五日地所御割渡被下置候得共、裏行短く難儀仕候に付、代地に被下候地坪の内にて、裏行三間三尺六寸四分長町並の通差上、右の分河岸通藏地後え替地に被下置、代地にて差上候地處は上納金任拜借地に被仰付被下置候様、同貳拾卯年四月中奉願、同月廿七日稻生下野守様御番所御内寄合え被召出、願の通被仰付、同五月廿一日裏行五間貳尺七寸三分、長町並の通右藏地後え地所御割渡被下置、且又當町并貳丁目の間に有之候藤堂和泉守様物揚場之儀も、當時の場所え御引替被下候様奉願、御開濟に相成候。右之通九尺宛の地所建續に仕候に付、當町并四丁目殘地の間に明地出

(額田峽郡島豊)

(鋪屋梁道賀千)

(場園菜) (鋪屋中夫太京右竹佐)

來、町内御預に相成居候處、天明三卯年五月廿三日西御丸御小納戸松本熊藏殿屋鋪に相渡、其後御相對替有之、當時御番御醫師千賀道榮殿屋鋪に相成申候。右の趣故前書に申上候代地にて差上候裏行三間三尺六寸四分長町並の地所は、御上納地に相成、壹ヶ年分金三拾貳兩、銀五匁五分宛月割を以上納仕來、當時の形に相成申候。且又京極甲斐守様新庄駿河守様兩御屋鋪跡殘明地の儀は、佐久間町貳丁目三丁目四丁目右三ヶ町え御預け被仰付候處、明和四亥年十二月申雜司ヶ谷村百姓平次郎と申者拜借菜園場に相渡、翌子年五月中東の方佐久間町四丁目後菜園場の内、板倉伊豫守様御中屋鋪に相渡、同年十月九日殘菜園場御取上げに相成、又候町内え御預け被仰付置候處、猶西の方佐久間町三丁目後明地の内、天明三卯年中井伊兵部少輔御中屋鋪に相渡、其後御屋敷替有之、當時佐竹右京大夫様御中屋鋪に相成申候。
町内河岸通の分、東西え表間口六拾貳間餘、裏行拾三間餘、
但南の方神田川にて河岸付、片側町に御座候。
四隣 東の方往還隔千賀道榮殿御屋敷、西の方同斷同所佐久間町貳丁目、南の方同斷神田川、北の方佐竹右京大夫様御中屋鋪。
町内代地の方東西え表間口八拾八間餘、裏行九間半餘、内

(鋪屋守泉和堂藤)

(前養山増) (門衛左郎五屋木)

南の方にて長町並の通裏行三間半六寸四分、御上納地に有之候。
但北の方表間往還を隔、藤堂和泉守様御上屋鋪にて、片側町に有之候。
四隣 東の方同所佐久間町貳丁目殘地、西の方往還を隔、同所同町貳丁目、南の方同斷板倉伊豫守様御中屋敷、佐竹右京大夫様御中屋鋪、北の方同斷藤堂和泉守様御先手能勢次左衛門殿御屋敷、
當町代地の方を私に代地と相唱候得共、諸御役所向え申立候節は代地とは相唱不申候。
町屋敷拜領人名前左の通
御腰物奉行支配
御府御用達町人
木屋五郎左衛門
五拾七坪貳夕六才
六拾坪七合六夕壹才
右は町醫之由玄忠と申者所持地面に御座候處、牛込寺町に有之候右五郎左衛門拜領地と相對替致度段相願、町御奉行丹羽遠江守様御番所御掛にて御調の上、寶永八卯年四月十九日、五郎左衛門拜領地に被仰付候。尤町並の通河岸通并代地に相分、貳ヶ所に相成申候。
小普通御醫師
増山養甫
七拾四坪五合壹夕八才
右は町内家持佐兵衛と申者所持地面に御座候處、同人不埒

之儀有之、河岸通井代地の地所共御取上相成候處、寛延二已年四月十五日、河岸通の方は右養甫殿拜領地に相成、代地の方は御拂地に被仰付候段、町御奉行能勢肥後守様御番所にて被仰渡。其節八右衛門と申者代金五拾兩に買下仕、町人所持地面に相成申候。

一 上納地三百拾七坪八合壹夕九才

右は前書に申上候通、享保二十卯年四月中、稻生下野守様御番所へ奉願、御上納地に被仰付、壹ヶ年分金三拾貳兩、銀五匁五分、月割を以上納仕來申候。

一 自身番屋の儀は當町并同所佐久間四丁目殘地組合にて、同町并四丁目元地、右兩町持河岸地の内に有之、委細の儀は右四丁目殘地より申上候。

一 物置場

右は河岸地に有之、前々より商ひ物差置候處、天和二戌年十二月、享保五年三月中類焼の度に、河岸地え商ひ物差置中間敷旨被仰渡、其度々難儀仕候段奉願上候得者、元文四年石河土佐守様御番所へ被召出、以來商ひ物高さ五尺限りに積置、右御定尺の外高積仕間敷旨被仰渡、同月中勝示杭御打渡有之。其後商ひ物差置來候處、去る酉年八月中、右河岸地拜領地の分相除、壹坪に付一ヶ月銀五分宛冥加金被仰付、月々上納仕候儀に御座候。但此坪數四百三拾七坪六夕八才

(定の尺五高置積物ひ商)

一 物置場
右は當町并同所佐久間町貳丁目境に有之。幅三間河岸行七間の場所、右兩町持物揚場に仕度段奉願上、享保十三申年七月中、大岡越前守様御番所にて、願の通被仰付候。千川上水
右は安永九子年中、町内河岸通往還中程樋筋掛ケ渡有之候處、天明七末年同月中、御差止に相成、右樋筋共其儘埋立有之候。
以上丁亥書上

佐久間町四丁目殘地

(領田峽郡島豐) 一 右町起立の年代并町名の起相分不申。往古は武州豐島郡峽田領の由申傳候得共、村名等曉と相知兼申候。古町にて同町三丁目地續に有之、東西え表間口京間拾三間、往還を隔同四拾七間都合惣小間六拾間、裏行同貳拾間有之、河岸付町屋にて重き御祝儀の節は御能拜見被仰付候義に御座候處、享保三戌年四月廿日、小傳馬町より出火の節、惣小間京間六拾間の内往還東の方四拾七間は類燒致、右の分火除御用地に被召上、往還西の方拾三間は燒殘候に付、其節より同所佐久間町四丁目殘地と相唱來申候、然處同五年三月廿七日、中橋邊より出火の節、猶又類燒致、同町三丁目同様河岸通表間口長町並裏行八間通御殘被成、一と地面界九尺

(歴來の町本)

(坂區菜) (跡舖屋守河殿庄新)

宛明置家作可仕旨、同年五月二日中山出雲守様御番所にて被仰渡。尤右明置候九尺宛の地所は同町貳丁目參丁目の間に有之候藤堂和泉守様御藏屋敷御用地に被召上候後に御割込に相成、地尻の方長町並裏行拾二間通は火除地被召上、町内後に有之候新庄駿河守様御上屋敷御用地に被召上、右立跡北の方え六拾壹間程隔、東西え表間口二拾間三尺一寸、裏幅同斷、裏行九間三尺六寸四分同年十一月三日代地に被下置候處、前書藏地焚火難相成難儀仕候に付、同七年三月中山出雲守様御番所へ焚火御免の儀奉願、同四月十四日願の通被仰付。其後裏行短く難儀仕候に付代地被下候地坪の内、裏行の方にて田舎間三間三尺六寸四分、長町並の通差上、右の地坪河岸通藏地後え足地に被下置、右代地にて差上候地所は上納金仕、拜借地に被仰付被下置候様同二十卯年四月中奉願、同月廿七日稻生下野守様御番所へ被召出願の通被仰付。同五月廿一日河岸通藏地後ろ地所へ御割替被下置候。右に付代地の方にて差上候長町並裏行田舎間三尺六寸四分通は其砌より御上納地に相成申候。尤當町の儀は九尺道建續の儀は御願不申上、只今以一ト地面界九尺宛明置當時の形に相成申候。且又前書新庄駿河守様御屋舖跡明地の儀は地先町々え御預被仰付候處、明和四辰年十二月中、雜司ヶ谷村百姓平次郎と申者拜借菜園場に相渡、翌子年五月中、右菜園場の内當町并佐久間町三丁目の

(柄安村田)

方え掛、板倉伊豫守様御中屋敷に相成申候。
一 町内河岸通の方東西え表間口十六間半餘、裏行十三間餘、但南の方神田川にて、河岸付片側町に有之候。
一 四隣 東の方往還を隔、同所佐久間町四丁目元地面の方千賀道榮殿屋敷、南の方往還を隔、神田川北の方神田久永屋敷。
一 町内代地の方東西え表間口二十間半餘、裏行九間半餘、但内南の方長町並裏行三間三尺六寸四分通は御上納地に有之候。北の方表間口は往還を隔藤堂和泉守様御上屋敷にて片側町に有之候。
一 四隣 東の方往還を隔、杉庄兵衛殿屋敷、西の方同所佐久間町三丁目、南の方往還を隔、板倉伊豫守様御中屋敷、北の方同斷三枝主膳殿御屋敷。
一 當町代地の儀は私に代地と相唱來候得共、御役所向え申上候節は代地とは相唱不申候。
一 拜領町屋敷五拾七坪二夕六才 小普請御醫師 田村 安 柄
一 同六拾坪七合六夕一才 右 同 人
右は當町家持庄右衛門と申者所持地面に有之候處、元岩井町に有之右安柄殿拜領地と相對替致し度奉願、保田越前守様御番所御掛にて御調の上、元祿十二卯年三月九日、安柄殿拜領地に被仰付候。尤町並の通河岸通井代地に相分、二ヶ所に相成申候。

(定の置物岸河)

一 上納地七拾三坪九合九夕五才
 右は前書に申上候通享保二十卯年四月中、稻生下野守様御番所へ奉願上、御上納地に被仰付、一ヶ年分金七兩、銀四分八厘、月刻を以上納仕來申候。

一 自身番屋間口九尺 奥行三間半
 右は當町并同所佐久間町四丁目元地、右兩町持河岸物揚場の内に有之、文化元子年九月中御願濟の上補理任、當町并右三町目兩町組合にて町用勤來申候。

一 物置場 九拾二坪四合八夕二才
 右は町内河岸の方に有之、古來より商ひ物差置候處、天和二戌年十二月享保五子年三月、元文四年三月、中類焼の度に、河岸地へ商ひ物差置申間敷旨被仰渡難儀仕候に付、其度々御慈悲奉願上候得ば、同年十一月、中石河土佐守様御番所へ被召出、以來商ひ物高サ五尺限置、右御定尺の外高積仕間敷旨被仰渡、同月中勝守杭御打渡有之。其後商ひ物差置來候處、去々酉年八月中右河岸地拜領地并物揚場の分は相除、一坪に付一ヶ月銀五分宛冥加金被仰付、月々上納仕候義に御座候。

一 物置場幅田會間七間 河岸行五間半
 右は當町并同所佐久間町四丁目元地境往來地先に有之、古來より右兩町持物揚場に仕來候得共、年古儀にて御願濟年月等相知兼申候。尤物揚場の義に付河岸地冥加金は上納不仕候義に御座候。

(領江峽郡島豐)

一 仕候。
 千川上水
 右は安永九子年中、牧野大隅守様御番所にて被仰渡有之、當町河岸通大樋掛渡有之、西角往還中程に大榭一ヶ所、且又隣町佐久間町四丁目元地境往還に小榭一ヶ所、右小榭より横町へ取込竹樋埋立有之候處、天保七未年四月中、御差止に相成候段猶被仰渡有之候に付、右樋榭とも其儘埋有之候。

一 佐久間町四丁目元地
 以上丁亥書上

一 右町起立の年代并町名の起相分不申。往古は武州豐島郡峽田領の由申傳候得共、村名等馳と相知兼申候。尤古町に有之、同三丁目地續にて東西へ表京間六十間有之、往還を隔西の方同拾三間、東の方同拾七間、裏行同二拾間有之。河岸付町屋にて重き御祝儀の節は御能拜見被仰付候義に御座候處、享保三戌年四月廿日小傳馬町より出火の節、惣小間京間六拾間の内往還を隔西の方同拾三間は燒殘、其節神田佐久間町四丁目殘地と唱來申候。東の方四拾七間は類燒致。右の分火除御用地に被召上候旨、同五月廿八日大岡越前守様御番所へ被召出被仰渡、同七月中内神田元誓願寺前と唱候場所、武家方家敷跡にて代地被下置候。然處河岸付にて

(歴來の町本)

一 但河岸付片側町に有之候。
 四隣 東の方往還を隔同所久右衛門町一丁目藏地、西の方同斷同所佐久間町四丁目殘地、南の方神田川、北の方往還を隔同所佐久間町四丁目裏町。
 拜領町屋鋪 二拾七坪五合 御本九表坊主 村山長古
 右は正保四亥年中拜領地に被仰付候處、前書申上候通享保三戌年四月廿日、小傳馬町より出火の節類燒致、火除御用地に被召上、内神田元誓願寺前通にて代地被下置。其後火除地に被召上候元地の内え拜借藏地共町内一同に奉願候に付、代地元地に相分二ヶ所に相成申候。

(古長山村)

一 髮結床番屋 九尺四方
 右は新橋北の方西側橋臺際に前々より有之、御願濟の旨申傳候得共、書留燒失仕、年月等相分兼申候。

一 商床 三ヶ所
 右は同所新橋北の方左右橋臺際二ヶ所、同南の方東側橋臺際に一ヶ所、都合三ヶ所共九尺四方の御願濟に有之。右は木湊町家主三右衛門と申者所々橋詰等に有之候髮結床并商ひ床より地代爲差出、御入用橋の分出入の節火防可仕旨願上候處、差障人有之御取上げには相成不申候得共、右體御忠節筋存付申上候儀にも有之間、和泉橋南北橋臺際にて貳ヶ所、新し橋同斷三ヶ所九尺四方の商床御免被仰付候旨、享保七寅年三月廿七日、大岡越前守様御番所御内寄合え被

(復修の橋石一) (金納上)

一 渡河致來候商人共河岸に相離難儀仕候段申立、右火除地に被召上候元地の内、表田會間長町並裏行八間通拜借藏地に被仰付被下置候様、同亥年七月十七日、中山出雲守様御番所へ奉願上候得ば、同年十二月廿五日、同御番所へ被召出願の通被仰付候。尤一ト地面九尺宛明置家作致焚火仕間敷旨被仰渡、同子年正月廿一日地所御割渡被下置、其節より神田佐久間町四丁目元地と唱來申候。其後裏行短く難儀仕候に付、代地にて被下置地所の内にて三間の地坪差上可申間、右拜借藏地後え三間宛の足地被仰付被下置。尤右代地にて可差上地坪の儀は代金上納仕買下地に仕度、且又焚火難相成仕居仕兼難儀仕候に付焚火御免被成下候様、當町并神田久右衛門町一・二丁目藏地、同所富松町元地右四ヶ町一同奉願上。然上は日本橋川通東の方御堀端掛渡有之一石橋掛直修復共爲御忠節と永々御請負可申上旨、同十五戌年二月中奉願上候得ば、御糺の上、同四月六日諏訪美濃守様御番所へ被召出願の通被仰付、同五月六日増地御割渡被下置候。尤九尺通建續の義は御願不申上、只今以一ト地面九尺宛明置當時の形に相成申候。然處明和六丑年十二月中、前書拜借藏地の地所一ヶ年分金三拾六兩三分、銀六匁四分新規に上納被仰付、其節より月割を以上納仕來申候。

一 町内 東西へ表間口四拾八間半餘、裏幅同斷裏行拾一間、

(金加冥)

召出被仰渡候段、三右衛門より證文差出有之、右商床の内不時異變等の儀は當町にて取計來申候。

一 物置場 貳百六拾七坪五合八夕四才

右は古來より商ひ物差置候處、度々類焼の節、河岸地え商ひ物差置申間敷旨被仰渡有之、猶又元文四未年三月中類焼之節も同様被仰渡難儀仕候に付、御慈悲奉願上候得ば、同年十一月中石河土佐守様御番所へ被召出、以來商ひ物五尺限積置、右定尺の外高積仕間敷段被仰渡、同月中勝示杭御打渡有之。其後商ひ物差置來候處、去々酉年八月中右河岸地拜領地并物揚場の分相除、前書坪數に付一ヶ月銀五分宛冥加金被仰付、月々上納仕候義に御座候。

一 物揚場 幅七間 河岸行五間半

右は當町并同所佐久間町四丁目殘地境往還地先有之、古來より右兩町持物揚場に仕來候得共、年古き義にて御願濟年月等相知兼申候。尤物揚場の義に付河岸地冥加金は上納不仕候。

但右物揚場西側に同所佐久間町三丁目、同四丁目殘地、右兩町持合自身番屋補理有之候間敷御願濟等の義は右町より申上候。

一 新シ橋 長拾四間 幅三間

右は當町并神田久右衛門町壹丁目藏地より南の方柳原土手通え相渡候橋にて、本銀町會所屋鋪、神田紺屋町貳丁目藏

佐久間町四丁目裏町

地、佐柄木町藏地右三ヶ町にて爲御忠節と引請罷在、新規修復共仕來申候。尤起立の義當町にては相辨不申、見守等も不仕候。

一 千川上水

右は安永九子年中牧野大隅守様御番所にて被仰渡有之、當町河岸通往還中程に大樋掛渡有之、東の方新橋通往還中程大樋壹ヶ處有之、町内取込竹樋埋立有之候處、天明七未年四月中御差止に相成候段、猶又被仰渡有之候に付、右樋掛共其儘埋立有之候。

以上丁亥書上

一 右町の儀は同町四丁目元地より申上候通、享保三戌年五月中火除御用地に被召上候明地の内え、同町家持共間口町竝裏行八間通の拜借藏地奉願上、同四亥年十二月廿五日、中山出雲守様御番所へ被召出願の通被仰付候段承、猶又翌子年中元家主元地借の者共申合、右拜借藏地後の方え五間通の往還を付、東西え長田舎間五拾間五尺、裏行同八間通の藏地奉願上候得者、同年五月十八日、同御番所御内寄合え被召出願の通被仰付。尤一ト地面堺九尺宛通行道明置家作致、焚火は仕間敷段被仰渡、其節より佐久間町四丁目裏町と唱來申候。然處焚火雖相成仕居仕兼難儀仕候に付、同町

(金納上)

(郎太源主名)

元地一同焚火御免奉願上、同十五戌年四月六日、諏訪美濃守様御番所へ被召出願の通被仰付候。尤元地家持共拜借藏地後に相付候往還道幅五間の内え三間通の足地奉願、是又御願濟に相成、當時の形に相成候處、明和六、丑年十二月、右拜借藏地の地所え壹ヶ年金四拾兩壹分貳朱、銀壹分貳分新規に上納金被仰付、其節より月割を以上納仕來申候。

町内表間口東西え五拾間半餘、裏幅同斷、裏行八間、但片側町に有之候。

一 四隣 東の方往還を隔同所久右衛門町壹丁目藏地、西の方同斷同所久永屋敷、南の方同斷同所佐久間町四丁目元地、北の方板倉伊豫守様御中屋敷、御代官杉庄兵衛殿御屋敷。

一 千川上水

右は安永九子年中牧野大隅守様御番所にて被仰渡有之、當町東の方往還中程に大樋掛渡有之、尤大樋無之、町内取込竹樋埋立有之候處、天明七未年四月中御差止相成候段、猶被仰渡有之候に付、右樋掛共其儘埋立有之候。

一 右は先代長左衛門と申町内年古き家持町人に有之候處、先名主八郎右衛門と申者役儀御免奉願、寶永年中より右長左衛門之名主役被仰付、當源太郎迄六代名主役相續仕候。委敷義は書留燒失仕相分兼申候。尤古町名主に付毎年正月三日

(内領田畠郡島豊)

(來由の名町)

兩御丸様え御扇子箱獻上仕、於紅葉間に御年頭御禮被仰付候。以上丁亥書上

一 町内の儀は往古武州豊島郡畠田領の内、村名不知。其後神田佐久間町四丁目町屋に相成、享保三戌年、當時同町元地同裏町と唱候場處類燒致火除地に相成、内神田え代地被下置候に付、相殘候分神田佐久間町四丁目殘地と相唱候處、同五子年三月廿二日、中橋邊より出火にて類燒仕、右町屋地尻の方御用地に相成、其節同様被召上候御武家上ヶ地北の方にて代地被下置、河岸通裏行八間、間九尺づゝ、明、藏地御割殘被下候處、右代地の内南表の方差上、上納地に奉願、前書藏地後え引附候に付、裏行同所貳丁目、三丁目同様相成候得共、右町々よりは河岸の方え出張候、裏通見通四間通明地と相成居候分、東の方角六間に四間、同貳軒目三間に四間、同三軒目四間四方の地所延享五辰年御拂地に相成、入札のもの御取調の上、同年閏十月十八日能勢肥後守様御番所へ落札人被召出買受被仰付、同月廿八日地所御割渡被下置候。町名の儀は神田久永屋鋪と相唱申度旨同十一月廿三日、奈其屋市右衛門方え相願候處、同十二月三日願の通被申付候。尤町名の儀何故右様相唱候哉相分兼候得共、久永相續可致様に祝し名付候儀と奉存候。

久永屋鋪

- 一 町内表東西え拾三間、裏行南北え四間。
- 一 四隣 東の方神田佐久間町四丁目裏町、西の方千賀道榮様、南の方神田佐久間町四丁目殘地、北の方板倉伊豫守様御中屋鋪。

以上丁亥書上

御府内備考卷之十

外神田之二

富松町元地

(内領田畝郡島豐)

一 當町起立の年代并町名の起相知不申。往古は武州豊島郡畷田領の由申傳候得共、村名等馳と相分不申。表間口南北え田舎間六拾壹間六分、裏行同南の方貳拾間壹尺四寸、北の方同三拾壹間貳尺、裏幅同六拾壹間五尺三寸六分有之町屋に御座候處、享保三戌年四月廿日小傳馬町より出火の節、町内不殘類燒致、火除御用地に被召上、神田川を隔武家方四ヶ所屋鋪跡にて代地被下、神田富松町と相唱、代地には唱來不申候。然る處右代地え引移住居致候商人共出入屋鋪等手遠に罷成難義仕候旨申立、右火除地に被召上候元地の内、表田舎間町並裏行同八間通拜借藏地に仕度段中山出雲守様御番所え奉願上、同四亥年十二月廿五日、向御番所え被召出願の通被仰付候。尤一ト地面畷九尺宛明置家作致、焚火仕間數旨仰渡、同五子年正月廿一日地所御割渡被下置、其節より神田富松町元地と唱來候處、其後裏行短く難義仕候に付、代地に被下候地所の内にて五間の地坪は差上可申候間、前書拜借藏地後え五間宛の足地被仰付被下置、右

御府内備考卷之九 終

(復修の橋石一)

地にて可差上地坪の義は代金上納仕度、且又焚火難相成住居仕兼難義仕候に付焚火御免被成下候様、當町并神田久右衛門町一丁目二丁目藏地同佐久間町四丁目元地右四ヶ町一同奉願上、然る上は日本橋川通東の方御堀端に掛け渡し有之一石橋掛直修覆共、爲御忠節永々御請負可申上、同十五戌年二月中奉願上候得者、御糺之上同四月六日諏訪美濃守様御番所え被召出願の通被 仰付、同五月二日増地御割渡被下置候。然處其後猶又右拜借藏地の間に有之九尺道の儀は上納金差上、家作建續に仕度段、同十九寅年十二月九日當町家主共奉願上、同月二十四日大岡越前守様御番所え被召出願の通被 仰付、一ヶ年分金八兩宛上納仕來候處、明和丑年十二月中前書拜借藏地の地所え新規上納金一ヶ年三拾兩、建續に相願候九尺道の地所一ヶ年金八兩づゝ上納仕來候處、猶増御上納金八兩壹分貳朱被仰付、右三口合金壹ヶ年分金四拾六兩壹分貳朱其節より月割を以上納仕來申候。

(金納上)

- 一 町内南北え表九尺道共六拾三間半、裏幅同斷、裏行拾三間、内沽券地の分九尺道を相除き、貳百五拾坪、上納地の分五百七拾五坪七合。
- 一 四隣 東の方神田餌鳥屋鋪醫學館、西の方御代官杉庄兵衛屋鋪、南の方神田佐久間町四丁目裏町、北の方中根宇右衛門様御屋鋪。

(町川名八田神) (村越島領田畝郡島豐)

- 一 床番屋 貳ヶ所
右は町内南北往還貳ヶ所共前々より有之、間口九尺、奥行貳間の御願濟の段申傳候得共、書留燒失仕、年月等相分兼申候。
- 一 千川上水跡
右は安永九子年中牧野大隅守様御番所にて被仰渡有之、新シ橋通往還中程に大樋掛渡有之、同所南北に枳貳ヶ所、町内取込竹樋埋立有之候處、天明七未年四月中御差留に相成候段猶被 仰渡有之候に付、右樋枳共其儘埋立有之候。

以上丁亥書上

餌鳥屋敷

一 町内の儀は往古武州豊島郡畷田領鳥越村の由に御座候處、元和二丙辰年中御旗組御家人方拜領地に被仰付、神田八名川町と唱候町屋に御座候處、享保三戌年四月二十日、小傳馬町南新道より出火の節類燒仕、同五月中右最寄町々并酒井左衛門尉様御屋敷共火除御用地に被召上、八名川町の儀は同六月中深川堀田伊豆守様御上ヶ屋敷跡にて代地被下置、其後八名川町并久右衛門町の者共藏地拜借地に相願候處、享保四亥年十二月中願之通被仰付、藏地惣廻り明地の儀は淺草平右衛門町名主平右衛門、神田佐久間町四丁目名主長左衛門兩人え御預に相成居候處、御鷹餌鳥御受負人小

(馬場) (鋪屋人負請鳥餌)

石川下富坂町利右衛門・同町三郎兵衛・同町佐兵衛・同町清兵衛・本小田原町壹丁目半九郎・同町又七右六人の者共奉願候は、數年御鷹餌鳥御用相勤外町にて助成屋敷拜借罷在候處、先年度々類焼にて難儀仕候に付、前書明地凡五拾三間に百三拾間餘の所を馬場自分入用を以新規に仕立、相殘候分餌鳥置場并住居に仕、其餘借家に致、右助成を以御餌鳥圍候失却に仕度候間、地所拜借被仰付被下置候様、享保十二年十月、大岡越前守殿町方御勤役の節奉願候處、同年十二月十八日、右六人の者共御内寄合え被召出願の通被仰付、長百間に幅八間づゝ、貳通りに新規馬場仕立、新し橋通にて表間口田舎間四拾三間、裏行貳拾間、此坪八百六拾坪の場所受負人共住居并借家に仕候。則當時の場所神田餌鳥屋鋪に御座候。町名の儀は餌鳥請負人共拜借地に候間其節より餌鳥屋鋪と唱來候。其後右馬場南の方明地内に東西長五拾間程、幅東の方にて拾三間壹尺程、西の方にて拾四間四尺程の的場自分入用を以新規に仕立申度、右の助成に貳間四方の塗家蠣殻屋根仕、商床番屋的場の外に壹ヶ所、馬場北の方明地に二ヶ所、以上三ヶ所尤火焚候様仕度、享保十七年十一月中大岡越前守様へ請負人共奉願候處、同十八年正月申願の通被仰付候。然る處延享四年五月中能勢肥後守様御勤役の節、所々商番所取拂被仰付候砌、右三ヶ所の商取取拂被仰付候。其後の場の義は寶曆十

(來由の地歌屋鳥餌)

二千年六月中小普請組大的稽古場に相成申候。然れ共草薙取掃除等の儀は受負人共世話仕居候處、猶又寛政元酉年十二月、前馬場北の方佐竹右京大夫様御屋鋪脇明地、長九拾間、幅九間の大的場新規に出來仕、御小姓組稽古場に相成申候。然處馬場的場共寛政三亥年中御取拂に相成、同四年二月、中右跡地所町に圍、萩藏町會所御取建に相成、當時有形の通相成候儀に御座候。町會所南の方八名川町後にて幅三間有之、往還の義者享保十七年十一月、中相願候的場地所にて、右寛政四年二月、中町會所御取立の節新規屋鋪に相成候場所に御座候。前書餌鳥屋鋪の儀は拜借人、御餌鳥受負人共享保年中より追々交代致、寛政八辰年二月、中より當時家主傳兵衛・本小田原町壹丁目七郎兵衛店伊兵衛え被仰付、當時右兩人拜借罷在候儀に御座候。町内東西え貳拾間、南北え四拾三間。但片側町。

(所會町) (藏親) (場古稽の大)

四隣、東の方町會所、西の方神田富松町元地、南の方神田久右衛門町壹丁目藏地、北の方醫學館。御餌鳥受負人町方え被仰付候。委細の儀は別紙に申上候。餌鳥屋敷の内に當時建有之候御餌鳥圍置場
三間に八間二階附 壹ヶ所
三間に二間半二階附 壹ヶ所
右の外、千駄木雜司谷御鷹部屋御圍外壹ヶ所宛、圍置場建

(場置圍鳥餌)

御鷹餌鳥の儀往古は、公儀に御餌差方御家人御座候由の處、御用御差支の儀も有之候由にて、御糺の上淺草御藏前片町源右衛門・新右衛門町次兵衛・小石川金剛寺坂町平兵衛・小石川上富坂町吉右衛門・麴町平河町三丁目五郎左衛門・上横町安兵衛・南八丁堀三丁目彦四郎と申右七人の者に年月不知御餌鳥御用被仰付相勤居候處、享保五年十月中御用被召上候由。

置申候。

以上丁亥書上

御鷹餌鳥請負人町方え被仰付候起立

(人用御鳥餌)

但往古は御餌差方并右七人之者共も御取交御用相勤候由、享保七寅年中迄は同様之義にて、右御餌差御家人は小石川富坂町字餌差町と唱候場所に住居被致候由申傳候。年來相立候儀故委細之儀は稔と相分不申。是迄申傳之處荒増左に申上候。

(町差餌川石小)

享保五年九月廿八日、大岡越前守殿町方御勤役の節、町年寄樽屋藤右衛門え被仰渡候は、御鷹餌鳥御用之儀、餌鳥屋共御用差支勤方不宣候間、町方にて吟味之上、御用無滞可相勤者之可被仰付候間、鳥問屋同仲買之内、其外にも身元宜敷御用實體に可相勤者有之候は、只今迄之直段にて可被仰付、其上常後上り屋鋪之内にて拜借地をも可被仰付

(關るす關に負請鳥餌)

同七寅年七月、公儀之御餌差不殘御差留に相成、右殺生場無之哉、相尋可申旨被仰渡、樽屋藤左衛門方にて請負願之者之相尋候處、右之通にて只今迄餌差之相渡り候御糺札御渡被下候は、無滞可相勤旨申立候由。其後同九月、中奈真屋市右衛門え糺方被仰渡候處、願入申立候餌鳥直段高直に候間、町觸可致旨被仰渡、左之通御觸有之候由。
一金貳百兩 當分前借可申付候。
一餌鳥代金は 二ヶ月宛前に相渡可申候。
一元數寄屋町壹丁目芝口壹丁目西側常後上り屋鋪貳ヶ所の内壹ヶ所、役地に可相渡候。
一餌鳥札三百枚相渡し、關八州餌鳥自由に取候様可申付

間、吟味之上可申立旨被仰渡候由。樽屋藤左衛門方にて追々糺之上、同年十月廿一日、左之者之請負被仰付、其節貳ヶ所之拜借地被仰付候由。
新 兵 衛
六右衛門店
麴町平河町三丁目

候。
右之通御觸有之候處、入札の者多人數にて、追々御吟味の上左の七人え被 仰付、是迄の請負人五郎左衛門之御差加、都合八人勤に相成申候由。

新右衛門町太兵衛店
次 兵 衛
小石川富坂新町家主
平 兵 衛
同所下富坂町家主
利 右 衛 門
同町家主
三 郎 兵 衛
同町七郎右衛門店
半 九 郎
同町六郎兵衛店
佐 兵 衛
同町家主
清 兵 衛

(人負請鳥餌古) (るなと配交方町)

一 拜借地 元敷寄屋町壹丁目
芝口壹丁目西側
右以前迄は御餌鳥請負人共御鷹匠頭衆支配にて、御餌鳥代金并御鷹匠方より請負人え御渡被成候由、此砌よりは町方支配に相成、代金の儀は月々町年寄奈良屋市右衛門方にて相渡候儀に御座候由、右八人の者を古餌鳥請負人と御唱被成候由。
同八卯年、右八人の者勤兼候趣にて種々の願立致候由、右請負人一組計故彼是と自由成事申に付、外に一組可被仰付旨にて御吟味の上、左の三人え被仰付候。其節神田新銀町にて拜借地被 仰付候。

餌鳥直段拜借屋鋪

先請負人の通被仰付候

一 同四月、品川步行新宿又七と申者、請負願の上、古餌鳥請負五人の内之割込相勤候様被 仰付、古餌鳥請負人六人に相成候由。

一 同年十月、新請負人重右衛門・源右衛門願の上、左の兩人相仕に被 仰付候由。

本兩替町傳五郎店
伊 兵 衛
瀬戸物町家主
太 兵 衛

一 同十一年五月、新請負人の内重右衛門・源右衛門餌鳥差支候に付、請負被 召上、相仕伊兵衛太兵衛兩人にて相勤候由。

一 同十二年十二月、古餌鳥受負人共願の上、當所神田餌鳥屋鋪拜借地に被 仰付候。

一 同十五年八月、拜借地の内元敷寄屋町壹丁目地所は上ヶ地被 仰付、右代地左の五ヶ所拜借地に被仰付候由。

新材木町
神田紺屋町貳丁目新道
靈岸島銀町壹丁目
同 三丁目
富澤町新道
一 同十六亥年七月、元大坂町喜兵衛店四郎兵衛と申者、餌鳥直

(人負請鳥餌新)

拜借地 神田新銀町
右の三人組合候間、新餌鳥請負人と御唱被成候由。
一 同年中古請負人八人の内五郎左衛門・次兵衛・平兵衛此三人の者共勤兼候由にて、種々不埒成儀相願候由にて、牢舎被 仰付、請負被召上、同年七月より古請負人五人に相成申候。

一 同年八月より古請負人・新請負人兩組共、餌鳥直段助成拜借屋鋪共打込にて、八人え被仰付、則左の通。
餌鳥直段金壹兩に付 雀貳百五拾羽

拜借地 元敷寄屋町壹丁目
芝口壹丁目西側

一 但新請負人え先達て相渡り候神田新銀町の拜借地は上ヶ地に相成、右貳ヶ所兩組打込拜借地に被仰付候由。

一 同九辰年正月、新請負人七兵衛・清兵衛・久兵衛御餌鳥差支候に付請負被 召上、跡請負人出來候迄古請負五人の者計にて相勤候由。同三月右三人の跡受負左の兩人え被 仰付候。四月より相勤候由。

小石川仲町家主
重 右 衛 門
淺草八軒町半古衛門店
源 右 衛 門

(羽十五百二雀付に兩壹)

(屋間鳥水)

段格別下直に申立、請負相願候に付、伊兵衛太兵衛方え割込勤に被仰付候處、同十八丑年正月申、右四郎兵衛儀餌鳥差支候に付請負被 召上候由。右の通請負人追々相替候に付、殘人數利右衛門・三郎兵衛・半九郎・佐兵衛・清兵衛・文七都合六人の者は古請負人にて伊兵衛・太兵衛兩人者新請負人、都合八人勤に相成候。其後右の者共の内死失等有之候得共、悴にて相勤、天明七未年迄は右の人数にて御用相勤候由。
一 天明七未年四月請負人御取調有之、利右衛門・三郎兵衛・佐兵衛・文七・伊兵衛・太兵衛六人共請負被召上、半九郎・清兵衛儀は是迄の通にて外に神田餌鳥屋鋪家主傳兵衛新規に被 仰付、都合三人相勤器在候處、寛政七卯年中坂部能登守殿御勤役の節、餌鳥直段引下げ御取調御座候處、傳兵衛儀御直段引下げても永く御請負は難仕旨申立、半九郎・清兵衛等と願方同心不仕、彼是御差支にも相成候故、右三人共同年二月請負被 召上、跡請負水鳥間屋左の者共え被 仰付候。

本小田原町壹丁目
伊 兵 衛
安針町 七 兵 衛
本小田原町壹丁目
同町 茂 兵 衛
同町 甚 兵 衛
同町 仁 右 衛 門

(札鳥餌)

右六人にて相勤申候。尤前々より餌差共々相渡有之候延享三年寅五月の餌鳥御焼印札は御差止にて寛政七年卯二月御改、新規御形の御餌鳥札同年六月迄に引替被 仰付、右新札八百三拾六枚、外に道中往來札拾四枚、町年寄奈良屋市右衛門より請負人共々相渡り、關八州村々へも御觸流被遊候。然處右水鳥問屋六人の者御用辨兼候に付、猶又御吟味の上、右六人の内伊兵衛は是迄の通にて、殘五人の者は請負御差免に相成申候。

寛政八辰年二月中、改て右伊兵衛并先達て相勤候餌鳥屋鋪家主傳兵衛兩人へ請負被仰付、當時相勤罷在候。拜借助成屋鋪の儀も先請負人被 仰付候連、伊兵衛傳兵衛左の場所拜借罷在候。

(地借拜人負請鳥餌)

- 一 享保五年十月中 芝口壹丁目西側横町 表田舎間三拾六間貳尺、裏幅表間五尺五寸、裏行東拾間四尺五寸、西九間五尺五寸、此坪百七拾五坪
- 一 同十二年十二月 神田餌鳥屋鋪 表田舎間四拾三間、裏行貳拾間、裏幅表間此坪八百六拾坪
- 一 同十五年八月 新材木町 表田舎間八間貳尺八寸、裏行西貳拾八間、東貳拾五間貳尺、裏幅無之ヲクミ形、此坪百貳拾貳坪餘
- 一 同町 神田紺屋町貳丁目横町 表田舎間拾間、裏行西拾九間五尺、東拾四間、折廻り貳間五間五尺、裏幅拾貳間、此坪貳百拾坪
- 一 同町 富澤町新道 表田舎間四間五尺六寸、裏行貳拾間三尺六寸、裏幅四間三尺六寸、此坪九拾八坪餘

- 一 同町 雲岸島銀町壹丁目 表京間五間壹尺三寸、裏行東十六間五尺、西十七間貳尺貳寸、裏幅六間四尺壹寸、此坪百坪八合餘
- 一 同町 同町三丁目 表京間九間貳尺八寸、裏行北十六間四尺貳寸、南十七間五尺五寸、裏幅九間貳尺四寸、此坪百六拾貳坪

久右衛門町壹丁目藏地

同町貳丁目藏地

町内の儀は往古武州豊島郡峽田領鳥越村の由に御座候處、元和二丙辰年中久右衛門と申者草創人にて町屋に相成、久右衛門町壹丁目貳丁目と相唱、壹丁目の方總小間六拾間六尺壹寸九分、裏行貳拾壹間、貳丁目の方同小間五拾七間壹尺五寸五分、裏行貳拾三間御座候由申傳候得共、書留等焼失仕、曉と致候巨細の儀は相分不申。尤寛永十八己年中大火御座候に付、諸材木炭薪等迄焼失仕、御用等御差支の儀も御座候由、其上所々町中に材木類高積仕置候由にて、御詮議の上河岸付にて諸材木炭薪等商賣仕候者共住居致候久右衛門町壹丁目貳丁目、同所佐久間町壹丁目并日本橋邊木村町三拾間堀本八丁堀邊都合三拾五ヶ町の町入共御評定所へ被 召出、深川木置場に於て揚場屋鋪被下置候旨、御老中松平伊豆守殿被 仰渡、拜領屋鋪被 下

(鋪屋町場置木材)

置候儀に御座候。右木置場町屋鋪の儀は元禄十二卯年御用地に被召上、翌辰年深川末六萬坪近邊にて代地被下置候所、水付場にて地形築立候儀も相成兼、其上翌己年八月中大水にて外輪波除堤破損仕、修復可仕旨被 仰付候得共、猶以町人共不及自力段申上候得ば、先代地差上候様町御奉行松前伊豆守殿被 仰渡、無是非差上、追て水付にて無之場所折を以奉願度旨に御座候。其後享保三成年四月廿日、小傳馬町南新道より出火の節、當所最寄不殘類焼仕、同月廿八日、小普請御奉行朽木丹後守殿御役人方御出被成檢地御改有之、同五月廿八日、爲火除御用地に被 召上候旨町御奉行大岡越前守殿御番所にて被 仰渡、同七月五日、町御奉行中山出雲守殿御掛りにて御役人方御出、猶又檢地御改有之、右久右衛門町壹丁目代地は柳原土手内橋本町向側松浦造酒之丞殿・本多半右衛門殿小幡小助殿上ヶ屋鋪跡にて同月廿日被下置、同町貳丁目代地は柳原土手内元誓願寺前坪内惣兵衛殿坪内平左衛門殿上ヶ屋鋪跡にて同廿一日被下置、則久右衛門町壹丁目代地貳丁目代地と相唱申候。然る處唯今迄元地河岸付にて町人ども渡世致居、殊に元禄十四巳年中深川六萬坪揚場上ヶ地に相成、追て折を以可奉願旨に御座候處、此度被下置候代地の方河岸揚場無之難儀の旨申立候に付、深川永代寺南海手の方、字洲崎と唱候場所にて久右衛門町揚場被下置候處、手遠にて難儀仕候間、御

(借拜地蔵にて地元)

用地に被召上候元地にて八間通り藏地拜借地に被 仰付被下置候、同四亥年七月十七日御願申上、其後度々御慈悲奉願候處、同年十二月廿五日出雲守殿御番所へ被召出、願の通藏地拜借地に被 仰付、尤焚火は不相成藏と藏との間九尺づ、明け置候様被 仰渡、同五年正月廿一日地所御割渡に相成、右藏地惣廻り明地の儀は淺草平右衛門町名主平右衛門・神田佐久間町四丁目名主長左衛門へ御預ケ被成候旨、同年七月十二日小普請御奉行朽木丹後守殿丸茂美濃守殿御役人方御出被成兩人へ被 仰渡、御請證文差上申候。右明地へ建候御高札同年九月廿七日町年寄奈良屋市右衛門より名主平右衛門へ相渡候に付、翌廿八日明地へ建置申候。其後享保十二年十二月神田餌鳥屋鋪町屋に相成候節、右御高札同所へ御預け替に被 仰付候。享保十五年二月、前書藏地々尻にて四間通増坪被 仰付被下置候様、替地の儀は此度代地に被下置候地所の内に於て差上可申候。然共代地貳ヶ所に相分り居、一同に差上候儀難儀仕候に付、右差上可申地所猶又私共へ御拂地に被 仰付被 下置候様仕度、且是迄焚火御停止にて難儀仕候間焚火御免被成下置候は、爲御忠節北輔町より西河岸町へ懸渡候一石橋新規修覆とも永々御請負可仕候間、願の通被 仰付被下置候様、町人共一同奉願候處、同年四月六日町御奉行諏訪美濃守殿御内寄合へ被召出願の通被 仰付候旨、大

(繪洲煮の寺代永川深)

(復修の橋石一)

岡越前守殿被 仰渡 右増坪の義は同年五月三日御割渡有之、増坪替地に差上候代地の方四間通りの御拂地は町内より其節上納金仕、買下地に致候に付、兩町代地共以前御割渡の通の地所に相成候義に御座候。一石橋の義は其節一同に増坪願仕候神田佐久間町四丁目元地・同所富松町元地・同所久右衛門町壹丁目藏地・同町貳丁目藏地右四ヶ町にて組合、新規修覆共永々御請負申上候義御座候。其後明和六丑年十二月十四日、牧野大隅守殿御番所へ御府内拜借地井上納地七拾餘町被召出、此度上納請負相願候者有之候間、願人申立候金高にて地所引受上納可致哉、又は受負人方へ地所相渡候共兩様御尋御座候に付、願人申立候通の金高上納可仕旨申上、翌七寅年より壹ヶ年金六拾五兩づゝ差上、藏地八間通り上納地に相成、地尻四間通りの義は沽券町屋にて、都合裏行拾貳間通りに相成候。且久右衛門町藏地と相唱候義は享保三戌年御用地に被召上、跡地所藏地拜借地に相願、同四亥年十二月願の通藏地に被 仰付候節より神田久右衛門町壹丁目藏地・同町貳丁目藏地と町名相唱、當時有形の通町屋に相成候儀に御座候。

但本文深川永代寺南海手の方にて被 下置候久右衛門町物揚場の儀は、享保七五年二月中右揚場海手に浪除ヶ堤を築、内を町屋に取立度相願候者有之、久右衛門町にて右の通仕、町屋に可致哉の旨御尋御座候得共、町内にて

(兩五拾六年ヶ一金酒上)

(免御火災にて銀役公)

望無御座旨御返答申上候に付、願人方へ被 仰付候由。其後年月不知久右衛門町元地の者共被召出、深川十萬坪にて揚場代地被下置候。是も錢座に相願候者有之、町内にて差障候儀無之哉の旨御尋に付、相障候儀無御座候段申上候得ば、是又願人方へ被 仰付、錢座に相成候由に御座候。

久右衛門町壹丁目藏地北の方壹構、表田舎間六拾五間、奥行八間の上納地所の義、往古神田八名川町と相唱、御旗組御家人方拜領地并久右衛門町壹丁目にて御座候處、享保三戌年四月中類焼後、右町々御用地に被召上、跡地所前書六拾五間の場所平右衛門町名主平右衛門・湯島町名主六右衛門へ拜借地藏地に被 仰付下度段奉願候處、同五子年五月十八日中山出雲守殿御内寄合へ被 召出願の通被 仰付、尤焚火は不相成旨被 仰渡、銘々土藏相建申候。然る處焚火御停止にて難義仕候間、近所町並の割を以公役銀壹ヶ年金四兩貳分づゝ上納可仕候間、焚火御免被成下住居藏に被 仰付被下置候様、元文元辰三月六日稻生下野守殿御番所へ奉願候處、同四月十八日御内寄合へ被召出願の通り被 仰付、夫より公役銀上納仕兩人にて拜借罷在候處、明和六丑年十二月十四日牧野大隅守殿町方御勤役の節、町々拜借地并上納地受負相願候者有之、右願人申立候通にて地所引受上納可致哉、又は願人方へ地所相渡候共兩様御尋に付、願人

(町川名八舊)

- 一 申立候金高上納可仕旨申上、翌七寅年より壹ヶ年金七拾兩づゝ平右衛門・六右衛門より上納仕來候處、追々家作及大破、明地商店多く上納難仕候に付、無據文化五辰年十月中拜借地所御受負御免奉願候處、願の通被 仰付、跡御受負の義は翌文化六巳年五月中淺草御藏前片町熊五郎店嘉兵衛と申者奉願候處、願の通右地所御受負被 仰付候。町名の義は古來八名川町に候得共、御用地跡久右衛門町同様藏地に相願、同町續にて其節より町役等右町々割込相勤候に付、享保三戌年中拜借地に被 仰付候より、久右衛門町壹丁目藏地へ組入に相成申候。
- 一 久右衛門町壹丁目藏地間數、東西え表六十五間、南北え裏行貳拾間。
- 一 右四隣 東の方神田久右衛門町貳丁目藏地・同所八名川町、西の方神田佐久間町四丁目元地・同町裏町・同所富松町元地・南の方神田川、北の方神田餌鳥屋舖町會所。
- 一 久右衛門町貳丁目藏地間數、東西え表五拾七間貳尺壹寸五分、南北え裏行拾貳間。
- 一 右四隣 東の方酒井左衛門尉様御中屋敷、西の方神田久右衛門町壹丁目藏地、南の方神田川、北の方神田八名川町。
- 一 里俗久右衛門町壹丁目北の方一構六十五間上納地之場所、神田久右衛門町壹丁目藏地裏町と唱申候。
- 一 自身番屋 間口貳間奥行九尺

(金加冥)

右は河岸通久右衛門町壹丁目貳丁目境に有之、右兩町持にて、御願濟年月等相知不申候。

床番屋 貳ヶ所

右貳ヶ所共久右衛門町壹丁目内に、壹ヶ所は新し橋際に間口二間、奥行一丈有之、享保四亥年十二月中當町藏地に被 仰付候節、明地捨物等爲無之、爲見守相願候由に御座候。壹ヶ所は北の方西角にて九尺四方有之、延寶四亥年中御願濟の由に御座候。

物揚場 長貳間餘幅九尺程

右は久右衛門町壹丁目河岸に有之、古來より有來候由申傳候。

兩町持
物置場

右久右衛門町壹丁目・貳丁目藏地河岸地の儀は、享保四亥年十二月中、藏地町屋に被仰付候節より地先の者銘々物置場に致、商物差置候處、古來より類焼の度々、河岸地之商物差置中間數旨被 仰渡難義仕候に付、其度々御慈悲願上候處、元文四未年十一月、石河土佐守殿御番所へ被召出、以來商物高さ五尺限り積置、右定尺の外高積仕間數旨被仰渡、同月中勝示杭御打渡に相成、商物等差置候處、去る文政七申年七月四日、河岸付町々名主共禰原主計頭殿御番所へ被召出、町々河岸地場所柄に應じ相當の冥加上金可申立様、地主共え可申聞旨被 仰渡、私共取調の上、壹坪に付銀五分

づゝ上納可仕旨申上、同町壹丁目藏地河岸地長延四拾八間五尺壹寸、奥行五間、同町貳丁目藏地河岸地長延五十四間三尺、奥行同斷の處、同年十月より壹ヶ月金四兩貳分と銀拾匁八分七厘五毛づゝ兩町より毎月上納仕候儀に御座候。千川上水

右は安永九子年十月廿七日、牧野大隅守殿御番所御掛にて懸渡の儀被、仰渡候義にて、久右衛門町壹丁目藏地西の方新橋際往還に榎樹壹ヶ所、同町并貳丁目藏地境目往還に榎樹壹ヶ所埋伏せ有之候處、天明七年四月十三日御差止め相成候旨通達有之、其節埋立に相成申候。

院 眼 惹 仙臺院下 羽黒修驗 右は壹丁目藏地幸助店罷在候。以上丁亥書上

八名川町

一 當町の儀は往古武州豊島郡峽田領鳥越村の由に御座候處、三州八名川村より被相越候貳拾貳人之面々、權現様駿府御在城之節御旗組にて奉仕の由、元和二丙辰年、右貳拾貳人之面々駿府より御當地へ罷下り、同年月日不知、當所にて拜領町屋に被仰付住居の由、町名の儀は前書八名川村より被相越候面々住居の地に付、八名川町と相唱候由申傳候。尤其節は當時の神田鶴鳥屋鋪并町會所御取

(町川名八の川深)

建以前、馬場的場有之候地所過半八名川町にて御座候處、享保三戌年四月廿日、小傳馬町南新道より出火の節當所最寄類焼仕、同月廿八日、小普請御奉行朽木丹後守殿御役人方御出被成檢地御改有之、同五月廿八日、爲火除御用地に被召上候旨町御奉行大岡越前守殿御番所にて被仰渡、同六月二日、深川堀田伊豆守殿御上げ屋鋪跡にて代地被、下置、當時の深川八名川町にて御座候。右唯今迄元地に罷在候代地の方え罷越渡世仕候得共、佳馴候舊地に相離難儀仕候に付、元地續久右衛門町貳丁目立跡にて、表田舎間五拾五間五尺、裏行八間通藏地拜借地に被、仰付被下度段奉願候處、享保五年五月十八日、中山出雲守殿御内寄合え被召出願の通被仰付、尤焚火は不相成、一ト地面境九尺づゝ明置可申旨被仰付、銘々土藏相建申候。然る處焚火御停止にて難儀仕候間、近處町並の割を以公役銀壹ヶ年金三兩三歩宛上納可仕候間、焚火御免被成下、住居藏に被、仰付被下度、元文元辰年三月六日、稻生下野守殿御番所え奉願候處、同年四月十八日、御内寄合被召出願の通被仰付、夫より公役銀上納仕、當時有形の通町屋に相成、町名主儀も古來の通相唱候義に御座候。其後明和六丑年十二月十四日、牧野大隅守殿町方御勤役の節同御番所え被召出、壹ヶ年金七拾兩づゝ上納可仕候間右地所御請負仕度段願人有之候間、右申立候趣にて地所引受上納金可致哉、又は請負人方え相渡候共兩様

(る成と屋町納上全役公)

(院眼慈)

(組旗御の越引りよ村川名八州三) (村越鳥)

(名入主地の頃和元) (兩十七金納上年ヶ壹)

御尋有之候に付、年來住馴候場所に相離一同難儀仕候に付、無是非願入申立候通上納可仕旨申上、翌七寅年より壹ヶ年金七拾兩づゝ差上、當時上納町屋に御座候。但元和二丙辰年拜領被、仰付候地主名前、元祿年中書留に相見え候間左に申上候。

- 武井 茂吉
鬼澤 庄左衛門
牛越 十三郎
花井 左衛門
都築 文右衛門
山本 唯右衛門
土田 傳太夫
萩原 甚藏
大木 喜助
天野 市之丞
山本 武左衛門
安藤 彌市右衛門
高崎 喜平次
宮本 小右衛門
都築 理兵衛
堀井 善右衛門
松田 長右衛門

(郷田神領田峽の昔) (村部矢郡島豊)

一 當町往古武州豊島郡矢部村の由、麴町平河町一丁目に有之候町家に御座候處、享保十二年十二月申類燒致候節、町内小間三十八間半、其外武家方共山王火除地に被召上、元地え百六間半相殘、當町の分翌十三申年八月申、神田佐久間町續火除明地え七割増の代地被下置、當町東西兩側にて小間九十三間七寸三分に相成申候。右代地々所往古者峽田領神田郷の由、尤兩側の内西側の分神田佐久間町二丁目同

麴町平河町壹丁目代地

- 鈴木角兵衛
吉岡 藤兵衛
同 藤太夫
宇都野 茂平次
鈴木八兵衛

以上丁亥書上

(跡鋪屋守斐甲極京)

所松永町々屋に有之候處、享保四亥年類焼の節、右町屋火除御用地に被召上、御明地に有之、東側の分は京極甲斐守様御屋鋪に有之候處、同五子年類焼の節、是又御用地に相成候明地に御座候。然る處寛延元辰年十月中、右西側町屋地尻明地表間口三十六間、裏行十五間四尺御拂地に相成、入札被 仰付、常町内落札にて代金三百七十一兩三分奉上納御買下げ仕、町内小間に相加へ、都合小間百二十八間に相成候處、寛政五丑年十一月廿五日、松平出雲守様御屋鋪より出火の節、類焼いたし、神田佐久間町一丁目・二丁目河岸通の分北の方え繰下げ地に相成候に付、當町西側の分も同様北の方え跡退地被下置候旨、同年十二月十七日池田筑後守様御番所にて被 仰渡、翌寅年四月十三日、神田御弓師屋鋪、同所山本町立跡并道鋪の内にて地形引直地所御渡被成下候に付、間口相増、裏行相減、兩面町家に相成申候。其砌地所不足の分四丸表坊主淺川俊宅拜領地一ヶ所、表間口九間三尺七寸八分、裏行拾四間七寸二分は間口相減、裏行相増、金澤町續御旗奉行太田駿河守様御屋鋪立跡の内にて代地被下置候に付、此分切地に相成申候。

(場吹録眞)

一 前書御買下げ地の内表間口十三間四尺、裏行十二間、同續表間口七間五尺、裏行十二間、二軒合間口二十一間半、裏行十二間、神田岩本町野田屋太兵衛買求所持致罷在候處、文化十五寅年二月廿二日、古銅吹方役所持屋鋪眞録吹場に九百五

古銅吹方 御役所

月行事 麴町平河町一丁目代地 安右衛門
五人組 清兵衛
家守 八郎兵衛
名主 興兵衛

置候事は町内仕來の通可取計旨被 仰渡、雖有奉請取候。依之御請書奉差上候。仍如件。
文政二卯年二月十五日
御勘定 妻木市之丞
細野野方出役 本多金六
側役人 岡本藤五郎
永田備後守組與力 高橋鐵次郎
同組同心 大蘆喜曾右衛門
岩瀬加賀守領與力 小原惣右衛門
同組同心 小野田大吉
一 前書古銅吹方役所持屋鋪眞録吹場、文政三辰年四月中御引拂相成候。立跡入札被仰付、同年十月廿八日、右二軒神田佐久間町一丁目家持五郎八落札にて、代金五百兩奉上納御買下げ仕、所持致罷在候。
一 町内 東の方片側南より北え表間口五十六間餘、西より東

(所役御方吹録古)

十兩に御買上げに相成候處、町用の儀は以前通の町内にて相心得候様被 仰付候處、文政二卯年十二月十五日、本所古銅吹方御役所え月行事安右衛門五人組清兵衛家守八郎兵衛名主興兵衛被召出、是迄町内仕來候通右の金錢被下置候。差上申御請書の事
名主興兵衛え
興兵衛手代共三人え
金一兩二分 平河町代地
金十九兩 小間百二十八間の内眞録吹所二十一間半相除、錢百六間半え割合被下置候分
五人組え被下置候 町内總家主共え扇子代被下置候分
元地總家主共え扇子代被下置候分
書役え被下置候 番人え被下置候
抱三人え被下置候
定使え被下置候
鬚結え被下置候
但二ヶ所分
合金二十八兩と銀二匁七分
右は去寅年二月廿二日、野田屋太兵衛地面御買上、眞録吹所に被仰出候に付、書面の高被下置候。尤總家主共え被下

(院譯深) (嘉春・宅俊川淺) (通橋泉和)

一 一 一 一 一
え裏行十三間餘、往澤隔西の方東より西え表間口七十九間餘、北より南え裏行十二間。
一 四隣 東の方丹羽五左衛門様御屋鋪、鈴木庄九郎殿屋鋪、西の方往來隔同所柳屋鋪、同所佐久間町一丁目、南の方同所佐久間町一丁目、同二丁目、北の方同所佐久間町一丁目、同二丁目。
一 飛地
一 右は同所金澤町續に有之、
一 東西え表間口七間半、南北え裏行十九間半。
一 四隣 東の方柳原岩井町代地、西の方柘植道太郎殿御屋鋪、南の方往來隔金澤町、北の方往來隔柳原岩井町代地。
一 町内南北の往還を里俗に和泉橋通と相唱申候。
一 町屋鋪拜領人名前左の通
一 百四十六坪二合五勺 西丸表坊主 淺川 俊宅
一 右は先祖淺川春嘉寶永五子年六月三日、元地麴町平河町一丁目にて拜領被致候處、享保十二未年中當町神田佐久間町續え替地被 仰付候節、元坪六十八坪五合の處七割増にて、前書坪數の通町内西側南の角より二軒目え替地被下置候處、寛政の度類焼の節、金澤町續え又候代地被下置候。
一 自身番屋間口九尺
一 右は町内東横町西の方に有之候。
仙露院配下 院
羽黒修驗 深 譯 院

(屋間草煙)

右は家主兵三郎店假請住居罷在候。
御褒美銀五枚
右元主人湯島横町平兵衛店煙草問屋太右衛門方之忠心相盡候段達御聽に、文政四己年八月廿二日、町御奉行柳原主計頭様御番所之被召出、忠心奇特に付爲御褒美前書之通被下置候。尤其砌は平左衛門事平六名前中に有之候處、文政八四年二月中、養子平六え名前相讓相續爲致、自らは同居致罷在候以上丁亥書上

柳屋鋪

(領正峽郡島豐)

右町内の儀は往古武州豐島郡峽田領の内村名不相知、神田佐久間町一丁目裏通、元來武家地又た寺地の由申傳候場所同所相生町、同所八軒町、上野町代地、同所松永町と申町屋に相成居候處、享保四亥年中類焼後、河岸通火除地に相成、同所佐久間町一丁目跡退代地被下置、又候代地の内表拾間通河岸通え割替に相成、右河岸通り町屋と代地町屋の間火除明地の内、追々所々代地等に相渡候殘地、西の方長東西え三十四間半の内西の方長二十一間、裏行三間二尺、東の方十三間半、裏行十六間、同所續長東西二十三間、西の方三間半、裏行十六間、東の方二十間、裏行三間半、同所續長東西二十三間半の内西の方十九間五尺、裏行四間三尺、東の方三間四尺、裏行十五間四尺の場所、延享五辰年中御拂

(來由名地)

地に相成、入札人御取調の上、同年閏十月十八日、能勢肥後守様御番所之落札の者被召出、地所買請被仰付、同月廿八日地所御割渡被下置、町名の儀は同年十一月廿五日、同所柳屋鋪と相唱申度むね町年寄奈其屋市右衛門方之相願候處、同十二月三日、同所にて願の通被申付候。然處寛政五丑年十月廿五日、湯島無縁坂より出火にて町内類焼致、河岸通火除地に相成、同所佐久間町一丁目町屋跡退りに相成候に付、町内御用地に被召上、地形相直り、繰下げ代地被下置候旨同年十二月十七日、池田筑後守様御番所にて被仰渡、翌寅年四月十三日地所御割渡被下置、元地續同所山本町立跡并往還の内代地に被下置、當時の地形に相成申候。尤柳屋鋪と相唱候譯は、向柳原え新規町屋鋪の義に付、右様相唱候様奉存候。
一 町内、東西え表間口四十五間半餘、南北え裏行十二間。
一 四隣、東の方麴町平河町一丁目代地、西の方同所通船屋鋪、牛込香町代地、南の方同所佐久間町一丁目、北の方同所佐久間町一丁目。
一 自身番屋の儀は町内に無之、同所佐久間町一丁目え組合相勤來申候。
以上丁亥書上

御府内備考卷之十 終

御府内備考卷之十一

外神田之三

松永町

(領正峽)

一 町内の儀は往古武州豐島郡峽田領の内、村名不相知。其後武家地又は寺地に相成候由申傳候地所元禄十一寅年中、鎌倉町より西紺屋町迄御堀端通道幅御廣被遊候に付、鎌倉町銀町壹丁目、木町壹丁目、北鞆町、英服町、元大工町、檜物町、上横町、南横町、桶町、狩野探信屋敷五郎兵衛町、北紺屋町、南紺屋町、西紺屋町地先間敷不知切地に被召上、翌卯年五月八日代地被下置、如何の譯に候哉不相知、神田松永町と町名相唱來候。右町内續明地同十三辰年二月中、御繪師狩野伯圓殿拜領町屋敷に被下置、并御橋請負人喜兵衛、與右衛門、源左衛門と申者拜借地に相渡、同町え組入に相成候處、右請負人共拜借地の儀は正徳五未年四月十二日上地に相成跡、享保三戌年六月九日、御坊主田村圓良殿拜領町屋鋪に被下置候。然處同四亥年二月十四日下谷御數寄屋より出火にて類焼致、河岸通火除地に相成、佐久間町壹丁目、貳丁目、線下代地被下置候に付、町内の儀も北の方裏行六間壹尺三寸、長四拾八間四尺四寸相殘、其餘御用地に被 召上、右相殘

(鉢屋良圃村田)

(町片・通中・通大)

候町屋北の方本多信濃守様御中屋鋪、御役名不知筒井平太夫様鈴木伊兵衛様上地立跡にて代地被下置候旨、同年三月十九日町御奉行中山出雲守様御番所にて被仰渡、同六月十一日代地被下置、當時の形に相成申候。
一 右切殘地裏行六間壹尺三寸有之候場所、神田佐久間町壹丁目、向所同町貳丁目と地尻合に相成居候處、町内より三尺通佐久間町壹丁目、貳丁目より九尺通都合貳間の自分道に仕度段、享保四亥年七月中中山出雲守様御番所之奉願、同月廿七日大岡越前守様御番所御内寄合にて願の通被仰付候。其後元文四未年四月十七日、佐久間町の方三尺相狹め九尺の道幅に相成居候處、一體町内裏行間敷短く當時にては往來差支も無之、住居向猶豫無之、且火の元見守入用も相掛候に付、圍込自分道相止申度段寛政十年正月十三日、町年寄樽屋與左衛門方之相願候得者、小田切土佐守様御掛にて同四月廿七日、村上肥後守様御番所御内寄合にて願通被仰付、銘々沽券地の内え圍込に仕、自分道相止申候。
一 町内、三ヶ所に分居候。大通南側東西え四拾八間半餘、南北え六間餘、中通北側東西え南の方四拾五間半餘、北の方四拾五間半餘、南北え裏行拾九間半餘、片町北側東西え南の方六拾八間半、北の方六拾七間半、南北え東の方貳拾間半餘、西の方貳拾八間餘、

但大通・中通片町と相唱候は、町内限り里俗名に御座候。

一 四隣 東の方同所佐久間町貳丁目藤堂和泉守様御屋鋪、西の方相生町上野町代地、南の方同所佐久間町壹丁目同所同町貳丁目、北の方羽倉外記様勝斧三郎様室田内藏之助様御屋鋪、

(通橋泉和)

一 里俗往還三通の内南の通を大通、中の通を中通、北の通を片町、和泉橋の通を和泉橋通と相唱申候。

一 町居鋪拜領人名前左の通

細繪師

一 九拾壹坪貳合八勺

狩

野 探 信

右は元禄十一寅年中、鎌倉町より西紺屋町まで御堀端通道幅御廣被遊候節、狩野探信屋鋪地先切地に被召上、翌卯年五月八日、爲代地と當所にて拜領被致候。

一 百拾七坪三合四勺

細繪師

野 墨 川

右は先祖狩野伯圓、元禄十三辰年二月拜領被致候。

御土主の間坊主

岡 田 春 賀

(鋪屋賀春田岡) (鋪屋川墨・圓伯野狩)

右は先年奥御坊主田村圓長拜領町屋鋪に御座候處、享保十一年八月十四日、堀江六軒町之御願替上地に相成居候を、同年十月十三日、岡田春賀拜領町屋敷に被下置候儀に御座候。

(地の寺下内山御野上は元)

一 自身番屋間口三間半

右は町内中通北側中程に有之候處、勝手に付文政六未年五月三日、榊原主計頭様御番所御内寄合にて願の通被仰付、當時の場所大通南側東角往還之引、幅貳尺に長貳間半三尺四方下家貳間に幅三尺板庇付相建申候。

一 千川

右は安永九子年十月廿七日、牧野大隅守様御番所御掛にて上水掛渡の儀被仰付候儀にて、町内往還大通者中樋にて、上野町代地境より神田佐久間町貳丁目持場境迄、凡六拾八間餘、片町は小樋にて神田相生町地境より藤堂和泉守様御屋鋪脇迄、凡八拾間餘懸渡有之候處、天明七未年四月十三日、御差止に相成候旨被仰渡候由にて、其節取潰埋立申候、但元禄の度千川上水御掛渡の義相分不申候。

以上丁亥書上

相生町

一 町内元地の儀は當時上野御山内下寺の地所に有之候處、元禄十二卯年下寺御圍込に相成候節御用地に被召上、神田佐久間町壹丁目裏續にて、往古は式州豊島郡峽田領の内、村名年月不相知、武家地又は寺地の由申傳候地所之代地被下置候處、享保四亥年二月十四日、下谷御數寄屋町出火に付佐久間町壹丁目外町々類焼致候に付、河岸通火除に相成町

(町片・通中) (通大)

一 々御繰下げの節、町内の儀も北の方六間壹尺五寸通相殘、其餘南の方不殘御用地に被召上候分、元地より北の方御名前不相知武家方上ヶ地にて代地被下置候旨、同年三月十九日町御奉行中山出雲守様御番所にて被仰渡、同六月十一日代地被下置候。依之當町の儀南北貳ヶ所に相別、當時の有形に相成申候。尤相生町と唱候儀は如何の譯に候哉相分不申候。

一 町内の儀は上野御殿御納戸御地面にて、町内より上納五節句相納申候。

但公役并御年貢無御座候

一 町内の儀は貳ヶ所に相別、元地の方里俗大通と唱、代地の方大路次を限南の方里俗中通、北の方片町と相唱申候。依之間數四隣共貳ヶ所に相分左の通申上候。

大通 東西え九拾間南北え六間餘。

一 右四隣 東の方同所松永町、西の方半込袋町代地、南の方同所佐久間町壹丁目、北の方同所八軒町同所六軒町。

一 中通・片町 東西え南の方にて七拾三間半餘、北の方にて七拾四間、南北え東の方にて貳拾八間半、西の方にて三拾七間半餘。

一 右四隣 東の方同所松永町、西の方同所花房町代地、南の方上野町代地同所八軒町・柳原大門町・同所六軒町、北の方岡善太郎様三河口雲八郎様富松新次郎様前原八三郎様福

(岸河様宮) (毎拾銀月ヶ壹銀上運)

一 井伴右衛門殿河野長十郎様御屋鋪室田内藏助様御屋鋪。自身番屋間口三間裏行三間

一 右建始候年月相分不申、以前は町内中通の地所に有之候處、守方都合不宜候間寛政八辰年六月中、町御奉行小田切土佐守様御勤役の節相願、大通西角往還え右番屋相建申候。

一 物揚場間口十三間裏行十八間

一 右は町内より南の方壹丁半程相隔、同通船屋鋪地先神田川通河岸にて、上野御揚場に御座候。

一 御高札

右は前書御揚場之方に有之、享保年中より町内え御預に相成候由承傳申候のみ、是又書留燒失仕、委細相知不申候。且又右御物揚御用無之明有之節は、賣買の荷物揚候に付爲運上、上野吟味所え壹ヶ月銀拾文目宛の割合にて七月十二月兩度に相納申候。尤上野御普請有之、小普請方御小屋相掛申節は運上差除相納申候。

但里俗宮様河岸と相唱申候。

以上丁亥書上

上野町代地

一 元地町名起立之儀は年古儀にて書留等燒失致、馳と相分兼候得共、唯今の東叡山御開闢以前は一圓上野村と申候

(岡ヶ忍) (鋪屋軒五)

由、當町の儀は同村の内西の方へ寄、今忍ヶ岡と申候邊に有之候由、其節の村小名等不相分。凡寛永の頃只今上野町え引地に相成、上野より引候故上野町と相唱、町屋に相成候處、年曆不相分、上野町壹丁目にて地尻切地に相成、此分上野廣小路の内にて元坪の通間口拾八間四尺五寸、裏行拾間五尺の替地に相成、此飛地五軒屋鋪と私名相唱候處、凡元祿の頃此裏行拾間五尺の内五間通、尙又切地に被仰付、其節の神田佐久間町壹丁目河岸通東へ寄候地所の内、西横町裏に當候場所へ替地被下置、其節より上野町代地と唱來候由。然處享保四亥年二月十四日。下谷御數寄屋町より出火にて右近邊類焼致、同年三月十九日、中山出雲守様御番所御掛にて河岸通火除御用地へ被召上町々御繰下げに相成候節當時の場所にて御姓名不知御武家方御立跡へ替地被下置、今以上野町代地と唱來候由申傳候儀に御座候。

- 一 町内 東西え拾三間半餘、南北拾九間半餘。
- 一 四隣 東の方同所松永町、西の方同所八軒町、南の方同所相生町、北の方同所相生町、同所松永町。
- 一 自身番屋の儀は同所八軒町と摸合にて、委細の儀は八軒町より申上候通御座候。
- 一 町内 反別の儀は元地上野町反別貳町五反貳拾九分の内に籠有之、坪數の儀は貳百六拾七坪貳合に御座候。

(領江峽)

一 領名の儀は峽田領と申傳候由に御座候。
一 町内の儀は先年より町御奉行御代官兩御支配にて、御年貢は元地上野町高に籠、一手に御代官所へ上納致、諸事町御奉行所御支配を請、當時御代官平岩右膳様に御座候。
以上丁亥書上

八軒町

(町下本版新) (町坂車谷下) (地稅無)

一 右町名起立の儀は寛永元甲子年中東叡山御造營有之、同三丙寅年中同所東の方下谷坂本町通車坂下町屋に相成、上野御門前地に被仰付、新坂本下町と相唱候由。其後車坂壹丁目貳丁目・三丁目と相唱、又候延寶六年右は車坂下の町屋邊下谷車坂町と相唱、尤其砌も壹丁目・貳丁目・三丁目と相譯候由。御年貢無之、上野御本坊御用人足井御山内掃除人足爲御役差出申候。然處元祿十一戊寅年六月中。右町内西側四間通御用地に被召上、下谷長者町通御徒町にて代地被下置、同年九月六日下谷邊出火の節、車坂町も類焼仕候處、中堂御建立被遊候に付、御山内寺院方下通へ御替地に相成候に付、一圓に御用地被召上、同年十二月申元誓願寺前土井周防守様立跡にて壹ヶ所、同所西尾八兵衛様立跡にて壹ヶ所、柳原佐久間町壹丁目裏通にて壹ヶ所、下谷の内にて四ヶ所、西久保にて貳ヶ所、爲代地被下置番町内の儀は柳原佐久間町貳丁目西の方町屋の裏通北側、神田相生

(通大田神外)

一 町内里俗外神田大通と相唱申候。
但右は藤堂和泉守様表御門前通、西の方にて道幅廣御座候故申習候。
自身番屋 間口八尺 奥行二間半
右は町内東南の角下水上に有之、先年より御願濟御座候處、二十二年以前、文化三寅年三月四日、芝町より出火の砌右番屋も類焼仕候に付、同年八月廿六日、町御奉行根岸肥前守様御番所へ奉願上候處、御調の上、同月晦日願の通被仰付候。度々類焼の砌書物等燒失仕候に付、起立の節御願濟の年月日并御掛等相分不申候。
但當時五人組持地面に御座候。

(人事給御の山叡東)

一 町内の儀は東叡山御門前地にて、家主共例年正月廿八日御門主様へ御目見被仰付候。并於御同所御殿御視儀又は御法事等御座候節は、麻上下着用にて御給事人古來より相勤申候。
一 上野え御用人足差出申候。
往古は御代官伊奈半左衛門様御支配にて、寛永九申年中御目代田村權右衛門支配所に相成、寺社御奉行御支配の處、延享二丑年二月中町方御支配に相成申候。
以上丁亥書上

柳原大門町

(地減の後保享)

一 町内 東西にて五拾間半餘、
但片側町屋にて南北凡貳拾間。
一 四隣 東の方上野町代地、西の方境神田六軒町、南の方同所相生町、北の方同所相生町。

(地前門御山叡東)

- 一 町名の起立、草分人の名相分不申。往古村方にて有之候處、寛永二丑年中より東叡山御門前地に相成、大門の通故大門町と唱候哉、御年貢無之、上野御本坊御用人足、同御山掃除人足御役に差出申候。然處元祿十丑年上野中堂御建に付、上野廣小路東側の分不殘御用地に被召上、替地元坪にて下谷長者町裏通并當町にて被下置、右長者町續は元町より南へ引地に相成候故、南大門町と相唱候得共、當町の儀は向柳原にて被下置候に付、柳原大門町と相唱候哉に奉存候、町内 東西え三間、南北に六間餘。
- 一 但片側町に御座候。
- 一 四隣 東の方同所八軒町、西の方同所六軒町、南の方同所八軒町、北の方同所相生町。
- 一 自身番屋の儀は上野北大門町え組合罷在候。
- 一 往古御代官伊奈半左衛門様御支配所にて、寛永九申東叡山御目代田村權右衛門支配所に相成、寺社御奉行御支配の處、延享二丑年中町方御支配に相成申候。

以上丁亥書上

六軒町

(坂風屏)

一 當町起立の年代、草創人の名馳と相知不申候得共、町内元地主共起立の儀は慈眼大師御在世の節、御中間陸尺相勤候者に有之、東叡山御開基の後、同所御構東の方當町屏風坂

(町軒六の草浸谷下田神)

- 一 町内の儀は武州豊島郡峽田領の内には有之候得共、村名相成申候。
- 一 町内 東西え南にて拾九間貳尺餘、北にて拾八間半餘、南北え拾九間半餘。
- 一 但三方折廻片側町に有之候。
- 一 四隣 東の方神田八軒町、柳原大門町、西の方同所仲町三丁目、南の方同所相生町、半込袋町代地、北の方同所相生町向花房町代地。
- 一 自身番屋の儀は同所相生町自身番屋え組合町役相勤申候。
- 一 武州豊島郡の内にて郷名、庄名相分不申候。
- 一 東叡山御領の内にて御目代田村權右衛門支配任、元寺社御奉行御支配の處、延享二丑年十二月中、町御奉行御支配に相成申候。

以上丁亥書上

花房町

(領田峽)

(地納上附所番御南)

分不申。其後享保八卯年迄本多喜十郎様御屋敷に有之、翌辰年正月中水野準人正様御屋敷に相成、同十巳年月日不相知右御屋敷被召上、北の方は其節町名筋違橋外御用屋敷、當時神田仲町壹丁目と相唱候町屋に相成候に付、享保十一年十月三日、右御屋敷上地御普請方より町方え御引渡に相成、隣町神田旅籠町同所佐久間町壹丁目え御預地に相成、同十一月八日御上納地請負共え地所御引渡に相成、南の方明地も右請負人え御引渡有之持場に相成候處、同十八丑年四月廿八日、新町屋の御沙汰有之候旨奈瓦屋市右衛門方にて取調有之、追々取調の上同年十月朔日、右明地の内西の方樽屋藤左衛門買下げ地沽券町屋敷に相成、東の方御養生所附上納町屋に相成地渡有之候。翌寅年三月廿三日、右町銘子細不知、神田花房町と唱可申旨樽屋藤左衛門方にて申渡候。右御養生所附の内北の方壹構千八拾貳坪餘の地所、寶曆二申年三月比に可有之、馳と相分り不申、南御番所附上納地に相成候。其後寛政五丑年十月廿五日、湯島無縁坂より出火にて河岸通火除御用地に相成、河岸通地所隣下げ代地被下置候旨同年二十月十七日、池田筑後守様御番所にて被仰渡、河岸通御養生所附上納地の儀は繰下げ代地に相成、南御番所附上納地の分は同所北の方下谷 御成道東裏御小性組松平内匠頭様御組永井織部様、御書院番石川大隅守様御組松平八郎右衛門様御屋敷内立跡の内にて

(地代町房花)

(地納上附所生差御)

代地被下置、西側沽券地の儀も同様繰下げ代地に相成候に付、八百五拾壹坪の内三百七十五坪地形引直し、相残り四百七十六坪の儀は貳ヶ所に相成候に付一割の増坪被下置、都合五百貳拾三坪六合、下谷 御成道東側中奥御小姓溝口相模守様・中奥御番松平彌九郎様・小普請組石河壹岐守様御支配大草傳次郎様御屋敷立跡の内にて代地被下置、翌寅年四月八日地所御割渡被成下候に付、右貳ヶ所代地の分花房町代地と相唱申候。

一 町内北側東西え表貳拾五間餘、南北え裏行二十壹間餘、東側南北え表五間、裏幅貳拾間、東西え裏行南の方にて三拾三間半餘、北の方にて三拾間。

一 四隣 東の方神田通船屋敷、西の方筋違橋御門外廣小路、南の方神田川通り、北の方神田仲町壹丁目半込肴町代地。

一 町内北の方裏通神田仲町壹丁目と向合候處、西の方を里俗に菓店、東の方を竹町と相唱申候。尤菓店と唱、竹町と唱候場所、右渡世の者多罷在、自然と申來候儀に御座候。

一 御上納地三百坪 請負人文五郎店 八

一 同貳百拾坪 同佐久間町壹丁目家持 七

一 右貳ヶ所共御養生所附御上納地に有之、最初は地代取立町入用諸掛り差引上納仕來、何比より地代仕切御請負地に相成候哉年月不相知、善八方は壹ヶ年金拾五兩、太七方は壹

(金納上)

ケ年金拾貳兩づゝ上納致來候處、明和六丑年十二月十四日、牧野大隅守様御番所にて善八分金貳拾八兩三分、太七分金貳拾壹兩壹分銀九匁増上納金被 仰付、善八分壹ケ年金四拾三兩三分、太七分壹ケ年金三拾三兩壹分銀九匁上納仕候。

火除地 壹ヶ所

右は間口六拾三間四尺七寸三分、河岸物置場の方にて凡七拾七間壹尺程有之、家前より河岸迄東の方四拾壹間、西の方三拾貳間貳尺有之、此坪凡貳千六百七拾壹坪五合、右の内河岸拾八間通物置場に相成居、凡幅東の方にて貳拾貳間程、西の方にて拾四間三尺程往還火除地に相成居申候。

自身番屋 間口四間奥行九尺

右起立年月御願濟等相知不申。筋違橋より東の方中程横町入口角往還内に建有之候處、寛政五丑年十月廿五日、湯島無縁坂より出火にて致類燬、河岸通火除に相成、跡退に代地被下置候節、同六寅年十月十四日、河岸通り火除地木戸際引直し相建申度池田筑後守様御番所へ奉願、同月廿七日願の通被仰付候。

物置場 貳ヶ所

右町内物置物揚場の儀は筋違御門御橋臺より拾間相除、長四拾間物置場右續東の方に神田仲町壹丁目物揚場有之、其東の方にて拾貳間町内河岸物置場、右貳ヶ所共享保十八丑

(定規の積物岸河)

年十一月七日、御地渡し有之、其後年月不相知、四拾間の内西の方拾貳間は物揚場に致、東の方拾貳間の物置場東の方五間相延し、都合拾七間河岸幅西の方にて拾三間より東の方にて拾壹間迄物置場に致來候處、元文四未年三月四日妻戀町より出火にて類燬致、河岸物置場差置申間數旨被仰渡候處、難儀仕候旨にて同十一月朔日、石河土佐守様御番所にて水野備前守様御立合、竹木立置候儀は無構、炭薪并竹木も横堀之分は高さ五尺限り積置候様被仰渡、以來猥に無之様高積勝示杭御打渡被成下候。然る處寛政五丑年十月廿五日、湯島無縁坂より出火の節致類燬、池田筑後守様御番所御掛にて河岸通り火除地に相成、翌寅年二月十八日河岸物置場材木竹木置方の儀御取調有之候に付、小丸太小角の類は長三間を限り立置、中丸太は高四尺程の鳥居木補理木先にて高貳間程に致、長木の儀は炭薪同様高五尺を限り積置候様可仕間、右に付場取候間、河岸物置場の儀西の方にて拾三間、東の方拾壹間有之候處、一同拾八間に被成下候様同御番所へ奉願候得ば、同四月廿五日、追て御沙汰に被及候迄願の通差置候様被仰渡候。然る處炭薪賣賣米商賣の者共儀も右材木屋の中に入り罷在、河岸並惡敷御座候に付、材木屋同様河岸へ幅拾八間に被成下候様同年九月三日、同御番所へ奉願、同月十九日願の通追而御沙汰に被及候迄は河岸並の通被仰渡候。然る處文政七申年七月六

(金納上加冥の地岸河)

日、榊原主計頭様御番所御内寄合にて、町々河岸地坪敷場所柄に應じ相當の冥加金上納可仕旨被仰渡、同年十月より壹坪に付壹ケ月銀五分宛、町内分壹ケ月に金八兩壹分と銀九匁六分貳厘五毛宛上納仕候。尤其節右の内物揚場の義揚荷物込合候節は夜分に残り候儀も有之、且銘々家前に河岸地有之候儀に付、冥加金上納仕、物置場に仕候儀に御座候。

河岸場 間口拾間、河岸行拾八間

右は町内物置場と筋違御門御橋臺との間に、町内井同所仲町壹丁目兩町持の場所壹ヶ所所有之、尤右場所の儀兩町持に相成候年月等相分不申、先年より右の通兩町共相心得罷在、取計來候儀に御座候。

千川上水跡

右は元町内往還中通北角に榊壹ヶ所、同南角に同斷壹ヶ所小樋にて三方折廻し長延百三拾間程懸渡有之候處、當時は御差止に相成申候。右委細の儀は同所仲町壹丁目にて申上候。

一 町内新八店庄助と申者御褒美拜領仕候。右は引合に付仲町壹丁目より委細申上候。

以上丁亥書上

通船屋鋪

御府内備考卷之十一 外神田之三 通船屋鋪

(領田峽郡島豊)

一 町内の儀往古は武州豊島郡峽田領の内、村名不知。其後享保八卯年迄は本多喜十郎様御屋鋪に有之、同九辰年正月申水野隼人正様御屋敷に相成、同十巳年月日不知右御屋鋪被召上、跡明地の内北の方御上納地町筋違橋外御用屋敷と相唱候町名に相成候に付、同十一年十月三日御普請方より町方へ御引渡に相成、同十一月八日御上納地請負人へ地所御引渡被下置候に付、南の方明地も右請負人へ御引渡しに相成持場に相成候處、同十五戌年九月廿三日右明地の内河岸通神田佐久間町壹丁目續にて見沼通船定請負高田茂右衛門鈴木文平と申兩人へ表田舎間三拾間、裏行同貳拾間、河岸荷物揚場幅貳間長さ貳拾間、神田川の内にて幅九尺に長三拾間船繫場に拜借被 仰付、地所御割渡被成候。御掛り御勘定奉行寛播磨守様、同御吟味役井澤彌惣兵衛様御掛にて、地所の儀は町方より御渡被成、河岸荷物揚場、船繫場は御普請御奉行方御掛にて御渡被成候。右地面通船會所計建置候處、同十八丑年十月廿四日、御勘定奉行寛播磨守様にて町屋に可仕旨被 仰付候、其段翌廿五日町御奉行所へも御訴申上候。尤右會所 自分住宅に仕、會所建置候餘は町人共え地面貸置、外町屋同様諸事町役相勤來候儀に御座候。然處寛政五丑年十月廿五日湯島無縁坂より出火にて類燬仕、河岸通火除御用地相成地面繰下げ代地被下置、北の方神田花房町立跡にて間口貳拾八間貳尺二寸七分、裏行

(場繫船の人員請定船通沼見)

(所會船通)

(助庄店八新)

一 貳拾壹間八寸六分代地被下置、當時の形に相成申候。
町内北側東西へ表貳拾八間貳尺貳寸七分、南北へ裏行貳拾壹間八寸六分。

一 四隣 東の方同所佐久間町壹丁目、向所柳屋鋪、西の方同所花房町、南の方神田川、北の方牛込町代地。

一 町内裏通りを里俗竹町と相唱申候。

一 火除地 壹ヶ所

右は寛政五丑年 湯島無縁坂より出火にて類焼致、河岸通町屋火除御用地に被召上、跡退代地被 下置、河岸迄四拾間、長三拾三間、此坪千三百二拾坪火除地に相成候處、河岸物置場河岸幅拾八間并同所東の方は東叡山物揚場に御座候間、幅貳拾貳間、長凡三拾壹間餘、此坪六百八拾貳坪程に御座候。

一 物置場 壹ヶ所

右は元貳拾間に有之候處、其後年月不相知、長さ貳拾五間河岸幅東の方に十間、西の方に拾壹間物置場に致來候處、其後元文四未年妻戀町より出火にて類焼以來、當時冥加金差出候様相成候始末は、同所花房町より申上候同様に御座候。尤當時壹ヶ月分金三兩三分づゝ上納仕候。

一 船繫場 壹ヶ所

右は町内河岸物置場貳拾五間、同所續西の方花房町河岸物置場前五間、都合長三拾間幅九尺にて神田川内に有之、利

(場繫船路并新川根利)

一 根川新井路船繫場と認有之候杭左右に有之、右御打渡年月等は前書に委細申上候。
下水 幅貳尺五寸

一 右は町内東の方家前より河岸通火除往還横切に相成、東叡山物揚場内、夫より神田川に落込申候。

一 石橋 幅四間壹尺餘
右は町内家前より六間四尺隔、右下水に掛渡有之。

神田通船屋鋪
見沼通船定請
高田庄次郎
鈴木源藏

右兩人先祖は播州にて高田兵庫助と申候由、其後致浪人京都に住居仕、享保年中高田茂右衛門、同人弟鈴木文平是は母方苗字鈴木と相名乗申候。兩人御勘定御吟味役井澤彌惣兵衛様御手に付、同十二年下總國手賀沼新田御開發、引續武州足立郡見沼新田御開發の節、右兩人格別の勤功に付、相當の新田地にても可被下置旨被 仰渡候處、在住不都合の儀に相心得 御免願仕、見沼通船の儀奉願候。右通船の儀は御當地より亥の方に當り、武州足立郡見沼と申候て大湖有之候處、享保年中日光 御社參之節、右 御成道足立郡染谷村と申所より右の大湖 上覽被爲遊候て、新田に致候は、益にも可相成旨 御上意にて開渡被 仰出候趣申傳候。其節御掛御老中 松平右近將監様、御勘定奉行寛播磨

(人請定船通沼見)

(登開田新沼見藏武沼賀手總下)

(水用録西・録東)

(免御船通) (通開路并新川根利)

守様、向御吟味役井澤彌惣兵衛様にて開渡御用被 仰出候節右茂右衛門、文平兩人普請功者に付、彌惣兵衛様御手に附御用奉相勤候。右見沼は足立郡藏領川口邊又者千住邊迄も用水に引用ひ候沼に付、新田に相成用水差支候に付、爲代用水埼玉郡下中條村より引にて利根川之流水を引入用水に任、凡八里川下上瓦葺村と申所にて東西貳筋に相分れ、東縁用水西縁用水と相唱、西縁用水は藏宿川口邊え相掛り、東縁用水は千住迄相掛、右東西縁之中に中惡水路と申川筋有之、先年見沼に有之候節之堤跡大間木新田八町堤と申處にて東西縁之用水を横堀え引分け、右中惡水路え落申候。右東西縁用水水上埼玉郡須戸橋と申處より川口宿迄凡陸路拾貳里餘、川路凡拾七八里有之、勿論水元より八町堤迄は用水を通船致、夫より中惡水路を通船仕、川口宿四町程川下にて荒川え入申候。右は利根川之水を引にて引入候儀に御座候間、利根川新井路と相唱、右川内拾七里之間通船御免被 仰付、右兩人持船通用仕、他之船筏等は所々會所に相改運上取集通船爲仕候。尤年々冥加金六拾五兩づゝ、右兩人より上納仕候儀に有之、右願之趣同十五戌年五月中前書御掛之方より被 仰付、其節茂右衛門、文平兩人共爲勤功御褒美、苗字、肩衣御免にて奉相勤候。同年九月筋違橋外明地に而地面壹ヶ所、武州足立郡辻村にて壹ヶ所、同郡大間木新田にて貳ヶ所永々拜借被 仰付、右之外足立郡川口宿

(町庫兵元)

一 中惡水入口にて壹ヶ所、上瓦葺村にて壹ヶ所、北袋村にて壹ヶ所、埼玉郡上平野村にて壹ヶ所、都合四ヶ所會所地被 仰付、右筋違橋御門外拜借地御引渡之節は御普請御奉行鈴木伊勢守様、稻葉出雲守様御下役衆御勘定所より御出役御立會之上、間口三拾間、奥行貳拾間合而六日坪揚場河岸附川中幅九尺、長三拾間享保十五年九月御定杭御建被下置候。右地面之儀者通船屋鋪と唱可申由被 仰渡候。在方拜借地之儀者御勘定所御出役より御引渡被 下置候。通船屋鋪町屋に貸附候は同十八丑年十月中願之通被 仰付候。先祖茂右衛門より當庄次郎迄七代、先祖文平より當源藏迄六代連綿と奉相勤來候。尤庄次郎當時幼年に付、成長之上迄源藏壹人勤に罷在候。

牛込看町代地

以上丁亥書上

一 元地之儀は以前兵庫町と唱候處、大猷院様御代御成之都度、御看奉獻上、看町と被銘、夫より看町と唱候。其後享保十六辛亥年四月大火之砌類焼仕候に付、惣小間々三拾三間之地所測量御用御屋鋪之爲火除地被召上、外神田本多唐之助様、同喜十郎様御屋鋪跡水野隼人正様御屋鋪上り御地面、其節は御上納地町銘筋違橋外御用屋鋪と相唱候場所之内にて、元坪倍増四百六十貳坪餘爲右

(町竹)

- 一 代地と被下置引移申候。起立之儀は元地御調之節可申上候。
- 一 町内、東西三拾四間餘、南北拾三間半餘。
- 一 四隣、東之方神田柳屋鋪、同所佐久間町壹丁目、西之方神田仲町壹丁目、南之方神田通船屋鋪、同所花房町、北之方牛込袋町代地。
- 一 當町と通船屋鋪之兩町之通、里俗竹町と相唱申候。右者竹商賣渡世之者住居致居候故之唱に御座候。
- 一 當町之儀は先々より元地同様町御奉行御代官兩御支配にて、當時平岩右膳様御支配に御座候。
- 一 反列之儀は壹反五畝拾貳歩。

以上丁亥書上

牛込袋町代地

- 一 元地之儀は袋道に候間袋町と唱申候。其後享保十六辛亥年四月大火之砌類焼仕、測量御用御屋鋪之爲火除地被 召上、惣小間六拾貳間半之内小間三拾間、同年五月廿六日外神田本多唐之助様向喜十郎様御屋鋪跡にて水野準人正様御屋鋪上り御地面、其節者御上納地町名筋違橋外御用屋鋪と相唱候場所之内にて、元坪倍増三百七拾六坪と稻荷社除地廿七坪と都合四百三坪餘の地所、右爲代地被下置引移申候。起立之儀は元地御調之節可申上候。
- 一 町内、東西三拾壹間餘、南北三拾貳間餘

(荷稻本福)

- 一 四隣、東之方神田佐久間町壹丁目、同所相生町、西之方同所仲町壹丁目、南之方牛込袋町代地、北之方神田仲町三丁目、同所六軒町。
- 一 自身番屋、間口貳間半、奥行同
- 一 右者町内東角に有之、願濟年月等書物焼失に付相分不申候。
- 一 當町之儀者先々より元地同様町御奉行御代官兩御支配にて、當時平岩右膳様御支配に御座候。
- 一 反列之儀は壹反貳畝拾六歩。
- 一 稻荷社、表四尺三寸、奥行壹間
- 一 右者當所引移以前より有之、正一位福本稻荷と相唱、町内家主持に御座候。

以上丁亥書上

仲町一丁目

- 一 町内の儀往古は武州豐島郡峽田領の内、村名不相知。其後享保八卯年迄本多喜十郎様御屋敷に有之候處、同九辰年正月水野準人正様御屋鋪に相成、同十巳年中月日不知右御屋鋪被召上、同所跡北の方并續北の方に本多唐之助様御中屋鋪跡の由、明地共御取調の上借地町屋に被仰付候間、借地望の者可申出旨同十一年八月二日町々御觸有之、同年九月十八日大岡越前守様御番所之金澤町伊兵衛店清六、馬

(領江峽)

(兩千九に年ヶ五拾金納上)

(鋪屋負請外橋違筋)

(鋪屋用御同)

- 一 噴町壹丁目又次郎店五兵衛、證人金澤町家持與右衛門被召出、當時當町并同所貳丁目三丁目牛込袋町代地向所袋町代地に相成居候地所共四千六百拾八坪、拾五ヶ年に金九千兩上納可仕旨御請負被仰付、同年十月三日前書水野準人正様、本多唐之助様上り屋鋪、御普請御奉行鈴木伊勢守様、朽木丹後守様より町方に御引渡に相成、隣町神田旅籠町向所佐久間町壹丁目え御預け地に相成、同所河岸通に有之候物揚場壹ヶ所の儀は名主に御預けに相成、右揚場も町方え相渡候段大岡越前守様被 仰渡候旨奈瓦屋市右衛門申渡、同十一月八日地所請負人清六、五兵衛え御割渡被下置、且水野準人正様上ヶ地南の方明地の分共右請負人共え御預被 仰付候。右町屋の儀筋違橋外請負屋鋪と相唱申候處、同十三申年八月二日大岡越前守様御番所にて上納金不納に付、請負人清六、五兵衛請負被召上、同日跡請負人正木町庄助店彌八、松屋町藤兵衛店源藏、證人菊坂町家持助右衛門に當申年より拾五ヶ年金九千五百五拾兩にて被仰付、同八月五日請負人彌八、源藏え地所御引渡相成申候。然處彌八源藏儀も上納金不納に付、同十四四年二月六日大岡越前守様御内寄合え被 召出請負被 召上候に付、借地致居候者共家主に相成、名主方え地代取集、町入用差引上納金差上候。夫より町名筋違橋外新地と相唱申候處、同九月中より筋違橋外御用屋鋪と相唱申候。

(分區の目丁二丁目丁壹町仲田神)

(金用入御所生養御)

- 一 右御用屋鋪の内享保十六亥年五月二十六日、南東の方にて八百坪餘、牛込袋町代地向所袋町代地に相成、同年八月二十一日、右御用屋敷西の方貳構中程并東の方に北寄貳構の内、東の方武士方拜領町屋鋪に相成、右拜領町屋鋪の分譯合不相知、神田仲町と相唱候に付、同年九月七日、町年寄榎屋藤左衛門方にて上納地の分神田仲町壹丁目と相唱、武家拜領地の分は神田仲町貳丁目と唱可申旨被申渡候。右拜領町家鋪の内西の方貳ヶ所家主共入組候に付、東の方貳ヶ所は同所仲町三丁目と仕度由御願申上、同月二十日榎屋藤左衛門方にて願の通相唱可申旨被申渡候。當町の儀は前書の通名主方にて地代取集上納致來候處、寶曆二申年三月晦日、右納金の儀は迄御養生所御入用に相成候。然處此度外御入用に相成候に付、是迄月後レに相成候儀も有之候得共、以來は毎月地代取集候様町年寄奈瓦屋市右衛門方にて申渡有之、同年六月三日御上納仕切請負地に相成、壹ヶ年金貳百貳拾兩御上納仕候。翌四日は迄住居致候者共請負人に被 仰付、其後明和元年閏十二月二十一日右請負人共被 召上、本石町四丁目喜右衛門店惣兵衛、淺草田原町儀右衛門店藤藏、證人本八丁堀五丁目惣右衛門店長三郎え増上納金都合金三百貳拾六兩にて請負被 仰付、是迄請負人下家守に相成居候處、同九辰年二月二十九日黒行人坂より出火にて類燒致、御上納金差支候に付、

(通中・町屋茶・路小廣・店茶)

先請負人共出精上納金可仕旨相願再請負人被 仰付候處、文化五辰年七月より壹ヶ年金三拾六兩づゝ相増、當時金三百六拾貳兩づゝ上納仕、北御番所御上納地に相成申候。

町内間敷西の方南の壹構、北側東西え四拾八間、南北へ裏行西の方貳拾七間半餘、東の方貳拾六間、中程にて十六間、西の方北の壹構東側南北へ貳拾七間半餘、東西へ裏行南の方拾七間、北の方□半餘、中程にて拾間、同斷西側南北へ貳拾四間餘、東西に裏行南の方七間、北の方五間、東の方南の壹構東側南北へ貳拾六間、東西へ裏行南の方拾六間餘、北の方拾八間餘、東の方中の壹構東側南北へ貳拾三間半餘、東西へ裏行南の方拾三間餘、北の方九間半、東の方北の壹構東側南北へ拾貳間半、東西へ裏行貳拾四間。

四隣 東の方牛込肴町代地、同袋町代地、神田仲町三丁目、西の方筋遠御門外火除明地、町内并同所貳丁目持、同所旅籠町壹丁目持、廣小路と唱候場所、南の方神田花房町、北の方神田旅籠町壹丁目、須田町貳丁目代地、花房町代地。

町内里俗同所花房町と向合候通りを菓店、北の方同所旅籠町壹丁目と向合候通を廣小路、又は茶屋町、中の通を中通と相唱申候。

上納地百六拾坪 名主 正 藏

右は町内菓店通り北側角にて最初より支配致居請負人より爲役料地代請取居候處、享保十七子年九月二十九日、奈良

(場揚物正人集野水)

屋市右衛門方にて役料拜借地に被申渡候儀に御座候。

自身番屋 間口九尺、奥行^{南の方五間半}北の方五間半

右は町内中通北側西角に有之、元文三年八月十六日奈良屋市右衛門方へ相願、石河土佐守様御番所御内寄合にて同月十八日被 仰付候。

木戸番屋 間口九尺、奥行貳間

右は町内里俗茶屋町通東角往還に有之、町内見守且冬春夜番相勤候節の爲、寛政九己年九月二十二日小田切土佐守様御番所へ奉願候處、同月二十七日願の通被 仰付候。

床番屋 三ヶ所

右壹ヶ所は北通り南側角に有之、間口貳間、奥行九尺、壹ヶ所は筋遠橋外廣場の内に有之、間口貳間半、奥行貳間、壹ヶ所は物揚場内に有之、間口貳間半、奥行四間、尤右三ヶ所の儀は當時同所花房町に相成候地所の内へ享保十一年九月十八日、大岡越前守様御番所御内寄合にて願の通被 仰付候處、右地所花房町と申新町屋に相成候に付、同十八年十月九日、當時の場所へ引直し願の通被 仰付候。

物揚場 ^{河岸の方にて拾間四尺、往還の方にて七間三尺五寸、河岸行十八間} 幅四間、長十八間

物置場 幅四間、長十八間

右物揚場、物置場共一體享保十一年年中まで水野隼人正様物揚場に有之候處、同年十一月八日神田仲町壹丁目御地渡有之候節、河岸物揚場の儀も請負人共へ被成御渡、其後同

(金納上加冥)

(衛兵屋石)

十八丑年中、河岸通り町屋出来候後も、揚場の儀は町内持に相成居、寛政五丑年 河岸通火除御用地に相成、同六寅年中河岸物置場河岸行拾八間に相成、揚場の儀も自然と河岸行長く相成居候處、文政七年七月六日、榊原主計頭様御番所御内寄合にて、町々河岸地坪敷場所柄に應じ相當の冥加金上納可致旨被 仰渡、其節右揚場の内平日荷物込合候節は夜分積置候儀も有之候に付、當時置場に致候分冥加上納金一ヶ月壹坪銀壹匁づゝ、六拾八坪分銀三十四匁づゝ上納仕、物置場に致申候。其外町内同所花房町持河岸の儀は花房町より申上候。

石置場 東西八間、南北六間

右は町内太助店藤兵衛持場にて、右先祖藤兵衛と申者享保十二年當所御用地町屋に相渡候節より住居仕、石屋渡世致罷在候に付、地先火除廣小路の内往來の障にも相成不申場處、商賣物石置場に仕度奉存候間、寛保二戌年四月三日、道御奉行杉岡彌太郎様御役所へ奉願候處願の通被 仰付候。

千川上水跡

右は安永九子年十月廿七日、牧野大隅守様御番所御掛にて上水掛渡の儀被 仰付候儀にて、町内菓店通東の方に樹壹ヶ所、中通西の方に樹壹ヶ所所有之、凡五拾間程、中樋南北通中程に樹壹ヶ所、同所北の方に同斷壹ヶ所、小樋にて凡

(事が助庄及七半子孝)

七拾二間程掛渡し有之候處、天明七未年四月十三日、御差止に相成候旨被 仰渡通達有之、其節取潰し埋立申候。但元祿の度千川上水掛渡之儀相分不申候。

下水 貳ヶ所

右は町内并同所貳丁目北の方廣小路と唱候場所に長貳拾間、幅壹尺貳寸、天水吐下水、同所下に五尺四方深さ四尺水溜石枿、夫より同所旅籠町貳丁目持場迄長拾六間、幅貳尺の往還横切下水、拾六間の分は石橋補理有之、同所旅籠町貳丁目持分共先年より出張町内にて仕來候儀に御座候。右水溜樹より石橋の場は起立御願濟相知不申、長貳拾間の場所は文政三辰年中最寄の御大名様方へ御願申上、同年十一月十四日御普請方御役所へも御願申上候得ば、同年最寄御大名様方より被 仰立、新規に出来候儀に御座候。

神職 白川殿配下 河本 播磨

右重右衛門店に罷在候 同心者 日蓮宗 通 善

右太兵衛店に罷在候 神田花房町新八店 助

御褒美銀五枚 庄 當町家主 七

御褒美銀三枚 半

右兩人儀奇特成儀入 御聽、寛政八辰年九月七日、小田切土佐守様於御番所左の通被下置候。尤其節の書上左の通。

乍恐以書付申上候

私支配神田仲町壹丁目地守半七儀孝行の者の中、委細相調可申旨被 仰渡候に付左に申上候。
右半七儀吉次郎と申若年の節、父長右衛門儀及老衰地守役難相勤、依之拾六ヶ年已前天明元丑年、右吉次郎姉屋に方え同所花房町與兵衛店善六倅にて庄助と申者賀養子に致、半七と爲致改名、跡相續仕罷在候。尤姉屋に儀は翌寅年十二月中病死仕候。然處吉次郎事當半七儀段々盛長致、商賣體も見習候に付、庄助事半七儀は六ヶ年已前寛政三亥年中地守退役仕、右吉次郎を致順養子、半七と改名、跡式相續爲致、庄助儀は其後同所花房町新八店借請、養母りせ姪せのを妻に貫請、竹商賣仕罷在候。吉次郎事半七儀は生得正直成者にて家業體致出精、朝暮祖母え孝行に仕、夜分祖母臥り候節も夜具等自分に持運び廢所鋪遣し、暫之内側に附添罷在、少しも祖母不快之節は家業體打捨看病致候趣、且又商有之節は商初穂と申神棚へ神酒を備、并祖母へも酒肴等爲給候由、平日共自分ば不食候共祖母へは好物之品爲給、又洗湯神佛杯へ參詣致候節は附添罷出大切に勞り申候。且又養父庄助へも孝行に仕、日々罷越安否承り、時々好物之品等送遣し心配致、并家内召仕等迄も殊之外憐み召仕候由、且又父長右衛門儀は去々寅年中七拾九歳にて病死仕、半七妻もと儀も去卯年九月中病死仕候。祖母りせ儀は當半

七實母にて、身上向可成にて、其身母倅召仕男女兩人、都合五人相暮罷在候。

右半七養父庄助儀前書之通花房町與兵衛店善六倅にて、拾六ヶ年已前天明元丑年中、同所仲町壹丁目長右衛門方え賀養子に罷來、半七と名改地守相續罷在候。尤妻屋に儀は翌寅年十二月中病死仕、養父母え至て孝行にて父母之心に肖候儀聊も無之、家業致出精町用等大切に相守、右用向又は商賣體にて罷出候共用辨次第早演罷罷、父母之心勞を休め候様平日心掛候様仕、身上向も親長右衛門代よりは相直申候。然處養方之弟吉次郎儀段々盛長仕、商賣體も見習、殊に長右衛門實子之儀にも有之、跡相續も爲致度兩親之舍も可有之哉に相察、六ヶ年已前寛政三亥年中右吉次郎も順養子に致、跡式相讓り半七と改名爲仕、地守相續罷在候。庄助儀は同所花房町新八店借請養母りせ姪せのを妻に貫受、竹商賣相始、其砌吉次郎事半七儀は若年之儀に付、取賄方行届兼、商賣體手薄に相成候様子に付、又候庄助儀致世話遣し如元勝手も相直候由、右之通引分り候節、養父長右衛門儀身上分致し可仕旨申聞候得共辭退致申候。然れ共金子等貯出候儀は曾て無之、親類其外元問屋共之世話も以少分の元手にて商業丹誠致、身上取立當時々様に相暮罷在候。右體養父母之心中を察し養方之弟を順養子に致、其上養方身上丹誠致取立、別宅致候節配分致候ては養方不爲に

可相成と尙又自分と別家業相始申候。勿論廉立候儀にては無之候得共孝心奇特成者にて、既に當半七義も庄助致教諭、行跡を見習、孝行に致、家業出精致候趣に御座候。身上向可成にて其身妻召仕壹人都合三人相暮申候。右御尋に付内々相調申上候處無相違儀に御座候。
寛政八辰年四月廿五日 仁右衛門 以上丁亥書上

仲町貳丁目

一 當町の儀往古は武州豐島郡峽田領の内、村名不知。其後本多喜十郎様御屋鋪に有之候處、享保九辰年正月水野隼人正様御屋敷に相成、同十己年右御屋鋪被 召上候跡明地翌十一年年借地町屋に被 仰付候旨に付、同年九月十八日大岡越前守様御番所にて、金澤町伊兵衛店清六、馬喰町壹丁目又次郎店五兵衛、當時當町并同所壹丁目三丁目半込肴町代地、同所袋町代地の地所共年々上納金差上御受負可仕旨被 仰付、同年十一月八日右請負人へ地所御割渡被 下置、町家相建、筋違橋外受負屋鋪と相唱申候處、同十三申年大岡越前守様御番所にて、上納金不納に付右受負人被 召放、跡受負人正木町正助店彌八松屋町藤兵衛店源藏へ被 仰付候處、又候上納金不納に付同十四酉年二月同御番所にて請負被 召放、借地致居候者共より地代金神田旅籠町、

御府内備考卷之十一 外神田之三 仲町貳丁目

(鋪屋用御外橋邊筋)

(町屋茶)

一 同所佐久間町壹丁目名主方へ取集上納致來候處、夫より町名筋違橋外御用屋鋪と相唱申候處、同十六亥年八月二十一日右御用屋鋪西の方一構中程拜領町屋鋪に相成、右町中程に西の方より東の方へ中通の道筋有之候故、神田仲町と相唱候處、同年九月七日南の方上納地の分神田仲町壹丁目と町名被 下置候に付、夫より當町を貳丁目と相唱申候。
一 町内南側東西へ二十八間五尺四寸五分、南北へ裏行拾間より拾間五尺迄、往還隔北側東西へ表拾七間、中央にて同二十壹間五尺、裏幅平均表同斷、南北へ裏行同凡貳拾五間餘。
一 四隣、東の方神田仲町壹丁目、西の方右同斷、南の方右同斷、北の方廣小路、往還隔神田旅籠町壹丁目、右三ヶ町持合の場所里俗に廣小路と相唱候。其外北側町屋を茶屋町と相唱申候。
一 町屋鋪拜領人名前左の通
四百貳拾壹坪七合七夕
同 黒鐵與頭 光 卿 惣 七
同 原 平 吉
同 黒鐵之者 高木定五郎
同 福島十郎右衛門
同 木村市三郎
同 中野佐五右衛門

(跡鋪屋正人集野水・郎十喜多本) (領田峽)

御目付支配無役
石川源次郎
同 雨谷藤之助
同 堀内甚之助
同 植村次郎吉
同 西御九御玄關番
同 秋山五三兵衛
同 御臺所小間使
同 幸山紋三郎
同 同道具役
同 鈴木金次郎
同 御廣鋪番
同 甘利八三郎
同 御小人
同 山田辰五郎
同 御代官手附
同 原類助
同 松崎理右衛門
同 瀧御廣鋪除之者
同 山田庄助
同 元橋津右衛門
同 溝口七五郎
同 大草助七
同 町同心
同 近野貞助

右は享保十六亥年八月中當町新規拜領町屋に相成候節、右拾七人の者先祖大繩にて拜領致候。

百拾七坪五合

右同斷大繩にて拜領仕候。
表六尺
杉山彦市
御掃除之者
同 月岡喜右衛門
同 遠藤次郎兵衛

右同斷大繩にて拜領仕候。
御掃除之者
橋部定八

右は享保十六亥年、御役名不知松本丈右衛門と申者拜領仕候處、年月不知上地に相成、寶曆八寅年正月十一日、右定八先祖拜領仕候。
吹上奉行下役
飯島覺十郎

五拾八坪八合
右は享保十六亥年八月廿一日、先祖拜領仕候。
御廣敷小使之者
三浦伴五郎

貳拾貳坪七合五夕
右は元堀市右衛門拜領仕候處、寛延四未年八月八日上りに相成、右跡寶曆元未年十二月十七日、右先祖拜領仕候。
下水 幅壹尺貳寸
右は町内并同所壹丁目北の方廣小路と唱候場所に有之、委細は壹丁目より申上候。
以上丁亥書上

仲町參丁目

當町起の儀往古武州豐島郡峽田領の内、村名不知。其後本

(跡鋪屋助之唐多本)

多唐之助様御屋鋪に有之、享保年中上り地に相成、明地に有之候處、同十一年同所貳丁目にて委細申立候通同様借地町屋に被 仰付、御請負上納地に相成、筋違橋外請負屋鋪と相唱、同十四酉年請負被 召放上納地に相成、筋違外新地と唱、同年筋違橋外御用屋鋪と唱替候處、同十六亥年八月中新規町屋に相成候節、右地續御上納地の分壹丁目と町名被 仰付、當時貳丁目地所も其節より貳丁目と相唱候に付、當町の儀は三丁目と仕度段御願申上、同月廿日權屋藤右衛門方にて願の通被申渡候。

町内北側 東西え間口貳拾八間半餘、裏幅貳拾八間半餘、南北え裏行東の方にて貳拾間餘、西の方にて貳拾三間餘、北の方往還向北側東西え裏裏共八間半、南北え拾三間餘。四隣 東の方神田六軒町、南の方牛込袋町代地、神田仲町壹丁目、西の方同壹丁目、北の方同壹丁目、同所地續、東の方え折廻し神田花房町代地。

町屋鋪拜領人名前左の通
表御番醫師
川島周庵
一 拾坪餘
右は享保十六亥年八月中當町新規拜領町屋と相成候節、宮川源内拜領仕、文化九申年上り地に相成、同十四酉年十月中當地主拜領仕候。
御辦事方御勘定役
田村清十郎
一 七拾三坪五合六勺貳才
右は元勝屋次兵衛拜領仕候處、安永十丑年正月十二日上り

地に相成候跡、同年七月中當地主先代拜領仕候。
小喜請
中村甚兵衛
一 七拾三坪五合三勺七才
右は元前田平右衛門拜領地の處、寶曆五亥年當地主相對替致候。
御細工同心
大館半之丞
一 七拾三坪六合壹勺六才
右は元三田彦次郎拜領地の處上りに相成、渡邊伴七拜領仕、其後當地主先代拜領仕候。
同
山下長三郎
一 七拾三坪五合八勺三才
右は享保十六亥年八月中先祖拜領仕候。
御先手同心
小谷野金次郎
一 七拾三坪六合壹勺六才
右は享保十六亥年八月中先祖拜領仕候。
仕丁之者細頭
中島六兵衛
一 九拾八坪壹合七勺九才
御仲間
龜田三右衛門
大奥御進物取次番小林理左衛門組
佐藤熊五郎

右は元佐藤吟助・山崎仁右衛門・伊澤藤五郎右三人にて右場所一圓大繩にて拜領仕、相對を以三ッ割に仕、右の内寶曆八寅年六月中伊澤藤五郎分上りに相成、同年十一月木村兵助拜領仕、寛政十年三月木村鍋吉代に上りに相成、同十一年八月月中中島喜兵衛拜領仕、且山崎仁右衛門跡安永年中竹間と相改候處、猶又文政八酉年九月龜田三右衛門と相改申候。

一 六拾八坪七合八勺八才

御臺様御下男
別所 重助
小澤 兵助
御膳所小間使
萩原 紋藏

右は元萩原勘兵衛・小澤五兵衛・河岸權左衛門右三人大繩にて一圓拜領仕、相對を以三ッ割、右の内寛政九巳年十月、河野權左衛門跡河野伊三郎代に上り地に相成、同十一未年八月申別所平次郎拜領仕候。

一 百八坪貳合七才

御臺様御下男
大島 良助
川船方手附
伊東 一作

右者享保十六亥年八月中、右兩人先代大繩にて一圓拜領仕、相對を以貳ッ割に仕候。

一 千川上水跡
右は壹丁目より委細申上候。

以上丁亥書上

御府内備考卷之十二

外神田之四

松下町壹丁目代地

(跡鋪屋守見石井沼・守豆伊田眞)
一 當町の儀者先年鎌倉町裏通にて眞田伊豆守様酒井石見守様御屋鋪上り地跡にて、元禄十五年八月廿六日、川口攝津守様町方御勤役の節、一圓新規拜領町屋に被 仰付候に付、松下町三丁目分に町名右御番所奉願候得共願の通被 仰付候。然る處享保六丑年十二月十日、永富町二丁目より出火の節三町共類焼仕翌寅年正月中山出雲守様町方御勤役の節、火除爲御用地右類焼の地所不殘被 召上、同年八月一丁目目分里俗に玉ヶ池古田彌三郎様御屋敷上り地跡にて地面四ヶ所、柳原土手下瀧川三郎四郎様御屋敷上り地跡にて地面七ヶ所、神田富山町續人見又兵衛様御屋敷上り地跡にて一ヶ所、八丁堀新銀町代地續鳥井丹波守様御屋敷上り地跡にて一ヶ所、都合地面數十三ヶ所最寄分け四ヶ所にて元坪の通代地被下置、松下町一丁目代地と相唱申候。然る處寛政五丑年十月廿五日、下谷池ノ端松平出雲守様御屋敷より出火の節、右四ヶ所の内柳原土手下竝神田富山町續の分類焼仕候に付、右柳原土手下の内三ヶ所同年十二月廿五

御府内備考卷之十一 終

(温忠本杉)(院徳弘村木)

日、火除御用地に被 召上、翌寅年四月六日、村上肥後守様御組與力衆佐久間安次郎殿・山崎助左衛門殿・小田切土佐守様御組與力衆尾崎茂右衛門殿并町年寄地割役御立合の上、下谷御成道東側近藤主殿様・大草傳次郎様御屋鋪立跡の内にて元坪の通代地被下置候。且又前書申上候元禄年中拜領町屋に相渡候節、右三ヶ所地面の儀は御本丸御醫師木村弘徳院、御本丸奥御醫師杉本忠温兩人にて拜領被致候處、右弘徳院拜領町屋敷の分は御同人御抱屋敷本所中の郷三百四拾二坪八合の地所と相對替奉願、正徳元辰年五月晦日願の通被 仰付候に付、其後沾券地に相成申候。

但享保の度代地被下置候節の元地の儀は、新草屋町代地三河町一丁目代地に相渡、寛政の度當所え引地に相成候元地立跡の儀者、當時糶藏御立添地に相成申候。

一 町内 東西十九間餘、南北貳拾三間餘。

一 四隣 東の方神田山木町代地、西の方神田旅籠町壹丁目、同所平永町代地、南の方御染物屋伊左衛門拜借地、北の方同所花房町代地。

一 町内里俗新地と唱、表通往還を御成道と相唱申候。

一 拜領町屋鋪貳百貳拾七坪餘
真御醫師 杉本 忠 温
元禄十五年八月、右忠温先祖拜領仕候。

一 自身番屋 間口九尺、奥行貳間

(道成御・地新)

松下町貳丁目北側代地

右當町北の方に有之候。尤當所新町屋に相成候に付、冬春六ヶ月箱番屋にて相勤來候處、不辨理に付番屋相建申度段寛政十二申年十月二十四日、町御奉行小田切土佐守様へ奉願候處、同年十一月六日、願の通被 仰付相建申候。

以上丁亥書上

(跡鋪屋守馬但城岩)

一 當町の儀は一丁目代地にて申上候通、元禄年中新規拜領町屋敷に相渡候節、三町分町名被 仰付、其後享保六丑年類焼の節、壹丁目同様御用地に被 召上、町奉行中山出雲守様御掛りにて同年八月中、右北側の分御同人様御組合與力衆平塚爲右衛門殿・大岡越前守様御組與力衆萩野仁右衛門殿并町年寄地割役共御立合の上、下谷御成道東裏岩但馬守様御屋鋪上り地跡にて元坪の通代地被下置候、依之町名神田松下町貳丁目北側代地と相唱申候。右元地立跡の儀は同所南側代地に相渡申候以後貳丁目分の儀は南北貳ヶ所の切れ地に相成申候。

一 町内南側町屋 東西南の方九間半餘、北の方貳拾壹間半餘、南北東の方拾貳間餘、西の方二拾二間餘。

一 北側町屋東西四拾壹間餘、南北東の方六間半餘、西の方三十六間半餘。

但往來道幅間取除之

(鋪屋新)

一 四隣 東の方神田松下町三丁目北側代地、永富町三丁目代地、西の方澁江新之助様大久保熊次郎様、森川由二郎様御屋鋪、南の方神田山本町代地、北の方小笠原大膳大夫様御中屋鋪。

一 町内里俗新屋鋪と唱申候。

一 町屋鋪拜領人名前左の通

一 貳百三拾坪餘 細藤中橋御用人

一 百三拾坪餘 高木内藏頭

一 百三拾坪餘 右 同 人

一 貳百九拾壹坪餘 小普請 萩生 鏞之允

一 貳百五拾三坪餘 御口中醫師 本 康 宗 圓

一 百貳拾三坪餘 神田松下町三丁目北側代地南角より二軒目を入込有之候切地之分

一 九拾坪餘 細藤所番 小川造酒之助

一 百拾三坪餘 御切手同心 木村 勝五郎

一 新道 元祿十五年八月二十六日、右五人の者先祖拜領仕候。

一 右當町西北の方に有之、拜領主木康宗圓、萩生惣七郎先祖兩人にて長三拾六間四尺、幅九尺、此坪五拾五坪、自分新道に仕度段享保七寅年八月中、大岡越前守様町方御勤役の節御願申上候得者、御糺の上願の通被仰付候。

一 下水 右町内北表通に有之、當町小間貳拾三間三尺、幅三尺四寸、

松下町三丁目北側代地

一 當町の儀は一丁目にて申上候通、元祿十五年新規拜領町屋鋪相渡、松下町三町分に町名被 仰付、其後享保六丑年類焼の節、町御奉行中山出雲守様御掛りにて火除御用地被 召上、同年八月右北側之分御同人様御組與力榮平塚爲右衛門殿・大岡越前守様御組與力榮萩野仁右衛門殿并町年寄地割役共御立合の上、下谷御成道裏岩城但馬守様御屋鋪立跡にて元坪の通地地被下置候に付、當時の町名に相成申候。元地立跡の儀は同所南側代地に相渡候に付、三町目の儀南北貳ヶ所の切地に相成申候。且又前書元祿の度新規拜領被致候地主五人の内、元御時計の間御番野本文左衛門町屋鋪の儀は、同人抱屋鋪北本所瓦町の地所と相對替仕度段奉願、寶永七寅年七月晦日、願の通被 仰付候に付、右跡沽券地に相成申候。

一 町内 東西三拾間餘、南北三拾六間半餘。

一 但西の方松下町貳丁目北側代地の地面一ヶ所入込有之。

以上丁亥書上

(鋪屋の者役能御)(鋪屋新)

一 四隣 東の方大島九郎太郎様・小野弓太郎殿屋鋪、西の方神田松下町貳丁目北側代地、南の方永富町三丁目代地、北の方小笠原大膳大夫様御中屋鋪下谷長者町一丁目。

一 町内里俗新屋鋪と唱申候。

一 町屋鋪拜領人名前左の通

一 貳百六坪餘 細能役者 進藤權右衛門

一 貳百三坪餘 同 山田傳左衛門

一 同 幸 五郎次郎

一 同 葛野九郎兵衛

一 貳百三坪餘 右四人の者先祖元祿の度拜領仕候。

一 下水 右町内北表通にて當町小間三拾間、幅三尺四寸有之候。委細の儀は松下町貳丁目北側代地にて申上候通に御座候。

一 井戸 差渡二尺八寸

一 右堀井にて、拜領主御能役者進藤權右衛門地面前え遣ひ水用心井に仕度段、右家主彌兵衛より寛政八辰年三月十七日、町御奉行小田切土佐守様御勤役の節奉願候處、翌十八日御見分有之、同廿七日右御番所御内寄合え被召出願の通被仰付候。右堀井出來に付同年五月十七日御訴申上候。

以上丁亥書上

(跡鋪屋守馬但城岩)

永富町三丁目代地

一 當所元地の儀は先年佐竹右京大夫様御屋鋪上り地跡にて、天和三亥年甲斐庄飛騨守様町方御勤役の節、金吹町爲代地新規町屋に相渡り、永富町四丁分町名奉願候得ば願の通被仰付候。然る處享保六丑年十二月中永富町二丁目より出火の節、四町共一圓類焼仕、翌七寅年正月町御奉行中山出雲守様御勤役の節、三丁目の内表間口四拾六間三尺七寸八分、裏行四拾貳間三尺一寸の地所御用地に被 召上、同年八月月中地面五ヶ所下谷御成道横町岩城但馬守様御屋鋪上り地跡にて元坪の通地地に被下置候由、依之町名永富町三丁目代地と相唱申候。

一 但元地にて被 召上候地處跡の儀は元乗物町代地に相渡申候由申傳候。

一 町内貳ヶ所に分れ有之、東の方町屋東西三拾間半餘、南北東の方に貳拾間半餘、西の方に貳拾貳間半餘。

一 西の方町屋東西拾壹間半餘、南北東の方に拾間餘、西の方に九間半餘。

一 四隣 東の方小普請方大繩武家地、西の方神田松下町貳丁目北側代地、南の方山内辰之進様御屋鋪、神田山本町代地、北の方神田松下町三丁目北側代地。

以上丁亥書上

御弓師屋鋪

(領田畝)

一 當町の儀は元地當所共往古武州豐島郡畷田領の内、村名不相知。其後武家地又は寺地の由申傳候神田佐久間町壹丁目裏通地面、元祿十一寅年神田松下町と申町家に相成候處、享保四亥年類焼後河岸迄火除地に相成、神田佐久間町一丁目跡退り代地に相成、又候右代地の内表拾間通り河岸通え割替に相成、右町屋と代地町屋の間火除明地に相成居候内、麴町平河町壹丁目代地續にて間口拾五間、裏行貳拾間、此坪三百坪、同十三申年十一月廿八日、御細工所頭支配御弓師三輪仁兵衛拜領町屋鋪に相成、町名の儀は御弓師拜領地の儀に付、其節より神田御弓師屋鋪と唱來申候。然處寛政五丑年十月廿五日、湯島無縁坂より出火にて河岸通類焼致、火除御用地に相成、佐久間町一丁目跡退に相成候に付、池田筑後守様御番所御懸りにて同年十二月十七日、下谷 御成道武家方土地の内にて代地被下候旨被仰渡、翌寅年四月八日、下谷 御成道東側中興御番松平彌九郎様御屋鋪跡にて、表田舎間拾四間壹尺八寸、裏行同貳拾壹間の地所爲代地被下置候儀に御座候。

一 町内 南北拾四間餘、東西裏行貳拾壹間。
一 四隣 東の方海老原惣八郎殿・吉川十郎兵衛殿屋鋪、西の方神田花房町代地、南の方神田山本町代地、北の方同斷。

(屋長幡八)

一 里俗此邊を一圓に新地と唱、町内を八幡長屋と唱申候。
一 八幡社 間口一間、奥行同斷。
右當町内に之候。
以上丁亥書上

山本町代地

一 當町起立の儀は古來芝新馬場同朋町と申芝に有之候町の處、享保十四酉年八月中和泉橋外え引地に相成、佐久間町一丁目續其節火除御用地明地の場所え替地被下、神田山本町と町名被 仰付、其後寛政五丑年十一月下谷池の端松平出雲守様より出火、湯島より筋邊邊類焼の砌、當町も致類焼、翌寅年四月中筋邊内外町々火除御用地に被 召上、當町を引地に相成、御成小路左右武家方立跡にて替地被下置、尤町内地面數貳拾一地面の内、御成小路東側裏通近藤主殿頭様松平彌九郎様・溝口相模守様御立跡にて地面拾五ヶ所、且同所西側裏通え離れ大關伊豫守様御屋鋪跡にて地面六ヶ所、合貳拾一地面代地被下候。以來神田山本町代地と唱申候。

(來由名町)

但元芝に有之候節より當時迄多分御坊主方拜領地に付、芝舊地の方は同朋町と名付候哉、且享保の度和泉橋外え引地に相成候砌、神田山本町と名付候譯等馳と相分兼候得共、町内地主の内山本道与殿控に元祿六酉年正月廿九日、

(衛兵仁輪三師弓御)

日、道三河岸屋鋪御用地に相成、爲代地芝新馬場の町屋鋪致拜領之、享保十四酉年七月廿五日、芝新馬場屋敷御用に付差上、右代地同八月十五日、佐久間町明地の内にて元坪の通拜領の旨書留有之候由、町内控帳にも芝新馬場同朋町代地にて享保十四酉年八月當所え相渡、山本町と町名被 仰付、名主の儀は享保十四酉年町内相渡候節より山本源右衛門致支配候旨記有之。右兩様を相考候得ば、地主并名主と苗字を取山本町と唱初め候哉、且元文中の町鑑に麻布十番新馬場分抔共相見申候。右新馬場同朋町の舊地に候哉、又は右町家の處取拂に相成、薩州櫛御屋敷御園込に相成候由も及奉候。右新馬場同朋町元地惣數等相分り不申、殘地は當時芝築地同朋町と唱替、芝將監橋河岸通に有之候處、文化の度、芝車町より出火の砌類焼後御用地に相成、當時赤羽根中の橋河岸通にて代地被下、當時芝築地同朋町代地と唱、芝金杉二丁目勸左衛門支配に有之、神田山本町代地の儀は山本源右衛門跡退轉仕候後、私方附支配相成申候。
一 町内 南北八拾七間半餘、東西南の方にて貳拾一間、北の方にて三拾間半餘、但往來道幅間數并神田御弓師屋敷挾り有之候間數除之。
一 四隣 東の方岡善太郎様・湯川善五郎様・藤本勇次郎様・前田五左衛門様・山内辰右衛門様・海老原惣八様・吉川十郎兵衛様

(名人領拜鋪屋町)

一 九拾六坪 右同斷、先祖惠伴拜領仕候。
表坊主 村田 惠伴

(地新)

御屋鋪西の方須田町貳丁目代地・神田小柳町代地・御染物屋伊左衛門拜借地・神田松下町一丁目代地・向所花房町代地・柳原岩井町代地・南の方神田花房町代地・北の方神田松下町貳丁目北側代地・永富町三丁目代地。
一 飛地
一 右御成小路を隔、西側に有之候。
一 町内 南北東の方には拾九間餘、西の方にて貳拾五間半餘、東西南の方にて貳拾間餘、北の方にて拾八間半。
一 四隣 東の方神田平永町代地、西の方橋本喜八郎様・井上帶刀様・貞澤泰太郎様御屋敷、南の方柳原岩井町代地・栢植道太郎様・津田大次郎様・中村延之助様御屋敷、北の方堀丹波守様・大武藤兵衛様・屋代太郎様御屋鋪。
一 町内里俗の儀前書寛政の度引地に相成候以來、御成小路左右町屋鋪を都て新地と唱申候。
一 町屋鋪拜領人名前左の通
表坊主 伊藤 道齋
右年月不知、先祖伊藤道齋芝新馬場同朋町にて拜領仕候。
御歌寄屋坊主組頭 近藤 有悦
西九 右年月不知、先祖近藤友春芝新馬場同朋町にて拜領仕候。

御府内備考卷之十二 外神田之四 山本町代地

九拾坪 表六尺 川上源藏

右同斷、先祖川上五兵衛拜領仕候。

九拾五坪餘 表坊主 奥村三休

右同斷、先祖奥村壽三拜領仕候。

百貳拾九坪餘 表坊主 三谷久甫

右同斷、先祖三谷久甫拜領仕候。

貳百八拾七坪餘 表坊主 清水雲清

右同斷、先祖清水雲清拜領仕候。

百五拾七坪餘 表坊主 佐藤久格

右同斷、先祖佐藤久伴芝新馬場同朋町にて拜領仕候。

百貳拾九坪餘 奥坊主 鈴木清哲

右同斷、先祖鈴木守永拜領仕候。

九拾五坪餘 奥坊主 細田春意

右同斷、先祖細田意春拜領仕候。

百貳拾九坪餘 表坊主 井岡順悦

右同斷、先祖井岡幸悦拜領仕候。

百貳拾九坪餘 表坊主 石川辰悦

右同斷、先祖石川意悦拜領仕候。

一百七拾五坪餘 同 關順清

右同斷、池田慶儀拜領の處、子孫慶順享和二戌年正月上
ヶ屋鋪相成、同年八月右順清拜領仕候。

貳百三拾七坪餘 山本道勾

右は先祖道井儀道三河岸にて屋鋪拜領の處、元祿六酉年
正月廿九日御用地に相成、同午八月十五日當町にて替地
拜領仕候。

九拾五坪 小善請 山本勘左衛門

右年代不知、先祖勘十郎儀外場所にて拜領仕候處、其後
年月不知、當所にて替地拜領仕候。

同 湯吞所同心 石川榮吉郎

右年代不知、先祖吉右衛門下谷山崎町にて拜領仕候處、
安永八亥年十一月當町にて引替拜領仕候。

九拾五坪餘 奥六尺 黒澤甚五郎

右元祿十三辰年八月、先祖甚平麻布新堀端にて拜領仕候
處、寶曆五亥年六月當町にて引替拜領仕候。

同 芝 又五郎

九拾六坪餘 奥六尺 幸松傳八

右享保十八五年十一月、先祖又助拜領仕候。

九拾五坪餘 奥六尺 右元文五申年六月、先祖重内拜領仕候。

百貳拾九坪餘 西九 土主之間肝煎役 木村清意

右年代不知、先祖喜清麴町三丁目にて拜領仕候處、天明
二寅年九月、當町の内星野久務と相對替仕候。

同 西村長勝上ヶ地

右年代不知、河内山宗隣芝新馬場同朋町にて拜領仕、其
後年月不知、子孫宗春上ヶ屋鋪に相成、文政八酉年五月
西村長勝拜領、同年九月又候上ヶ屋鋪に相成、當時町役
人え御預け、町會所附屋鋪に相成有之候。

一 自身番屋 間口九尺、奥行三間半

右當町東の方に有之候。尤寛政の度代地に相成候砌、向側
武家方構外え願濟の上建初、其後文政九戌年、當時の場處
え番屋建替申度段筒井伊賀守様御番所え願濟の上補理
申候。

一 下水堀

右神田明神下より御成小路を横切、榎屋三右衛門拜領屋敷
より町内南の地方地先、以前武家方立跡にて當時間口貳拾壹
間の間幅一間餘の地下水有之、地面付の方三尺通り埋申度
段右地先家守共より寛政六寅年中、町年寄奈良屋市右衛門
役所え相願、町御奉行池田筑後守様え伺の上願の通被仰付、
尤右狭め三尺通り埋立候分、後年拜領地とは心得申間敷旨
被仰渡。此下水下流和泉橋際より神田川え流落申候。

(門衛左伊屋賀加)

一 石橋 幅八尺、渡り六尺

右前書下水え掛渡し有之、榎屋三右衛門拜領屋鋪、神田山
本町代地兩町持合板橋にて有之候處、損候に付文化四卯年
八月中、石橋に摸樣替奉願出來仕候。

一 石橋 幅八尺餘、渡五尺

右前書下水下流え掛渡有之、神田山本町代地一手持にて願
濟、年月相知不申候。

一 不動堂 九尺貳間 東叡山御支配 羽黒派修驗 大教院

右寛政五丑年中、元地類焼後當所え町内と一所に引、同十
午年六月中、清水雲清拜領屋敷内え當時の堂補理安置致し、
町内持に御座候。尤右大教院致守護同地面内に罷在候。
以上丁亥書上

御染物屋伊左衛門拜借地

一 右拜借地の儀は柳原土手下近藤三四郎様御屋鋪跡、神田松
下町一丁目え替地被下置候割殘地の内、表田舎間三間貳尺
八寸、裏幅同四間三尺、西裏行同六拾五間五尺、東裏行同
六拾四間三尺、此坪數貳百五拾九坪餘の處、享保六丑年十
二月中、御納戸頭支配御染物屋用達加賀屋伊左衛門え御染
物干場并住居地に拜借被仰付候處、右拜借地と神田松下町
一丁目代地の間表間口八寸、裏幅貳尺二寸、裏行田舎間六拾

(道成御)

(跡鋪屋頭殿主藤近)

四間餘、此坪數拾六坪餘の處、翌寅年十二月、右伊左衛門之添拜借地被 仰付、右二ヶ所坪數都合貳百七拾五坪餘拜借被 仰付候。然る處寛政五丑年十月廿五日、下谷池の端松平出雲守様御屋鋪近邊より出火仕、柳原土手下町に類焼仕候。同年十二月十六日、町御奉行池田筑後守様御番所之柳原土手下町々地主共一同被召出候節、右拜借地の内柳原土手付の方にて南の方田舎間四間三尺、北の方間四間五尺貳寸、裏行四の方間貳拾四間、東の方間貳拾貳間一尺、坪數百七坪餘御用地に可被召上旨被仰渡、翌寅年四月六日、同御奉行村上肥後守様御番所へ被 召出、替地の儀は下谷御成道武家方土地にて御渡可被遊旨被仰渡、同八日村上肥後守様御組與力山崎助左衛門殿、小田切土佐守様御組與力廣田清六殿、町年寄奈其屋市右衛門、榊屋與左衛門、喜多村彦左衛門、町地割榊屋三右衛門立合にて、近藤主殿頭様御屋鋪立跡の内、表田舎間五間三尺一寸餘、裏幅同斷、裏行同拾九間貳尺四寸餘、坪數百七坪餘替地に被下置候。

拜借地 南北五間半餘、裏幅同斷、東西拾九間餘。

四隣 東の方往來隔神田山本町代地、西の方同斷神田旅籠町一丁目、南の方神田小柳町三丁目代地、北の方神田松下町一丁目代地。

當所里俗御染物屋伊左衛門拜借地下谷代地と相唱、且西の方往還を御成道と唱申候。

(跡鋪屋頭殿主藤近)

(領田畵)

一 自身番屋の儀は神田松下町一丁目代地と組合、右町に有之、町用相勤申候。委細の儀は右町より申上候。

一 拜借地柳原土手下立跡の儀は、園藪藏建添地并往還道敷に相成申候。

一 當所往古は畵田領の由申傳罷在候。

以上丁亥書上

小柳町三丁目代地

一 當町の儀者神田小柳町三丁目之内にて、寛政五丑年十月廿五日、下谷池の端邊より出火仕、土手下町々類焼致し、元地小柳町三丁目之内火除御用地被 仰出、右町土手付の方間口拾五間三寸、西の方拾貳間五尺五寸、南拾九間、北拾七間一尺の場所同年十一月六日御調被 仰付、同十二月十六日町御奉行池田筑後守様御番所外町々一同に地主被 召出、代地被 仰付、翌寅年四月六日同御奉行村上肥後守様御白洲へ被 召出、下谷御成道武家方揚地跡にて小柳町三丁目代地々所二ヶ所の内、一ヶ所は切坪九十五坪七合六勺五才、一割増の分拾坪五合九才、都合百六坪三合五勺五才被下置候旨被 仰渡、翌八日村上肥後守様與力山崎助左衛門殿、小田切土佐守様與力廣田清六殿、町年寄奈其屋市右衛門、榊屋與左衛門、喜多村彦右衛門、町地割榊屋三右衛門立合にて、右代地御寄合近藤主殿頭様御屋鋪立跡の

(町谷下) (き起を屋町て始に谷下)

(道成御)

内にて御渡被下置候。其節より神田小柳町三丁目代地と相唱申候。右小柳町の儀は元來左の通申傳罷在候。

一 慶長十八年下谷村名主金子三郎兵衛義、御代官伊奈半左衛門様え下谷村の内町屋に起立奉願、元和五年願の通被仰付、下谷にて始て町屋起立仕候に付、下谷町と相唱申候處、寛永元年東叡山御建立被遊候節、千住通え替地被下置、下谷町三丁目分に相成申候。正保元年東叡山御前町屋に被仰付、御用人足相勤候上、古來の通御年貢相納申候。元禄十一寅年九月六日下谷邊類焼仕候節、中堂御建立被遊候節、御山内寺院方下谷通え御替地に付、下谷町一丁目の内地所十一ヶ所相殘、其外は神田并西久保え替地被下置、下谷町代地と相唱申候。同十二年十月柳原下に罷在候に付、町名小柳町と相改申度段、寺社御奉行松平日向守様御役所え奉願被 仰付候。其節より下谷町三丁目の儀者小柳町三丁目と相改申候。委細の儀者古書留無御座相知不申候。

一 町内東西拾九間餘、南北拾三間餘。

但片側町

四隣 東の方往來隔神田山本町代地、西の方往來隔神田旅籠町一丁目、南の方須田町貳丁目代地續、榊屋三右衛門拜領屋鋪、北の方御染物屋伊左衛門拜借地。

町内里俗新地と相唱、表通往還を御成道と唱申候。

自身番屋の儀は須田町二丁目代地と組合、委細の儀は右町

(領田畵)

(地檢の地用御)

一 町内元和五年起立仕候節より御代官御支配に御座候處、正保元年東叡山御前に被 仰付候より、寺社御奉行、御代官兩御支配に相成、御代官所へは御年貢差上、東叡山御用人足相勤申候處、正保二年御年貢御免奉願、御免被遊候以後は東叡山御前一手に相成、寺社御支配計に相成候處、延享二丑年二月町方御支配に相成申候。

領の儀者畵田領の由申傳候。

以上丁亥書上

須田町二丁目代地

一 當町の儀は須田町二丁目之内にて、寛政五丑年十月廿五日、下谷池の端松平出雲守様御屋鋪より出火之節、類焼は不仕候得共、同廿七日柳原土手下町々火除御同地に相成候間、普請見合候様被 仰渡、同十一月六日より御用地御檢地御始、須田町二丁目え御繩入に相成、同十二月十七日柳原土手下町々六ヶ町地主共、町御奉行池田筑後守様御番所へ被 召出、來春下谷御成道にて代地被下置候旨被 仰渡、翌十八日又々御檢地相始、須田町二丁目地所御調有之、土手附之分地主元・同堂三・同權兵衛、右三ヶ所同日御用地勝示杭相建申候。右之内權兵衛地面は切地五坪並御用捨に相成、杭相建申候。右之内權兵衛地面は切地五坪並御用捨に相成、堂三地面は不殘御用地に相成、さ元地面は元坪百三十三坪

二合之内、四拾六坪六勺切地に相成申候。翌年四月七日地主共村上肥後守様御番所へ被 召出、下谷御成道松本内匠頭様御組永井伊織様御屋鋪跡代地に被下置、さ元切地之外一割増にて代地被下置候旨被 仰渡、翌八日より御渡に相成申候。其節類焼は早々引移、焼殘候場所は三ヶ年之内勝手次第引移候様被 仰渡候。

但右元地須田町と相唱候譯、書留等無御座候と相分り不申候得共、慶長年中町割以前は、須田町一丁目・二丁目共須田杯と申候由傳候。

町内 南北拾九間半、東西拾一間半餘。

四隣 東の方神田花房町代地、西の方同旅籠町一丁目、南の方同仲町一丁目、北の方御挑灯屋平兵衛拜領屋鋪。

里俗都て表の方往還御成道と相唱申候。

自身番屋 間口八尺、裏行貳間。

右町内横町南側四角に有之候。尤寛政六寅年四月中願濟の上町内東新道に建置候處、十ヶ年の年限相立候に付享和三亥年七月、當時の場所え在來の通引置申度段、御奉行根岸肥前守様御番所え奉願候處、願の通被 仰付補理。尤小柳町三丁目代地組合町用相勤申候。

御檢地の儀は寛政六寅年四月八日、町御奉行村上肥後守様與力佐久間安五郎殿・山崎助右衛門殿、下役大久保彦助殿、小田切土佐守様與力高橋八郎右衛門殿、尾崎茂左衛門殿、下

(田須名古)

(道成御)

(地檢御)

役神田武八殿、町年寄三人地割役樽屋要藏御改御座候。

以上丁亥書上

御挑灯屋平兵衛拜領屋鋪

一 右元地樽屋三右衛門拜領屋鋪續、神田平永町前通廣道の内にて、天明七未年八月廿六日、御若年寄安藤對馬守様、御目付曲淵勝次郎様、御火の番宮重惣右衛門様、淺利文四郎様御掛り、御挑灯奉行田口與兵衛様・大澤卯兵衛様・瀧又三郎様御列席、於御部屋被仰渡、表田舎間三間半、裏幅一間四尺、與行貳十間、此坪五拾一坪餘の所御挑灯屋平兵衛え拜領被 仰付候處、寛政五丑年十一月、近邊類焼の節當町は類焼不仕候得共、柳原土手下六ヶ町地先火除御用地被召上候旨被 仰渡、翌寅年四月九日、爲代地當時の場所、下谷御成道御小姓組松平内匠頭様御組永井伊織様御屋鋪跡にて五十一坪拜領仕候。

但右拜領地柳原土手下立跡の儀は、圍御初藏建添地并往還道鋪に相成申候。

拜領地間口南北四間餘、東西裏行十一間半餘。

四隣 東の方神田花房町代地、西の方同旅籠町壹丁目、南の方須田町貳丁目代地、北の方樽屋三右衛門拜領屋鋪。

里俗都て須田町貳丁目代地と唱申候。表の方往還を御成道と唱申候。

(道成御)

一 自身番屋の儀は須田町貳丁目代地と組合にて、町用相勤申候。委細の儀は右町より申上候。

一 御檢地の儀は寛政六寅年四月御改御座候。其節の御役人御名前の儀は、須田町貳丁目代地にて申上候通に御座候。

以上丁亥書上

樽屋三右衛門拜領屋鋪

一 右元地須田町貳丁目續東裏柳原土手下廣道にて、表田舎間九間貳尺、裏幅同三間五尺、與行南の方貳拾九間、北の方貳拾九間半、此坪百九拾貳坪餘、天明七未年六月十八日、町御奉行山村信濃守様御内寄合にて、同御支配地割役樽屋三右衛門拜領仕候處、寛政五丑年十一月、近邊類焼の節類焼は不仕候得共、柳原土手下六ヶ町地先火除御用地に被召上候旨被仰渡、翌寅年四月七日、爲代地當時の場所下谷御成道近藤主殿様御屋敷跡にて元坪の通拜領仕候。

但右拜領地柳原土手下立跡の儀は、小柳町三丁目切地續廣道往還道鋪に相成申候。

一 拜領地 南北間口九間半餘、東西裏行拾九間半。

一 四隣 東の方神田山本町代地、西の方同旅籠町一丁目、南の方御挑灯屋平兵衛拜領屋鋪、神田花房町代地、北の方神田小柳町三丁目。

(道成御)

一 里俗都て須田町二丁目代地と唱申候。表の方往還を御成道

と相唱申候。

一 自身番屋の儀は須田町二丁目代地と組合、町用相勤。委細の儀は右町より申上候。

一 石橋 長六尺、幅八尺程

一 右當所北の方大下水に掛有之、神田山本町代地兩町持にて、普請修葺共御普請方御役所に奉願、兩町にて仕來申候。尤掛初年代相知不申候。

一 下水 幅六尺程

一 右神田旅籠町一丁目往還横切、同人拜領地南の方横町え付候方え落込候。元來武家地の節より有來候處、同人拜領仕店貸付方難儀仕候に付、寛政六寅年五月中、町御奉行池田筑後守様え幅三尺通埋立申度旨相願候處、水上旅籠町より水吐不宜難儀仕候段申立候に付、同年七月中、尙又下水は其儘差置、蓋を取相用申度段相願候得者、庇地と相心得相用候様、公用方内本一九郎殿を以被 仰付候。

一 御檢地の儀は寛政六寅年四月中御改御座候。其節の御役人御名前の儀は、須田町二丁目代地にて申上候通に御座候。

以上丁亥書上

花房町代地

一 當町の儀往古は武州豐島郡峽田領の内、村名不相知。其後年月相分不申、御武家屋鋪に相成居候處、寛政五丑年十月

(領正岐)

(歴來町本)

廿五日、湯島無縁坂より出火にて元地筋違橋御門外町屋類焼仕、河岸通火除地に相成候節、同所河岸通町内跡退に相成候に付、裏通町屋の下谷御成道御武家地立跡にて代地被下置候旨、同年十二月十七日、池田筑後守様御番所にて被仰付、翌寅年四月八日、下谷御成道東側中奥御小姓溝口相模守様・中奥御番松平彌九郎様・小普請組石河壹岐守様御支配大草傳次郎様御屋鋪立跡、同所裏通り神田仲町三丁目・御小姓組松平内匠頭様御組永井織部様御書院番石川大隅守様御組松平八郎右衛門様御屋鋪立跡、右二ヶ所にて代地御渡被下置候。依之町名神田花房町代地と相唱申候。猶委細の儀は元地より可申上候。

(路小成御)

町内二ヶ所に分有之、東側御成小路と相唱候。町屋南北二七間餘、東西裏行拾九間餘。
一 四隣、東の方神田山本町代地、同所御弓師屋鋪、西の方神田平永町代地、南の方神田松下町一丁目代地、北の方柳原岩井町代地。

(通裏)

一 南側裏通と相唱候。町屋東西三拾二間半餘、南北裏行東の方三拾八間半、西の方貳拾六間半餘。
一 四隣、東の方神田相生町、西の方神田仲町三丁目、須田町二丁目代地、御挑灯屋平兵衛拜領屋鋪、南の方神田仲町三丁目、同所六軒町、北の方神田山本町代地、樽屋三右衛門拜領屋鋪。

(跡鋪屋守賀加平松)

候由。然る處天和二戌年十二月大火に付類焼仕、翌亥年中御用地被 召上、其砌當時の場所松平賀守様御中屋敷に御座候處、是又同様御用地に相成候に付、右御屋鋪立跡の内にて替地被 下置、當時の地形に相成申候。尤其砌は旅籠町壹丁目とは相唱不申候處、元祿七戌年十一月、馬喰町四丁目・元柳原六丁目右兩町切地代地の地所町内兩續え相渡、神田旅籠町貳丁目と相唱候に付、其節より當町の儀を壹丁目と唱來申候。尤右町に付御本丸御能拜見被 仰付候。

(路小廣・道成御)

一 町内南の方北側東西え長延京間九拾八間餘、東の方裏行同貳拾五間餘、西の方同貳拾五間、東の方西側南北え京間東の方にて貳拾九間半餘、西の方にて拾間餘、東西え同南の方にて四拾六間半餘、北の方にて貳拾間。
一 四隣、東の方須田町貳丁目代地、御挑灯屋平兵衛拜領屋鋪、樽屋三右衛門拜領屋鋪、神田小柳町三丁目代地、御染物屋伊左衛門拜借地、神田松下町壹丁目代地、西の方湯島横町・神田明神・御臺所町・金澤町、南の方神田旅籠町貳丁目向所仲町壹丁目・同二丁目、北の方金澤町・神田平永町代地。
一 町内里俗東の方南北えの往還御成道と相唱、南の方東西えの往還廣小路と相唱申候。
一 町屋鋪拜領人名前左の通
西御九表御坊主
山口弘輔
百七拾八坪四合六勺壹才

御府内備考卷之十二 外神田之四 旅籠町壹丁目

(地新)

一 近邊町々里俗新地と相唱候。内當町分下谷御成道え代地被下置候分は御成小路・花房町代地・仲町三丁目續代地被下置候分は裏通花房町代地と相唱申候。

(地納上附所番御南)

一 上納地 千八拾二坪七合五勺
右里俗裏通代地と唱候場所にて、南御番所附上納地に有之、最初は地代取立、町入用其外諸掛差引相納來候處、延享三寅年十月十二日、上納地代請負地へ被 仰付、一ヶ年金五拾五兩宛上納仕來候處、文化五辰年閏六月十八日、樽屋與右衛門掛にて一ヶ年金拾兩宛相増、都合金六拾五兩宛同七月分より割合上納可仕旨申渡有之、上納相増申候。
火の番屋 間口九尺、奥行貳間
右里俗裏通代地と唱候。北東角に有之候處、代地に相成候後、河岸通町屋と隔町用不辨利に付、同所東の方え新規に火の番屋相建申度段、寛政七卯年七月廿日、小田切土佐守様御番所え奉願候處、願の通被 仰付相建申候。

(領正賦)

一 町内之儀往古は武州豐島郡畷田領の由申傳候得共、村名等賦と相分り兼候。町名の起は元相生橋當時昌平橋外河岸通、只今湯島横町の場所に當町の町屋有之候處、右は板橋川口兩宿海邊筋にて旅籠屋多分有之候に付、旅籠町と唱來

旅籠町壹丁目

以上丁亥書上

(夫太生寶者役能)

右は元倉橋文知拜領屋鋪の處、文政四己年七月中當地主相對替仕候。
貳百七拾貳坪三合七勺 御能役者 寶生太夫
右は元持主伊勢屋九兵衛地所の處、御願申上、當相對替致、拜領地に相成申候。
四拾坪四勺三才 家主 市藏
七拾八坪四合五勺六才 同 人
右は先祖越後娘松ヶ枝儀
台徳院様御代、御大奥方御仲居御奉公相勤候砌、元和七酉年月日不知御茶の水通にて町屋鋪拜領仕候處、天和の度町内替地被 仰付候節、同所爲代地拜領仕候。
物揚場 間口京間壹尺、河岸行、東之方、西の方三間五尺、右は當町湯島横町河岸通へ罷在候節、年月不知物揚場に願上候趣にて、其後天和三亥年中當時の場所え引地に相成候後、正徳五未年六月廿二日猶又御願申上、町内物揚場に仕來申候。右の趣故湯島横町河岸地の内には有之候得共、當町持にて右物置場内異變等取計來候。則右場所は繪圖面相添申上候。

一 自身番屋 間口九尺、裏行四間
右は町内南北中通角に有之、初發御願濟年月等書物焼失に付相知不申。文化十三年八月廿二日、有來の通修覆仕度段永田備後守様え相願、願の通被 仰付候。

(原賀加) (地舊の寺願本東)

一 床番屋 間口九尺、奥行貳間
右は町内東西中通角に有之、是又御願濟の儀相知不申。文
化九申年七月廿九日、根岸肥前守様え相願、先規の通被
仰付修復仕候。右之外町内持床番屋二丁目に有之候。
床番屋 間口九尺、裏行貳間
右は町内北角に有之、文政九寅年八月廿日、岩瀬伊豫守様
え相願候處願の通被 仰付候。
千川上水
右は安永九子年十月廿七日、牧野大隅守様御番所御掛にて
上水掛渡の儀被 仰渡、町内昌平橋通四ツ角に大樹壹ヶ所、
并同所續東の方横町角に同壹ヶ所、町内中通に小樹三ヶ所
種掛渡有之候處、天明七未年四月十三日、御差止め相成
其儘掘立申候。尤元祿の度御掛渡の儀相分不申候。
埋下水 幅四尺
右は當町南の方自身番屋角より南え里俗加賀原と唱候明地
内、馬場際東の方に付神田川御堀え相續居、當町井田町貳
丁目、金澤町右三ヶ町持合に有之候。
井戸 壹ヶ所
右は昌平橋外里俗加賀原と唱候火除明地の内、西南の方河
岸通に有之、年月不知、古き井の趣申傳。當所東本願寺罷
在候節境内に有之由。然る處明曆三酉年正月申類焼の砌、
本願寺は淺草に替地被 仰付、其後天和貳戌年十二月申、

(跡鋪屋守賀加平松) (戸井賀加又井寺願本) (事の後越島村)

右明地向側松平加賀守様御屋鋪も火除御用地に被 召上、
井戸明地共本多唐之助様え御預り相成、猶又藤堂和泉守様
え御預け替に罷成候處、右井戸番町并旅籠町貳丁目兩町え
御預け被下候様、享保十一年正月申、大岡越前守様御番
所え奉願上、御調の上御普請奉行朽木丹後守様にて、願の
通右兩町え御預け被 仰付候處、安永九子年九月中、右井
戸脇の方往還え九尺四方の見守番屋相建、壹ヶ年金三拾兩
づゝの上納金致、御請負申上度旨願人有之、其節より右請
負人持に相成、其後度々請負人相替寛政六寅年六月中、以
前の通前書兩町え御預けに相成、尤上納金等は不仕候。銘
々儀は本願寺の井又加賀井戸共相唱、前々より名水の由申
傳候。
見守番屋 九尺四方
右者前書井戸見守番屋にて、前書の通安永九子年九月中相
建、寛政六寅年井戸御預け被 仰付候節、同様御預け被
仰付候。
右金兵衛店に罷在候。
觸頭梅之院支配
本山修驗 觀音 院
家主 市 藏
右市藏先祖村島越後事
御入國の節三州より供奉仕、御奉公相勤候。越後娘松ヶ枝儀
御座

(枝ヶ松娘) (龜娘) (りふ娘)

台徳院様御代、御大奥方御中居御奉公相勤候砌、元和七辛
酉年月日は相知不申、御茶の水通にて表京間七間、裏行拾
七間の町屋鋪拜領仕候。
御紋附御産着壹ツ、外に梨子地内朱塗御紋附御天目壹ツ、
寛永十八辛巳年八月中、右松ヶ枝拜領仕、先祖より代々所
持仕候。
寛文十二子年二月十八日、渡邊大隅守様え町並の諸役相勤
申度旨奉願、同三月四日於御評定所願の通被仰付候に付、
兩御番所え言上、御帳に相付申候。
天和二戌年十二月廿八日大火に付、翌亥年御用地に被 召
上、只今の處松平加賀守様上ヶ地にて、神田旅籠町中通兩
側、表京間五間貳寸三分、裏幅四間五尺三寸八分、裏行八
間七寸八分、此坪數四拾坪四勺三才、同所北側表京間七間
五尺、裏行拾間六寸四分、此坪數七拾八坪四合五勺六才、
右貳ヶ所の屋鋪爲代地拜領仕候。
寛文七丁未年二月十六日、松ヶ枝病死仕、娘龜と申に御扶
持被下置、右屋敷拜領仕候。
寛文十二子年十一月龜病死仕、翌丑年春中戸田備後守様え
右備後守様御奉行に可有之、龜娘ふり被 召出、龜に被下置候御
哉、書留無之耻と相分不申候。龜娘ふり被 召出、龜に被下置候御
扶持被 召上、屋鋪の儀はふりに永々被下置候旨被 仰
付候。
ふりに市左衛門と申智を取候處、市左衛門儀元祿七戌年五

(市の神明田神)

月廿日病死仕、同九年子年二月九日悴市三郎に家屋鋪譲り
候節、町御奉行川口攝津守様御勤役申言上、御帳附申上、
御帳に相附申候。夫より當市藏迄凡七代相續罷在候。
名主 善 左衛門
右先祖年古き家持町人に有之候處、正徳四年より名主役
被 仰付、當時迄八代相續罷在、且又毎年正月三日
兩御丸様え御扇子箱献上仕、於紅葉間御年頭御禮被 仰付
候。
市定日 十二月廿日、廿一日
右は神明田神市にて往古御座候處、中絶致罷在、商物の儀
は都て正月飾物にて、猶又寛政三亥年中より相始り、其節
は明神社内計り市在候處、年々商人共相増、當時は私共町
内えも商人共罷出申候。尤町方にて御願濟等は不致、以前
明神々主方より御願濟の趣には候得共、年古き儀にて相分
り不申候。前書寛政の度相始り候節は、別段神主方より御
届け等不致候由に御座候。
以上丁亥書上
旅籠町二丁目
町名起立の儀は元祿七戌年三月中、淺草御見附御普請に付、
御見附内廣場に相成候節、馬喰町四丁目裏行間數不相知、
表間口拾七間御用地に被 召上、元柳原町六丁目も不殘同

(路小廣)

一 樣被 召上候内、是又裏行間數不相知、表間口五間、右貳ヶ所の地面昌平橋其節相生橋外火除明地の内、北の方并道鋪の内にて代地被 下置候。右は旅籠町續に付、則町名旅籠町貳丁目と相唱申候。

一 町内東西へ間口京間五拾貳間三尺二寸八分、南北へ裏行同拾貳間。

一 四隣 東の方筋違御門外廣小路、神田仲町壹丁目須田町貳丁目代地、西の方湯島横町、南の方火除御明地、聖堂掃除屋鋪代地、北の方神田旅籠町壹丁目。

一 町内里俗東の方筋違御門外南北への往還、一圓廣小路と相唱申候。

一 町屋鋪拜領人名前左の通

一 三拾八坪五合一夕 小普請 青木吉五郎

一 右は元文元辰年八月中、御着屋三郎兵衛上り地、先祖六兵衛拜領致候。

一 百拾坪九合五夕 細代官 吉川榮左衛門

一 右は元多紀安元拜領屋鋪の處、天明五己年當地主相對替致候。

一 自身番屋 間口三間、奥行九尺

一 商番屋 間口壹間、奥行九尺

一 右は貳ヶ所共町内向明地前に有之、元祿七戌年三月代地に被下置候砌、唯今の場所へ被 仰付候處、其後天明六年

(門衛左柴川吉)

(原賀加)

(跡鋪屋守賀加平松)

一 右は神田旅籠町壹丁目自身番前より南へ里俗加賀原と唱候明地内、馬場際東の方に付、神田川御堀へ相續居申候て、同町并當町、金澤町右三ヶ町持合に有之候。

一 右平次郎店に罷在候。

一 金澤町

一 當町の儀は元湯島壹丁目の内に有之候處、天和三亥年十二月二十八日類焼致、翌四子年十一月中子細不知御用地に被召上、松平加賀守様御中屋鋪御立跡の内にて代地被下置候に付、金澤町と相唱候由申傳候。尤元地被 召上候間口間數百三十八間の内、百十八間は當町へ替地被下置、不足の分貳拾間壹尺四分は橋本町貳丁目并元岩井町兩町の内え割込に相成申候。右替地被 仰付候後、金澤町壹丁目、貳丁目と申候得共、其後年月不知、金澤町一丁限に相成申候。

一 町内西の方片側町東西へ北の方南側京間五拾貳間六尺四寸七分、南の方北側同五拾貳間壹尺貳寸八分、南北へ西の方東側貳拾五間五尺六寸五分、東の方西側貳拾七間貳尺壹寸、小路隔東の地所東西へ北の方南側京間貳拾七間貳尺四寸五分、南神田旅籠町壹丁目地境貳拾六間五尺九寸五分、南北へ西の方東側拾七間四尺八寸六分、東神田旅籠町壹丁

(井賀加・井寺額本)

一 正月二十二日類焼仕候に付、又々相願有來通り取建申候。

一 床番屋 貳ヶ所

一 右壹ヶ所は町内東寄にて、間口九尺、奥行壹間有之、壹ヶ所は町内西寄に有之、間口三間、奥行九尺有之、正徳三己年二月十八日、町御奉行松野壹岐守様、舟羽遠江守様、坪内能登守様御勤役中、於御内寄合願の通被 仰付候。其外西床に雙ひ西床同間數起立も同斷にて、同所壹丁目持場有之候床番屋有之候。

一 千川上水

一 右委細の儀は同所壹丁目より申上候。

一 石橋 壹ヶ所

一 右は町内東の方往還に有之候得共、神田仲町壹丁目持に御座候。

一 井戸 三ヶ所

一 右壹ヶ所は本願寺の井或は加賀井とも唱候。右委細は同所壹丁目より申上候。壹ヶ所は町内南表往還の内明地際に有之、文化十四年六月十八日、永田備後守様御勤役中御願濟にて、當町持に有之候。壹ヶ所は町内往還の内明地へ入込有之候。享保八卯年八月五日、大岡越前守様御番所へ奉願上、同年九月十三日、願の通被 仰付、當町持に有之候。

一 埋下水 幅四尺

(屋長石明)(店着)

(地納上御附所主養)

一 目地境拾八間四尺三寸。

一 四隣 東の方神田旅籠町壹丁目、西の方同所明神下御臺所町、南の方同所旅籠町壹丁目、北の方大岡小五郎様津田大次郎様中村延之助様、柘植道太郎様御屋鋪、麴町平河町壹丁目代地、柳原岩井町代地、神田平永町代地、里俗町北側を肴店と相唱申候。尤往古は肴屋住居致候由、當時は無御座候。同中程地主徳兵衛持地所を明石長屋と相唱申候、尤往古明石屋吉右衛門と申者罷在候故の唱にて、當時は同人跡式は無御座候。

一 御上納地八拾四坪貳合壹才

一 右地所の儀は町内東の方北側に有之、以前町人與右衛門と申者所持地面に有之、御上納御受負證據地に差出置候處、享保十三申年十一月中、大岡越前守様御勤役の節、上納相滯右地面被 召上、其後同御番所御掛にて養生所附御上納地に相成申候。

一 自身番屋 間口九尺、奥行三間半。

一 右は町内東側北角に有之、前書替地被 仰付候節より御願濟に御座候。

一 木戸番屋 貳ヶ所。

一 右壹ヶ所は町内西南の方に有之、間口九尺、奥行二間半御願濟前に同、壹ヶ所は西北の方に有之、間口壹間、奥行九尺にて以前は箱番屋に有之候處、去る文化十一戌年八月

中、根岸肥前守様御勤役中奉願、當時の場所へ相建申候。

千川上水

右は安永九子年十月二十七日、牧野大隅守様御番所御掛りにて上水懸渡の儀被 仰渡候儀に付、町内往還南北中通京間拾七間四尺八寸六分、北の方往還八十四間貳尺四寸貳分程、往還中程に埋小樋掛ケ渡有之候處、天明七未年四月十三日、御差止に相成候旨被 仰渡通達有之、其節取潰埋立申候。

但元祿の度千川上水御懸渡の儀相分不申候。

白川殿配下
鱈頭田部并監物支配
矢島 雅 樂

右は町内五人組持店に罷在候。

御褒美銀五枚

右文右衛門儀六拾參歳の節、養母へ孝心を盡候段達 御聽、寛政五丑年四月十四日、町御奉行小田切土佐守様御番所え被 召出、前書の通御褒美拜領仕候。

以上丁亥書上

平永町代地

町内の儀は神田平永町の内にて、寛政五丑年十月廿五日夕七時頃、下谷池の端松平出雲守様御屋敷より出火の節類焼

(門衛右文字孝)

(地前門御山歡東)

(町横屋鼠・道成御)

仕候。尤柳原土手通東側北角より間口拾貳間餘に、奥行拾九間四尺焼殘有之候處、柳原土手下町々六ヶ町地主共一同御奉行池田筑後守様御番所へ被 召出、御用地に被 召上、來春下谷御成道にて代地被下置候旨被 仰渡、追々御調の上、翌寅年四月六日、村上肥後守様御番所へ被 召出、右町内の儀は東側北角より拾七間五尺六寸、奥行貳拾間貳尺、西側北角より拾八間三尺六寸、奥行拾九間四尺にて地面數六ヶ所、右焼殘候分共不殘下谷御成道武士屋鋪立跡にて元坪の通代地被下置候旨被 仰渡、同八日御旗奉行太田駿河守様并大關伊豫守様御屋鋪立跡の内にて代地御割渡被下置、其節より神田平永町代地と相唱申候。且往古の申傳等及承不申候。右元地平永町と相唱候得共、元來は下谷車坂町の内に、東叡山御門前地に御座候。

町内南北へ三拾九間五尺貳分、南の方東西拾八間七寸、横町隔北の方同拾八間貳尺貳寸五分。
四隣 東の方神田花房町代地、柳原岩井町代地、西の方柳原岩井町代地、南の方神田旅籠町壹丁目、北の方柳原岩井町代地。
町内里俗表通往還御成道と相唱、横町を鼠屋横町と相唱申候。右は藤七と申者同所入口え子見せにて鼠商ひ仕候に付、近來右様申習候。
下水。幅四尺程。

(足人用御山歡東)

(地檢御)

(領田畝)

右は町内横町南の方に有之、古より有來候由申傳に御座候。

町内の儀は東叡山御門前地にて、家主共例年正月廿八日御門主様え御目見被 仰付候。并於 御同所御殿御祝儀又は御法事等御座候節は、麻上下着用にて御給事人古來より相勤申候。

上野へ御用人足差出申候。尤御年貢差出不申候。

御檢地

右出役方御姓名村上肥後守様組與力衆山崎助左衛門殿、同御組御年番與力衆佐久間安五郎殿下役大久保彦助殿小田切土佐守様御組與力衆尾崎茂右衛門殿、下役神田武八殿。町年寄奈良屋市右衛門・樽屋與左衛門喜多村彦右衛門地割役樽屋三右衛門。

往古は御代官伊奈半左衛門様御支配にて、寛永九申年中御目代田村權右衛門支配所に相成、寺社御奉行御支配の處、延享二丑年二月中町方御支配に相成申候。

郡名領名の儀は豊島郡畝田領と相唱申候。

以上丁亥書上

柳原岩井町代地

一 町名起立の儀當家主甚兵衛・同宗七・同清三郎支配地面は往古湯島壹丁目に有之候處、天和三亥年類焼後、仔細不知御用

御府内備考卷之十二 外神田之四 柳原岩井町代地

地に被 召上候分、所々え替地被 仰付候節、右湯島壹丁目には神田旅籠町壹丁目續にて替地被下置、同所え引地の分は金澤町と町名改候。右の所地所不足の分小間數貳拾間一尺四分、地面五ヶ所の内壹ヶ所は橋本町貳丁目にて替地被下置、同町え組入。四ヶ所は元岩井町にて替地被下置、同町に組入、前書申上候甚兵衛外貳人支配地面は右四ヶ所の内に御座候。當家主吉兵衛支配地面は湯島五丁目に有之候處、壹丁目同様御用地に被 召上、元岩井町にて替地被下置、是又同町え組入に相成申候。外四ヶ所當家主惣助・源兵衛・新次郎支配地面の儀は元岩井町に古來より有來候。享保六丑年中元岩井町の内御用地に被 召上、柳原土手下え替地被下置候故、元岩井町と引別れ、柳原岩井町と町名相唱候。其後寛政五丑年十月中下谷池の端より致出火類焼仕、右町の内北の方土手際通沽券地并領町屋鋪共、千四百七拾三坪五合餘の地所御用地に被 召上、翌寅年四月中當所え替地被下置、柳原岩井町代地と相唱候。尤東側は溝口備後守様御屋鋪立跡、西側は裏通共一圓大關果次郎様御屋鋪立跡に御座候。且又拜領町屋鋪の内南の方は太田駿河守様御屋鋪立跡の由に承り候。同七年六月中右拜領町屋敷の分願濟の上、柳原岩井町代地と引別れ、柳原岩井町代地拜領屋鋪と町名相唱申候。

但右湯島町より引地の分甚兵衛・宗七・清七郎地面の儀は、

(錢日晦・錢頭年) (靈祭宮滿天島湯)

(道成御・地新)

湯島六町分の内金澤町にて御能拜見罷出候。并年々年頭錢の割合右金澤町え差出候。吉兵衛支配地面の儀は湯島五丁目にて御能拜見 罷出候。并年頭錢晦日錢割合年々元岩井町え差出候。且毎年二月十日十月十日湯島天満宮祭禮に付、初穂の割右四ヶ所地面一同元岩井町え差出。尤二月十日祭禮の節は砥餅湯島より元岩井町え差越、同町より右四ヶ所地面主方え差越申候。

町内東側南北貳拾壹間三九尺九分、裏行南の方拾九間壹尺、北の方九間貳尺三寸六分、西側南北二拾七間四寸四分、裏行拾八間貳尺貳寸五分、西の方裏通西側地所間口南北え拾間五尺八分、裏行東西え拾八間三尺。

四隣。南の方神田花房町代地、北の方森川由三郎様御屋敷、東の方神田山本町代地、西の方町内西側、南の方神田平永町代地、北の方堀丹後守様御屋敷、西の方神田山本町代地、東の方町内東側西の方裏通西側地所、東の方神田平永町代地、西の方同山本町代地、南の方柳原岩井町代地拜領屋鋪、北の方神田山本町代地。

町内里俗新地と相唱、往還を御成道と相唱候。

自身番屋。間口九尺、奥行三間。

右は町内西側北角に有之、文政六己年中小田切土佐守様御番所へ願上、同十月廿二日願の通被 仰付候。

御檢地

(地檢綱)

右寛政六寅年檢地御出役方村上肥後守様御組御年番與力佐久間安次郎殿、與力衆山崎助左衛門殿、年寄同心衆大久保彦作殿大關佐右衛門殿、小田切土佐守様御組與力衆尾崎茂右衛門殿、年寄同心衆神田武八殿佐藤幸藏殿、町年寄奈瓦屋市右衛門、樽屋與左衛門、喜多村彦右衛門、地割役樽屋三右衛門。

以上丁亥書上

柳原岩井町代地拜領屋鋪

一 町名起立の儀は岩井町代地にて申立候通、元岩井町の内に之候處、享保六五年中右町の内御用地に相成候砌、沽券地一同に被 召上、柳原土手下にて替地被下置候に付、柳原岩井町と相唱候。其後寛政五五年類焼の節、右町の内北の方土手際通沽券地共御用地に被 召上、翌寅年四月中當所え替地被下置、町名の儀は柳原岩井町代地と唱罷在候處、同七年六月中沽券地と引別れ度段町年寄奈瓦屋市右衛門え申立。同廿九日より柳原岩井町代地拜領屋鋪と新規に町名唱來候。尤當時拜領主國又鼓十郎、池田瑞仙地面の儀は大岡果次郎様御屋鋪立跡、小島藤助・安田又五郎地面の儀は太田駿河守様御屋鋪立跡の由に及承候。

町内東西え北の方にて拾八間三尺、南の方にて拾壹間三尺、南北え東の方にて三拾五間壹尺七寸三分、西の方にて

(郎五又田安)

(仙瑞田池)

拾五間四尺七寸三分。

一 四隣 東の方神田平永町代地、西の方麴町平河町壹丁目代地、神田山本町代地、南の方金澤町、北の方柳原岩井町代地、町屋鋪拜領人名前左の通。

一 三百拾五坪七合 御指御金具御兼帶 安田又五郎

一 右は寛文元丑年中、神田堅大工町にて町屋敷拜領仕、其後天和三亥年、右拜領町屋敷の内御用地に被 召上候分、爲替地當町拜領仕候。

一 七拾九坪餘 西御九尺六尺 小島 藤助

一 右は寛延四未年四月八日、父兵助元地にて拜領仕候。

一 四拾四坪三合餘 御藏手代 國又鼓十郎

一 右同斷、曾祖父伊右衛門拜領仕候。

一 七拾八坪壹合餘 寄合御醫師 池田 瑞仙

一 右は寛延四未年四月八日、高坂茂助元地にて拜領仕候處、文化十三年六月中、同人御暇に相成上り地に相成候跡、當地主先代拜領仕候。

一 下水、幅四尺程。

一 右は町内南の方横町に有之、古より有來候由申傳候。

一 公役銀の儀は拜領主安田又五郎家守傳藏支配地面より差出、其外は指出不申候。

一 御檢地

(立建御堂聖島湯)

右御出役方の儀は柳原岩井町代地より申上候同様に御座候。

以上丁亥書上

湯島聖堂掃除屋鋪代地

一 町名起立の譯、地所拜借人四人の者共由緒書物の儀は、天明六年年中類焼の砌焼失仕候に付、申傳譯左に申上候。

一 聖像様京都より御下向の節、林道春様向春齋様并御奉行役浦井岡右衛門様、聖堂御掃除役四人の者先祖權右衛門、八郎兵衛喜惣次、茂右衛門儀、聖像様御守仕、忍ヶ岡え御遷座被爲在候砌より御掃除役相勤罷在候。然る處元祿中湯島聖堂御建立御引移の節も御供仕參り申候。尤町宅仕、諸向御用并御掃除役被 仰付、春秋釋奠の節御扶持頂戴仕來、猶又正月年始の節林大學頭様え御目見御禮申上候。且又聖堂御構外東の方に松原にて表間口京間十六間、奥行八間、此坪數百貳拾八坪の地所拜借仕候處、塗家に致度段享保六年丑年十二月中、町御奉行中山出雲守様え奉願、翌寅年正月申願の通被 仰付候。并聖堂西の方間口六間貳尺、奥行三拾間五尺明地共拜借致、其上九尺四方床番屋聖堂表通り三ヶ所、裏通東西角え貳ヶ所、都合五ヶ所相建助成致御用相勤來候。右拜借地町名湯島聖堂掃除屋鋪と相唱、其後年月不知、柿葺に相成候。然る處寛政十年五月中、右場所

(市草) (地代町ヶ四)

- 一 被 召上御圍込に相成、同月十三日昌平橋外明地道敷の内にて代地被下置候。其節より御構表通辻番壹ヶ所、同裏通壹ヶ所御受負被 仰付候。尤元地の儀は湯島町立跡に候哉、委細の譯相分不申候。前書申立候春秋釋奠の節計御扶持并林大學頭様年始御目見右兩様共寛政年中に相止申候。尤諸御用向平日御掃除共相勤罷在候。釋奠の節一同罷出相勤申候。右四人の者代替りの節は聖堂御役所へ願書差上、御中の口御廊下にて被 仰付候。即當人拜借人名前市郎右衛門・長兵衛・兵吉幼年に付、後見源兵衛忠右衛門右四人共直家守にて他居罷在候。
- 一 町内南北間口京間拾間四尺四寸、裏幅同斷、裏行同六間。但片側町屋に御座候。
- 一 四隣 東の方火除明地、西の方湯島横町、南の方同所三丁目代地、北の方神田旅籠町貳丁目。
- 一 町内里俗當町并湯島三丁目代地、神田明神門前町代地、湯島壹丁目代地、合て惣名四ヶ町代地と相唱申候。
十二月廿日廿一日
市 草市七月十二日夜より十三日朝迄、
- 一 右は神田明神境内より當町邊迄市立申候。尤委細は湯島横町にて申上候。

以上丁亥書上

湯島三丁目代地

(市草) (地代町ヶ四)

- 一 御座候。
- 一 町内表間口京間五間貳尺八寸、裏幅同斷、南北裏行同六間。但片側町屋に御座候。
- 一 四隣 東の方火除明地、西の方湯島横町、南の方同所壹丁目代地、北の方同所三丁目代地。
- 一 町内里俗當町湯島三丁目代地湯島壹丁目代地湯島聖堂掃除屋鋪代地、合て惣名里俗に四ヶ町代地と相唱申候。
十二月廿日廿一日
市定日 草市七月十二日夜より十三日朝迄、
- 一 右は神田明神境内より當町邊迄市立申候。尤委細の儀は湯島横町より申上候。

以上丁亥書上

湯島壹丁目代地

- 一 町内の儀は寛政十年年中聖堂御再建の節、湯島壹丁目兩側町屋の内八拾三坪餘御用地に罷成、昌平橋外明地屋敷の内にて代地被下置、其節より湯島壹丁目代地と町名相唱申候。其外の儀者元地より申上候通に御座候。
- 一 町内表間口京間九間貳尺貳寸、裏幅同斷、南北裏行六間。但片側町屋御座候。
- 一 四隣 東の方火除明地、西の方湯島横町、南の方神田川、北の方神田明神門前町代地。
- 一 町内里俗當町并湯島三丁目代地神田明神門前町代地湯島

御府内備考卷之十二 外神田之四 湯島壹丁目代地

(市草)

- 一 町内起立の儀は寛政十年年中聖堂御再建の節、湯島三丁目町屋の内表通にて百拾坪御用地に被 召上、昌平橋外明地屋敷の内にて代地被下置、其節より湯島三丁目代地と町名相唱申候。尤右町地主共儀は御用達御醉屋島居次右衛門、御錫屋兼吉兩人拜領町屋鋪にて、委細の儀は元地より申上置候。
- 一 町内表間口京間九間壹尺五寸、裏幅同斷、南北裏行同六間。但片側町屋に御座候。
- 一 四隣 東の方火除明地、西の方湯島横町、南の方神田明神門前町代地、北の方湯島聖堂掃除屋敷代地。
- 一 町内里俗當町并湯島壹丁目代地、神田明神門前町代地、湯島聖堂掃除屋鋪代地、合て惣名四ヶ町代地と相唱申候。
十二月廿日廿一日
市定日 草市七月十二日夜より十三日朝迄、
- 一 右は神田明神境内より當町邊迄市立申候。尤委細の儀は湯島横町より申上候。

以上丁亥書上

神田明神門前町代地

(市草) (地代町ヶ四)

- 一 聖堂掃除屋鋪代地、合而惣名四ヶ町代地と相唱申候。
十二月廿日廿一日
市定日 草市七月十二日夜より十三日朝迄、
- 一 右者神田明神境内より町内邊迄市立申候。尤委細は湯島横町より申上候。

以上丁亥書上

御府内備考卷之十二 終

御府内備考卷之十三

浅草之一

總説

浅草は御城の長に當り、浅草橋外より北の方橋場、新島越に及び、西は下谷に接し、東は大川に限れり。是今浅草と唱るの地域なり。昔は鳥越橋場、浅草とは自から分別ありしならむ。又浅草といふ地は古へ千束郷のうちなりしと見ゆ。千束郷後千束村と云、今も千束の名残り。現に浅草寺至徳四年の鐘銘には、豊島郡千束郷金龍山浅草寺と記せり。されど浅草の地名も古くより傳ふる所にして、【東鑑】等の書にも載たり、其證左に録す。

【江戸砂子】云、往古武藏野よりつづきて草深き原なりしが、四谷大木戸の邊より櫻田邊、北は牛込、本郷、湯島まで。又此邊平原なれども民家所々にありて、おのづから草も浅き故浅草といへり。

【求涼雜記】云、往古此邊武藏野よりつづきて、すべて野中なれば草のみ生しげりし所ゆへ、浅草、浅茅などいひて、みな草にもとづきたる地名也。

【竹取物語東下紀行】云、北にあたりて浅草や、角田河原も近かりけり、西はたやすく果もなく、東は海を限りにて、在家の數

はかぎりなく、朝な夕なに立煙、民の竈はにぎはひて、舟路の賈陸ともに、はこぶ往來のひまもなく、都遠國の旅人や、貴賤上下の人々の、袖をつられて行水の、濁りなき世のしるしとかや。

【回國雜記】云、浅草といへる所にとまりて、庭に残れる草花を見て、

冬の色はまた浅草のうら枯に秋の露をものこす庭かな

【江戸記】云、東望平川、縹渺兮長堤緩廻。水石瑰偉兮佳氣鬱芳。謂之浅草濱。云

【東鑑】云、治承五年七月三日丁丑。若宮營作事有其沙汰而於鎌倉中無可然之工匠。仍可召進武藏國浅草大工字郷司之旨。被下御書於彼所沙汰人等中。昌寛奉行之。同八日壬午。浅草大工參上之間。被始若宮營作。先奉遷神體於假殿。武衛參給。相摸國大庭御厨侍一古娘依召參上。奉行遷宮事。亦輔通景能等沙汰之。來月十五日可有遷宮于正殿。其以前可造畢之由。云

- 【小田原衆所領役帳】
- 浅草寺家
- 一 五拾貫九百文 江戸浅草 石濱會下領
- 一 四貫貳百文 浅草内近藤分
- 一 同所番匠
- 一 四貫貳百九拾文 千束内朝倉分

(草浅しえ見に書古) (郷東千郡島豊)

島津彌七郎 元江戸小三郡

一 貳拾七貫七百文 江戸 千束の内近藤分

一 拾壹貫貳百八拾文 飯倉彈正忠 千束内金杉分

一 六貫六百八拾五文 太田大膳亮 同衆 千束石濱惣領分

一 同衆 同衆 同 南 原

一 廿九貫七拾貳文 太田新六郎知行 同 南 原

一 六貫貳百文 同 南 原

一 拾五貫四百文 同 南 原

一 同 同 南 原

一 拾六貫貳百九拾文 木内宮内少輔 千束内阿佐谷分岸分

一 拾貳貫四百八拾文 江戸 石濱 今津

御米藏

(通前藏) 浅草橋より北へ達する大路の東側、大川に添てあり。御構の内貳萬七千九百坪、元和六年新に建させらるといふ。此御藏成し後は里俗此大路を藏前通りと稱す。【淡海】と名付し雜記に、萬治二年七月二日、甚雨疾風にて浅草御藏へ水

御府内備考卷之十三 浅草之一 御米藏 書替所 御廻米納會所

(荷稻應感) (す移を藏米の倉の矢)

入ければ、下より貳俵通り濡けり。四拾年以前も、按に元和五年、是御藏未だ建ざる頃かくのごとく、其後地形五尺築上らる。しは、傳聞の誤にや。かれ共此度又二俵通り水つきければ、其時よりも猶大水としらるといへり。按に此御藏元和の頃より建られしは勿論なれど、後年按に享保の濱町矢の倉に有し御倉をもこゝに移されしといふ。よりて御藏中の御門の邊に谷野御藏稻荷と稱する社あり。是始め矢の倉に在し時の鎮守を其まゝ移されしなるべし。一に感應稻荷とも稱す。

書替所二ヶ所

一は御藏前通り東側にあり、一は新堀端の東岸にあり。始は御藏前通りに並び在しよし也。其後享保十七年、黒部善左衛門勤役中類焼せしかば、其一天王町に在しを猿屋町の四へ移され、跡町屋と稱す。天明五年、再び新堀端福富町上地へ移さるゝと云。御切前御扶持御役料等の手形書替の役所にして、書替奉行二人して是を預れり。今奉行を野呂彌右衛門・今井兵左衛門と稱し、此支配に書替手代と云者數多屬せり。

御廻米納會所

猿屋町火除地の内、東の方表間口九間、裏行廿五間四尺、西裏行廿貳間餘、裏幅九間四尺宛構也。寛政六寅年二月中

(所役の替書形手)

是を置れ、御勘定所掛りにて上納米改等の役所なり。

札差御改正會所

同所東續表間口二十間、裏幅同斷、東西裏行廿五間の構なり。是町奉行所掛りにて御切米を賜ふ輩の御救のため、寛政元年九月御改正仰出され、札差より御家人へ貸出せし金子利下ヶ取締の事、年手寄檣屋與左衛門に命ぜられ、同二年此役所を建らると云。文政三年四月中、御藏前土手際明地の分當會所助成の爲床店をゆるされ、淺草檣屋町會所附地所床店と稱す。其始末は床店の條に記せり。按に札差と云者の起りを詳にせず。茅町二丁目名主利左衛門が書上には寛文頃より始りしならむと記したれど、札差伊勢屋四郎左衛門の家傳に、三代目四郎左衛門寛永年中五町に移住しその頃より札差やうの事仕來りしといひ、且承應元年以後は御米渡も夏冬二季に定められしなれば、當時小給の輩相對の好むもて、米金請拂等の事町人に托せしならん。その後年を追てその例多く、寛文の頃は御旗本の類まで推なへて町人に托せしなるべし。改て札差と云もの定まりしは、享保九年よりの事なり。其時札差人数百九人にて、向後この札差の外隈に札差いたすまじき旨町奉行より申渡せしと也。その始末は利左衛門が書上に載たれば全文を左に記す。淺草御藏前に住居仕候札差共の儀は、其初年代曉と相知不

(上書門衛左利主名)

申候得共、凡寛文の頃より相始り候哉に奉存候。右は諸士様方三季御切米相渡り候節、其以前御玉入と申事有之、御遠方に被爲入候御方様は、當日右御玉入早朝に付御間に合不申候間、右御藏前近邊に住居仕候町人共へ、御相對にて御玉入の儀御頼被遊候由。右之通其諸士様方御名前札御玉入に差入候間、札差名目相初り申候由申傳に御座候。一 右御切米御玉落到相成候得ば米金御藏より相渡り、諸士様方御請取に相成候間、夫迄之處右御名前札差入候者共御手形御預り申上、金子御用立罷在候由に御座候。其後取極候儀は享保八卯年中、右札差候者并御用立金等仕來候者共人数百九人一同申合、其節の町御奉行所大岡越前守様へ御願申上候得ば、再應御吟味の上翌辰年七月十八日、右御奉行所於御内寄合諏訪美濃守様御列席にて、右願人百九人へ願の通札差宿被仰付候。尤其外の者隈に札差宿仕間數旨町御觸被成下置、且又其節左の通御書付札差共へ被下置候。淺草御藏前札差宿の儀は、外の者札差宿不致候様に仕、組合を定、札差宿仕度候。然るに於ては願人百九人の者片町組天王町組・森田町組三町分當に行司組合五人づゝ相勤、三町にて拾五人づゝ月代り行事相勤、月々御扶持方三季御切米御藏出米直段相改行事共方にて張紙出置、少も相違無之様に可致吟味候。若相背候者有之は仲間相除、其段申出、御藏出入停止仕、拂米直段相違候金

(宿差札)

(令制るす間に差札)

(原起の差札)

(半割一年息利)

子辨させ可申候。勿論不届の儀被申立候武家方有之節は、如何様の曲事にも可申付候。且又高利の金子借出し不申様に急度仲間吟味可仕旨願出候に付、吟味の上此度願の通百九人組合相定、札差宿相極候。但借金利足は向後年一割半より高利に借出申間數候。尤以下は相對次第に候。彌前書の通急度相守、其當人は勿論、手代家來に至迄、御藏庭に於て不埒の者有之候を其通りにいたし置、外より斷有之候は、其時の行事急度可申付、此等の趣も仲間申合相互に吟味可仕候。若又武家方より不埒の儀申懸候は、可訴出事。

七月
其後追々上り株等も有之、當時人数九拾六人に罷成申候。内貳拾九人は享保の頃より相續仕候者に御座候。右の外年久敷儀にて相分不申候以上。

(名人差札)

- 淺草茅町貳丁目 利左衛門
- 同所五町 兵衛
- 大口屋長兵衛
- 伊勢屋四郎左衛門
- 小玉屋權左衛門
- 井筒屋八郎右衛門

御府内備考卷之十三 淺草之一 札差御改正會所

- 同所福井町貳丁目 近江屋佐平次
- 同所江屋町 大平次
- 同所五町 彌平次
- 上總屋庄助
- 笠倉屋平八
- 相模屋庄兵衛
- 同所福井町貳丁目 大口屋平兵衛
- 同所五町 大和屋與兵衛
- 同所天王町 大口屋源七
- 和泉屋源兵衛
- 伊勢屋忠兵衛同店
- 板倉屋長三郎
- 同所天王町代地 和泉屋喜平次
- 同所御藏前片町 坂倉屋七郎兵衛
- 同所森田町 坂倉屋治兵衛
- 伊勢屋平左衛門
- 同町代地 十一屋善八
- 同所森田町 坂倉屋助次
- 同所新旗籠町代地 伊勢屋喜太郎
- 同所大藏院前 和泉屋茂右衛門同店
- 後藤屋七右衛門
- 同所後藤屋町 小島屋西之助

并同居 和泉屋才兵衛 同所旅籠町代地 伊勢屋平右衛門 同所壽松院前 下野屋十右衛門 貳拾六人

頒曆調所 又測量所と云

〔天文〕 猿屋町の東の方、新堀と三味線堀との間に在り。里俗天文臺と呼べり。元は牛込薬店と云所今其跡松野八郎兵衛に置れしが、天明二年六月朔日、當所へ移さると云。按に 本朝にて曆を造らしめられしは古代よりの事なれど、古くは皆唐國の曆法を用られしなり。本朝の曆法行はれしは安井算哲今の誰川助左衛門が先祖也。ひしが、後曆學に依り登庸せられ祿三百俵を賜。元は事所以て安井算哲といはり、その後氏名を改めて誰川助左衛門と稱す。が撰びし貞享曆を始とす。其後六十餘年を歴て佐々木文次郎と云者、今の吉田勇太郎の先祖也。曆法に達せるを以て召出されて改曆をなすもの寶曆曆也。その後又四拾四年にして改曆ありしより、其術最密を極めて天度の違なきに至るといへり。寛政改曆の時高橋作左衛門今の作左衛門を登庸ありて、是を司らしめらるといへり。今天文方は誰川助左衛門吉田勇太郎山路彌左衛門高橋作左衛門四人なり。其餘此事に與れる出役等數輩有て、測量曆作等沙汰せり。本朝曆法の權輿及諸國賦曆賣曆等の事は、曆局吏某が筆記に詳なれば因に左に記す。

〔來由の法曆朝本〕 本朝上古用ひられし曆法は、何人の作に出たりしやしるべからず。國史には 持統天皇四年の記に、曆法の事を勅し給ふ事見へたり、是はじめなるべし。四年十一月甲戌朔甲申。奉勅始行元嘉曆與儀鳳曆。此儀鳳曆といふは李唐の李淳風といひし人、儀鳳年中に造りたる曆法也。扱此法によりて推歩したる曆の行はれけるは、同じ御宇六年よりばじまりて、七拾二年を経て天行と違ひ有て、廢帝の天平寶字七年に改曆有て、これより唐の僧一行が大衍曆を用ひらる。後九十八年を過てや、天度に違へりて、

〔曆行大〕 清和天皇貞觀三年に又改曆有て、徐昂が宣明曆を用ひらる。驚峯文穆公〔本朝統曆〕の序に、本朝古の曆法は知るべからず、宣明曆を用ひられし事唐朝の曆法本朝へ傳はりし始ならむといへるは誤なり。其序文の略、一に、本朝之古所用之曆。未詳爲何家之曆。至 清和帝貞觀年中。渤海始貢宣明曆。乃是唐朝之所傳也。爾來八百餘年。傳習其說。每歲之曆運不敢違矣。名其家者賀茂氏其最而其徒弟稍多。中葉以來。世類艱虞。諸道學衰。曆家亦纔得其算。不知以自來。痛哉。仁和以前。猶有國史存而足以徵焉。寬平以後。國史闕而不傳。故其支子雖詳知之。中略頃聞。會津士林安藤有益。自少好曆算。及壯強勉而不已。自貞觀三年至今今年寬文戊申。造長曆支干氣候節中大小晦朔日月之蝕開餘之積不敢違焉。八百餘年之運度可一覽而知之。云云名之曰本朝統曆。

〔曆明宣〕 宣明曆を用ひらる。驚峯文穆公〔本朝統曆〕の序に、本朝古の曆法は知るべからず、宣明曆を用ひられし事唐朝の曆法本朝へ傳はりし始ならむといへるは誤なり。其序文の略、一に、本朝之古所用之曆。未詳爲何家之曆。至 清和帝貞觀年中。渤海始貢宣明曆。乃是唐朝之所傳也。爾來八百餘年。傳習其說。每歲之曆運不敢違矣。名其家者賀茂氏其最而其徒弟稍多。中葉以來。世類艱虞。諸道學衰。曆家亦纔得其算。不知以自來。痛哉。仁和以前。猶有國史存而足以徵焉。寬平以後。國史闕而不傳。故其支子雖詳知之。中略頃聞。會津士林安藤有益。自少好曆算。及壯強勉而不已。自貞觀三年至今今年寬文戊申。造長曆支干氣候節中大小晦朔日月之蝕開餘之積不敢違焉。八百餘年之運度可一覽而知之。云云名之曰本朝統曆。

〔序之曆統朝本〕 宣明曆を用ひらる。驚峯文穆公〔本朝統曆〕の序に、本朝古の曆法は知るべからず、宣明曆を用ひられし事唐朝の曆法本朝へ傳はりし始ならむといへるは誤なり。其序文の略、一に、本朝之古所用之曆。未詳爲何家之曆。至 清和帝貞觀年中。渤海始貢宣明曆。乃是唐朝之所傳也。爾來八百餘年。傳習其說。每歲之曆運不敢違矣。名其家者賀茂氏其最而其徒弟稍多。中葉以來。世類艱虞。諸道學衰。曆家亦纔得其算。不知以自來。痛哉。仁和以前。猶有國史存而足以徵焉。寬平以後。國史闕而不傳。故其支子雖詳知之。中略頃聞。會津士林安藤有益。自少好曆算。及壯強勉而不已。自貞觀三年至今今年寬文戊申。造長曆支干氣候節中大小晦朔日月之蝕開餘之積不敢違焉。八百餘年之運度可一覽而知之。云云名之曰本朝統曆。

〔氏倍安と氏茂賀〕 抑本朝にては曆算使神の事は、賀茂氏の當る所にして、世々その業を傳へしに、保靈の時、父忠行よりの門人安倍晴明陰陽推算の奥を得たればとて、天文の術を晴明にぞ傳へける。されども曆道に至りては、猶其子光榮にぞ傳へける。是より天文曆術分つて二家とばなりたり。晴明五世の孫泰親此家業を嗣て其名高し。後世子孫相繼で絶へず、是を土御門家といふ。賀茂氏もまた世々其業をつぐといへども、家業に長じたる人も出さればにや、日々に衰へもて來て、今幸徳井の家は曆博士たりといへども土御門家の屬となり、その勢ひ家頼などの様になりたり。かゝりければ 清和帝より八百年を経て天度の違ひすくなからずといへども、改曆の事もなかりしに、この比安井算哲都翁といふ人、もと圍碁の家に生れたれど天文曆數の學を好み、此道の廢れたる弊、春秋時を移すに至りて害蒼生に及ん事を歎き、憤然として志を起し、上書して改曆の事を請ふ。時に延寶元年なり。頓て此事 寂聞に達しければ 靈元帝深くめで給ひ、勅有て陰陽頭安倍泰福郷に總裁せしめ給ひ、こたびは西土の大統曆を用ひらるべしと聞へしに、算哲もへらく、此法密は密なれども其造る所風土已に同じからず、天度豈かばらざる事を得

〔家門御土〕 抑本朝にては曆算使神の事は、賀茂氏の當る所にして、世々その業を傳へしに、保靈の時、父忠行よりの門人安倍晴明陰陽推算の奥を得たればとて、天文の術を晴明にぞ傳へける。されども曆道に至りては、猶其子光榮にぞ傳へける。是より天文曆術分つて二家とばなりたり。晴明五世の孫泰親此家業を嗣て其名高し。後世子孫相繼で絶へず、是を土御門家といふ。賀茂氏もまた世々其業をつぐといへども、家業に長じたる人も出さればにや、日々に衰へもて來て、今幸徳井の家は曆博士たりといへども土御門家の屬となり、その勢ひ家頼などの様になりたり。かゝりければ 清和帝より八百年を経て天度の違ひすくなからずといへども、改曆の事もなかりしに、この比安井算哲都翁といふ人、もと圍碁の家に生れたれど天文曆數の學を好み、此道の廢れたる弊、春秋時を移すに至りて害蒼生に及ん事を歎き、憤然として志を起し、上書して改曆の事を請ふ。時に延寶元年なり。頓て此事 寂聞に達しければ 靈元帝深くめで給ひ、勅有て陰陽頭安倍泰福郷に總裁せしめ給ひ、こたびは西土の大統曆を用ひらるべしと聞へしに、算哲もへらく、此法密は密なれども其造る所風土已に同じからず、天度豈かばらざる事を得

〔井徳幸〕 抑本朝にては曆算使神の事は、賀茂氏の當る所にして、世々その業を傳へしに、保靈の時、父忠行よりの門人安倍晴明陰陽推算の奥を得たればとて、天文の術を晴明にぞ傳へける。されども曆道に至りては、猶其子光榮にぞ傳へける。是より天文曆術分つて二家とばなりたり。晴明五世の孫泰親此家業を嗣て其名高し。後世子孫相繼で絶へず、是を土御門家といふ。賀茂氏もまた世々其業をつぐといへども、家業に長じたる人も出さればにや、日々に衰へもて來て、今幸徳井の家は曆博士たりといへども土御門家の屬となり、その勢ひ家頼などの様になりたり。かゝりければ 清和帝より八百年を経て天度の違ひすくなからずといへども、改曆の事もなかりしに、この比安井算哲都翁といふ人、もと圍碁の家に生れたれど天文曆數の學を好み、此道の廢れたる弊、春秋時を移すに至りて害蒼生に及ん事を歎き、憤然として志を起し、上書して改曆の事を請ふ。時に延寶元年なり。頓て此事 寂聞に達しければ 靈元帝深くめで給ひ、勅有て陰陽頭安倍泰福郷に總裁せしめ給ひ、こたびは西土の大統曆を用ひらるべしと聞へしに、算哲もへらく、此法密は密なれども其造る所風土已に同じからず、天度豈かばらざる事を得

〔哲算井安〕 抑本朝にては曆算使神の事は、賀茂氏の當る所にして、世々その業を傳へしに、保靈の時、父忠行よりの門人安倍晴明陰陽推算の奥を得たればとて、天文の術を晴明にぞ傳へける。されども曆道に至りては、猶其子光榮にぞ傳へける。是より天文曆術分つて二家とばなりたり。晴明五世の孫泰親此家業を嗣て其名高し。後世子孫相繼で絶へず、是を土御門家といふ。賀茂氏もまた世々其業をつぐといへども、家業に長じたる人も出さればにや、日々に衰へもて來て、今幸徳井の家は曆博士たりといへども土御門家の屬となり、その勢ひ家頼などの様になりたり。かゝりければ 清和帝より八百年を経て天度の違ひすくなからずといへども、改曆の事もなかりしに、この比安井算哲都翁といふ人、もと圍碁の家に生れたれど天文曆數の學を好み、此道の廢れたる弊、春秋時を移すに至りて害蒼生に及ん事を歎き、憤然として志を起し、上書して改曆の事を請ふ。時に延寶元年なり。頓て此事 寂聞に達しければ 靈元帝深くめで給ひ、勅有て陰陽頭安倍泰福郷に總裁せしめ給ひ、こたびは西土の大統曆を用ひらるべしと聞へしに、算哲もへらく、此法密は密なれども其造る所風土已に同じからず、天度豈かばらざる事を得

〔曆統大〕 抑本朝にては曆算使神の事は、賀茂氏の當る所にして、世々その業を傳へしに、保靈の時、父忠行よりの門人安倍晴明陰陽推算の奥を得たればとて、天文の術を晴明にぞ傳へける。されども曆道に至りては、猶其子光榮にぞ傳へける。是より天文曆術分つて二家とばなりたり。晴明五世の孫泰親此家業を嗣て其名高し。後世子孫相繼で絶へず、是を土御門家といふ。賀茂氏もまた世々其業をつぐといへども、家業に長じたる人も出さればにや、日々に衰へもて來て、今幸徳井の家は曆博士たりといへども土御門家の屬となり、その勢ひ家頼などの様になりたり。かゝりければ 清和帝より八百年を経て天度の違ひすくなからずといへども、改曆の事もなかりしに、この比安井算哲都翁といふ人、もと圍碁の家に生れたれど天文曆數の學を好み、此道の廢れたる弊、春秋時を移すに至りて害蒼生に及ん事を歎き、憤然として志を起し、上書して改曆の事を請ふ。時に延寶元年なり。頓て此事 寂聞に達しければ 靈元帝深くめで給ひ、勅有て陰陽頭安倍泰福郷に總裁せしめ給ひ、こたびは西土の大統曆を用ひらるべしと聞へしに、算哲もへらく、此法密は密なれども其造る所風土已に同じからず、天度豈かばらざる事を得

下略これに有益が小出龍泉を介として序文を乞ひ遣る時、説話したるまゝをしろるされたるにて、國史を校合してかゝれたるにはあらずと見ゆ。ゆへに 持統帝の紀を引かれたる歟。

〔曆真貞〕 觀三年より此年に至りて凡八百二十三年とぞ聞へける。算哲又神武天皇元年より持統天皇の御宇に至りての長曆を造り、大小支干悉く備はれり。泰福郷請玉ひければ寫して奉りしとなん。近世中根と建不朝長曆を印行せしは、陰陽家の傳書をぬすみて上木しける也と田中正明がかたりしも、此時算哲が考訂しけるものにや有けん。又いにしへ七政曆あり。中古より此法廢れたりしを、新にかくかへて七曜曆を作りて奉りければ、是より永式とはなりける。曆博士幸徳井友親よく草曆の吉凶を考へけるも、此頃友親東へ下り算哲に其術を學びたりしより、かならず算哲が校合を得て頒行せらるべき由命ありけるとぞ。其後六拾餘年を歴て又違ひ有けれども、こたびも改曆の事も聞へず。此時佐々木文次郎といふ人、所縁の家小日向赤城明神の傍に寓居したりけるが、此人天文曆數に委しければひそかに憂ひ、執政某の邸へ至りて此事を啓し、且いふ、我言葉を疑ひればはさば、今年某月朔、日蝕すべくして頒行の曆に日蝕のことを載せず、此日を待てわがことばの妄ならざる事を驗へ給へと。果してその日蝕するをもて登庸せられ、改曆の事に預る、是寶曆甲戌曆なり。後四十四年にして又改曆有て、曆數の術本朝の隆盛を極めて天度の違なき此時より過る

〔曆甲曆寶〕 觀三年より此年に至りて凡八百二十三年とぞ聞へける。算哲又神武天皇元年より持統天皇の御宇に至りての長曆を造り、大小支干悉く備はれり。泰福郷請玉ひければ寫して奉りしとなん。近世中根と建不朝長曆を印行せしは、陰陽家の傳書をぬすみて上木しける也と田中正明がかたりしも、此時算哲が考訂しけるものにや有けん。又いにしへ七政曆あり。中古より此法廢れたりしを、新にかくかへて七曜曆を作りて奉りければ、是より永式とはなりける。曆博士幸徳井友親よく草曆の吉凶を考へけるも、此頃友親東へ下り算哲に其術を學びたりしより、かならず算哲が校合を得て頒行せらるべき由命ありけるとぞ。其後六拾餘年を歴て又違ひ有けれども、こたびも改曆の事も聞へず。此時佐々木文次郎といふ人、所縁の家小日向赤城明神の傍に寓居したりけるが、此人天文曆數に委しければひそかに憂ひ、執政某の邸へ至りて此事を啓し、且いふ、我言葉を疑ひればはさば、今年某月朔、日蝕すべくして頒行の曆に日蝕のことを載せず、此日を待てわがことばの妄ならざる事を驗へ給へと。果してその日蝕するをもて登庸せられ、改曆の事に預る、是寶曆甲戌曆なり。後四十四年にして又改曆有て、曆數の術本朝の隆盛を極めて天度の違なき此時より過る

はあらじ。

諸國曆師及賣曆人左の如し日本國中曆面板行五十種あり

伊勢内宮曆師大板小板壹面宛所持

同 外宮曆師

外官拾四人各小板壹面宛
大板は三面の板名字入替
相用ゆ一統折曆右校合曆
三十卷山田奉行より來不
殘賦曆にて賣曆にては是
なし

佐藤 伊織

飛鳥 帶刀

箕田 主膳

富田 大貳

同 主水

瀨川 舍人

中川 隼人

保利 田山城

山口 右兵衛

村松 左京

中川 圖書

西島 左門

宮崎 左近

中北 外記

箕田 主計

賀茂 杉太夫

河合 龍節

近江守從五位下神人方親

上總介從五位下神方廣

笠原 幸之丞 勝滿

右綴曆一面宛各賦曆

屬訪方板

右校合曆四卷會津留守居持參

會津に限り寫本曆も留守居呼出相渡

南都行曆

三面綴曆にて賦曆

賣曆
菊地 庄左衛門

陰陽師
中 尾 主膳

山 村 左門

藤 木 左門

中 屋 主膳

山 村 左門

小 板 賣曆壹面宛

右五卷校合曆奈其奉行より來外異曆壹通

京都大經師卷曆大板貳面
賣曆六通

同 院經師折曆大板二面
小板壹面賣曆

右校合曆五卷京都町奉行より來

江戶曆問屋拾壹軒

江戶曆問屋共折曆壹面
綴曆大小二面所持名前
入出す賣曆す尤賣出す
事は天文方にて申渡有
之

鶴屋 喜右衛門

吉田 屋源八

村田 屋次郎兵衛

竹内 屋政右衛門

松 屋 半六

鎌 屋 兵吉

大阪 屋喜兵衛

大阪 屋長四郎

(人醫賣及師曆國諸)

伊勢丹生折曆一面校合曆
紀州御坊町より
綴曆一面校合曆
三島 當人出府差出

會津諏訪宮大祝部

同 佐久祝

同 祝

右校合曆都合四拾九卷

右板下寫本曆大經師彫刻摺立差出、役所にて吟味之上進

達し、所々奉行領主え御渡之上、銘々板行出來次第九月

晦日迄校合曆差出、役所にて讀合校合の上、不宜所は爲相

直候上、早々賦曆賣曆被申渡候様奉行へ相達、右曆師共

へ直のケ所書付校合濟之押切書付、下役添簡を以申達す。

薩州に限り頼朝公より遠國の事故曆役差添被下由にて、今

に至て曆役之者曆法傳授請候上にて、彼地にて曆面仕立板

行す。尤領主及び重役の者斗國曆を用ひ、國中一統は伊勢

よりの賦曆を用ゆるよし。

右薩州曆を加へて都合五十種なり。

寫本曆と申は貞享元年以來江戸天文方にて推歩し、年々大小節

氣日蝕月食其外曆法にて考し分相認、京都幸徳井陰陽助方へ遣

し、上中下段吉凶附を加へ、曆面之通に書寫し、江戸へ指下す。

天文方にて改之上又々幸徳井方へ遣、相違無之間大經師へ寫本

曆彫刻を被申付候様申達す。出來之上幸徳井方にて一應校合、

相違も無之候得ば其段申渡、寫本曆摺立、下役迄紙面添封し候

て彼地町奉行所へ差出す。則宿次にて奉行手帖添、御城へ到來

す。御目付衆より差越さるゝ也。

(曆州薩)

(曆本寫)

(場植苗桐)

但賣曆甲戌元曆御用ひの間は、土御門家著述故、寫本曆彫刻の事も土御門家のばかりなりしよし。

澁江長伯御預り藥草植場 二ヶ所

一は福富町一丁目の東に在り。昔は本多肥後守の屋敷なりしが、享保年中類焼の後、御勘定所掛り桐苗植場と成り、文化十四廿年より澁江長伯御預りの御藥草植場とす。一は同所西福寺の前にあり。こは昔福富町一丁目の地なりしが、享保中類焼の後、一旦桐苗植付場と成り、文化十四廿年、前と同じく藥草植場に定められしと云。

桐苗植付場 三ヶ所

(地借拜丞之邦島成)

一は天王町續火除地四百拾坪餘の地也。享和元酉年八月中、御勘定所掛りにて桐苗木を植させらる。一は三好町續火除地四百七拾坪の地なり。享和元酉年桐苗木を植られしに、文政六未年十一月十二日、其内貳百六十坪西丸奥御儒者成島邦之丞の拜借地と成り、殘地貳百拾坪となれり。一は森田町續火除地八百十六坪の地なり。享和元酉年四月より御勘定所掛りにて桐苗木を植させらる。

御用油製所 附砂糖製法所蹟

橋場町東側中程に在り。油方御買上地所ともいふ。又里俗に油

御府内備考卷之十三 淺草之一 澁江長伯御預り藥草植場

桐苗植付場 御用油製所

二五三

(所地りばま手御油)

御手しぼり地所といへり。文政四己年御買上地と成り、こゝにて水油を製せらる。又橋場町書上に同町下町に表間口四拾六間、裏行貳拾貳間の地、寛政元酉年水塚御築立、其後寛政五酉年砂糖製法所と成り、文化三寅年油御手しぼり所と成り、文政二卯年五月より銀座附地所に改られしと見ゆ。是今の錢座の地なり。

錢座

御油製所の北、小名下町に在り。表間口四拾六間、裏行貳拾貳間の構也。文政二卯年より銀座掛にて鑄錢をなさしめらる。

川船番所

橋場渡船場より壹町許南の河岸にあり。通船改の番所なり。元は六兵衛といへる者の町屋敷なりしに、同人享保の頃より小泉政五郎と改名して番士と成、今も子孫政五郎とて是を守れり。近き頃は川船役所よりも一人づゝ出役して、兩人の勤番となれり。

淺草川

附鎌か淵 鐘か淵 乙か淵

(川田原・川戸宮・川大・川荒)

荒川の一名なり。淺草の東邊を流るゝゆへ呼名とす。又大川とも、宮戸川とも、隅田川とも稱す。隅田川の名は古歌に入て當國第一の名所なり。大川といへるはたゞ廣大の通稱なるべし。宮戸川の名は眞土山の聖天宮あるゆへとも、宮戸森稻荷社より起る。

(淵が乙) (淵が鐘)

りしとも、或は宮は元三谷の字にて三谷の地名より移りし稱などいふ説あれど、皆後人の牽強にして正しき考據なし。此川古は入海なりし由は觀音の縁起にも載たり。又國初の頃は此川にて海苔を取しなどもむかしよりいひ傳へたり。此川駒形臺の邊を鎌が淵と呼び、兩國の邊を乙が淵と稱す。共に由來詳ならず。又橋場の邊に鐘が淵といふ所あり、事はその條下に記す。
【百川朝宗】云、荒川川上水元武州秩父郡古大瀧村山中より流出、葛飾郡小梅村迄川路四拾貳里拾六町餘、川幅三拾七間より七百四拾間迄川幅七百四十四間可疑。又同書云、荒川水源秩父郡山入谷々小川落合、同郡竹鼻村邊より荒川と唱、凡川丈四十里にして淺草川へ落る。

(苔海草淺)

【江戸圖説】云、舊名宮戸川、又隅田川とも同じ流なり。源は當國秩父郡大瀧中津川より出で、兒玉郡榛澤郡大里高麗・入間の數郡を経て、足立郡川口千住へ長流して荒川といへり。古へは大川にて此わたり入口にもありしやといふ。此邊に於て海苔を取りしとぞ、今名産とす。又獵師も多く住たると云。既に漁捕を禁ぜられてより漁師の業なりかた、品川・大森村へ移るといふ。其遺意に由て今觀音祭りの日は、かの地より船を出す事恒例とはなりぬ。然るに江戸繁華に従ひ川幅も狭まりしならん、天和三年五月の頃淺草川幅廣かるといへり。又此川名産紫鯉を稱す。隅田川につゞき綾瀨川の邊までも佳とす。又白魚佳物とす。是は釣命に依て尾州名古屋浦より御取寄有て、まかせ

藍染川

【江戸砂子】に、淺草觀音雷神門の前より東の方なる小き溝をいふといへり。【淺草志】云、雷神門より東半町ほど花川戸町北側に、唐獅子屋孫兵衛といふ紺屋の前にある小溝を今以藍染川と云。昔はその日音院の邊に池ありて、その水淺草川へ入りしと。

山谷堀

今戸橋の下より山谷町まで、大川の入堀なり。

新堀

中反圃海禪寺の裏手より東本願寺の西へかゝり、總て南へ流れ、須磨所の北より少しく東へ屈曲し、同所東方にて三味線堀に合す。堀幅凡二間半餘。【江戸圖説】云、上古は此堀なし。鳥越よりの流れ斗三味線堀にして、此所一筋の道なり、明曆後に出來し事とみえたり。此堀なき以前は金藏寺・慶善寺・西福寺・東國寺より今の寺々あり、是慶安の頃の圖にみへたりと。壽松院門前書上に、御建立の時、水吐として堀割有し由云、寛永四年東叡山傳ふとの由、是は恐らく誤りなるべし。今按に下谷大工屋敷と云は、萬治元年、淺草新寺町通り道橋・水吐下水等御普請の時、元御大工頭支配大工棟梁善二郎・傳十郎と云者の掛り成しが、此普請の功に依て同二年、右地所割餘り水溜地を賜ひて町屋敷となせし

(魚白物名)

らるゝ事ありしよしいひ傳ふ。
【事蹟合考】云、兩國川筋を始江戸表の白魚は、神君の御指圖にて尾州名古屋浦の白魚を御取寄せ候てまかせられしとの事也。今にいたりて生成すと云々。春のすゑかた白魚の子をもちたるを多く取り、そのまゝに乾して納め置き、冬に至り汐のさし引する磯端を結び、土砂に堰切て、その中へ汐のさしひきするやうにいたし、浪にとられぬやうにしてその白魚の干したるを其儘浸しわくと、おのづからその孕子ほころび、ぼうぶりの大さになるより、漸々に長じて白魚の形を成したる時、其かこみをとくなり。

駒洗川

【江戸志】に、橋場下の宿を流るゝ小溝を云といへり。
【南茶話】に、鎌倉右大将頼朝、隅田川合戦の時馬を洗れしといふ。覺束なき説なり。

思川

【回國雜記】に、あさぢが原を過ておもひ川にてよめる、うき旅の道にながるゝ思ひ川涙の袖や水のみなかみかくて隅田川の邊に至る云々。此紀行道の次第を推し、恐くは前の駒洗川のごとくにもれもはるれど、古き世の事なれば、今よりいかにいひかたし。

(端堀新) よしなり。恐くは此時彼邊水落の爲として堀割有しならん。今は石神井用水の餘水をも中反圍の邊にて此堀に落せり。此堀は大川より汐さし入て通船の便あり。又此堀出來し後は、堀の兩岸をも新堀端と呼びて小地名と成せり。此堀に數條の橋を架して往來に便す。

石神井用水

豊島郡石神井村より流出せる石神井川を引來れる用水なれば、たゞちに名とせり。用分水は同郡王子村金輪寺畦下にて、石堰を設けて引分てり。二十三ヶ村の組合なり。その用水成し年月等の事は王子村にみへたり。

鏡が池

(池が涙) 【萬葉記】云、梅若丸の母妙龜尼の身を投ぜし池なり。昔は涙が池といひしと。總泉寺大門淺茅が原にあり。

達磨が池

(井の柳)(敷屋抱庵珠真) 【淺草志】云、花川戸大長屋の裏にあり。又達磨が淵とも云、御室院家隱居眞珠庵抱屋敷の庭に入る。長さ廿間斗り、横ひろき處六間斗あり。眞珠庵天明七年丁未、淺草富士下より此所に移轉し、泉石風流を盡せり。柳の井片葉青皆境内に存す。地坪三千五百坪ありと。按に是眞珠庵の抱にあらず、町人甚右衛門が

地所を借地せし屋敷なり。

廻池 附石枕

【鹿子】云、淺草寺の東の方、妙王院の庭にあり。白川院御製

武藏には霞が關やひとつ屋の石の枕や野寺あるてふ按に此歌を引しを見れば、廻は世に傳る石枕を置て旅人を殺せしものとみえたり。彼石枕の事は浮屠氏の方に設けし説とみゆれど、古くよりの傳へにして人のしる處なり。【回國雜記】に淺草といへる所にとまりて庭に残れる草花を見て、

冬の色はまだ淺草のうら枯に秋の露をものこす庭かな

(説傳の枕石) 此里のほとりに石枕といへるふしぎなる石有り、そのゆへを尋ければ、中ころのことにやありけん、なまさふらひ侍り、むすめを一人もち侍りき。容色大かたよの常なりけり。かの父母むすめを遊女にしたて、道行人に出むかひ、かの石のほとりにいざなひて交會のふせいをことし侍りけり。かゝるよりあひ圖のことなれば、おりをはからひてかの父母枕のほとりに立よりて、友れしたりける男のかうべをうちくだきて、衣裳以下の物を取て一生をわくり侍りき。さるほどにかのむすめ、つやつや思ひけるやう、あなあさましやいくばくもなき世の中に、かゝるふしぎのわざをして、父母もろともに惡趣に墮して、永劫沈淪せんこと悲しき、先非にむきては悔ても益なし、これより後

の事様く工夫して、所詮われ父母を出しぬきて見むとれもひ、あるとき道ゆく人ありと告て、男のこゝとくに出たちてかの石にふしけり。いつものごとくに心得て、かしらなうちくだきけり。いそぎものともとらんとしてひきかつぎたるきぬをあけて見れば、人ひとりなり。あやしくれもひてよく見れば我娘なり。心もくれまどひて、あさましともいふばかりなし。夫よりのかち、母すみやかに發心して、度々の惡業をも慙愧懺悔して、今のむすめの菩提をも深くとふらひ侍りけると語傳へけるよし、古老の人申ければ、

つみとりのつくる世もなき石枕さこそばねもきれもひなるらん

待乳山

(山土眞・山打亦) 聖天町聖天宮の立る山をいへり。古は亦打山とも、眞土山とも書しと云。按に駿河國角田川近き所に亦打山あり。【萬葉集】辨基が歌に、亦打山夕越由幾て菴崎の角田河原に獨かもれむと詠ぜしものは是也。當所も隅田川近き山なるゆへ、彼に擬して呼び來れる名なるべし。されどこゝなまつち山と稱せるも古き事にや、【回國雜記】に、當寺の寺號を淺草寺と云、參詣の道すがら名所ともれはかりけるなかに、まつち山といふところにて、時雨でもつひにもみぢぬまつち山落葉を時と木枯ぞ吹いかで我たのめもなかね東路のまつちの山にけふは來ぬらん

(山龍金) 是文明十八年の紀行なれば、はやくよりいひ傳ふる事とみへたり。寛文二年梓行【江戸名所記】云、むかし此山より金龍を掘出しけるゆへ、この所を金龍山といへり。聖天の御社あり、大なる松山なり。いにしへこゝなまつち山といひし、これ武藏の國の名所なり。山の上ののぼりぬれば東の方に淺草川、牛島新田見ゆ。西の方は大道なりと。此頃は猶家居稀にして、風景よき山なりしとみへたり。

日本堤

(手繩丁八) 聖天町木戸際より三之輪町まで、長拾三町餘の堤也。【洞房語圍】云、此堤は元和六年庚申、台命ありて在府の諸侯家々の軀軀を立、前後六十餘日にて成就したりとて、かく日本堤とは名付しと。或云此堤箕輪へつゞきて凡八丁あり、ゆへに世には八丁繩手とも云。此堤六十六日にて築き終りしゆへ日本堤の名ありと。【紫一本】云、日本國の國主城主集りて築給ふ江戸へ水除の爲とて、三谷より此曲輪に至まで先は二道に分れ、二本横たへたる橋に似たれば二本堤といひならせり。此諸説何れが正しなき詳にせず。

淺茅ヶ原

總泉寺の門前を云。【回國雜記】に、あさぢか原といふ所にて、

御府内備考卷之十三 浅草之一 妙龜塚 蛇塚 御廐河岸渡 竹町渡 橋場渡 大川橋

人めさへかれて淋しき夕まくれ浅茅か原の霜を分つゝ

妙龜塚

同所にあり。梅若丸の母の塚なりと云。今妙龜大明神とす。

蛇塚

浅草寺の後田の中にあり。側に皂角一本あり。此邊蛇多きよし【砂子】等にしるせり。

御廐河岸渡

(渡院殊文)

御米藏の北より本所石原へ達する大川の船渡なり。昔此邊に御廐ありしゆへの名なり。又古くは文殊院渡とも稱せり。こはこより西の方なる八幡宮の別當、昔は文殊院と號せしゆへなり。此渡船の事は對岸南本所外手町に住せる與左衛門、その餘壹人組合にて、請負ひて進退すといふ。

竹町渡

(渡平業) (渡の方花)

材木町より本所竹町への船渡なり。此渡は古く始りしにや、【正保改定の武藏國圖】當所と覺しき處、舟渡九十二間と注せり。【江戸志】等の書には花方の渡とあり。その名付しゆへを詳にせず。又業平渡とも書り。こは對岸中の郷に業平塚あるゆへの呼名ならん。此渡船請負は山城屋次右衛門と稱し、本所竹町に住居す。

橋場渡

(渡田隅の古)

橋場より葛西領寺島郷へ達する船渡なり。是古歌に詠ぜし隅田渡なりと云。【正保改定國圖】には舟渡六十八間と注す。

大川橋

(橋東)

【浅草志】云、大川橋は花川戸町より本所中の郷へわたす。長八十四間、幅三間半、行桁二十三、橋杭八十四、掛渡しの發起は花川戸町伊右衛門といふもの也。其子五郎右衛門相續で請負人と定む。五郎右衛門が記したる覺書の略左のごとし。
一 橋新規掛渡し儀初而明和六丑年四月九日、依田豊前守様御番所へ御願申上置候處、同八年八月中御役替に付曲淵甲斐守様御番所へ御願上、追々御糺の上安永三年五月五日、橋新規掛渡し松平右近將監様御差圖にて被仰付、同年十月十七日皆出来、御見分相濟、同日往來渡り初の事。
但大和國老人渡り初杯と申事、一向無之候。
一 大川橋と申御高札被下置候。
但東橋と申義者、世上にて掛渡し迄の間に風説いたし候事。
一 享和二戌年七月二日掛初以來、初て橋中程四十間餘流失致候事。
一 橋長高欄通八拾四間。

(札制)

此橋の上より船の内へつぶて一切打べからず。若相背族あらば可爲曲事者也。
午十月 奉行
定

制札

鳥越橋二

平右衛門町より柳原同朋町へ通る神田川に掛たる橋なり。此橋の事は天王町に詳なり。
藏前通り三味線堀の下流に架せり。此橋の事は天王町に詳なり。

稻荷橋

猿屋町内にて同じ堀に架す。側に稻荷社あるゆへの呼名なり。事は猿屋町に載す。

甚内橋

附永護神社
是も同じ堀に渡せり。鳥越明神前の往來なり。此橋の西南御書院番小出兵庫か屋鋪に、向坂甚内を祀れる社あり、是橋名の起る所也。【耳底記】云、寛文の頃なりし、向坂甚内といへる盜賊

(定規の錢渡橋川大)

大川橋渡錢
一 町人百姓 壹人より貳錢
一 町醫・出家 壹人より貳錢
一 荷持并背負 壹人より貳錢
午十月 奉行
定

御府内備考卷之十三 浅草之一 柳橋 鳥越橋 稻荷橋 甚内橋

一 馬駕籠の者 壹人より貳錢
一 駄賃馬口附 壹人より貳錢
但武士方荷物附候共
右の通取立可申事
午十月

柳橋

平右衛門町より柳原同朋町へ通る神田川に掛たる橋なり。此橋の事は天王町に詳なり。

(事が内甚坂而賊盜)

(場罪刑兩西東)

の長ありしが、かれ世にすぐれたる大力にて、ことに 劍術に
 たん練なりしかば、とらばるゝ事を免かれたり。その後瘡病を
 わづらひて打臥たりしを、幸にからめとられ、この所にて死刑
 にならばる。かれ最期にいひしは、我かくまで免かれしを、
 れもはずも瘡病を煩ひしかば捕れにつけり、我死て後、此病に
 てなやむものあらんに、我を祈らば病たちまち癒へしとちかひ、
 死につきしと。【江戸砂子】云、いかなるものがいひ傳へけむ、
 瘡を煩ふものその由を書て此川に流しねれば則快氣すると。【江
 戸圖説】云、此橋の本に花房善五郎殿即今小出氏の屋敷なりの内に、向坂
 甚内の墓と云あり。五輪のくすれたる石塔を積重れたるあり。
 文字一向分ちがたし。同じ邊に小宮あり、永護靈神といふ額あ
 り。彼甚内を祭る所に僧廓然か記せし【遊歴雜記】云、淺草元鳥
 越明神前より猿屋町へ渡る長四間の板橋を、俗に呼て甚内橋と
 稱す。本名鳥越橋也本名鳥越橋と書しは誤れり、鳥越しかるを甚内
 橋は前に載たる藤通の橋也。橋といふ事は、寛永の中頃より正保年間迄、赤坂に住て幸坂甚
 内と云惡黨あり。其頃は御城下も今の如く廣きことにはあらず
 りしにや、南の方の刑罪場は本材木町五丁目、北の方は淺草元
 鳥越橋の際なりし。其後淺草今戶橋手前東側え引渡、又千住小
 塚原へ引たり。既に太田道灌翁さくら田本城の頃は、今の本町
 三丁目刑罪の場所なりしを以て、祇園牛頭天皇の神輿は年々六
 月五日傳馬町へ渡御するといへども、古來不淨の土地なるによ
 つて、三町目を除て巡行せり。かゝれば今御城下の廣がり、萬

(信迷の治必病瘧)

代不朽の御基爰を以て察すべし。むかし江戸八百八町四里四方
 と云えりしも、今三千町に餘りて凡八九里四方もあらんかし。
 神君の御功、御代々の御武徳、仰ぎても猶餘りあるをや。され
 ば甚内の社は猿屋町の西側片町阿部伊織に隣りて、川端角小出
 兵部部は兵庫の職屋敷にあり。則ち表門の番人へ甚内の宮へ參
 詣する由を斷て門を入、右へ川に添て西の方壹町半斗突あたり
 の隅にあり。此方に稻荷の宮あり。此處川より水を堰入れて池
 あり。此池の彼方の隅に本社を九尺貳間の庫作にして、拜殿を
 是へ作りそえて九尺貳間半に建て、小社といへど美麗なり。神
 燈、手水鉢をはじめ神前の具は、滿願の町家より心々に寄進せ
 りと見ゆ。拜殿の机上には願書がびたゞしく、病者の男女の別
 と年といつ比よりの煩ひと書出し、此病氣平癒なましめ給へと
 祈狀の如くに認め、上書に幸坂様と書しあり、甚内様と認めし
 あり、己がさまん男女の自筆にて願書山のごとし。又神靈と
 覺しき厨子の前には幣帛をたて、左右には矢を脊負し兩大臣を
 すへ、もろくの供物又ねびたゞしく、額には永護靈神といへ
 る四字の整額をかけたなり。いか様にも刑罪に死せし者神の諡號
 も憚りあれば、永護靈神と祭りしは道理かや。されども甚内は
 仕合ものそかし、目出度神さりし諸侯大夫の墳墓さへ願者なき
 に、ましてや惡黨の刑に死しながら、小祠に崇られ、人の尊敬
 を請て靈神といはるゝ事、死後の面目といはん歟。瘡病一道に
 願をかくるに果して平癒し、又瘡にあらずとも、一切の煩ひを

(傳略の内甚坂幸)

瘡病ぞと願書にしたゝめ念するに、必しも治するとかや。願滿
 て後、鳥越橋より魚の干物と酒を河中へ投じ、禮參りする事と
 ぞ。緣日は毎月十二日、例祭は八月十二日なり。是は幸坂甚内
 が刑に死せし命日とぞ。此日屋敷の中は萬燈練ものゝ躍、今様
 の囃子、狂言などありて祭禮と號し、夜はいよく賑はしく、
 近隣の人には見物を許せり。されば此甚内の生長は、甲陽武田
 の長臣幸坂彈正が子にして、幼名を甚太郎と號しけるに、程な
 く勝頼亡び、眞忠の士多くは討死し、又は徳川の御手に屬しけ
 る砌、甚太郎幼稚にて孤子となるを憐み、祖父幸坂對馬甚太郎
 を具して攝州芥川に遁れ閑居せし節、日本回國して宮本武藏は
 行替て對馬が殖生に止宿し、老父の頼みによりて甚太郎を弟子
 とし、其後宮本武州江戸に下向し、神田に玉が池近所に道場を
 構へ劍術の指南専らなり。爰に甚太郎は拾壹歳より隨從して今
 年貳拾壹歳、眞西流の奥儀悉く傳受を得て、宮本武藏が高弟と
 なれり。是によりて活腕を試み度、竊に柳原の土手に出で往來
 を一刀に殺害しけるが、或夜飛脚を殺害し、鋒の留りたるをい
 ぶかしみ、懷中を探れば金五拾兩所持せり。是より惡行面白く、
 辻切して金子を奪ぬ。その頃は鎌倉河岸に風呂屋女と稱するも
 の拾軒ありて、湯女に似て色を賣ぬ。此外江戸に一切賣色の徒
 なし。甚太郎惡行にて奪ひし金銀、みな此處にて遣ひ捨ぬ。此
 事師匠武藏に聞て、破門し勘當しけり。是より諸國遍歴し、
 武州高雄山に詣て、飯綱權現に祈誓して生涯の安危を心願して、

(内甚三本日)

(原吉新)

是より名を甚内と改め、相州平塚宿にしばらく足を止て盜賊の
 首領となり、後又豆州箱根山にかくれて猶強盜の張本となり、
 日本三甚内の壹人なりき。三甚内といふは、一に庄司甚内とい
 ふは同じ盜賊ながら日本を回國し、孝子孝女を探し、堂宮の廢
 たるを起し、劍鎗に一流を極め、忍術に妙を得、力量三十人に
 倍し、日に四拾里を歩し、晝夜ねぶらざるに倦事なし。後に此
 甚内が願ひに依て江戸所々の風呂屋女を辨慶橋筋に一緒に居し
 め、駿府七ヶ町の遊女屋を五ヶ町江戸へ引て、郭を大門通りに
 一構とす。今新吉原五町まの濫觴これなり。二は飛澤甚内と
 いふは同列の盜賊にして、劍術柔道早業に一流を極め、幅拾間
 の荒澤を飛越る事は鳥獸よりも身體軽く、故にみづから飛澤と
 號す。後に大久保彦左衛門忠教が命乞によりて死罪を許され、
 身持を改め、苗字を富澤と替、横目の御用を蒙り、古着屋商賣
 して目出度天壽を果しける。今富澤町といえる是なり。三に幸
 坂甚内は眞西流の奥儀を極め、強勇にして力量あり、水練に達
 し久しく沈み水底を行事魚の如く、又藤身にて一切の刀劍の愁
 ひなかりしと。これらの三人各々一藝に皆妙を得たる惡徒なれ
 ば、その頃三甚内と稱して天下に横行したりける。斯て幸坂甚
 内は盜賊の兇議最しく、箱根山の住居なりがたく、しばらく遠
 國を徘徊し、その後東武に下り赤坂に閑居し、街辻切の際には
 博奕を業として惡徒集り、その上劍術の達人なれば門弟多く、
 元より強力なれば近隣一同に持懼せるが、次第に惡行重るによ

つて此よし具に注意ありければ、其頃の御先手役青山主膳千五百石門内の組與力同心召捕に向し處、同心兩人とも深手を負ひ、與力も辛目に遇て捕損し逃歸れり。これによつて青山主膳は直に召捕に向はんとすれ共、叛逆謀叛人の外は奉行自身に向ふ例なく、重て召捕の手段を工夫し、四五日見合せける内、甚内瘧をふるひ相煩ひ、病氣に勞たるを見込終に召捕、牢舎の間に快氣しければ頓で伺の上、淺草元鳥越橋の際にゐて死罪に行はる。しかるに藤身なれば容易の刀劔にては身に立ざるによつて、甚内が所持の鎗を取寄て瘧に行はれしとなむ。今も引廻し者の先へ拔身の鎗本かたけたる内、壹筋の鎗は幸坂が所持にして、甚内を瘧の刑に用ひし鎗なりといひ傳ふ。されば甚内最期に言て曰、我瘧病にあらずば何ぞ召捕れん、我ながく魂魄を留、瘧に惱む人もし我を念せば平癒なましめんといひながら、鎗に貫かれて死せり。故に瘧の願をかくる事とぞ。

今戸橋

今戸町と五町との間に、山谷堀に架せり。事は今戸町に辨す。

新鳥越橋

新鳥越町内にて山谷堀に掛渡せり。事は同町に出す。

堀田原 附 大的場馬場騎射場

黒船町の西裏より富坂町代地の西北まで續きて廣き原なり。當所は昔堀田相模守の屋敷なりしが、享保十七年三月廿八日、類焼の後上り地となり、按に相模守邸家に同氏出羽守の屋敷在て、同時に上越町・猿屋町三好町黒船町等の代地及武家屋敷大編組屋敷に賜ひ、その餘は御米藏の火除地と定められしが、文化十四年、西南の方を割て小石川富坂町代地になし給ふと云。よつて此邊の町及武家屋敷御米藏の火除原なりしを、其後大的場にゆるされ、寛政四年、柳原新し橋外なる馬場を廢してこゝに移され、又騎射場をも造りて弓馬を講する處となれり。此原近邊十三ヶ町の預りにして、年番を立て是を守れり。文政八年十月淺草邊地誌取調の時、年番黒船町名主黒右衛門が書上に、此始末間數等迄悉く載たり、其全文を左に録す。

堀田原

大的場馬場

但最寄拾三ヶ町 御預りに御座候

(上書門衛右黒主名)

一 御城より寅卯の方に當り、差渡凡貳拾六町程隔り申候。
一 右は元旅籠町貳丁目裏通にて、當時小石川富坂町代地え相渡り候地所、已前大的場有之候儀は、往古堀田相模守様御屋敷の由に御座候處、享保十七年三月中、類焼後御上り屋敷に相成、御藏火除に被仰付候場所、奥行四拾四間、同北の方裏間口三拾間の處、其後年月不相知大的場御取立に相成、元旅籠町壹丁目・同町貳丁目・福富町貳丁目右三ヶ町へ御預けに相成候處、去る文政元寅年二月中、右的場の儀は御取拂に相成、小石川富坂町代地に被下置候。當時右町屋

に相成居候儀に御座候。

一 右的場續富町脇馬場の儀、往古は前書同様堀田相模守様御上り屋敷跡、享保十七年三月中、類焼後御藏火除に被仰付候。明地奥行五拾六間、南の方間口貳拾七間有之、東西北三方共柱木垣にて御座候。場所元旅籠町壹丁目・貳丁目・福富町貳丁目右三ヶ所へ御預けに相成居候處、其後寛政四子年中の由、柳原新橋外馬場御引地の由にて、右御預り明地の場所へ御取立に相成候儀に御座候。然る處前書申上候元旅籠町裏的場御取拂跡、小石川富坂町代地え相渡候節、右馬場の義は間口縮り幅六間、長さ九拾四間、當時有形の通に御座候。

一 黒船町裏通りにて高麗屋敷新旅籠町代地續に有之候的場の儀、前書同様御火除に相成候。場所西の方三拾三間餘、東の方拾九間餘、南北え七拾間餘有之候。明地黒船町・新旅籠町代地右二ヶ町へ御預けに相成候處、寛政四子年の由前書申上候柳原的場御引地の由にて、右御預り明地の場所へ御取立に相成候に付、其後左の拾三ヶ町へ御預けに相成、前書馬場・大的場異變等有之候節は一同申合取斗候儀に御座候。

(領田峽)

一 右馬場的場當時有之候地所、往古武州豊島郡峽田領の由にて、村名相分り不申候。御預り町々左の通

(名町の預領原田堀)

新旅籠町代地
猿屋町代地
元鳥越町新地
三好町
大護院門前
小石川富坂町代地
福富町貳丁目
高麗屋敷
天王町上ヶ地
黒船町
正覺寺門前
元旅籠町壹丁目
同町貳丁目

右の通取調此段申上候以上

文政八十四年十月 名主 黒右衛門
大的場。黒船町の西にて同町の方を矢落とす。御目上以上小普請の者の定日稽古を始め、その餘隨意射術の稽古をゆるさる。馬場。大的場より小路を隔て西にあり、南北の馬場なり。是も隨意に調馬をなましめらる。又馬場の西邊にさくりを設けて騎射場とす。此騎射のみは小笠原平兵衛弟子の餘は禁せられ

淺草寺馬場

しなり。

(場馬か正僧)

淺草寺の後にあり。里俗僧正が馬場と呼ぶ。【白石紳書】云、昔は淺草寺の僧徒武藝を習ひ、馬にのりし故馬場もあるなり。御成御門晝夜御斷すみにて出入自由にて、御軍法のある事なりしが、憲廟の御代東叡山の末寺となりて、山より寺を持つこととなり、むかしの故實をしれる人もなしと。

【淺草志】云、奥山の北園の外にあり。東は北馬道町より入る木戸際より、西は奥山園外にある石地蔵を限とす。東西長百貳拾間、横は末にて八間餘、西の末にて四間餘あり。元祿六年の圖には園外に道ありて、道と馬場との間に溝あり。馬場長五拾五間四尺、横東の末にて六間三尺、西の末にて六間としるせり。此馬場を守るもの、森田氏勘右衛門と云て西の末に住す。夜毎に宵夜半、曉と三度づゝ巡見すと。【淺草寺雜簿】云、寶曆四年四月廿一日、觀音堂後馬場之儀古來如何様之譯にて馬場に成來候哉、今日中書付相認差出可申旨町奉行所より御尋之由、禪屋藤左衛門方より北馬道町名主五郎左衛門方迄申來候旨、尤妙徳院修善院裏通り馬場有之儀も尋來候由、是は地借之者共借地の内勝手にて而致馬場置候之由申立相濟候得共、觀音堂裏馬場之儀は體成書留も無之候間、如何書出可申哉と菊池助左衛門方へ五郎左衛門伺出候に付相伺候由、助左衛門申出候間、當寺之儀は古來よ

水稽古小屋場

り御祈禱所之大伽藍靈場に候處、度々火災有之、別て寛永年中御建立以後間も無之類焼致し、其節又々御再建被仰付候。其砌より當山四方に火除之空地を拵候處、其後無據儀にて町屋に成候所有之候得共、今以南に廣小路、西に火除之田畑、北に馬場之空地今以有之候。右北之空地往還故近邊屋敷方又は借馬之者ども馬を乘來、依之自然に世上より馬場と唱來候。此方より根元馬場取立置候儀にては無之、右之通火除之明地に候由申傳候趣書出候様に助左衛門申渡し云々。是等にては白石がいへることく、當今故實を失ひて附會の説多き事推て知るべし。

(覽上練水)

毎年土用前より八月中旬まで、諏訪町河岸に十二ヶ所並び造れり。【正保日記】に、四年六月九日、隅田川へ御船にて渡御、淺草川端に假屋掛り、近習外様御歩行衆まで段々水練 上覽あり。同月廿五日、隅田川へ御船にて 渡御、御扨從の人々水練を被仰付、加賀守を召て歩行者には水練達者希に見ゆ、歩行頭共に申渡し、向後毎年川端に小屋を掛て、非番之者は毎日遊ぶ稽古可仕旨申渡せとの 上意なり。自是御歩行の面々水練に精を入と云々。是水泳小屋稽古の初なるべし。昔の事は詳ならず。寛政年中より毎日御徒頭一人づゝ小屋に出座して見分せり。

千住街道

(道古のへ州奥)

淺草橋より藏前通り、山之宿、新島越橋、小塚原を過て千住大橋へ出るの往來なり。是奥州、常州日光等への街道なり。大橋の成しは文祿三年なれば、其後に定まりし道ならむ。古くは山之宿より橋場へかゝり、隅田川の渡を越て奥州筋へ往來せしといへり。又此筋より上野の方へも通行せし事と見ゆ。現に當國橋樹郡鶴見村百姓九左衛門所藏、天正十年遠山直景が出せし傳馬の文書に、江戸淺草葛西新宿、但是は白井迄と載たり。

石濱城蹟

(寺泉總場橋)

橋場總泉寺境内は城跡なりといひ傳ふ。石濱は橋場の古名なり。此城の始りし年歴を詳にせず。【天正本太平記】文和元年閏二月武藏野合戦の條に、石濱入道といへる人此所に居しとも載たり。此頃既に城形の設け在しにや。又【鎌倉大草紙】云、總州の合戦に馬加陸奥守・原越後守・野州常縁に度々打負ければ、千葉介實胤を取立本領を安堵させんと、市川の城に楯籠て大勢あるよし聞へければ、公方成氏より南圖書助・染田出羽守其外大勢指つかはし、數度合戦して康正二年正月十九日、終に城を責落し、實胤は武州石濱へ落ゆき、自胤は武州赤塚へ移ると云々。又【關東古戦録】に、千葉次郎胤守と申は武藏國豊島郡石濱の城主次郎胤利の子なり。千葉介常胤十四世五郎宣胤、享徳四年八月十二日、十二歳にて早世し、家中は面々據を失ふ所に、此ついでに乗て、五代以前の千葉大助満胤が庶子陸奥守康胤、總州馬加城にあり

(葉千の濱石)

しが異母弟次郎惟胤と家督をあらそひ、當家譜代の郎等二方に分れて既に一戦にまよひ、康胤打勝て終に總領を保てり。これによつて宿老圓城寺左馬助惟胤を偶ひ、本國を離散して武州江戸の城におもむき、太田道灌にしかん、のよしを告て庇陰をたのみければ、道灌かれが高家にして微力せるをあはれみ、石濱の岩を授て是を守らしめ、連に總州の地を略して本居せしむべき造意なり。

今按に【千葉系圖】に云、千葉介兼胤の子季胤初實胤中務大輔自胤なり。守胤は實胤の子なり。その子次郎惟胤、その子次郎正胤、天正元年古河の城に於て討死す。是を石濱の千葉と云云。是を以て前の兩説に合せ考るに、實胤、惟胤何れが正しきを知らず。又事がらも大にことなるに似たり。惟胤といへる人は此系圖によればはるかに後の人と見ゆ。されどこの系圖も亦うたがひなきにあらず。【梅花無盡藏】のうち便面の詩の題下の注に云、八景或需贊献千葉。蓋上總下總千葉所管也。今寓武州。有與上下總之千葉矛盾。一門分爲二。灌公收在武者。寓武之千葉惟種也。武州淺草石濱城主と云々。是萬里和尙の集なり。此人道灌のまねぎにより武州に來りぬれば、則目撃する所なり。是によれば【古戦録】に惟胤と云、據あるに似たり。

その後年を経て道灌卒、息男源六郎資康上州へ奔り、山内上杉顯定に屬しける故、惟胤總州還住の宿意もとげがたく身まかり

(城舊の氏葉千)

(塚葉千) ければ、遺骸を石濱禪林寺に葬る、今以て古塚を千葉塚と號すといへり。その子次郎胤利しばらく上杉朝興につかへけるが、是も又南方の爲にわはれて江戸の城を退去ありしほどに、胤利氏康の團下に從ひ石濱近邊の所領を安堵し、いまの胤宗討死し、令嗣なかりし儘氏政哀惜甚しく、北條常陸介氏繁の三男を彼が幼少の女子二人ありしにめやはせ、千葉次郎胤村と名のらせ、遺跡相續なましめられしが、幾ほどなく先婦ともに失亡して、終に斷絶したりけると云々。

今按に是等の説、すべて系圖に載るところとも大にこと也。

又【廢城考】を見るに石濱の城主千葉次郎、天正二年五月十一日討死すと、是もいかなる據にやしらす。いづれ天正の頃までは此城も存在せしも推て知るべし。以上改撰江戸志

【小田原記】天正元年關宿城降參の條に、千葉次郎幼少なればとて、興力の侍并石濱の城を木内上野に預らる。上野討死の後はず息木内宮内少輔支配ありと見ゆ。

錢座蹟

(法鑑寶通永寛) 橋場神明社より東北の方なる田間にあり。廣一町半許の地にして、今も銅氣残りて耕種する事を得ず。【古今泉貨鑑】云、寛永十三年丙子五月、武州淺草橋場に於て寛永通寶錢を鑄る。宇野宗明云、此錢面文替り凡十種あり。背文穿の上一星あり、穿の下三の字或は穿の上下十三の二字あるものあり、按に此錢經り

八分、重さ一錢少しき大小輕重あり、製作頗る元和錢に類せり。寛永錢は寛永十三年に始て鑄しより、猶今の世に至るまでこれを用ゆ。故に其種類甚多く背文亦品々替りあり、妹尾柳齋蒙齋宇野宗明等これを委しく記すといへども、其年代鑄たる場所等知れざるもの猶多しと。又【江戸志】に【明曆記】を引て明曆二年、淺草に新錢座を命ぜらるといへり。こは一旦廢せられて此時再び命ぜられしにや、未だその詳なる説なきかず。

銅吹座蹟

(所役座銀町訪詠草淺) 其始りし年月を詳にせず。【文露叢】といふ記に、正徳四年五月十三日、淺草諏訪町銅吹座にて、銀鏝し吹改仰付らると見へたり。是を吹し商人は江戸大坂久左衛門・花田七兵衛・京九金屋次郎兵衛谷長左衛門なりと云。按に今諏訪町の内御醫師吉田梅庵拜領屋敷三百三拾坪餘、赤松保庵拜領屋敷三百二十九坪餘は、昔銀座役所なりしも、正徳六申年正月十八日、類焼の後廢せられて町に預られしを、享保二酉年此二人に賜ひしと云。銅吹座と稱せしは恐くは此銀座役所の事なるべし。今も橋場の錢座は銀座の掛りなれば、銅吹の事も彼役所にて兼帶せしなるべし。

刑罪場跡二ヶ所

甚内橋より東の方、河岸通り半町許の所なり。【江戸志】云、鳥越明神の傍は御入國後の刑罪場なり。夫より前は本町四丁目の

邊なりしと云。「事蹟合考」云、御入國以前までは本町四丁目橋場にて有之と云。由依て山王明神の兩祭禮ともに神輿并練物等迄渡りたる也といふ。【名跡志】云、或書に昔の刑罪場は南の方は本材木町五丁目、北の方は淺草元鳥越橋の際なり。其後淺草今戸橋手前へ引け、後又千住小塚原へ引たりと。慶安二年九月廿一日、由井正雪徒黨の者罪科極り、淺草に於てはり附六人、その餘刎首といへり。是は此處にて刑せられし成べしと【江戸志】にいへり。

刑罪場蹟

(寺方西) 新鳥越町一丁目西方寺の向、日本堤上り口、八間斗の明地をいふ。【江戸志】に【事蹟合考】を引て云、「普通通の事蹟合考」此所に刑罪場あり、かの淺草旅籠町より按に前に出す鳥越。此所に移されしなり。此西方寺の門前すこしき所明地にて、十間ばかりの長さ、幅は貳間斗もあらん所にうつされたり。此時道哲といふ淨土宗の道心者、かの罪人佛果得達のために晝夜念佛してありしが、滅後この寺に葬れり。されば土手の道哲と唱へたりと。

黒船番屋跡

(庄濱石領田峽) 諏訪町の内字松次郎屋敷と稱する處にて、百廿坪の地なり。又同續き今御本丸表坊主幸田利三が拜領屋敷百廿坪も、黒船番屋敷跡なりといへり。黒船町の傳へに、往古此邊武州豊島郡峽田領石濱庄と唱へし時、阿蘭陀黒船來り、其後正保四丁亥年にも黒船町と唱へしといへり。いかなる故にてか、る番屋を建られし

(所の宿旅長船船黒) や詳にせず。【江戸集覽】云、慶長年中、黒船船頭の長御目見被仰付御提書を賜はる、外國の通信をゆるさるその節旅宿の所なりと。

御廐跡

御米藏構の内北に寄たる處を云、その始りし年月を詳にせず。【正保の江戸繪圖】にはこゝに御廐と記し、【延寶八年の江戸圖】にも猶しか載す。或書に承應二年二月廿一日、淺草御廐奉行御書院番森勘兵衛、御花畑番千保本誤又七郎を仰付らると見ゆ。又【山谷荒波馬頭觀音緣記】に、寛文三年、嚴有院殿日光 御社參の時、召せ給ひし荒波と名付し名馬御愛淺からざりしかば、御歸城の後淺草御廐石井孫左衛門へ預けられしに、落命の時台命に依て爰に埋みて觀音にいはいしと云。此孫左衛門は當廐の司なりしならむ。

三十三間堂跡

(前堂) 淺草坂本町及新寺町龍光寺の邊、なべて堂地なりしと云。よりて今もその地を里俗堂前と稱せり。按に射衛の達人吉田出羽守重政六代の孫榮助重信、【武藝小傳】には印西派の祖吉田源八郎一水の子と載たり。壯年なりし頃、寛永二十年四月廿二日、此三十三間堂落成し、台命を蒙り射始の式を執行すといへり。其後元祿十一年類焼せし時、堂地御用として召上られ、代地を今の深川八幡邊にて賜ひしとなり。此

堂の事は享保十年、堂守久右衛門より町奉行へ出せし由來書に詳なれば、其全文を深川三十三間堂の條に載す、合せ見るべし。

砂利取場跡

(堀利砂) 田町一丁目の内西側凡百間許の處を、今も里俗砂利場と呼べり。萬治三年、御天守御普請の時より砂利取場御用地となりしも、寶永元年、再び町並家作地となしかへされしと云。事は田町の條に記す。

一里塚跡

(小出信濃守屋敷) 山之宿町北側、小出信濃守の下屋敷の内にありと云。是何れよりの壹里に當れるや詳にせず。かゝみ遠清曰、聖天町小出伊勢守下屋鋪内に壹里塚あり、その上に法然上人の書し古碑を建、上に梵字を書し、下に阿彌陀の六字名號、裏面に嘉曆二年三月二十とありしと。按に法然は建曆二年の遷化なり。嘉曆より古き事百年に餘れり。法然の書といへるは謬ならん。又一里塚にかくの如きの碑を建しを未だきかず。恐らくは皆後人の妄説なるべし。

馬場跡 附南部馬市

(内敷) 里俗敷の内といふ所なり。【武藏名所圖會】云、馬市敷の内といへる所にあり。毎歲十二月なかばの頃、南部駒三歳だちなるを

爰に出して賣買すと。【淺草志】云、北谷妙徳院の境内をいふ。昔は馬場あり、今は悉く長屋となる。寛文の頃より平石利左衛門前田善次春山五郎兵衛と云三人の馬喰住せり、其頃より南部馬宿を勤めしよし、地守正三郎が舊記に見へたり。

屋鋪地名并里俗小名

(宿馬部南) 元鳥越。鳥越明神邊の惣名なり。正保二年、鳥越の地を過半淺草山谷續へ移されしより、當所を元鳥越と稱し、移されし方を新鳥越と呼べり。されど武家屋敷の書上には、元字を省きて鳥越とのみ書しもあり。

元鳥越新屋鋪。

元鳥越八軒屋鋪。伊丹氏門前より松浦伊勢守屋敷の邊を云。

新堀端。新堀の兩岸を通じて地名とす。

三筋町。鳥越明神の北の方なり。輿力同心の大繩組屋敷三區、

豎長に並びあるゆへ此名あり。又近き邊の武家屋敷地も、昔より此名を襲ひて書來れるものあり。

袋町。鳥越袋町とも記す。三筋町の北の方、東西に通ぜる往來より北に入る死路あり、其邊の小名なり。

淺草大護院上地。

淺草三十三間堂跡。里俗堂前と唱ふ。

堀田出羽守上地。武家屋敷の書上に、堀田豊前守上地と書しもあり。こは豊前守は出羽守の家筋なれば、後の名を記せしなる

御府内備考卷之十四

淺草之二

平右衛門町

(原田堀) べし。新堀東の御徒組及び其邊を通して云、又堀田原とのみも稱せり。新寺町。附七軒寺町八軒寺町北寺町田中寺町

【江戸圖説】云、淺草下谷の大通りを隔て、南は三味線堀近き邊、又阿部川町邊迄、北は清水寺うしろ、海禪寺邊をかけて一圓に新寺町と呼べり。其内等覺寺新光明寺横町を七軒寺町といひ、又成就院横町を田中寺町と云、又門跡向は八軒寺町、門跡後は北寺町といへりと。此寺町の内某門前と稱せるもの多し、こは全く門前町の通稱なれば町の條に合せ出す。小反圓。伊丹氏と西町との間の小路を云。此邊二十年前までは殊に往來少にして、草生茂りて原のごとく成し故、里俗小反圓と呼びし名の残りしならむと云。

(屋長玉)

濱長屋。西福寺の北をいふ。挑灯長屋。或は玉長屋とも云、小揚組屋敷邊の通稱なり。

以上丙戌編次

(采由名町)

- 一 右平右衛門町名主の元祖平右衛門儀は、右町草創人に有之往古遠州濱松に住居の由、天正十八寅年中
- 權現様御入國の節御供仕御當地に罷下り、當所に住居仕、元和二丙辰年月日不相知、淺草寺へ 御成の節御前へ罷出候處、此所町屋に取立可申旨蒙 上意、町名の儀は平右衛門住居の地に候間、平右衛門町と付可申旨拜領被仰付候由、其時より名主役相勤來、代々相續仕候旨古來より申傳御座候。尤當時住居罷在地所の儀は、沽券無之草創地に御座候。但諸書留等有之候得共、寛政九巳年土藏修覆仕候に付、支配神田久右衛門町藏地家主勘兵衛土藏え預け置候處、同年十一月廿二日、同所佐久間町三丁目より出火の節、右勘兵衛土藏類焼仕、諸書物等不殘燒失仕候に付、巨細の儀は相分不申、古來よりの中傳のみ申上候。
- 一 右平右衛門町の儀は、往古武州豊島郡峽田領鳥越村の内に右平右衛門町の内、往古より淺草御門より西の方を上平右

(村越島領田峽)

右平右衛門町の儀は、往古より淺草御門より西の方を上平右

御府内備考卷之十三 終

(川田・岸河切石)

(仙壽本山)

衛門町、同斷東の方を下平右衛門町と里俗に唱候。但右上平右衛門町の方里俗石切河岸、下平右衛門町の方同斷神田川と唱來り候。

一 下平右衛門町の儀は享保三戌年十二月十一日、上野より出火にて類焼、同月御用地に被召上、同四亥年四月廿二日、松平市正様御上り屋敷の内にて跡退り御代地被下置候。元和二年より右亥年迄九拾九年目に引地に相成申候。

一 上下平右衛門町河岸通類焼後、明地場所藏地并商番屋有之候地所、往古右町の元地に有之候處、下平右衛門町は享保三戌年類焼仕、上平右衛門町は類焼不仕候得共、右兩町共御用地に被召上、町屋跡退りに被仰付、右跡地所河岸通町屋買上、沽券地新規町屋に被仰付度旨、天明五巳年正月十四日、町御奉行曲淵甲斐守様御番所へ町人共一同奉願候處、追々御糺の上、願の通同六午年正月十五日被仰付、同月十九日地所御割渡有之、當時河岸通新規町屋に御座候。

一 上平右衛門町惣間敷南側四拾間三尺、北側四拾八間九寸七分。下平右衛門町惣間敷南側七拾八間四尺九寸三分、同側の内横間口拾壹間壹ヶ所、北側 七拾貳間四尺三寸。

一 内山本壽仙拜領地、間口四間五尺壹ヶ所。同側の内横間口貳拾九間四尺 壹ヶ所。
町醫師 山本壽仙 拜領地

(橋柳)

(橋の口出)

右下平右衛門町の内町醫山本壽仙拜領地、間口田舎間四間五尺五寸、奥行貳拾貳間壹尺八寸、此坪百九坪六合四勺、右拜領地の儀は先壽仙伯母ふさ夫倉橋喜兵衛儀、權現様御代御賄頭相勤候處、御勘定不足仕候に付逼塞被仰付、御役名不知久世大和守様御差圖を以、同斷矢部四郎兵衛様被仰渡候は、淺草平右衛門町に町人作兵衛上ヶ地に住居仕候様被仰渡、寛永十七年より右屋敷に罷在、同十八巳年十一月中、右喜兵衛儀病死仕候已後、同人妻ふさ儀寛永二十未年、御本丸え御奉公に被召出、其後ふさ儀弟山本藤右衛門と申者一所に住居仕候。夫より甥山本壽仙と申ものえ右屋敷譲り渡、壽仙倅より壽仙迄四代所持仕候。公役町並相勤罷在候。尤御用等相勤候儀無御座候。

一 柳橋 右下平右衛門町より下柳原同朋町え懸渡候柳橋の儀、元祿十一寅年十一月二日、中の御番所松平伊豆守様町方御勤役の節、町年寄榎屋藤右衛門を以被仰付、同年十一月十八日より始て普請に取掛り、同十二月廿六日出來仕候。尤其節は川口出口の橋と唱候。
橋長拾五間、外に袖間壹間づ、幅三間、橋臺共四間也。其後正徳三巳年十二月廿二日類焼仕候。是迄年數十六ヶ年、享保元申年十一月六日より普請懸直し仕候。尤此間三ヶ年假橋之由。

(場揚物町并福)

(場揚物島丈八)

一 河岸物揚場 橋長拾四間、幅貳間に相成、其後度々修覆掛直し等有之候。尤長幅の儀は當時懸渡有之長幅共右の通に御座候。但元祿十一寅年より當酉年迄百二拾八ヶ年に相成申候。何頃より柳橋と唱候哉相知不申候。

一 河岸物揚場 右上平右衛門町物揚場の儀は、南側河岸西の方地はづれに幅四間餘有之、同河岸に福井町物揚場貳ヶ所所有之、町屋中程に幅五間壹尺、元物揚場の由東の方五間、新揚場の由に申傳候。如何の儀にて平右衛門町の内福井町揚場有之候哉、巨細の儀は相知不申候。

一 河岸會所地并上納地 右下平右衛門町大川通河岸會所地并續當時上納地の儀は、天明三卯年十二月五日、牧野大隅守様曲淵甲斐守様町方御勤役の節、右河岸幅五間三尺長拾七間三尺の處、八丈島物揚場に相成候處、其後天明七未年正月八日、上野波明院様御靈屋御建繼御普請御石揚場に相成候に付、八丈島物揚場は御取拂に相成申候。其節町御奉行曲淵甲斐守様山村信濃守様御勤役の節被仰渡候。尤御用相濟候上、先規の通相用候様被仰渡候。
但上野 御靈屋御普請の節は、先年より度々御石揚場に相成候得共、古書物焼失仕候に付相分不申候。

(札高御の岸河)

一 下平右衛門町南の方河岸、東の方同當時新町屋に有之候地所、先年明地の節、貳ヶ所の御高札左の通、
東の方御高札 江戸中ちりあくた捨舟、深川越中島後捨場え遣し捨へし、若途中にて捨るにわいては曲事たるべき也。
戊七月 南の方御高札 定

一 此明地の内へ火事の節、武家町人によらず諸道具一切持出し申まじく候。若左様の儀有之候は、其支配より追拂可申事。
一 常々明地の内へ晝夜共に入あつまるまじく候。若左様の儀有之候は、是又其支配所より追拂可申事。
右の趣急度可相守、若於相背者可爲曲事者也。
月 日 右東の方に有之候御高札、天和二戌年中の由、町御奉行所より御渡被遊候由申傳候儀にて、何の御番所より御渡に相成候哉相知不申候處、右地所天明六午年正月中新規町屋に被仰付候に付、御高札御建替被下度同年四月晦日、曲淵甲斐守様町方御勤役の節奉願候處、追御糺の上、當時の場所下柳原同朋町河岸え御建替に相成候旨、同年十一月廿六日被仰渡候。南の方河岸に有之候御高札の儀は、右河岸明地已前下平右衛門町元地に有之候處、享保三戌年十二月中類焼後、松平市正様御屋敷跡にて跡退り代地に被 仰付候に付、右平右

(戸井水上川千)

一 衛門町舊地に相成候節享保五子年七月中、大岡越前守榑町方御勤役の砌、初て御高札御建被遊町内へ御預け相成候。其後河岸通不殘新規町屋に相成候に付、御高札返上仕度旨同年四月、曲淵甲斐守様御番所へ奉願候處、先年御建被置候御懸り御番所へ此後申上候様被御渡候に付、南御番所山村信濃守様へ申上候處、願の通奉返上候。先年有之候千川上水井戸、上平右衛門町河岸新規町屋の方に壹ヶ所、下平右衛門町河岸同方に貳ヶ所所有之候處天明七年四月中、御差止に相成候節埋立に相成申候。篠塚稻荷社。別當篠塚山宗林寺玉藏院。以上乙酉書上

第六天神門前

(町田森) (宮神天六第)

一 右町第六天神宮と申社有之、右門前拜領町屋の儀は、東西拾七間壹尺七寸、南北貳拾貳間有之候て、古來は同所森田町に有之候處、享保四亥年正月十三日、松平對馬守様にて右社地御用に被 召上、同年四月九日、松平市正様御上地内にて元坪の通代地被下候由申傳候。當時は鑄木甲斐と申神主今以拜領仕候。且又最初拜領の年月草分ヶ門前にて相知不申候。町内地先河岸通町屋の儀は、享保三戌年中類焼致し御取拂に相成候處、其後追々奉願番屋等相建置候處、右地所町内

(跡鋪屋郎次千平松)

一 右地所の儀は一圓先年松平千次郎様御屋敷に有之候處、享保十巳年十月中右御屋敷上ヶ地に相成、跡明地の儀は其節隣町平右衛門町名主平右衛門茅町壹丁目名主彌兵衛同町貳丁目名主利左衛門三人え地所見守被 仰付、翌午年三月中、大岡越前守様御勤役の節右地所町屋に被 仰付、追々地所借地御願申上候者有之、同年六月中請買上納地町屋に相成、其砌より平右衛門彌兵衛利左衛門え支配附被 仰付、三人にて月番相立御用相勤罷在候處、右請買人共上納金不納の者も有之、同十五戌年九月廿七日、大岡越前守様御内寄合にて請買御取放しの上、以來借地の者共より地代直々名主三人方え取立上納可仕旨被 仰付候依之前書請買

福井町一丁目二丁目三丁目

一 第六天神社。神主鑄木甲斐。一 河岸場。七間三尺。以上乙酉書上

(町杏銀・町岡九) (所場西・北・中)

一 人共不納の分は借地の者共引請、地守役被 仰付、其後追々右地守共入用を以地形等仕、家作建坪の分斗銘々地代上納仕、右名主三人方え取立、町年寄奈其屋市右衛門方え月々相納申候。則右爲役料地前書地所の内名主三人え間口田舎間拾五間、裏行貳拾間無上納にて役料地に拜借被 仰付、難有代々拜借仕罷在候。右地所町銘無之、中場所北場所西場所と唱來候處、追々繁昌仕、町銘無之候に付同十五戌年十一月、町年寄奈其屋市右衛門方え相伺、丸岡町、銀杏町、福井町と申立候處、福井町と町銘御付被下候。依之前書中場所と唱候方は壹丁目、北場所は二丁目、西場所は三丁目と振分け、壹丁目は彌兵衛支配、貳丁目は利左衛門支配、三丁目は平右衛門支配と相分け、御用向相勤來り候。但右町々一圓當時御上納地に御座候。町内東西え六拾八間程、南北え百四拾九間程。但福井町の儀は袋町にて壹丁目の内、間口東西南北と入組有之、奥行不同に御座候。貳丁目は北側片側町に御座候。三丁目は西側片側町に御座候。一 河岸物揚場。二ヶ所。一 壹丁目持幅五間、但飛地にて同所茅町壹丁目廣場續に有之候。此處當町番屋御座候。一 三丁目持幅五間壹尺、但飛地にて同所上平右衛門町中程に有之候。

(地領拜衛兵利子孝)

一 孝行長屋。右町内三丁目の内、當時新兵衛家主役致し罷在候。間口八間半裏行貳拾壹間半有之、地面孝行長屋と唱來候。但右は先年小揚利兵衛と申者孝心に付、爲褒美前書の地所拜領致候由。其後いつ頃に候哉右地所替地に相成、淺草猿屋町代地邊え被下置候由申傳ふのみにて書留等無之年月相知不申候。銀杏八幡社。別當修驗 覺吽院。以上乙酉書上

茅町一丁目

一 右町は往古武州豐島郡鳥越村茅原の里と唱候由申傳、其後何頃に候哉茅町と町名相附申候。一 町内東西四拾五間、南北五拾貳間程。一 町内西側南向の方片側町、同東側南の方折廻し片側町。一 同町川岸通地所先年町内町屋に御座候處、享保三戌年十二月中類焼仕、爲御用地被 召上、町屋中程より川岸の方切地に被 仰付、明地に相成候處、享保五子正月中、大岡越前守様町方御勤役の節、右明地藏地に御願申上、同二月中願の通り被 仰付、其後天明五巳年正月十四日、町御奉行曲淵甲斐守様御番所へ右地所新規町家に御願申上候得ば、天明六年正月十五日、願の通被 仰付、同十九日御地渡有之、

(里の原茅村越鳥)

(場置石用御)

買上々新規沽券地に被 仰付、當時右町屋に有之候。

御用石置場

右町内の内凡四百八拾坪程有之、廣小路の儀は先年町内町家に御座候處、享保三戌年十二月中類焼仕、爲御用地被召上明地に相成、町内え御預け被 仰付、其後右廣小路の内百八拾坪文政六年未年十二月廿四日、小普請方石方棟梁三津木昌作え御用石置場拜借地に相成候。

河岸物揚場 長拾三間、幅五間程有之候。

右の内長六間、幅五間は文政六未年十二月廿四日、小普請方石方棟梁三津木昌作物揚場に相渡り候。當時町内持場所は長七間、幅五間御座候。

河岸高札

右は町内西の方に有之、御高札貞享四卯年三月初て相建候由申傳有之、其後度々御建替有之候。町内え御預けに相成候。御文言左の通り。

定

此御堀にて船より荷物揚る時、船を岸際につけ、御堀えちり芥落ざるやう可仕事。

荷物揚る輩、大船の荷物は出入三日中に取揚べし。小船は翌日に限べし。明船久々懸置ず、荷物揚拂に於ては早速相戻べし、并荷物船場に永々積べからざる事。

所々よりあくた船にて捨所深川越中島後に札を立置候間、

(札高御の岸河)

(屋高日)

彼地え遣しこれを捨べし。若中途にてこれを捨、又は夜船にて遣し候儀停止たるべき事。
附。ちり芥船積いたし候節、河岸に暫も不差置、直に船え積可申候。尤御堀内え落散不申様可致事。
右條々可相守之、若相背輩有之者可爲曲事。尤近所辻番の者相改之、見のがしに仕間敷者也。
享保十八年七月日 奉行

繪馬商賣。

日高屋治郎右衛門

右町内徳兵衛地借にて、日高屋治郎右衛門と申繪馬商致候者、年久敷町内住居仕罷在候。先祖は延寶元丑年九月中相果候。後代々相續仕、同様繪馬商仕罷在候。依之取調候處、法妙月峯道安禪定門と有之、俗名相知不申候。

雛人形市。

右例年二月廿五日より三月二日迄、町内にて雛市相立申候。

菖蒲人形市。

右例年四月廿五日より五月四日迄、菖蒲・太刀鋸甲商内市相立申候。

以上乙酉書上

(地賣商茅)

【南向茶話】云、淺草茅町昔は茅の賣買をなしけると居民の説あり。凡八町堀の茅場往古茅商賣の所也。其後明曆年中已後此所并兩國橋向へ被移、其後元禄始頃に唯今の本所四ツ目へ被移候由也。是は茅問屋敷代致商賣候者の物語也。

(付墨の朝顔)

【飛鳥川】云、淺草御門の外の萱町の入口左の方に、日高屋といへる繪馬屋あり。是は頼朝將軍の墨付を所持せしといふ。近きころかの文書を質となせしより、あらそひの事をこりしに、御糺のうへかへし下されしと。誠なりや。

(内領寺草淺) (現橋社三)

【淺草寺志】云、古老の説にむかしは今の淺草御門前萱町邊まで淺草寺の領内にして、萱町壹丁目大門あり、今の日高屋といふ繪馬屋は其時の門番にて、繪馬を商ひしと。又三社権現の祭には御門前の橋に神輿をわろし、祭式ありてのち船にのせ、淺草を還らせ給ふ、これいにしへ此邊まで淺草寺の領にて、三社権現を産神とせし證也といふ。

茅町二丁目

右町内東西え幅四拾六間程、南北え長東側五拾七間程、西側六拾五間程。

但東側地尻境に下水の儀は、往古松平市正様・松平甲斐守様御屋敷構下水の由申傳候。

西側地尻境下水の儀は、往古松平越前守様構下水の由申傳候。

拜領屋鋪

表間口京間三間四尺六寸餘

御藏手代衆

同

裏間口京間四間六尺

御藏手代衆

藤の井戸。

右町内南の方横町に有之候。此井戸往古松平市正様御門前に有之候井戸の由にて、此邊りに藤の木有之、花咲候時節

(院應大)

右例年四月廿五日頃より五月五日迄、内見世にて商賣仕候。

繁昌稻荷社、別當修驗 大應院。

以上乙酉書上

茅町壹丁目代地

右代地之儀は先年茅町壹丁目廣小路に有之候處、享保三戌年十二月中類焼仕、爲御用地被召上、翌亥年中、同所茅町壹丁目裏通り松平市正様御屋敷跡にて代地被 下置候。町内東西貳拾貳間程、南北三拾間程。

以上乙酉書上

(跡鋪屋正市平松)

森田町代地

代地の儀は享保三戌年類焼仕候節は、元地町屋長六拾壹間、奥行貳拾間御座候處、翌亥年表の方奥行拾貳間通り御藏御火除地に被 召上、同所茅町貳丁目裏通り松平市正様御土地にて、坪數七百三拾五坪八合七勺八才代地に被下置、當時町屋に御座候。

(雲梁塚犬)

右町北の方面側一圓中代地と唱來候。
拜領屋鋪六拾六坪四合八勺 西丸表御坊主 大塚 榮 雲

(祠荷稻)

右は先年同町元地の内に有之候處、享保三戌年十二月申、前の方拾貳間通り爲御用地被 召上、爲代地左の通被下置候。稻荷長屋。
右町内に間口八間半餘、裏行拾六間壹尺有之候貸長屋、稻荷長屋と唱來候。
但右は地面内に稻荷祠有之候故申來候哉に御座候。
以上乙酉書上

御藏前片町代地

右片町代地の儀は先年御藏前通りに有之、片側町屋に御座候處、享保三戌年十二月十一日、上野より出火の節類焼仕候砌、右町屋裏行貳拾間の處、表の方拾貳間通り御用地に被 召上、地尻八間通り御殘被下、其餘は翌亥年四月中、

(見瑞本栗)

同所茅町裏通り松平市正様御上ヶ屋敷跡の内にて代地被下置候由に御座候。
片町代地南側田舎間貳拾三間四尺六寸三分、北側田舎間拾八間貳尺貳寸貳分、西側同三拾壹間三尺、東側同三拾三間。但貳ヶ所
拜領屋鋪。間口田舎間拾間三尺 御本丸御與醫師 栗 本 瑞 見
此坪數百五拾壹坪四合六勺

(頭玄生土)

右は御藏前通り片町に御座候町屋敷の内、前書御用地に被 召上候分代地被下置候。依兩町に御座候。
同 間口田舎間拾壹間壹尺三寸餘 御書院番 堀田伊勢守組 山崎 主 水
此坪數貳百三拾九坪六勺
右は元祿九子年五月中拜領 御役者
同 間口田舎間十貳間三尺餘 一曾又六郎
此坪數百八拾六坪三勺
右は寛保二戌年十二月中拜領
同 間口田舎間三拾三間 御本丸御與醫師 土 生 玄 碩
右は文化九申年六月中拜領
大下水堀。
右北側前通り大下水堀幅五六尺より八九尺有之候。前書松平市正様御屋敷の節より有之由申傳に御座候。右下水小橋渡り九尺五寸、幅壹丈壹尺五寸。

旅籠町壹丁目代地

一 河岸物揚場 壹ヶ所
一 河岸物置場 貳ヶ所

以上乙酉書上

(村越島領田畝)

一 町名の起り往古武州豊島郡の内畝田領島越村の由、江戸淺草旅籠町壹丁目と唱、旅籠町屋の由有之候處、當時御藏前元旅籠町と唱候町屋に御座候處、元祿元辰年十月中、御火除御用地に被 召上代地被下置、表茅町通り裏松平市正様御屋敷跡被下置、尙又殘地の儀は本所林町三丁目にて被下置候。依之。

御公儀様御祝儀御能有之節本所林町三丁目町人共も拜見、私共町内より割合札譯遣罷出申候。

町内南の方字中代地、北の方字大代地と唱申候。

町内東西六拾壹間五尺、南北九拾六間五尺。

古千川上水井戸貳ヶ所

右は天明七未年四月十二日御差留の事。

但其節埋立に相成申候。

以上乙酉書上

旅籠町二丁目代地

(村越島)

町名の起往古武州豊島郡の内畝田領島越村の由、江戸淺草

御府内備考卷之十四 淺草之二

旅籠町壹丁目代地

旅籠町貳丁目代地 天王町代地

(地代大)

一 旅籠町二丁目と唱、旅籠町屋の由に有之候處、當時御藏前元旅籠町と唱候町屋に罷在候處、元祿元辰年十月中、御火除御用地に被 召上代地被下置、表茅町通り裏松平市正様御屋敷跡當町に御座候。殘地の儀は本所林町四丁目、同所縁町貳丁目にて被下置候。依之、
御公儀様御祝儀御能有之候節本所林町四丁目、縁町貳丁目町人共も拜見、私共町内割合札譯遣罷出申候。

一 當町内字大代地と唱申候。
但同町壹丁目北側天王町代地、同斷瓦町續き横町共大代地と唱申候。

一 町内東西四拾貳間五寸 南北百四拾六間三尺九寸。
但片側町

一 拜領屋敷 貳ヶ所 御藏手代四拾人 御書替手代拾人

一 此坪數貳百六拾坪壹合六勺六才

一 古千川上水井戸 壹ヶ所

一 右は天明七未年四月十二日御差留の事。

一 河岸上納地物置場 三ヶ所

一 河岸物揚場 貳ヶ所

一 石塚稻荷社。別當寶玉院

以上乙酉書上

天王町代地

(院玉寶)

御府内備考卷之十四 淺草之二

旅籠町壹丁目代地 天王町代地

(社王天)

一 右町名の儀は鎮守天王に御座候間、天王町代地と相唱候よし申傳候。
但天王社元地に有之候。
一 町内代地の儀は享保三戌年元地類焼仕、其節元地拾貳間通り翌亥年中御用地に被 召上、同所茅町貳丁目表通松平市正様御上り屋敷の内にて、元地裏行拾貳間通りの代地に御座候。

(村越島)

一 武藏國豊島郡峽田領鳥越村と申傳候。
一 町内南の方字中代地、北の方大代地と唱申候。
一 先年千川上水相掛候得共、井戸壹ヶ所も無御座候。
以上乙酉書上

瓦町

(蹟舊の瓦) (村越島領田峽)

一 往古武州豊島郡峽田領鳥越村の由申傳候。
一 往古名前不知、瓦焼職有之候に付名付申候由申傳に御座候。但元和二丙辰年中町屋に相成候由申傳候。
一 當時書替御役所并松平伊賀守様御屋敷場所當町町屋に有之候處、貞享年中御用地に被 召上、代地の儀は元祿元戊辰年中、表間口京間五拾間五尺代地として被下置、林町の内え割込相成申候。尤只今以町人御能拜見の節は、右林町の代地の分家主共えも札差遣、當町え相籠拜見罷出申候。
一 町内南北長サ六拾壹間餘。

(門衛左郎四屋勢伊)

一 但西側六拾壹間餘、東側三拾六間餘。
一 町内拜領地六拾七坪三合五勺七才。御書習手代衆 淺草御藏手代衆
一 千川上水天明七未年四月十二日、御差止に付埋立申候由。但始り年月有所共相知不申候。
一 札差町人 舊家 伊勢屋四郎左衛門
一 右草分札差町人伊勢屋四郎左衛門事。凡百八拾年程已前より住居罷在候由申傳候。當四郎左衛門迄七代相續罷在申候由。
一 右四郎左衛門瓦町住居の所、持地面三ヶ所の内北の方御屋鋪堺の地面、表京間五間三尺餘、裏幅同斷南北裏行貳拾間の地面は古來より沽券狀無之、草創地と申廉に相當り可申哉に奉存候。古書物等度々の類焼等にて焼失仕相分り不申候。
以上乙酉書上

(地創草)

瓦町續横町

一 右は瓦町續に付相名付申候町屋、以前は松平甲斐守様御上り屋敷の由。
一 町内東西田舎間貳拾間三尺、南北拾九間五尺、道幅向町共四間。
一 拜領町屋鋪 西九表六尺 關根又五郎
一 表田舎間四間四尺五寸。 齋藤長三郎
一 裏幅田舎間四間四尺五寸、東西裏行同拾九間五尺。

(跡鋪屋守斐甲平松)

(頼玄領上) (太源左村植)

一 右は寶曆八年寅正月十二日、關根又右衛門同六尺間部五左衛門兩人にて拜領仕候處、間部五左衛門儀は右長三郎齋町谷町拜領屋敷と相對替仕候。
一 拜領屋鋪 目黒駒場御藥草方 植村左源太
一 表田舎間四間四尺五寸、裏幅同斷、東西裏行拾九間五尺。 寄合醫師 上領 玄 碩
一 拜領屋鋪 表間口田舎間四間四尺五寸、裏幅同斷、東西裏行拾九間五尺。
一 右は元三宅友次郎上り屋鋪跡、延享元子年五月十九日拜領仕候。
一 拜領屋鋪 西九編裏御門番同心 田尻吉兵衛
一 表田舎間五間四尺五寸。裏幅同四間五寸、東西裏行拾九間五尺。
一 右は享保四亥年六月十九日拜領仕候。
以上乙酉書上

大圓寺門前

一 右門前町屋の儀、享保十七子年三月中類焼仕、御用地に被召上、淺草諏訪町裏堀田相模守様御上地の内にて代地被下置、其後寛延二己年正月、大岡越前守様御勤役の節元地歸りの儀御願申上候處、願の通被仰付候表間口拾五間裏行四間の處、當町の門前町屋に御座候。

御府内備考卷之十四 淺草之二 大圓寺門前 天王町

(社王天)

一 右町銘の儀は鎮守天王に御座候間、天王町と唱候哉と申傳候。草分町人無御座候。
一 武藏國豊島郡峽田領鳥越村と申傳候。
一 町内の儀は先年兩側に有之候處、元祿元辰年中、御藏御火除として東側七拾壹間半の處御用地に被召上、同年十月中、本所にて代地被下置候。則本所縁町壹丁目と唱申候。其節御掛り御役人方、古來帳面先年類焼仕候て相分り不申候。其後西側町屋の儀、享保三戌年上野御山内より出火の節類焼仕、奥行貳拾間の所十二間通り御用地に被召上、同所茅町貳丁目裏通り松平市止様御上り地にて、坪數七百八拾壹坪六合代他に被下置、地尻八間通り御殘藏地に被下置、八間の處表え續奥行五間通り拜借地に被仰付、焚火等御免被成下置候は、爲冥加壹ヶ年天王町・片町・森田町右三町にて金七拾兩宛々御上納仕、且又爲御忠節天王町より片町に相渡候鳥越橋新規修覆共、永々右三町にて引請普請可仕旨、同十三年大岡越前守様御勤役の節奉願上候得ば、翌申年

天王町

一 町内南北拾五間、東西え八間。
一 但道幅八間の内半分共町屋地に相成候年月相知不申候。
一 大圓寺 天台宗東叡山末。
以上乙酉書上

(納上金加冥)

(復修の橋越鳥)

願の通被仰付、且又右鳥越橋の儀出火の節并古橋懸替の節差支無之様、安永七戌年橋壹ヶ所懸増、都合貳ヶ所に相成申候。然る處右三町共五間通り拜領地の分沽券地新規町屋に仕度、天明四辰年十二月中、曲淵甲斐守様御勤役之節御願申上候處、同六年正月十五日願の通沽券地に被仰付、依之奥行拾三間の地所に相成申候。爲冥加右三町にて金三千五百五十兩致御上納、鳥越橋貳ヶ所共右三町にて引請來候。尙又町内後ろ猿屋町明き地所の内、文化八未年五月中芝御掃除屋敷代地に相渡り、町内後ろ下水外右代地割残り地所拾九坪壹合五夕の處、天王町え御預ヶ地に有之候處、同年七月中根岸肥前守様御勤役の節、右御預り殘地買上奉願上候得者、同十二月十八日願の通買上被仰付候。

一 町内東西え拾參間、外に道幅南の方にて拾貳間貳尺、北の方にて拾七間五尺、南北六拾間餘、外に横町往還道幅四間、花徳院持相除。

(院徳花)

但町内町屋中程に花徳院有之、何ヶ年已前より隣地面に相成候哉相分不申候。

(場園菜)

一 御火除地右町内并大圓寺え御預りの御火除地の儀は、元御書替御役屋敷黒部善左衛門様御勤役の節、享保十七子年類焼仕、御火除地に相成、右兩町え御預ヶにて菜園場に相成、其後京橋西紺屋町柳屋武右衛門と申者拜借仕、楮植付場に有之候處、享和元酉年八月中御返地に相成、御勘定所御掛

(場付植木桐)

りにて桐木御植付場に相成、天王町大圓寺門前家主共え三拾ヶ年限御預ヶ地に相成、見守番屋四坪拜借仕候。右御地所間口南奥行貳拾間、北奥行貳拾壹間、坪數四百拾坪餘有之、壹ヶ年分六兩貳分づゝ御上納仕候。

一 鳥越橋貳ヶ所

右鳥越橋東の方壹ヶ所先年より御普請橋の由、享保十三未年天王町片町・森田町右三町藏地前五間通り拜借御預り申上候爲御忠節、三町にて引請申度段大岡越前守様御勤役の節奉願上候處、翌申年願の通り被仰付候。其後右橋壹ヶ所にては出火の節并古橋掛替の節差支無之様、安永七戌年橋壹ヶ所掛増御願申上候處、願の通被仰付、右橋二ヶ所共右三町にて引請申候。板橋渡り五間幅三間に御座候。橋臺前後九尺ヅ、御座候。右橋鳥越橋と相唱儀、何ヶ年已前より申傳候哉年限相知不申候。右貳ヶ所の橋字天王橋と相唱申候。

(橋王天)

一 河岸物揚場

右町内河岸物揚場の儀、元祿年中幅四間、長拾間の處御願濟に有之候哉と申傳候。柵其外普請入用等も差出し來候。

一 非人小屋

右町内鳥越橋除有之候非人小屋の儀、凡百年餘に相成候由、延寶年中三五郎と申小屋頭、町内掃除仕、其外捨物等用心のため、小屋九尺貳間に相建差置申度段町内より奉願上候

(札高御の地明)

一 處、願の通り被仰付、其後年數不存、御普請橋の砌出火有之、右小屋の非人共御橋防助に付、又々小屋相建儀節貳間に仕度奉願上候處、右御橋防助に付是又願の通被仰付候由申傳候。當時小屋頭長左衛門迄八代程にも相成候由御座候。

御高札

右町内御高札の儀壹ヶ所御藏士手側に有之、享保五子年正月、中山出雲守様御勤役の節初て相建申候。其後延享五辰年五月中御建替有之、寶曆十三未年十月御建替有之、文化十四五年七月十一日御建替有之候。

御高札御文言

此明地の内え火事の節、武士町人によらず諸道具一切持出し申間敷候。若左様の義も有之候ば其支配の所より追拂可申事。常に明地の内え晝夜共人あつまり申間敷候。若左様の義も有之候ば、其支配の所より追拂可申事。右の趣急度可相守候。若於相背者可爲曲事者也。

月日

一 町内向側八尺に九尺の見守番屋四ヶ所、享保十八丑年御願濟。

(橋越鳥新)

一 【紫一本】云、鳥越橋は淺草見附の御門を出、天王町の橋を云。今聖天まぢのさき、新鳥越橋といふが出来たるゆへに、

以上乙西書上

御府内備考卷之十四 淺草之二 芝御掃除屋鋪代地

(橋越鳥領田畝)

一 右町名の儀は芝永井町續にて、年月不知、芝御靈屋御掃除の者拜領被仰付候地所に御座候、右同所御火除として地主貳拾貳人の内六人分、拜領屋敷御用地に被召上、右代地當所にて文化八未年五月中御割渡有之、其節より芝御靈屋御掃除屋鋪代地と町名唱來申候。

芝御掃除屋鋪代地

當町有之候地所、往古武州豊島郡峽田領鳥越村の由申傳候。但右代地被下置候地所の義は、古來猿屋町御座候處、享保十七子年三月中類焼仕、其節同町明地に相成居候處、文化八未年五月中、本文中上通當所代地に被下置候儀に御座候。

一 町内惣間敷四拾四間壹尺四寸。惣坪數四百七拾八坪貳合六夕。

- 一 百四拾五坪貳合五夕 寺山藤兵衛
- 一 八拾四坪三合三夕 池田萬之助
- 一 貳拾四坪八合貳夕 磯部吉之進
- 一 七拾四坪五合三夕 鈴木源六
- 一 八拾坪壹夕 伊坂直右衛門

六拾九坪三合貳夕

鈴木源八
以上乙西書上

猿屋町

(村越島領田峽) (夫太美賀加屋猿) (荷稻美賀加)

一 右町の儀は往古武州豊島郡峽田領島越村と申候由にて、寛永七庚午年中町屋に被仰付候處、如何の譯にて猿屋町と相唱候哉相知不申候。尤土地にて申傳候には、越後國猿屋村より罷越候者にて、猿屋加賀美太夫と申舞太夫にても御座候哉、右の者往古當所に住居罷在候由、其後町屋に被仰付候ても里俗に猿屋町と相唱、自然町名と相成候由、右舞太夫往古住居の場所を加賀美稻荷と勸請いたし候て、右社當所町内持に御座候。然處享保十七子年三月中類焼の後、同五月中凡四拾貳三間程御藏火除御用地に被召上、代地の儀は淺草諏訪町裏通りにて、堀田相模守殿御上地跡宇堀田原と唱申候場所にて代地として被下置候。且又元名主吉右衛門義蓄地の内百四拾三坪御拂地有之候に付、買上ケ地に仕所持致罷在候處、御用地に被召上候節、右爲代地福富町續川岸にて百四拾壹坪九合五夕五才の地所被下置候。

一 町内西の方間口六間、奥行三拾間有之候地所、久兵衛と申者所持の節、寶曆九卯年中迄凡八九十年已前より右裏行三拾間の所竹矢來有之候。右は向側に本多長門守殿御屋敷有之、其節往還中程に入堀有之候處道幅狹候に付、同御屋敷に

(所會米運御)

て入堀御埋被成候節、同所町人共も手傳埋立候はゞ往還の儀兩方より相用可然段、長門守殿御屋敷より御掛合御座候處、其節は家作等も建込不申、町人共困窮の時節にて右入堀埋立入用等も力に及不申候に付、無是非右の段御斷申上候得共、右御屋敷にて入堀御埋被成、其上前書申上候通り裏行三拾間の所竹矢來被成候。然る處寶曆九卯年三月中、右本多長門守殿御上ケ屋敷跡え戸田淡路守殿御屋敷相成申候節、右竹矢來御取拂の儀御同所より御願被成候に付、右竹矢來取拂、往還半分町内持に罷成候ても相障り候儀無之哉の旨、町年寄樽屋與左衛門尋有之候に付、差障り候儀無御座候趣申立候。其後同年七月廿九日、右御屋敷より竹矢來御取拂相成候に付、同晦日町御奉行所へ御訴申上候。其後戸田淡路守殿跡え當時有形の通、阿部伊織殿小出兵庫殿御屋敷に相渡申候。

一 町内東西五拾三間餘、南北貳拾九間半。

一 町内續芝御掃除屋敷に相渡り候後ろ河岸にて、家主又兵衛と申者有之、此者先代の御享保十七子年中御藏前邊一圓に類焼の節、拾三坪七合五夕の所土藏造にて焼残り候に付、其節大岡越前守殿町御奉行御勤役に有之、爲御褒美無地代にて永拜借地に被仰付罷在候。

一 御火除地の内東の方表間口九間、裏行貳拾五間四尺、西裏行貳拾貳間餘裏幅九間四尺の地所、寛政六寅年二月中、御廻米

(跡館屋守路淡田戸・守門長多本)

(所會正改御差札)

(助之西家舊)

會所に相渡り申候。

一 同所續表間口貳拾間裏幅同斷東西裏行貳拾五間の地所、寛政元酉年十二月中、札差御改正會所へ相渡り申候。

一 同所南東の方芝御掃除屋敷代地續、表間口壹間四尺六寸裏幅三間四尺六寸裏行九間三尺の地所、文化八未年十二月中、猿屋町にて買請地に相成申候。

一 同所續西の方表間口凡貳拾間程、池田甚次郎殿御屋敷敷え圍込相成申候。

一 町内より福富町へ相渡り候板橋、長さ六間、幅六尺右橋際より東の方え凡八間程、町内物揚場に仕罷在申候。且右板橋新規修葺共普請の儀は享保十七子年類焼の節、前書申上候通り川向福富町續沿岸え代地被下置候節より、福富町并當町兩町にて右橋掛け來り申候。

一 町内家持西之助儀舊家に御座候て、四代已前吉右衛門迄當町名主役相勤罷在申候處、役儀相勤兼候に付明和六丑年四月中、茅町貳丁目名主利左衛門え跡役の儀奉願上候旨、町年寄樽屋與左衛門え願書差出候處、願の通被仰付候旨同人被申渡候、引續私支配仕候。右西之助舊家に御座候得共度々類焼仕候に付、諸書物等焼失仕候間、古來の儀相分り不申候。

一 當町内表間口四拾三間三尺、西裏行貳拾九間三尺、東裏行貳拾八間六尺、此坪八百拾六坪四合五夕六才、右反別貳反

(跡地上守賀伊田織・守後肥多本)

七畝貳拾壹歩、代地分四拾壹坪九合五夕五才、此反別四畝貳歩、合反別三反壹畝貳拾三歩、右御年貢地兩御支配の場所にて、中村八太夫御代官所に御座候。

一 修驗金學院 忠兵衛店罷在候 以上乙西書上

福富町壹丁目

一 右地所の儀は元本多肥後守様・織田伊賀守様上地跡、享保十七子年拜領の由にて、御藏手代書替手代、大繩の拜領町屋敷に有之、内壹ヶ所御細工所頭高井新右衛門殿拜領町屋鋪に有之、何れも公役銀差出申候。

一 惣坪數七百六拾四坪四合五夕。

一 町内南北え四拾四間七寸より、外に道幅貳間、東西え四拾四間四寸上、外道幅七間、但片側。

一 燒殘拜借地南北え貳間半 東西に五間

一 右は享保十七子年中、大火の節燒殘地所にて、其節より永々町人共に拜借地に被仰付、公役銀差出申候。

一 大繩拜領町屋敷三百三拾三坪四合五寸 御藏手代書替手代

一 大繩拜領町屋鋪三百六拾坪 御藏手代

一 拜領町屋鋪七拾壹坪 御細工所頭 高井新右衛門

一 拜領町屋鋪 御天守番 内海 左 内

以上乙西書上

御藏前片町

(村越島領田畝) 一 右町の儀は往古武藏國豊島郡畷田領島越村と唱候由申傳候得共、片町と唱候儀は向に御藏有之候に付名付申候由に申傳候に御座候。尤町屋地に相成候年月相知れ不申候。且又享保三戌年類焼仕、其節の町屋は奥行貳拾間、長さ八拾五間壹尺五寸に御座候處、翌亥年奥行貳拾間の内表の方奥行拾貳間通、御藏御火除地に被召上、同所茅町裏通松平市正様御上ヶ地にて代地被下置、地尻八間通り御殘し被下、八間の所を表口續き奥行五間通、拜借地に被仰付、焚火等御免被成下候。爲冥加壹ヶ年に天王町、森田町片町三ヶ町にて金七拾兩宛年々上納仕、且又爲御忠節天王町より片町渡り候鳥越橋新規修覆共、永々右町々にて引請普請可仕旨、同十三未年大岡越前守様御勤役の節奉願候得者、翌申年願の通被仰付、且又右鳥越橋安永七戌年橋壹ヶ所掛増、都合貳ヶ所に相成申候。然る處右三ヶ町五間通拜借地の分沽券地新規町屋に任度旨、天明四辰年十二月中、町御奉行曲淵甲斐守様御勤役の節御願申候處、同六午年正月十五日願の通沽券地に被下置候、奥行拾三間の地所相成申候。爲冥加金三千五百五拾兩致上納、且又鳥越橋貳ヶ所の儀、引續き爲御忠節の引請候儀に御座候。

(金加冥) 一 町内東西 但片側町屋

(覆修の橋越鳥) 一 南の方廿六間、内道幅拾三間、北の方三拾壹間壹尺、内道幅拾八間壹尺、南北え九拾六間貳尺三寸五分、内横丁往還道幅貳ヶ所にて八間。

一 拜領屋鋪百三拾六坪五合 綱本九真細醫師 栗本 瑞 見 一 同五拾貳坪 細繪師 長濱仙之助 一 右は元西御丸御納戸御水引御用達、高岡閑八拜領地面に御座候。右仙之助拜領地面芝口鹽留新町にて 文昭院様御代享保九辰年六月中、先祖父初名源三郎事、長濱宗甫拜領地面と文化十三年五月中相對替仕候。 一 拜領屋鋪五拾貳坪 西御丸御納戸御御用達 千賀 半七 一 右拜領屋敷の儀安永四未年閏十二月願の通拜領被仰付、其節右拜領屋敷に付右表間口五間通拜借地に被仰付候。其後又候天明六午年十二月廿一日、右表間口五間通拜借地共拜領添地に願の通り被下置候。 一 見守番屋九尺に四ヶ所 右は町内表通御火除地に被召上候跡、廣場に付不用心に候間、享保十八年五月八日、町御奉行大岡越前守様御勤役の節御願申上候得者、同年八月六日、稻生下野守様御内寄合え被召出願の通被仰付候。

鳥越橋貳ヶ所 南北渡五間 東西幅三間

(鋪屋守後肥多本) (橋前門御)

一 右鳥越橋古來は壹ヶ所に御座候處、安永七戌年、新規に東の方え掛け貳ヶ所に相成申候。西の方は往古より有之年來相知不申候。右巨細の儀は天王町より申立候。 一 橋壹ヶ所 東西渡り貳間五尺 町内より須磨御用屋敷に相渡候。右橋の儀年來相分不申候。尤橋の名義無御座候、是は其已前川向は本多肥後守様御屋敷にて、御門前橋の由申傳候。 一 沽券地九拾八坪九合九分 買下地願人 次 一 表京間七間壹尺五分、裏幅同 其後譲り 八間三寸五分裏行同十三間 當時持主小 平 次 一 右地所の儀は川向西の方元本多肥後守様御屋敷に有之候節、御門前御通行道に有之、右御屋敷御上り地に相成候故右御通行道不用にて明地に相成、依之享保十四四年十二月中、右助次拜借地に願上、願の通相成、其後元文三年八月 中、沽券地町屋に奉願上候。

猿屋町會所附地所床店 一 右床店地所の儀先年明地有之候處、文政三庚申年四月中、同所猿屋町會所附地所に相成申候。 一 惣床店數五拾壹軒、公役無御座候。 一 御高札場 一 右森田町土手際に相建有之候御高札壹ヶ所、右御高札の儀は享保五子年正月初に相建、其後延享五辰年五月新規御建替、尙又寶曆十三未年十月御建替、明和九辰年十二月御修

(役締取所地)

一 覆有之、尙又天明二卯年六月御建替有之、其後文化元子年十二月御建替有之候。其後文政六未年二月十二日、南御番所御白洲にわひて是迄同所森田町、御藏前片町、元旅籠町壹丁目、貳丁目右四ヶ町にて同二月迄御預ヶの御高札、此度地守已之助、喜兵衛え御預ヶ替被仰付候。御高札文言天王町と同斷。

右地所取締役 淺草元鳥越町目名主 利左衛門 年番 同所同町目名主 岩藏 同所平右衛門町目名主 平右衛門 同所黒船町目名主 黒右衛門 以上乙酉書上

淺草元鳥越町目名主二郎助成 拜借地御藏土手側見守番番屋 一 右三好町入口商番屋の儀は元祿二巳年九月中、三好町其節名主利右衛門と申もの奉願地所拜借仕、貳間に三間の商番屋相建、右利右衛門代々拜借罷在候處、同人四代目名主喜右衛門、右利右衛門代々申者の節、名主役相勤兼に付、右喜右衛門支配町々并商番屋共同所正覺寺門前名主政五郎付支配に被仰付、并番屋の儀も引請罷在候處、天明八申年十二月

中、右政五郎御答の儀有之、名主役被召放候に付、右商番屋も可差上の處無其儀差置、寛政元酉年中御藏土手側商番屋建式御吟味一件の節、町御奉行小田切土佐守様御番所え右商番屋被召上、淺草黒船町名主黒右衛門、同所西仲町名主吉左衛門え御預けに相成候處、私儀支配少役金にて難儀仕候に付、右番屋是迄相勤來候御藏土手側見廻り其外引請の儀は勿論、常の番人等入念爲相勤可申候間、右商番屋地所え拜借被成下、番屋家作共助成に被下置候様、寛政十年正月廿日、町年寄奈良屋市右衛門方え願書を以申立候處、追々糺の上同十一申年二月十三日、願の通番屋家作共被下置、地所の儀は私え拜借被仰付候旨御月番小田切土佐守様被仰渡候段、右市右衛門方に於て被申渡、其節より私拜借仕居、古來の通番人差置、御藏土手側見守せ、異變等有之候節は私より其筋え申上候儀に御座候。前書申上候元祿二巳年願濟より當酉年迄、百三拾七年に相成申候。間口三間、奥行貳間、此坪數六坪。

但右三間貳間の番屋中補理仕貳ヶ所に相分ヶ、古來の通番人兩人差置申候。

以上乙酉書上

御府内備考卷之十四終

(復修の橋越島) (跡舖屋正市平松) (宮神天六第) (村越島)

御府内備考卷之十五

淺草之三

森田町

一 右町の儀は往古武州豊島郡畷田領鳥越村と相唱、右地所鎮守第六天神宮之社有之候由申傳候。右境内に小高き山有之、右山之上に森御座候。右境内之近邊に田地有之、右故森と申字并田地之田之字を形取、森田町と相唱候哉之由申傳候。其後元和六庚申年淺草御藏新規御普請に付、伊奈半左衛門様御掛にて右境内高き所の土、右御藏地形土之御用に付御取被成候處、其後町屋に相成申候由申傳來候。

一 町内之儀者享保三戌年類焼仕候。其節之町屋は奥行貳拾間に長さ六拾壹間に御座候處、翌亥年貳拾間之所表之方奥行拾貳間通御藏御火除地に被召上、同所茅町貳丁目裏通松平市正様御上ヶ地ニ而、坪數七百三拾五坪八合七夕八才代地に被下置、地尻八間通御殘し被下八間之所表え續き奥行五間通拜借地に被仰付、焚火等御免被成下候、爲冥加壹ヶ年二天王町片町・森田町三ヶ町ニ而金七拾兩宛々々納仕、且又爲御忠節天王町より片町え相渡候鳥越橋新規修葺共、永く右町々に而引請普請可仕旨、同十三年大岡越前守様御

(場付植蔗甘)

勤役之節奉願上候得ば、翌申年願之通被仰付、且又右鳥越橋之儀安永七戌年橋壹ヶ所懸ヶ増、都合貳ヶ所ニ相成申候。然る處右三ヶ町共五間通拜借地之分活券地新規町屋ニ仕度旨、天明四辰年十二月中、曲淵甲斐守様御勤役之節奉願上候得ば、同六年正月十五日願之通活券地被成下。依之奥行拾三間之地所に相成申候。爲冥加三町ニ而金三千五百五拾兩致上納、鳥越橋貳ヶ所共右三ヶ町之引請御座候。拜領町屋鋪貳拾六坪 西丸表御坊主 大塚 永雲

一 拜借地四拾四坪貳合八勺 右 同 人

一 町内往還場廣ニ付、往還爲見守御藏之方え寄り商番屋四ヶ所取建申度段、享保十八丑年五月八日、町御奉行大岡越前守様御勤役之節、九尺ニ八尺之番屋四ヶ所奉願上候得ば、同年八月六日、稻生下野守様御内寄合え被召出願之通被仰付。

一 町内地續き裏通に凡八百拾八坪程之明地壹ヶ所、右地所之儀は先年森田町・新旅籠町兩町之町屋に御座候處、享保十七子年三月中類焼仕候ニ付、御藏御火除地に被 召上明地ニ相成、新旅籠町ニ而奉預り罷在候處、寛政五丑年三月中、武州多摩郡中野邊村百姓三右衛門甘蔗植付場ニ拜借地被仰付、右場所内并往還道半分、異變其外取斗等之儀は願人方に而引請罷在、尤右場所は森田町地尻ニ而不用心ニ付、爲取締森田町地尻下水外三尺通竹矢來御免被成下置候様、

御府内備考卷之十五 淺草之三 森田町

二八七

(屋番商の鞋草・履草) (場付植苗桐)

同年四月中、池田筑後守様御勤役之節森田町家主共より奉願上候處、願之通右場所圍被 仰付候。然る處其後拜借人三右衛門儀返地致、猶又寛政九巳年五月中、武州東葛西領小石川村百姓源次え引請、甘蔗植付場拜借地ニ被 仰付是又右場所内往還道半分、異變等其外取斗之儀右源次引請取斗候所、其後享保元酉年同人儀を返地致、直に御勘定方之御手限りニ而桐苗御植付場ニ相成候に付、場所内外異變等之儀奈良屋市左衛門殿御尋ニ付右場所内往還道半分是迄拜借人方ニ而異變其外共引請取斗來候儀には候得共、右體御勘定方御手限りに相成候上は、異變等有之候節は町内ニ而引請取斗尤見守人附置爲見守可申候間、右場所内貳拾坪見守番屋地ニ奉願候、内拾坪商番屋建坪に致し、平家瓦葺ニ仕、勿論手輕に致し、右番屋ニ而商候草履草鞋等之品差置、殘拾坪は修葺道に仕度、助成并場所爲取締り被 仰付被下置候様奉願上候處、願之通見守番屋壹ヶ所御免被成下、尤見守年季之儀は享和元酉年より來ル寅年迄三拾六年季之積り、見守番人清六と申者附置、新旅籠町ニ而引請相勤罷在候處、文政七午年九月中、同所森田町家持治兵衛儀右場所引請被 仰付被下置候様、御勘定御奉行小笠原伊勢守様御勤役之節右御役所え奉願上、尤爲冥加之御場所御植物御用人足壹ヶ年七拾人分銀貨上納仕、且見守番屋之儀は新旅籠町家主共え對談之上、治兵衛引請、同人より見守人附

置、且年季之後は享和元酉年より來ル寅年迄拾九ケ年、同人引受ニ仕度段奉願上候所、追々御糺上其後文政九申年七月廿二日、御勘定御奉行柳生主膳正様御役所へ被 召出願之通被 仰付、依之右場所は森田町家持治兵衛引請同人持に相成、場所内并往還道半分通異變等有之候節は右治兵衛引受ニ而、其時々御月番所様へ御訴申上候儀ニ而、且又御植物に付候儀は同人手限に而御勘定御植物方御掛りへ申上候儀ニ御座候。

但右場所内二間口九尺、奥行貳間之處燒残り、拜借人治郎兵衛と申者住居仕罷在候。是は享保十七子年三月中、右町類燒致候砌、右治郎兵衛義塗り家作りニ而住居致居り燒残り候に付、右爲御褒美大岡越前守様御勤役之節同年五月十八日、稻生下野守様御番所御内寄合へ被 召出、燒残り候儘拜借に被下置候。翌丑年中より公役銀被 仰付、今以相納申候。

本文拜借人治郎兵衛燒残り地所は、先年新旅籠町々屋有之候處、享保十七子年三月中類燒いたし、其節燒残り候分其儘御差置に相成、一體新旅籠町之方に御座候。此段右町内より申上候得共、森田町續に有之候故此段申上候。

町内鎮守第六天神宮之宮元と相唱候儀、當町に書留無御座候得共、町内家持四郎次郎居宅之内に少々之小社有之、往

(り造家り塗)

(元宮の宮神天六第)

古は右社地ニ而御座候處、享保四寅年正月十二日、松平對馬守様ニ而右地所御用地ニ付召上、同年四月九日、淺草茅町裏松平市正様御上ケ地ニ而代地被下置候由申傳來候。

以上乙酉書上

新旅籠町

右新旅籠町之儀は往古旅籠町に有之候處、右町内寛文八年二月中御藏爲御火除御用地に被 召上、同所寺地立跡え替地に相成、其節より新旅籠町と町名相唱候由申傳有之候得共、其節之書留等燒失仕、年月馳と相知れ不申候、申傳而已ニ御座候。

町内東西之貳拾八間三尺餘、南北之方にて貳拾九間壹尺餘。但片側町御座候。

町内明地之儀は先年町屋に御座候處、享保十七子年三月中類燒致し、御藏爲御火除御用地に被 召上、爲代地同所諏訪町裏通りニ而被下置、右燒殘地治郎兵衛并與兵衛と申者燒残り候。爲御褒美同年五月十八日、稻生下野守様御内寄合ニ而其儘御差置被下候。

(橋の一)

一之橋長三間 但新旅籠町福富町壽松院西福寺右四ヶ所持合。
町内持河岸物揚場長拾九間半。幅東之方五間半、西之方壹間半、町内持物置場長拾四間、幅貳間半。

右は天明三卯年五月中牧野大隅守様御番所へ奉願上候處、願之通り被 仰付候。
非人小屋壹ヶ所 但間口二間半
右は治兵衛と申非人、元祿十三辰年中町内之對談之上、掃除等可仕候間當所除地え差置矣候様申に付、御願申上差置候趣申傳に御座候得共、年月等相知れ不申、當時も治兵衛と申非人罷在候。

以上乙酉書上

元旅籠町壹丁目

右町の儀は武州豐島郡峽田領鳥越村の内有之由申傳、往古旅籠屋有之に付旅籠町と唱來候由。然る處元和六庚申年中御藏出來後、享保三戌年十二月中近邊出火にて類燒仕候節。町並奥行貳拾間之處、表拾貳間御火除地に相成、地尻にて八間殘地被 仰付、町屋にて住居可仕被仰付候處、旅籠町の町人共御願申上候は、此處にて奥行手狭の代地所持仕、又候外にて奥行狭の御代地を被下候ては、兩方共手狭にて難儀至極仕候間、何卒此地面不殘差上可申候間、是迄の通奥行貳拾間の代地被下置候様奉願上候に付、其節淺草御門外柳澤甲斐守様御屋鋪跡にて願の通代地被下置、則旅籠町代地と唱、其砌より唯今以右の者共住居仕罷在候。右不殘差上候地面の儀は、茅野同前の處、享保四亥年中八

(村越島領田峽)

(跡鋪屋守斐甲斐柳)

御府内備考卷之十五 淺草之三 元旅籠町壹丁目

(助兵并永被合居)

九郎新兵衛と申す兩人大岡越前守様御勤役中、奥行八間の處拜借藏地に願上候處、翌子年正月中山出雲守様御内寄合被 召出願の通被仰付、其節元旅籠町と唱候様被仰付候。享保十三申年六月中、表五間通拜借上納地に願上候處、是又御開濟相成、猶又天明四辰年十二月中、曲淵甲斐守様御勤役中、兩町共買上地に願上候得者、右願の通被仰付、右地所の儀は八九郎新兵衛連々に相譲り、夫より當地主共所持仕罷在候。往古の義相辨候者無御座候。右八九郎新兵衛兩人子孫當時退轉仕候。

町内南北七拾四間壹尺、東西貳拾六間、片側町。
御藏土手際に古來より有之候九尺に八尺三尺の霧除庇折廻し付髮結床并商番屋四ヶ所有之、貳ヶ所天和元亥年北條安房守様御願濟、貳ヶ所は享保十八丑年大岡越前守様御勤役中御願濟、
右古來より有形の番屋の儘に幅貳間長延にて、明地の分不發文政三辰年、淺草猿屋町御改正御會所附御地所被 仰付、則請買人已の助喜兵衛と申し右場所へ家作仕、不殘住居人御座候。右は町内へ相拘り不申、請買人手切にて萬事左略仕候。

はみがき賣 居合被 兵 助
天明元年中より當町にてはみがき家業仕罷在候。然る處文化子年四月二日、淺草寺地面にわめて

西の御丸様御覽に罷出候節、御用候刀又引にて九尺三寸御座候。御用相濟御褒美として白銀壹枚頂戴仕、當兵助にて二代相續仕候。御尋に付此段申上候以上。

以上乙酉書上

元旅籠町貳丁目

右町の儀は武州豊島郡峽田領鳥越村の内有之由申傳、往古旅籠屋有之に付旅籠町と唱來候由。然る處元和六庚申年中淺草御藏出來後、享保三戊午十二月中近邊にて出火類燒仕候節、町並與行貳拾間之處、表間拾貳間は御火除地に相成、地尻にて八間殘地被 仰付、町屋にて住居可仕旨被 仰付候處、旅籠町の町人共御願申上候者、此所にて與行手狹の代地所持仕、又外にて與行狹の御代地被下候ては、兩方共手狹にて難儀至極仕候間、何卒此地面不殘差上可申候間、是迄通與行貳拾間の代地被下置候様奉願上候に付、其節淺草御門外柳澤甲斐守様御屋敷跡にて願の通代地被下置、則旅籠町代地と唱、其砌より唯今以右の者共住居仕罷在候。右不殘差上候跡地面の儀は、茅野同前の處、享保四亥年中八九郎新兵衛と申す兩人大岡越前守様御勤役中、與行八間の處拜借藏地に願上候處、翌子年正月中山出雲守様御内寄合被召出願の通被仰付、其節元旅籠町と唱候様被仰付候、享保十三申年六月中、表五間通拜借上納地に願上候處、是

又御聞濟に相成、猶又天明四辰年十二月中曲淵甲斐守様御勤役中、兩町共買上地に願上候得者、右願の通被 仰付、右地所の儀は八九郎新兵衛達々に相譲り、夫より當地主共所持仕罷在候。此外往古の義相辨候者無御座候。右八九郎新兵衛兩子孫當時退轉仕候。
町内南北五拾九間五尺七寸六分、片側町家東西貳拾六間。御藏土手際に古來より有來候九尺に八尺の霧除庇折廻付髮結床并商番屋七ヶ所有之、右の内壹ヶ所年久數年月不知、四ヶ所は享保十八丑年大岡越前守様御勤役中御願濟、貳ヶ所は天和七亥年北條安房守様御勤役中御願濟相成候。右古來より有形の番屋の間に幅貳間長延にて明地の分不殘文政三辰年、淺草猿屋町御改正御會所附御地所に被 仰付、則請負人已之助、喜兵衛と申者右場所へ家作不殘住居人御座候得共、右は町内え相拘り不申、請負人手切にて萬事左畧仕候。
七郎右衛門
飼鳥屋茶屋渡世
寛政元年中より當町にて飼鳥家業仕罷在候。文化七己年八月十七日、淺草於傳法院東叡山宮様鳥類御上覽相濟、御褒美として金百疋頂戴仕、當七郎右衛門迄三代相續仕候。御尋に付此段申上候以上。

以上乙酉書上

(村越島領田峽)

(跡鋪屋守斐甲澤柳)

(跡鋪屋守賀加田堀)

小石川富坂町代地

右町の儀は元地に有之候節は、元祿六酉年御家人方拜領町家に被 仰付候由。然る處文化十四丑年燒失の節、元地南の方表通總坪數貳千貳百五拾九坪六合九夕の場所御用地に被 召上、翌寅年二月中當所にて代地被下置候旨、永田備後守様御番所にて被 仰渡儀に御座候。
但此場所町地に相成不申以前は、堀田加賀守様上ケ地にて明き地に有之、尤的場に相成候場所も有之候由申傳候。
右町南北百貳拾八間、南の方東西四拾五間、中程東西四拾六間貳尺、北の方東西六間八尺、但往來共。
一 拜領地七拾九坪
一 同五拾參坪六合九夕
一 同百拾參坪五合貳夕
一 同百參拾四坪六合四夕
一 同貳百六坪五合貳夕
一 同貳百六坪五合壹夕

一 同五百五拾八坪九合
一 同百九拾貳坪九夕
一 同百五拾貳坪貳合五夕
一 同百五拾四坪參合八夕
一 同四拾壹坪四合壹夕
一 同九拾貳坪五夕
一 同九拾貳坪壹合九夕
一 同百拾七坪四合八夕
一 御預り地貳拾八坪
一 同拾六坪貳合參夕
一 南北(壹間四尺)より
一 東西(拾間半)より
一 東西(拾間半)より
一 南北(四間)より八間迄
一 此坪數拾八坪
一 右貳ヶ所共八年已前、文化十五寅年中、右町代地被 仰付候節、元地より格別相隔り町内辨方のため、名主源三郎へ

御府内備考卷之十五 淺草之三 小石川富坂町代地

二九一

永御預々被仰付候。
修驗寶道院

利八店罷在候。
以上乙酉書上

福富町貳丁目

一 右福富町貳丁目之儀は、古來小揚組屋敷と當時小石川富坂町代地の邊有之、享保十七子年中類焼致し、當時の場所へ引地に相成候趣申傳。則元地の場所に當時焼残り拜借地と申地所相残り有之候上は、全古來右邊有之候を御用地に被召上、當時之場所へ四箇所に相分れ替地被下置、右焼残り地所共五箇所に切地に相成候趣に御座候。乍併古き書物等七箇年以前、卯年十二月中類焼の節焼失任、委細之譯相知兼申候。

- 一 淺草黒船町代地續
 - 一 拜領地三百七坪
 - 一 拜領地五百貳拾壹坪四合
 - 一 拜領地百九拾九坪三合壹夕
 - 一 拜領地百貳拾五坪三合
- 御藏手代 大繩地
書所手代 大繩地
右 同 斷
御藏手代 大繩地并
金澤忠右衛門 野田吉之丞
奥野清三郎
内田岩吉
- 右之通四箇所に相分れ、享保十七子年中引地に相成候趣申傳候。尤往古福富町武家方拜領の年代、寛文年中之由申傳候。
- 上り太刀御用達
高橋四郎左衛門

(地り上寺山奥山野高)

一 拜領地百八拾八坪六合五夕
御金具御用達
平田彦四郎
吳服所御用達
上柳彦兵衛

一 右は前々より明地之所、文政二卯年右之面々へ被下候。拜借地百三十六坪七合五夕

一 右は享保十七子年中類焼に残り候地所にて、永々拜借地に被仰付、其節より町人共拜借致罷在申候。

一 但住居地に仕罷在候。

一 上納地三拾五坪七合五夕

一 右は前々より明地之處。文政五午年中居付町人共上納地に奉願、願之通被仰付、但住居添地に仕罷在候。

以上乙酉書上

大護院門前

一 右門前之儀は元祿六年中高野山、奥山寺上り地にて、戸田能登守様御勤役中、右寺拜領之節、御朱印貳百石并門前町屋共被下置候。右に付大護院門前と唱來候。尤諸役御免除きに有之、其後延享二丑年閏十二月中、右門前之分町御奉行大岡越前守様御勤役中、御支配に相成申候由に御座候。

一 右門前南北三拾七間四尺、片側町家、東西南方にて拾間半、東西北方にて六拾壹間五尺、但道幅半分共。

(跡鋪屋守羽出田堀)

一 右門前地先に有之間口八尺、奥行九尺之御藏土手見守髮結床并商番屋とも四軒有之。

一 但右之内壹軒は天和元亥年中願濟、外三軒は追々願濟に相成る。

一 石清水八幡宮
別當大護院
以上乙酉書上

三好町

一 右町之儀は何故三好町と唱來候哉相知不申。天和元酉年三月中御坊主衆拜領地被仰付候。然る處享保十七子年三月中右町屋敷類焼、其節御用地に被召上、同年九月六日堀田原堀田出羽守様上地之内にて替地被下置、其後寶曆七丑年十月十五日元地歸被仰付候。尤殘地之儀は今以右代地に有之、三好町代地と唱申候、是は火除明地出來候故、右様相殘候義と奉存候。尤年々公役銀差出申候。

一 但し町名の儀は昔黒船町へ黒船來朝、其砌船之先に相當、依之三好町と申傳候得とも、文字違ひ候間書出申候。

一 町内東西五拾九間五尺餘、南北東之方五拾壹間三尺餘、西之方三拾八間五尺餘。

一 町内之儀は不殘武家方拜領町屋敷に御座候。

一 右町地先火除明地之儀は四百七十坪有之、元御厩別當木村善兵衛屋敷にて、享保九辰年二月十五日類焼後、御火除御

(渡之岸河額御) (岸河額御)

一 渡船場

一 右三好町地先渡船場之儀は、先年同町地先に御厩有之、右に付御厩河岸之渡と唱來候由申傳候。右船渡請負人、南本所外手町家持與左衛門外壹人、右兩人先年より茶船にて渡錢貳文宛自分渡し有之候處、元祿三年二月中、町御奉行北條安房守様御勤役中船渡錢貳文取被仰付、尤間口六間壹尺河岸撫垂迄左右共拾三間四尺程地所被下置候由申傳に御座候。

一 高札場壹箇所
高札之表左之通。

(場付植桐・椿)

一 用人に被召上、三好町へ御預けに相成候處、延享元甲子年中名前不知、藍草請負人へ相渡り、其後右請負人相止、古來之通三好町へ御預けに相成、又候天明二寅年八月中、下谷金杉町平右衛門店長十郎持に被仰付、其後寛政六寅年中御勘定所御掛りにて、北紺屋町柳屋武右衛門と申者椿植付場に相成、其後享和元酉年二月中武右衛門返地仕候に付、右跡へ桐苗御植付に相成、其内貳拾坪程之地所見守番人へ御渡被成候。内拾坪餘五葺平家相建、同年九月中より參拾箇年願濟に有之、然る處去る文政六未年十一月十二日、右四百七十坪之内貳百六拾坪は西御丸奥御儒者成島邦之助様拜借地に相渡り、殘而貳百十坪有之儀は火除御用地にて、當時三好町御預り年限中に御座候。

一 右町河岸通、御厩川岸と唱申候。

(人負請草藍)

(札高の場渡船)

定
 一 此所渡船壹人に付鳥目貳文、馬壹疋貳文づゝ渡錢取て渡すべし。
 一 但武士之面々は人馬共に一切船ちん取るべからず。假へ武士之召仕たりと云とも、主人の供をせず、刀をもさざる輩は、其屋敷より手形なくては船ちん貳文づゝ可取事。
 一 火事、出水總て何事によらず常々より人多く渡候に付ては、早速に増船を出し、往還の無滞様にすべき事。
 一 番人并船頭とも、往還の人へ對し上下によらず、無禮惡口等の事あるべからざる事。
 一 右之趣堅可相守もの也。
 一 延享四年卯六月 奉行
 一 町内地先え髮結床番屋 壹箇所
 一 河岸物置場 八箇所
 一 拜領地貳百七坪八合 御本丸表御坊主 高橋 永格
 一 同貳百七坪八合 御本丸裏御坊主 幸田 順悦
 一 同貳百七坪八合 中村 順齋
 一 同貳百七坪八合 御本丸表御坊主 木村 清哲

(村町新庄濱石)

一 拜領地貳百七坪八合 御本丸表御坊主 小島 長圓
 一 同百六拾坪 西丸裏御坊主 成島 邦之助
 一 同百六拾坪 御本丸御敷寄屋御坊主 鈴木 春碩
 一 同九拾四坪 倉島 汝知
 一 拜借地貳百六拾坪 成島 邦之助
 以上乙酉書上
 正覺寺門前
 一 右門前之儀は寶永八年卯中、本多彈正少弼様御勤役中、表間口六間貳尺、裏幅五間三尺、裏行貳拾四間壹尺門前町屋被仰付、其後寶曆八寅年三月御願申上、本多長門守様御内寄合に於て、則當時有形表間口六間、裏貳拾九間貳尺之地所被仰付候。依之正覺寺門前と唱來候。
 一 右門前東西え三拾貳間貳尺、南北え七間。
 一 正覺寺淨土宗芝増上寺末、世俗當寺を樞寺と稱す。
 以上乙酉書上
 黒船町
 一 右町之儀は御年貢地にて、當時中村八大夫様御代官所、往古武州豊島郡峽田領石濱庄新町村と申、其昔石濱に有之候砌、阿蘭陀黒船來朝、其後正保四丁亥年中又候黒船來朝、

(寺樞)

(荷船船黒)

依之右村に有之稻荷を黒船稻荷と申候間、町名之儀は淺草黒船町と唱來る由申傳。其後に至り享保十七年子の三月廿八日類焼致し、其頃堀田出羽守様御上り地之内え右代地被下置、殘地之分深川黒船町え替地被下置、其後延享四卯年三月廿六日、町御奉行能勢肥後守様馬場讚岐守様御勤役中、右替地之分元地歸被仰付候由申傳。尤稻荷之義は前書申上候通、類焼之砌被下置候黒船町代地之内にて百拾六坪除き地に被仰付、今以其地に罷在候儀に御座候。
 但書付等無之申傳而已。尤同所諏訪町に黒船番屋敷と唱候場所所有之、又文字は違ひ候得共三好町と唱候町も御座候。
 御勤定御奉行支配 御普請役 山田 定吉
 一 拜領町屋敷 百貳拾坪餘

(町好三)

(跡寺住泉)

一 同百拾五坪餘 但寛延二巳年四月中、町御奉行能勢肥後守様御勤役中拜領地に被仰付、則公役銀差出來候。
 一 拜領町屋鋪 百拾四坪餘 御細工頭支配 小買物方御用達 鍵屋 吉右衛門
 但拜領年月、公役銀右同斷。

(る造を船唐に東伊豆伊康家)

一 物置場 三ヶ所 以上乙酉書上
 一 【改撰江戸志】云、黒船町は御馬屋河岸のきたの方也。相傳ふ、いつのころにかありけん、黒船一艘破船ありし時、その具を此處に擧をかれしよりの名なりといふ。按に【見聞集】に慶長年中 家康公唐船を作らしめ賜ひ、淺草川の入口につなかせ賜ふ。この唐船は伊豆國伊東といふ濱邊の在所に川あり、是こそ唐船作るへき地形なりとて、その濱の砂の上に柱をしき壘とし、其の上に船の敷ををき、半作のころより砂を掘上、數壘の柱を少づゝあげ、堀の中に船ををき、この船海中へうかべる時に至て河尻をせきとめ、その河水を船のある堀へ流し入、水の力をもて海中へをし出すなりと、此船後に江戸へ來りしにや、【江戸案内圖】を見るに、兩國橋の東の方に唐船といふものをなつなきをける圖あり、是ならんか。しからは延寶の頃までもありしなり。こゝにいふ黒船はもしこの船の損せしををきしよりの名にや、いまだまさしき事はしらす。
 一 【江戸集覽】云、【砂子】云、むかし黒船破船の時船具を揚たる由、今按に此説非也、慶長年中黒船々頭の長御目見被仰付、御掟書を給はる、外國の通信をゆるさる、その節旅宿の所なり。

黒船町續高麗屋鋪

(詳要麗高師醫) 一 右町屋敷之儀は先年明地に有之候處、去る文政三辰年正月十二日、間口五拾八間餘裏行東之方三間餘、西之方四間三尺有之地面一ヶ所、寄合御醫師高麗雲祥之拜領被仰付候。右に付高麗屋敷と唱來り、年々公役銀差出申候。右町内東西五拾八間餘、南北五間餘片側町。

天王町上ヶ地

(跡鋪屋守模相田郷) 一 當町之儀は元堀田相模守様御上ヶ屋敷に有之、享保十七子年中、御藏前通之天王町々人四郎左衛門佐平次嘉兵衛右三人所持地面御火除御用地に被 召上、當町にて代地被下置候處、同廿卯年八月、元地之御召返に相成跡、上ヶ地に差上候故、左之拜領地面に相成候節より天王町上ヶ地と相唱申候。但道幅共 南北拾六間貳尺餘 町内東西拾五間四尺餘 但片側町屋 但道半分町内掛り分共 但道半分は向岸敷掛り餘 西御九御膳所御家具方助役 市川忠五郎 拜領町屋敷裏行拾六間貳尺餘 裏中同斷 右は元文元辰六月、二ノ御九御陸尺保坂伊兵衛拜領町屋敷に御座候處、上り屋敷に相成其後天明元丑年十月、忠五郎

(跡鋪屋守模相田郷) 一 右町内の儀は先年同所森田町裏通り并新旅籠町元地續に有之候處、享保十七子年三月中、下谷燈明寺店より出火の節類焼仕、御藏御火除地に被 召上、同所諏訪町裏通りにて代地被下置候。且又右町は堀田相模守様御屋敷上ヶ地跡の由

新旅籠町代地

先代繁右衛門拜領仕候。 御天守番下役、 海老原次郎吉 同 裏行 右同斷 右は元文元辰六月、次郎吉先代與右衛門拜領仕候。 同 裏行 右同斷 裏田舎間貳間四尺裏中三間三尺五寸高 橋 熊 吉 右は元文元辰六月、吹上御庭方羽生田武左衛門拜領町屋鋪に御座候處、上り屋敷に相成、其後寶曆七丑年十二月、熊吉先代嘉右衛門拜領仕候。 小善請方下手代 石 賜 鐵 之 助 同 表間右同斷 裏中右同斷 右は元文元辰年六月、吹上御庭方高橋彦兵衛拜領町屋敷に御座候處、上り屋敷に相成、其後安永四未年十月鐵之助先代五郎右衛門拜領仕候。 吹上御庭方 福井戸右衛門 拜領町屋敷 裏行拾六間貳尺七寸 右は元文元辰年六月、戸右衛門先代戸右衛門拜領仕候。 安兵衛店に罷在候。 以上乙酉書上

(原田郷)

申傳候。 一 右町一圓堀田原と唱候。右は堀田相模守様御屋敷跡故唱來候哉御座候。 一 町内東西え六拾間程、南北え西之方にて三拾壹間四尺餘、但東南の方向通り馬場有之、片側町に御座候。 吹上御奉行支配 御庭御掃除の者組頭 栗原 鐵 藏 同 御大工役 深澤清兵衛 一 拜領町屋鋪七拾八坪 右は元祿年中に拜領いたし候由に御座候。 西御九御太鼓役 遠藤正宅 一 同百拾八坪五合三夕 右は何年以前拜領いたし候哉、相知不申候。 下御勘定所 湯谷所の者 伊藤佐之吉 一 同 百貳拾貳坪五合 右は寶曆三酉年五月中、吉野久叔上ヶ地跡に而右伊藤佐之吉拜領仕候。 御本丸表御陸尺 吉田源右衛門 一 同 百貳拾四坪三合三夕 右は天明七未年九月中拜領仕候。 御本丸御裏御門香御切手役 三橋藤兵衛組 平島金之丞 御臺御膳所御臺所頭支配小間遣 岩村甚五郎 一 同 百拾六坪六合四夕五才 右は去る明和元申年十一月中拜領仕候。 西御九御座敷方 表坊主 關 俊 齋 一 拜領町屋敷百三拾坪四合

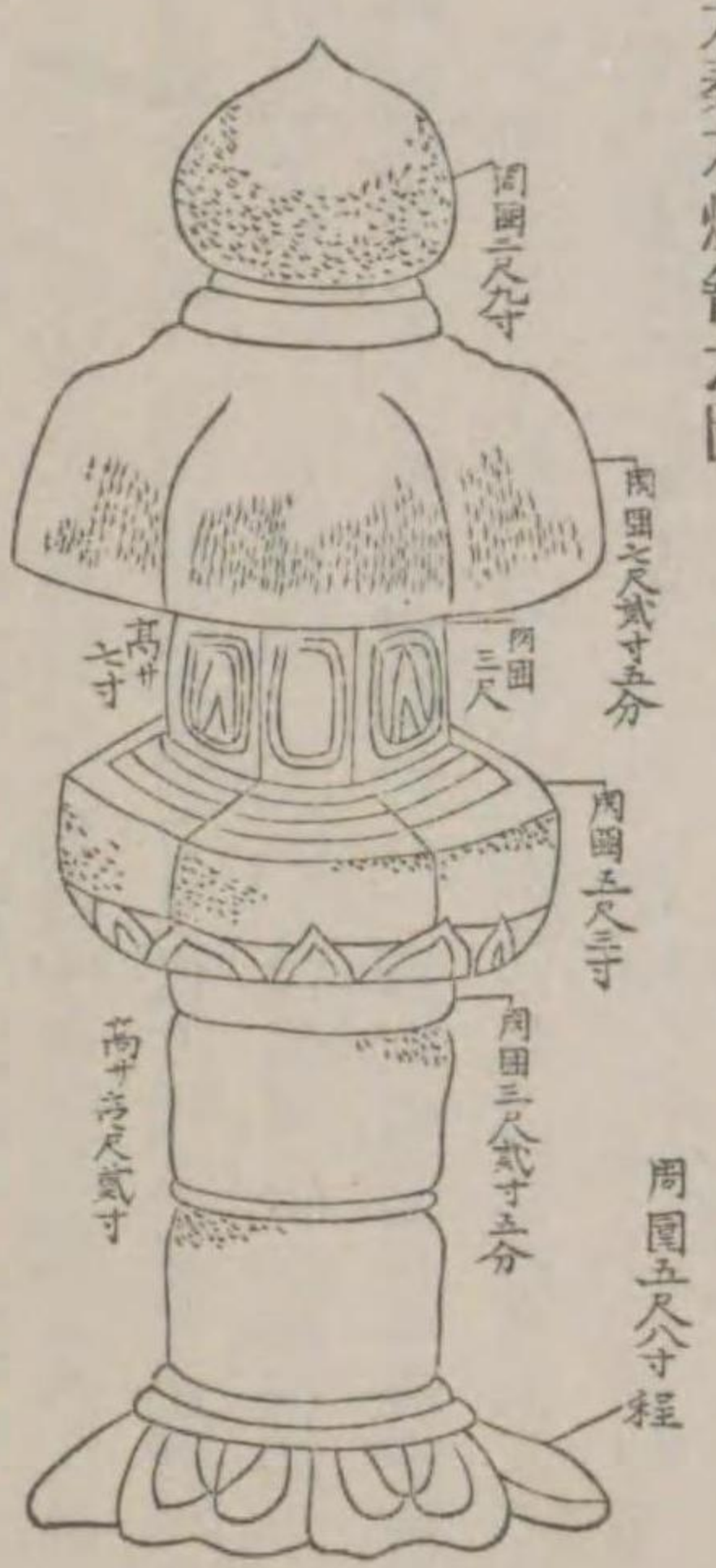
御府内備考卷之十五 淺草之三 新旅籠町代地

(庭の屋寄敷寶三川細)

右後齋儀拜領仕候年月相知不申候。 町内家持札差伊勢屋喜太郎方に太秦石燈籠壹基、年來所持いたし候。 右細川三齋様御數寄屋御庭に有之、其後縣宗知と申茶人被下置、猶又宗知より弟子林道溪と申者之讓受、其後享保六寅年十一月、右道溪より喜太郎先祖白隠と申者讓り受、是迄所持仕罷在候由。尤其節の宗知自筆并道溪よりの讓書付等も有之候得共、享保十七子年三月中類焼の節燒失致し、書物等無之候得共、右の趣申傳有之、代々所持仕罷在由に御座候。 大秦石燈籠所持申傳書

(來由の籠燈石秦太)

先年聖德太子京都嵯峨太秦御宮前に御影石燈籠拾基御奉納被遊候。其後年月相立候故、右の内七基は何方に候哉散亂太秦石燈籠之圖



太秦 石燈籠由來 聖徳太子京都嵯峨

太秦 御宮前に石燈籠十寄御奉納の處戰國の砌九騎散亂いたし壹騎は御宮前に殘右散亂の内壹寄細川三齋公之御所持にて白銀御屋鋪御數寄屋に有之誠御秘藏故御入國之節者道中御本陣に組立被成御覽候其後縣宗知え被下置宗知より弟子林道溪え讓從道溪享保六丑年十一月三宅白隱達而相願讓請是迄所持罷在右宗知直筆道溪讓之印證等享保十七子年三月御藏前大火の砌右印證不殘燒失候以上 享保十七年 三宅白隱 子四月吉辰

仕、右の内壹基は御宮前に残り有、丸太に而圍込、人立寄候儀不相成趣、壹基は外御屋敷様に有之由及承候。右壹基の儀は乍恐細川三齋公御所持に而、白銀臺御屋敷御數寄屋御庭に有之、至而御秘藏被遊、御國入の節は御道中爲御持被遊、御本陣に而組立被仰付被遊御覽候。石燈籠に御座候。其後御氣に入の縣宗知と申茶人え被下置、隨分大切に所持仕罷在候。其後宗知弟子林道溪と申茶人達而所望仕候故、右道溪え讓請申

候。其後享保六亥年十一月、私先祖三宅白隱達而相願漸に讓り請、是迄大切に所持仕罷在候元宗直筆并道溪より讓りの印札等も有之候得共、享保十七子年三月出火の節右書面燒失仕候。依之其後先祖より代々傳罷在候。羽黒派修驗 蓮光院 治兵衛店に罷在候。習合神道者 加藤伊織 彦右衛門店に罷在候。以上乙酉書上

元鳥越町新地

右町の儀は先年御藏前裏通り、往古武州豊島郡峽田領鳥越村の由。正保二酉年九月中、右村町屋に被 仰付元鳥越町と唱候處、右町屋續東の方明地の場所、享保年中の由、御書替御奉行御組手代方大繩拜領町屋敷初被 仰付、元鳥越町續に候間元鳥越町新地と相唱候由。其後年月不相知、右場所御用地に被召上、當時の所え代地被下置、引地に相成候ても舊來の通元鳥越町新地と唱來候、度々の類焼にて舊記等燒失仕、巨細の儀は相分兼、申傳而已申上候。

但右は堀田相模守様御屋敷跡の由に御座候。

右町間口田舎間貳拾間、坪數四百坪。右代地被下置候場所、往古武州豊島郡峽田領石濱庄新町村の由に申傳候。

(村越島領田峽)

(跡鋪屋守相田堀)

村町新庄濱石)

(事が吉孝子幸)

一

御褒美鳥目拾貫文 治兵衛店 幸 吉 右町治兵衛店幸吉、此者儀造花井子供手遊の品を拵商ひ、父幸七儀八拾歳、母きよ六拾七歳に相成候處、右幸吉孝養を盡し奇特成儀入御聽、去る文化十二亥年十月十五日、町御奉行永田備後守様御勤役の節被召出、爲御褒美鳥目拾貫文被下置、今以右店に住居罷在候、勿論父母の義は先達て相果申候。

造花渡世	幸	吉
治兵衛店	幸	七
亥四拾九歳	七	亥八拾歳
同人實父	幸	七
當時剃髮	幸	七
仕名は不	幸	七
可罷在候	幸	七
同人實母	幸	七
亥六拾七歳	七	

右幸吉儀孝心者の由風聞有之哉の旨御尋に御座候。然る處右幸吉儀は實子にて、同人弟清吉と申者有之候得共、先年相果申候。外に兄弟無之、父幸七儀御當地通り四丁目出生の者にて、経箔職渡世に致し罷在、母きよ儀は神田銀町壺丁目出生にて、幸七儀先年田所町に住居致し罷在候節右幸吉致出生、幼年の頃より兩親を大切に仕、其後淺草猿屋町代地安兵衛店へ引越參り、拾六ヶ年已前、寛政十二申年中より當治兵衛店へ引越、年來五茸手傳日雇に罷出候處、平日兩親を大切にいたし、家内幕方不自由無之様手當いたし、

御府内備考卷之十五 淺草之三 元鳥越町新地

小遣等に差支候ても不宜候進、日々早朝より起き、食事等出來候迄は仕覺候作花子供手遊の品等手細工に拵置、食事後より右手傳日雇に罷出、歸り候ても手細工に取懸り、日雇無之節又は日雇より歸り夕方より縁日其外遠近の場所を厭はず持參り商ひに出て、夜分も兩親は爲臥、自分は夜更候迄も細工に打掛り居、當々遅く臥し少しも無懈怠渡世向致出精、一體若年の頃より律義正直者にて、渡世先其外にて聊も云争ひいたし候儀無之、店賃等も月々無滞家主方へ相渡來り、母儀年來左りの足不具にて其上針仕事不相成、幸吉儀手細工の手傳助遣し、兩親も幸吉を勞り常々親子合宜敷、萬端兩親の心に任せ聊も背候儀無之、食物等日々好候品氣儘に爲調、渡世に罷出候節は相店の者へ留主中兩親の心付け頼置、渡世先にも兩親好候食物見懸け候節は調歸り、餘事には聊も賣溜錢遣候儀無之持歸り、其儘母へ相給元手入用の程宛追々母の手元より受取、手細工に用品々調ひ、萬事母へ任せ置、兩親小遣聊にても不自由無之様可致存念にて、日々右の通り仕來り、或は知る人の方にて給物等被振舞候得ば、聊の品にても宿元へ持參り兩親へ爲給母義針仕事相成不申候に付、衣類の儀は時々暑寒共困窮の中にて不自由なき様に爲相凌、萬端自分は儉約始末いたし、平日共兩親養育の差支無之様心懸け、實意を盡し、且父幸七義去る酉年夏中、自分と致剃髮、名は其儘不改罷在、

困窮を見棄其砌托鉢に出可申旨申候得ば、以の外の事にて殊に及老年歩行被案候儀は勿論、外聞等不宜候間、此上我等二度の食事致し候共何様にも養育可致候間、其儀は無用に致候様幸吉止め候故、托鉢には出不申候。并懇意の者妻を持候様に度々進め候得共、其日穡貧窮の身分に付、人数増暮方不自由に相成、兩親の養育心の儘に不相成、心付け等自ら齷末の儀も有之候ては如何敷存候由申、今以妻を不持、兩親大切に致、養育取續相暮罷在候得共、渡世向抄々敷儀も無之、其上御當地は勿論、在方にも身寄續合等無御座、店受人淺草高原屋敷源右衛門店賣卜渡世宗榮と申者にて是迄懇意合の好身而已にて御座候故、渡世向格別致出精、右體困窮を凌、年來無忘孝心を盡し候者に御座候。尤是まで聊も出入其外御咎等受候者にては無御座候。

右之通孝心者の由取沙汰いたし候に付、此段申上候以上。

文化十二申年六月十九日 文 次 郎 御奉行所 以上乙西書上

猿屋町代地

右猿屋町と號け候譯合相知不申候。尤往古は鳥越村と唱候由に御座候。然る處當町の儀は往古猿屋町元地兩側町屋に

(跡鋪屋守羽出田塚)

て、南側京間四拾六間壹尺、裏行同八間、北側表間口京間五拾壹間餘、裏行同貳拾八間餘の處、享保十七子年三月中、類焼に付爲御用地被召上、同年九月中、諏訪町裏通堀田出羽守様御上ヶ屋敷の内にて當代地被下置候。尤表間口五拾三間餘、裏行貳拾八間餘、其儘元地に御殘し有之候。町内東西へ三拾貳間、中程にて四拾四間三寸、下にて廿間五尺三寸。

但道幅半分町内持分共。南北七拾六間七寸。

鳥越郷 豊島郡 石濱庄 峽田領

御年實地壹反四畝拾壹步、外に壹反七畝拾貳步元地、二口ノ三反壹畝貳拾參步元地へ組合候て、御代官中村八大夫様へ收納仕候。

一 拜領地百六拾四坪三合

奥陸尺 荒川 興市 荒木 彌右衛門

右兩人猿屋町代地にて元文三年八月中拜領仕候。

一同百拾七坪三合五夕

御臺樓御廣敷番頭支配 御下男頭 高山 專八郎 御切手番頭 倉本 文七

右兩人拜領町屋敷の儀猿屋町代地にて町屋敷壹ヶ所、寛政二戌年中拜領仕候。

(壽伯・壽洞野守御繪繪)

一 拜領地百五拾貳坪五合壹夕六才 狩 野 洞 壽

右猿屋町にて町屋敷拜領仕罷在候處、享保十七子年三月廿八日類焼仕、御藏火除地に被召上、同年九月十六日、堀田出羽守様、堀田相模守様兩御屋敷跡明地にて代地被下置候。

一同百五拾五坪壹合九夕一才 狩 野 伯 壽

右猿屋町にて町屋鋪拜領仕罷在候處、享保十七子年三月廿八日類焼仕、御藏火除地に被召上、同年九月十六日、堀田出羽守様、堀田相模守様兩御屋敷跡にて代地被下置候。

一同百拾九坪八合五夕 井上 利兵衛

右の者先祖の儀御藏方平小揚相勤罷在候。利兵衛儀は古主柘植八右衛門母良蕪へ忠孝仕候爲御褒美、享保十二年五月十八日、御勘定奉行跡木根肥後守様御役所に於て、淺草橋御門の外西の方松平千次郎様上ヶ屋敷の内、表間口京間拾貳間、裏行貳拾壹間半、總坪數貳百五拾八坪餘地永々被下置候旨被爲仰付候處、翌十三年正月十七日被召上候。依之淺草猿屋町に於て眞岸院殿上ヶ屋敷の内半分、永々淺草橋外屋敷と引替被下置候。然る處享保十七子年三月廿八日、猿屋町類焼に付御用地に被召上、右拜領屋鋪爲代地、堀田出羽守様上ヶ地の内當時場所にて是又永々被下置候。

一 拜領地 五拾坪貳合 御目付支配 御中間無役 小 泉 勝 藏 右享保十七子年中、當猿屋町代地にて拜領仕候。

御府内備考卷之十五 淺草之三 猿屋町代地

一同五拾九坪 右享保十七子年九月中、當猿屋町代地にて拜領仕候。

一同五拾三坪五合 右文政二卯年七月中、

御籠中様御廣敷御小人持田忠次郎當猿屋町代地拜領地面と相對替御願申上、願の通被仰付候。右芝山八次郎先拜領地面并年月は相分り不申候。

一 拜領地四拾八坪七合

大御番頭 酒井飛騨守同心 相川 孫三 郎

右享保八卯年六月中、淺草御門外にて拜領町屋敷被下、御用地に相成被召上、享保十二年五月中、淺草猿屋町にて爲替地拜領仕候處、享保十七子年三月廿八日、類焼に付御用地に被召上、同年九月十六日、堀田出羽守様屋敷跡明地にて有之地所當代地にて被下置候。

一同五拾七坪九合六夕

西丸時計之間 御坊主 長 尾 長 益

右先年龜井町にて拜領仕罷在候得共、年月何頃にて御座候哉、舊記等も度々の類焼に焼失仕、相知不申候。當猿屋町代地にて拜領仕候儀は、文化四卯年十二月中、御評定所物書萬年又左衛門當代地拜領地面と相對替御願申上、願の通被仰付候。

一 同五拾五坪八夕
 右享保十七子年九月中、當猿屋町代地にて拜領仕候。尤最初拜領仕候年月相分不申候。
 細留主居並
 本多圖書組同心
 人見 惠 作

右當町南の方的場脇、高麗屋敷後へ幅五尺有之、下水の儀當猿屋町代地持場に御座候處、寛政六寅年中神田向柳原馬場堀田原へ相渡り、近邊拾壹ヶ町にて奉預り候に付、當町も御願申上御預り町々へ相加り、當時十三ヶ町の場附下水にて御座候。

以上乙西書上

御府内備考卷之十六

淺草之四

○諏訪町

一 右町名の儀は町内に諏訪の社有之に付、名目に相成候儀と奉存候。淺草寺領にて御年貢地に御座候。町地に相成候譯は去文政四巳四月十日町内類焼の節、古書付諸帳面共焼失仕相分り不申候。尤其段町御奉行所へ御届申上置候。

一 町内東裏河岸通り南より北へ凡八百八間五寸、西裏通り南より北へ凡百拾五間五寸、南横町通り東より西へ凡六百拾壹間、北横通り東より西へ五拾間貳尺、
 但三間町入組候分相除申候。

一 拜領屋鋪三百三拾坪九合五夕 西九裏御醫師 吉田 梅 庵

一 此屋鋪先規銀座御役所にて有之處、正徳六申年正月十八日、類焼以後御役所相止み、町内へ御預けに相成居候處、享保二酉年九月廿一日拜領相成申候。

一 拜領屋鋪三百三拾九坪五合八夕 御目醫師 赤松 休 庵

一 此屋鋪先規銀座御役所にて有之處、正徳六申年正月十八日、焼失以後御役所相止、町内へ御預けに相成居候處、享保二酉年九月廿二日拜領に相成申候。

(社訪諏) (領寺草淺) (庵梅田吉) (所役領座銀) (庵休松赤)

御府内備考卷之十五終

一 拜領屋鋪百貳拾坪 細本九表坊主 幸田 利 三

一 此屋鋪往古黒船町番屋敷跡にて、淺草寺領除き以前白鳥宗覺上り屋敷御座候處、寶曆六寅年拜領に相成申候。月日曉と相知不申候。公役銀壹ヶ年銀拾貳匁宛差出申候。

一 黒船番屋鋪跡 右往古黒船番屋鋪跡、淺草寺領除き字松次郎屋鋪と唱來候。表田舎間六間、奥行貳拾間、此坪數百貳拾坪、公役銀壹ヶ年銀貳拾四匁宛指出申候。

一 物揚場 右町内南の方黒船町境横町近邊町々物揚場御座候。此所往古堀田筑前守様物揚場跡に御座候。

一 撫垂地物置場十三所 反別壹町七反六畝九分

一 高札 町内南の隅三川端に御座候。表書に淺草川筋、南は諏訪町より北は聖天町の間にくゐて殺生停止之。若違背の輩あらば曲事たるへき等也。

一 五月日 右高札の儀は元祿五申年七月中、寺社御奉行戸田能登守様へ別當傳法院奉願、同年九月廿七日相渡申候。
 諏訪社 別當淺草寺衆徒修善院
 飯綱權現社 別當淺草三間町寶幢院

御府内備考卷之十六 淺草之四 諏訪町

一 土御門配下神職早川登 清吉店罷在候 文七養女 げん

一 御褒美銀五枚御手當金拾兩 右町内清吉店番米屋文七養女げん拾九歳の時、養父文七痰咳にて永々相煩、及困窮難取續候の所、げん儀毎朝六ッ前より起碓にて米を踏、春上り候得は召仕も無之、自身得意先え替負持參、日雇賃をかばひ、養母せき儀は藥用給物等致世話、文七儀晝夜六七度宛差込有之、其節は兩人にて介抱仕、夜分も米を踏、仕舞候得は文七寐付候迄撫摩り致世話、養母せき儀も病身にて旁及困窮候故、成振等にも不相構、如何敷衣服等も恥辱にも不奉存。其中にて淺草觀音え致日參、長病全快祈念を致、孝心奇特成儀に付青山下野守様御差圖の由にて、文化九申年十二月二日、永田備後守様御番所え被召出、爲御褒美白銀五枚被下置、格別困窮者に付外に爲御手當金拾兩被下置候。文七儀は拾ヶ年以前病死仕、養母せき儀は未存生にて六拾壹歳、娘げん儀は三拾三歳に罷成、只今は召仕も三人有之、今以米商賣仕、誠に難有御儀常々奉存居申候。其旨上野表え違御聞、爲御褒美青銅五貫文、爲御手當外に金千五百疋被下置候。

(んげ女孝)

一 寶曆二年八月八日

一 淺草川殺生禁斷札御建替并町觸の儀、去年夏中より上野え申上、上野より公儀え被仰立候處、去秋中九月中旬被仰立

以上乙西書上

(札の斷禁生殺川草淺)

候通相濟候得共、段々延引候處、此度町御觸左の通に被仰出候。右町觸の寫本寫庄太夫持參、尤高札の儀札板寸尺文言等町奉行所より御尋の由、町年寄榊屋與次右衛門より諏訪町名主聖天町名主方え申來候に付、札寸尺文言寫差出候由。尤札寸尺繪圖は去夏青山因幡守殿え差出候控此方に有之候間、其通に認出候様に申付、右之控書付庄太夫え相渡遣す。

町御觸之書付寫左之通

元祿五申年相觸候淺草川南諏訪町より北は聖天町迄、此内にて殺生仕候儀御法度に被仰付札相立候通り、彌右の於場所堅殺生仕間敷候。若相背者急度曲事可申付もの也。

申八月

右の通從町御奉行被仰渡候間、町中裏々召仕等迄入念可被相觸候以上。

町年寄 三人

八月八日

殺生禁斷の義に付聖天町、諏訪町名主兩人共に町年寄榊屋與左衛門方え被呼、殺生禁斷の高札被相渡。尤笠木并金釘八本相添被致、則代官所え持參に付、本間庄太夫此方え持參候。尤先達て町觸も相濟候間早く相立候様にとの御事に候由、堅杭、矢來、石垣等早々申付之、出來次第相届見分被遣候由也。

寶曆三年七月六日

(衛兵伊座參人)

一 町年寄榊屋藤左衛門より諏訪町、聖天町名主共方淺草川の内淺草寺領の間殺生禁斷御高札の儀、最初御高札相建候節の譯、其後御建替の儀、尙亦去年御建替の儀、何方より如何様に申立候哉の趣、書付今日中指出候様に被申渡候間、名主方には最初御建被成候節は留書、其後御建替の儀も留置無御座、度々類焼の砌左様の書物致焼失一向相知不申、去年御建替の儀何方より如何申立候哉是又不存候旨申候處、淺草寺役所又は本坊え聞合書付指出候様に被申候由故、本間庄太夫右申出候に付、最初殺生禁斷願上候節の留書并掛りの御奉行所、其外右の節被仰渡等の右留、去々年未ノ五月御建替の儀上野へ相伺、上野より青山因幡守殿え被仰入被仰立の通御建替并町觸の儀被仰出候上、去七月御建替相濟候迄の趣書拔、名主方より爲差出候様に本間庄太夫え渡之候處、彌右書付差出候て相濟、外に尋之義も無之由、依之此上とも中古御建替の次第尋申來候共、此方え聞合無之、書出申間敷旨申渡置之。

以上〔淺草寺雜簿〕

陸尺屋鋪

一 陸尺屋鋪の儀は元人參座伊兵衛と申者致拜領罷在候處、右地所被召上、享保十二未年中、御陸尺方七人え拜領被仰付、依之町名陸尺屋鋪と相唱候。

(屋長鮮朝)

一 町内東西え南の方にて貳拾貳間三尺八寸、北の方にて拾七間、南北え東の方にて三拾六間、西の方にて三拾六間四尺五寸、但し道幅半分共。

町内の字陸尺屋鋪、一圓に里俗朝鮮長屋と唱候。但是は先年朝鮮人來朝の節、東本願寺地内え朝鮮人被差置候御小屋有之、右御拂に相成候節、右材木買請家作致候に付、其比より朝鮮長屋と相唱候。

以上乙酉書上

三好町代地

一 右町の儀は享保十七年子三月中元地類焼の節、堀田出羽守様御上り地え替地に相成、其後寶曆十五年十月十五日、不殘元地歸の砌、右町三好町代地として殘置候由御座候。右地面寶曆八寅年正月十一日、拜領地に被仰付候。尤松平宮内少輔様御勤役中に御座候。

以上乙酉書上

黒船町代地

一 右町の儀は享保十七年子三月廿八日類焼仕候節、深川黒江町え替地被仰付候の處、殘の分は其頃堀田出羽守様御上り

御府内備考卷之十六 淺草之四 三好町代地 黒船町代地

(屋長屋渡佐)

地にて代地として被下置候由申傳候。但御年買地にて當時中村八太夫様御代官所に御座候。尤町名起の儀は元地黒船町に書出有之候。

一 町内東西、南の方五拾壹間、道幅半分共。南北、北の方五拾貳間壹尺。南北、東の方八間、四百八拾坪餘の裏長家を里俗佐渡屋長家と唱來候。元より右地面に春米商賣致し候佐渡屋喜右衛門と申者住居仕候故、右字付申候。尤當時も住居罷在候。

清兵衛所持

一 御預り地 右町内清兵衛所持地面、北の方にて間口壹間四尺餘、裏行貳拾間、此坪三拾三坪三合五夕壹才、永代御預り地にて、町年寄衆御役所え年々地代上納仕候儀に御座候。

黒右衛門所持

一 御預り地 右黒右衛門所持の地面、南の方にて間口壹間貳尺七寸二分餘、裏行貳拾三間三尺、此坪三拾四坪壹合八夕五才、右同斷。

市兵衛所持

一 御預り地 右町内市兵衛所持地面、南の方にて間口貳間壹尺貳寸五分餘、裏行貳拾三間三尺、此坪五拾一坪九合三才、右同斷。

音吉所持

一 御預り地 右町内音吉所持地面、南の方にて間口四間壹尺六寸貳分餘、裏行貳拾三間三尺、此坪百坪三合五夕六才、右同斷。

(跡録屋守羽出田廻)

一 御預り地 善藏所持
 右町内まげ後見善藏所持地面、南の方間口五間貳寸三分餘、裏行貳拾三間三尺、此坪貳拾坪四合八夕八才は右同斷。
 御預り地 善藏所持
 右町内まげ後見善藏所持地面、南の方にて間口五尺五寸、裏行貳拾三間三尺、此坪貳拾坪九合五夕九才は右同斷。
 御預り地 半兵衛所持
 右町内半兵衛所持地面にて間口貳間貳尺五寸二分、裏行四間三尺五寸、此坪拾壹坪餘は右同斷。
 黒船三社稻荷社 別當天台宗泉住寺。
 以上乙酉書上

御掃除屋鋪
 一 右拜領屋鋪延享四卯年十二月廿四日、村上肥後守様御勤役中、柳田直次郎組御掃除の者拾三人分大繩にて拜領被仰付、依之御掃除屋敷と唱來候。尤公役銀差出申候。町屋鋪拜領以前の儀は堀田出羽守様御上り屋敷の由。
 一 町内東西貳拾三間餘、南北三拾八間三尺、但道幅半分共。羽黒派修驗常明院 文右衛門店罷在候。
 以上乙酉書上

吹上御庭方拜領屋鋪

(跡寺圓大) (荷稻砂眞) (下森)

一 右拜領町屋鋪の儀は堀田出羽守様上り地割殘地の内にて、享保十八丑年五月廿四日、吹上御庭方の者之拜領地に被仰付候。依之右名々來り、年々公役銀差出申候。
 一 右町東西兩の方貳拾壹間一尺餘、道幅半分共。
 一 南北兩の方四拾四間四尺五寸、同。
 一 南北西の方三拾壹間壹尺五寸、同。
 以上乙酉書上

眞砂町
 一 右淺草眞砂町の儀は當時御藏前に有之候大圓寺立跡にて、元大圓寺上地と相唱、寛延二巳年九月、町御奉行能世肥後守様御懸りにて町地に相成、其後明和五年十二月、町銘眞砂町と相改申候。右は町内に眞砂稻荷の祠有之、依て眞砂町と相唱候。
 一 町内東西え南の方にて拾三間三尺、北の方にて二拾二間五尺五寸、南北え三拾間半餘、道幅半分共。
 一 町内の小名此邊一圓に里俗森下と唱候。
 一 但是堀田豐前守殿下屋敷に森有之、右近邊森下と相唱來候由。
 以上乙酉書上

三島西藏院門前
 一 町名の起は三島明神の社有之、依之三島西藏院門前と唱來

(社神明島三)

候。右三島明神の社往古は下谷金杉村に鎮座、社地千八百四拾四坪有之、同所西藏院持に御座候處、寶永六丑年四月、東叡山御用地に被召上、淺草元小揚町と相唱候當時の場所にて、代地千坪五合并社地爲引料金貳百兩、寺社御奉行本多彈正少弼様御掛りにて別當西藏院え被下置、右千坪五合の内貳百參拾參坪は社地除置、殘七百六拾七坪五合の場所正徳元卯年三月、門前町屋相願、願の通被仰付候。
 一 町内東西え七拾間四尺五寸、南北え拾四間三尺、但道幅半分共。
 一 但社地相除二ヶ所に相成居申候。
 一 三島明神社 別當下谷金杉村西藏院。
 以上乙酉書上

福川町
 一 右町の儀者町御奉行大岡越前守様御勤役中、小石川養生所辻番請負人爲助成、享保七寅年七月十日に被下置候砌、右町名も被下置候。尤年々諸役の儀は相除有之候。尤此已前の儀は一向相分り不申候。
 一 右町東西五拾四間壹尺五寸、南北拾三間餘。
 但道幅半分共。
 以上乙酉書上

(地貢年寺草淺)

三間町
 一 町名の起候譯、草分人の名、町地に相成候年代引地代地、築立地の分往古村方にて有之候節の申傳相知不申候。
 一 町御奉行所御支配にて、淺草寺年貢地にて御座候。
 一 反別二町六反四畝廿九步壹合九勺、畷田領と唱申候。町内
 一 東西兩の方駒形町境より三間町西末迄長延六十七間一尺五寸、但片側北の方駒形町境より田原町一丁目境迄南側長延百九間三尺、北側長延百二十四間、駒形町境より黒船町地境迄長延四十四間、片側駒形町境より田原町境迄長延百九間三尺、片側駒形町境より福川町八軒町境より西件町境迄長延六十間、南北福川町八軒町境より西件町境迄長延六十間、但道幅共。
 一 右場所一體三間町廣場にて有之候處、福川町八軒町新地に相成候に付三間町中隔候由申傳候。
 一 小名竈横町 田原町一丁目之境 御行長屋
 一 宮戸森稻荷社 別當本山派修驗寶幢院持
 一 行場 天台修驗理性院歡道持
 一 右歡道儀理性院預り罷在候。右場所最初者元祿元年月日不知、祐海と申行者當町え罷越、三間町裏地續西仲町境に空地有之候處に行場を取立住居仕、其後明和年中宥實と申者在在中當所え引移り、今以相續仕、當時者右歡道と申者罷在候。且毎年羽黒山え參詣の講中、於此所行を相勤、其後出立仕候。尤皆々別火の食事に御座候。

(屋長行御)

(門衛左郎市子孝)

一 御褒美銀五枚
家主彌右衛門地借
羽口屋市郎左衛門
右之者母に孝心厚儀達御聞、町御奉行小田切土佐守様御勤
役中寛政四子年十月十五日、被召出於御白洲、本文の通御
褒美頂戴仕候。其後家主彌右衛門病死後、右地面家主に罷
成。實子無之、養子市郎兵衛と申者引續家主役相勤罷在候。
當時迄四代相續仕候。

藤兵衛店
實屋傳六

同三枚

(六傳屋買者行善)

右の者奇特成儀達御聞、町御奉行初鹿野河内守様御勤役中、
寛政三亥年三月十七日被召出、本文の通御褒美頂戴仕候。
右傳六寛政六寅年中其身住居の地面買求、町内居付地主に
罷成、俸松次郎傳六と改名、親共傳右衛門と改名仕候。其
後八十餘歳にて病死仕候。且又傳右衛門存命中、文化八未
年十月廿七日、上野表御沙汰の由にて、地頭淺草寺より青
銅壹貫文御褒美被下置、文化九申年十一月十八日御菓子被
下置、文化十四年十二月廿五日御蒸菓子被下置、都合三度
頂戴仕候。當時養子傳六にて二代相續仕候。
一 淺草三間町藤兵衛店買屋傳六五十四歳の節、奇特者に付御
銀三枚頂戴仕候御調、生國武州足立郡古谷田領篠葉村百姓
傳右衛門伴にて御座候處、同村百姓善助と申者元先年金子
三拾兩貸置候處、右善助義甚不勝手に御座候由、親傳右衛門
は以前念頃合の者に付氣の毒に存、右金子元利とも四拾兩

(門衛右郎市子孝)

程有之處遣切に致、其上善助儀所持の田地賣拂度申に付、
格別に存直段宜敷金百貳拾兩に傳六買求、則父傳右衛門三
回忌の節右村え罷越念頃に法事等相勤候上、前書買求置候
田地の内々菩提所同村鎮守其外親類并知人困窮の方え不殘
配分助力致遣し、其後も貧窮成者えは自分の名前は不申、
夜分杯米錢等施行致遣候儀に御座候。右達御聞、初鹿野河
内守様於御番所、寛政三亥年三月十七日、御褒美頂戴仕候
事。其後引續三度上野表より御褒美頂戴仕候。
同銀五枚
彌右衛門店
市郎左衛門
右當町彌右衛門店市郎左衛門、右町出生にて、祖父より當
市郎左衛門迄三代相續仕罷在、凡九拾ヶ年右地面に罷在、
父市郎左衛門儀は九ヶ年以前病死仕後、家内人数は實母り
よと申當子六拾壹歳に相成、妹壹人有之、都合三人暮にて、
至て母え孝行にて、常々母の申儀何事に不限違背不仕相用、
家業專に仕、夜分に罷成候得ば借本等母このみ候故讀み聞
せ候て、右讀本を慰と仕、決て遊山ヶ間敷儀にて不罷出、
日々食時の砌に至り候得ば、商賣致懸候ても母好三候品を
承り、自分相調來候。其中にも善助を別て相好み候故、時
々食籠等え入、目立不申様致母え爲給、總て右に准じ朝夕
共孝行仕候儀に御座候。且又當夏中母も久々相煩候處、看
病杯人目に相懸り不申様仕、母臥罷在候節は手足杯揉みさ
すり、喰物等相進め、壹人にて彼是養育致候故、家主杯見

(堂の音觀頭馬)

兼申候ては、縁付罷在候妹儀呼寄友に看病仕て可然旨市郎
左衛門え申聞候得ば、母儀娘え相知らせ候ては案事可申間、
知らせ吳不申様申に付、やはり我等一人にて宜敷申、晝
夜看病致由斷なく候故歟、肥立も早く追々全快致候儀に御
座候。尤平常隣家の者又家主杯市郎左衛門え申聞候は、家
内取締り方のため相應の者妻り可致旨度々申聞候得ば、彼
是甲、兎角母儀極老にて立居等不自由と申儀にも無之、萬
一參り候者母の心に相叶不申者にて御座候ては却て不
候故、先獨身にて相暮度段申、今以無妻にて罷在候儀に御
座候。
右の通密々相調申上候。爲御褒美銀五枚寛政四子年十月中、
町御奉行小田切土佐守様御番所え被召出、頂戴仕候儀に御
座候。
以上乙酉書上

駒形町

一 町名の起候譯は町内馬頭觀音の堂往古より有之、依て駒形
町と相唱候。草分人の名、町地に相成候年代引地代地築
立地の分、往古村方にて有之候節の申傳相知不申候。
一 町御奉行御支配にて、淺草寺御年貢地え御座候。
一 町内西側南北九拾六間、東側南北百拾壹間、南の方東西七
拾七間、北の方東西四拾六間半餘。

御府内備考卷之十六 淺草之四 駒形町 八軒町

(領田畵) (水清形駒)

但道幅共。
一 反別壹町壹歩、畵田鏡と唱申候。
一 大川、此邊一名宮戸川と往古より唱候。
一 駒形堂後の所、鐘ヶ淵と唱候由、尤來歴相知不申候。右堂
後に駒形堂清水と申傳候場所所有之、今涌出申候。
一 河岸地并物置場
一 河岸付の場所銘々屋敷附河岸地と唱、炭薪置場又は土藏
等有之、尤地頭淺草寺え年貢差出來候事。
一 但物置拾四ヶ所、土藏壹ヶ所。
一 駒形堂 淺草寺持。
一 古碑壹ヶ所 駒形堂脇に御座候。
一 非人小屋壹ヶ所
一 町内駒形堂後河岸に非人小屋壹ヶ所、右は善七手下卯之助
と申者小屋頭にて罷在候。
以上乙酉書上

(地引の町中谷)

一 武州豐島郡谷中町より引地に相成候年代相知不申候。
一 町内東西之南の方にて七拾九間五尺三寸、北の方にて四拾
八間二尺九寸、南北え西の方にて拾四間四尺八寸、東の方
にて六間三尺。
一 但道幅半分共。

八軒町

(領岩) 一 町御奉行御支配にて東叡山御年貢地に御座候。此反別貳反八畝壹分、岩淵領と唱申候。
一 神尾若狭守様・曲淵豊後守様寛延三年九月中御檢地に有之候。

以上乙酉書上

淺草清水稻荷屋鋪

一 寶永七寅年二月十八日、寺社御奉行本多彈正少弼様御懸りにて、間口七間、裏行三拾壹間壹尺、此坪數貳百拾六坪、別當田中松春拜領仕、稻荷祠勸請仕、跡町屋御願濟に有之候。

清水稻荷社 田中松春持
松春書上左の通

(谷水溝) (來由の荷稻水溝) 一 東叡山御構内西の方元清水谷と申所は、古來は清水町と申町屋にて御座候。私先祖田中四郎兵衛と申者、寛永年中川越仙葉喜多院

御宮御普請御用相勤候節、御用向無滞相勤候爲御褒美、慈眼大師より右清水町にて町屋敷拜領仕候節、其地面に年限不相知往古より鎮座有之候社にて、其時より田中四郎兵衛守護え被仰付候。右町屋敷上野御用地に相成候に付、元禄貳巳年、谷中法恩寺上ヶ地跡にて替地拜領仕候。元禄十六未年、法恩寺上ヶ地跡の替地上野御用地に相成候

に付、同十七申年三月十日、谷中智光院上ヶ地にて替地拜領仕候。

一 寶永六丑年、智光院上ヶ地跡の替地又々上野御用地に相成候に付、翌寅年二月十八日、寺社御奉行本多彈正少弼殿御掛にて、淺草八軒町にて替地拜領仕、稻荷社其外共引移、只今迄鎮座有之候。尤拜領地面總坪數四百八拾六坪にて御座候處、上野仁王門前町にて貳百七拾坪淺草八軒町にて貳百拾六坪、貳ヶ所にて替地拜領仕候。

以上乙酉書上

田原町 壹丁目・貳丁目・參丁目

一 町名の起、草分人の名并町地に相成候年代等相知不申、田原町の内南の方壹丁目、北の方貳丁目・三丁目と相續有之候。
一 町内 東西え南の方九拾六間、北の方七拾四間半、南北え東の方百六拾七間餘、西の方百八拾四間半餘。

但道幅半分共。

一 町御奉行御支配にて、淺草寺領年貢地に有之候。
一 反別三町八反六畝貳拾九步二合三夕、峽田領と唱候。町内の字

(町濱窪) (屋長切朋) (領寺草淺) 田原町壹丁目の内東側地面の内、里俗朋切長屋と唱候。但是は先年地面割分け候儀有之、其節より右様申傳候由。同町貳丁目内東の方横町に里俗窪横町と唱候。但是は先

(町屋茶)

(町横水派)

(屋長骨蛇)

(彰表者行善)

年より右場所に竈拵候職人多有之、右様申傳候由。

同町の内西の方片側町にて里俗茶屋町と唱候。但是は先年右場處に水茶屋多有之、右様申傳候由。

同町三丁目の内中横町里俗源水横町と唱候。但是は右横町松井源水と申者往古より致仕居罷在候故、右體申傳候よし。

同町の内北の方町端え寄湯屋有之候場所、里俗蛇骨長屋と唱候。是は往古蛇の骨に候哉掘出し候儀有之、右様申傳候由。

一 御褒美銀五枚

長兵衛店 伊右衛門 同人弟 清 六

淺草田原町三丁目長兵衛店伊右衛門并同人弟武州葛飾郡須崎村名主平十郎召使清六、右兩人共兼々實父養母繼母等へ孝行盡候段入御聽、町御奉行小田切土佐守様御勤役之節、寛政八辰年五月廿四日、右御番所へ被召出、伊右衛門清六兩人え爲御褒美銀五枚被下置候。右伊右衛門儀當時も前書の長兵衛店へ罷在候。
一 御褒美米拾俵 吉右衛門下女 め
同町家持吉右衛門下女そめと申者、享保四十年百歳に相成稀成長壽、其上年來主人え忠節盡候段入御聽、町御奉行小田切土佐守様御勤役之節、同年正月十八日、右御番所え被

(派道神合習)

一 召出、爲御褒美御米拾俵被下置候。右そめ儀其後文化四卯年二月中、百三歳にて病死仕候。

一 習合神道神事舞太夫頭田村澤之助 澤之助幼年に付後見友山求馬書上左之通

一 習合神道神事舞太夫家道之儀は、往古より相立、頼朝公御治世始て支配頭相立、乍恐御當家に至ては、御入國之御參州より御供仕、習合神道神事舞太夫頭被仰付、京都神家之不請差圖、御公儀御威光を以一派御極め被下置、支配下の神主宮持并社役之者には、頼朝公并北條家之御墨附致所持候もの、又は御府内御免勸化被仰付候者有之候。且支配下へ風折烏帽子裝束之許狀差出申候。尤右免許之儀者私代替家督被仰付候段、御奉行所於御内寄合に先格之通被仰渡候。且呼名國名等も差免し候事。

一 習合神道一派に三條札御許容有之候。
一 竈神青襖札、古來より年々正五・九月御府内御免、配札名代のもの巡行爲致候事。

一 御免繪馬札配札之儀者文化十三年十一月、阿部備中守様え友山求馬奉願、同十二月十八日、松平右近將監様於御内寄合に願之通被仰渡、年々正月配札名代のもの御府内致巡行候。且在々えば配下のもの致配札候事。
一 當四月廿五日吹上え被召出候一件は、吉田殿關東執役宮川

(札馬繪免御)

(禮祭現權社三草淺)

彈正より、下總國葛飾郡栗澤村茂侶神社神主友野相模之吉田家配下見廻り役申付候故、同人義田村澤之助支配下、下總國印旛郡米本村神事舞太夫小林丹波へ呼状相付、裝束へ差障候に付、其段友山求馬并役人本庄内記鈴木豊後より友野相模相手取奉出訴候處、段々御吟味之上今般熟談、御吟味下げ奉願候は、友野相模儀習合神道之儀者京都神家之不請差圖、

御公儀御威光を以一派御極め被下置候を不相辨、呼状相付職道へ差障候は重々心得違に付、訴訟方へ相詫、且宮川彈正儀も向後手入ケ間敷義致間敷等にて、規定致し候事。

吉田家白川家配下神主社人どもに許狀無之ものは、御奉行所、御評席且御評定所へ被召出候節は牢人臺之御取扱に候得共、私支配下老若男女共に武家に屬し候故、御評定所にては上訴訟へ被召出、御評席にては上縁通之御取扱に御座候事。

淺草三社權現神主役兼帶往古より相務候。尤右祭禮神事毎年三度有之候。

正月五日、流鏑馬。

三月十七日十八日、境内神樂相渡り申候。右神靈移神靈歸神事私相勤候趣、年々三月十六日、御用番寺社御奉行所へ相届候事。

六月十五日、天下泰平之神樂執行。尤俗に天下乞と云、右

(禮祭現權社三草淺)

神樂に相用候舞太夫之面は、元久貳年記有之至て古物御座候。右神樂之儀者習合神道舞音曲之神樂にて一切他家に無之、毎年六月七日御用番寺社御奉行へ着帳之上、同八日より一七日潔齋、社人共於私宅行入被神樂執行、當日淺草寺へ一同相詰、玄關より社人共馬乘にて、觀世音御堂前神樂殿にて執行之事。

十二月十六日、御用番寺社御奉行へ淺草觀世音於市に往古より大黒之儀差出し申候間、御届申上候て相引め候事は不相成候。且觀世音御堂前右小屋地所、往古より定り有之候。尤淺草惣市之小屋也。

住居神事屋敷に往古より稻荷之社有之、尤淺草並木町原にて人家無之砌より有之由。且四代前田村八太夫妻、幼年之砌、白狐神を拜、同町地主松村屋八三郎先祖右稻荷至て致信心候處、參詣之節右白狐神拜し候趣馳と申傳候事。

神事舞太夫由緒

神事舞太夫家道之儀は、習合神道にて往古より武家に屬、乍恐

御公儀御威光を以神事舞太夫職は一派御極め被下置、職札、法例烏帽子裝束之許狀御許容被成下、他之神職相構候義無之、一派之職道相立來候。且亦私支配之儀は關東八ヶ國并信州甲州會津表迄散在在、配下之輩には神主に宮持社役人之品有之、各社例を以神事祭禮相勤來は、宮々は

(來由夫太舞事神)

御朱印地之配當を請、又は御料私領之内御除地所持仕役者共數多有之、其外總支配下神事舞太夫の義は宮持社役人の末流にて、總應の且中相分習合神道を以家職相勤來候。

關東に支配頭相勤罷在候起りは、賴朝公御治世鶴若孫藤治と申者、頭役相勤申候御墨附頂戴仕、其子孫今に相州平塚宿に罷在、御除地所持仕、鶴岡八幡宮の社役相勤罷在候。將亦小田原北條家時分天十郎と申もの、關東八ヶ國の頭役相勤御墨附頂戴仕、其子孫今に相州小田原に御除地所持仕罷在候。右兩人の子孫私支配下の神職にて、今以相續仕罷在候。此砌より武家に屬、一派之神職相立來候。

神事舞太夫由來

私支配下之儀は諸國散在仕神主宮持社役人之品有之、代々社例を以神事祭禮神樂相勤、御除地之宮社所持仕罷在候。且亦社役人之内には天台眞言或は社家本山修驗之宮社にて、從古來由緒筋目を以御朱印配當又は御除地所持仕候もの共數多御座候。諸國支配下之者相勤候祭禮神樂之儀は

常陸國水戸

東照宮様御祭禮每年四月十六日より十七日迄、乍恐天下泰平御武運長久御祈禱御神樂奉幣、國堅神樂、八乙女神樂其外品々何れも烏帽子裝束にて神事舞太夫相勤申候。

同國金砂山大權現七年に壹度之小祭禮、七拾三年に壹度之

(禮祭現權社三草淺)

大祭禮執行仕候。平城天皇御宇、五穀成就之祭禮として是始、文德天皇之御宇初て大祭禮と號、夫より祭禮神樂無斷絶、去正徳五年三月朔日、七拾三年に壹度之大祭禮執行仕候。各何れも常陸國水戸御領内に罷在候配下社役之者五十餘人、烏帽子裝束にて相勤來候。右之内鈴木丹後と申もの神事社役頭相勤、五拾餘人もの共是に隨順致し、神事祭禮相勤來候。尤右之外出家・山伏他分之社役相交り執行仕候。御當地淺草三社大權現、私代々神主役相勤、毎年正月五日流鏑馬、神事奉幣、國堅、釧女神子、猿田神樂以上三座社役人之もの共相勤申候。三月十七日隔年御祭禮、供奉裝束立烏帽子紗狩衣着仕候。其外社役人之者共烏帽子狩衣にて神輿供奉仕候。同六月十五日神事釧女神樂翁、三社神樂支配之社役人烏帽子裝束にて古來より相勤申候。

下總國千葉妙見之社、毎年七月廿一日より廿二日迄御祭禮神樂、配下神事舞太夫之者共烏帽子裝束にて相勤申候。

相州國府六所大明神、毎月五月五日相州一之大祭禮にて、一の宮二の宮三の宮何れも神揃山へ御集會有之。天下泰平、御武運長久御祈禱神樂神事舞太夫之者相勤申候。其外月次奉幣神樂執行仕、五座七座或は十二座神樂古より相勤、近郷在々鎮守産神祭禮之時節致出勤、右體之神樂相勤來、乍恐

權現様御朱印配當仕、神事舞太夫之者以上八人御除地頂戴

(禮察現權大觀高)

仕罷在、毎年神事神樂無怠慢執行仕候。同國高麗大權現御祭禮神樂、毎年配下之者相勤申候。右之外所々於宮々神器品々鈴幣帛等を持、社例傳來を以舞音曲之神樂從古來相勤、又は神輿御先被神役或は天王祭市神祭等國々支配下神事舞太夫之もの共相勤來、乍恐天下泰平、御武運長久御祈禱御祭禮無怠慢相勤申候。荒増如此に御座候。

神事舞太夫帶刀之儀は、宮持社役人平配下之者一統從古來致來申候。去る明和三年戊二月廿四日、土岐美濃守様帶刀之儀御尋御座候に付、古來より支配一統往來候段親父八太夫時代書付差上申候。且又席之儀は支配下之者一同願、訴訟御座候節は先々御下通へ罷出申候。此段相違無御座候以上。

大工棟梁 鈴木太郎左衛門 鈴木源右衛門

淺草田原町三丁目鈴木太郎右衛門奉申上候。私共家先祖之儀左に奉申上候。先祖より代々觀音被官にて、大工棟梁仕來候て罷在候處、貞享年中先祖へ淺草寺より由緒之儀尋候に付、其節先祖書差出し候寫書左に奉申上候。

口上書覺

私共兩人は觀音從往古代々大工棟梁にて、則御寺領之内太郎左衛門八石面源右衛門六石面拜領仕候て、諸事御修復等

(結由の工大音觀草淺)

(工大の官若倉謙は祖先)

仕來候。右大將頼朝公之御時、鎌倉若宮八幡御造營之時、私共先祖被召出被爲仰付候。御造營成就仕、御褒美拜領仕、從是御所御作事仕來候事。當御代五拾貳ヶ年以前、

大猷院殿様觀音堂御建立之節、御奉行舟越三郎兵衛殿、花房五郎左衛門殿私共由緒被聞召分、平内大隅と一同棟梁役被仰付、其後四拾年以前御建立にも罷出御棟梁仕、當御城内御作事之度々罷出相勤來候。觀音堂末社御修復今に棟梁役仕候。御普請に罷出候内白米壹人半扶持宛被下候。普請出來以後御普請從多少に御褒美從前々拜領仕來候。右之通、御座候間、以口上書申上候以上。

大工棟梁 鈴木太郎左衛門 大工棟梁 源右衛門

貞享三年寅 三月朔日 淺草寺 御役人衆中

右之通り書付先祖より淺草寺へ差出し候。然る處其後淺草寺上野御兼帯に相成候て、私共先祖より由緒に付爲呼名國名被下置、於今配當米并に居屋敷共先規之通り被下置候。此度御尋に付乍恐先祖書之儀奉申上候以上。

鈴木太郎左衛門

(覽上曲のまこ) (水源井松資磨齒し廻まこ)

文政八乙酉年 十月

齒磨賣 松井源水

淺草田原町三丁目半藏店松井源水と申者往古より罷在、同所觀音境内へ罷出、こま廻し齒磨賣渡世致居、享保十一年十二月十三日、

惇信院様淺草筋御成之節、伊奈半左衛門様御掛にて、觀音境内にわめて初てこまの曲上覽有之、其後度々上覽有之、御褒美等被下置候。

享保十一年十二月十三日、同十四酉年三月十二日、元文二己年七月十五日、惇信院様淺草筋御成之節、觀音境内にてこまの曲上覽有之、其度々爲御褒美銀壹枚宛被下置候。

延享四卯年十二月五日、寛延三年十月七日、同年十一月十三日、寶曆元年九月廿七日、同四戌年六月十五日、同十一己年十一月十八日、淺明院様淺草筋御成之節、觀音境内にて上覽有之、其度々爲御褒美白銀壹枚宛被下置候。

明和七寅年四月五日、同八卯年五月六日、安永四未年十二月五日、孝恭院様淺草筋御成之節、觀音境内にて上覽有之、爲御褒美明和度は白銀壹枚宛、安永度は白銀貳枚被下置候。安永二己年十月十五日、

孝恭院様雜司ヶ谷筋御成、同所鬼子母神境内にて上覽有之

御府内備考卷之十六 淺草之四 田原町

候。爲御褒美白銀貳枚被下置候。

安永十丑年九月十九日、天明二寅年十月七日、同三卯年十月四日、同四辰年正月廿三日、同年九月十一日、同五己年五月十三日、同年十月廿三日、同六年四月廿一日、公方様西御丸に被爲入候節、淺草筋御成之節、觀音境内にて上覽有之、天明二寅年三月六日、王子筋御成之節、同所金輪寺にて上覽有之、其度々爲御褒美白銀壹枚宛被下置候。

天明七未年二月三日、同年九月十六日、享和三亥年九月四日、文化元年四月二日、同二丑年三月廿一日、同三寅年八月十八日、同五辰年二月廿三日、公方様淺草筋御成之節、觀音境内にて上覽有之、其度爲御褒美白銀壹枚宛被下置候。

文化六巳年九月六日、同七年九月十八日、公方様菊千代様御同道淺草筋御成之節、觀音境内にて上覽有之、白銀壹枚宛被下置候。

文化十三年八月廿一日、公方様要之丞様、保之丞様御同道淺草筋御成之節、觀音境内にて上覽有之、御褒美金貳百疋被下置候。享和元酉年九月廿一日、同二戌年九月十八日、文化元子年十月七日、同二丑年閏八月廿三日、同三寅年十月廿八日、同四卯年五月十一日、同八未年三月六日、同九申年三月廿

三日、同十四年三月廿九日、内府様大納言様にて被爲入候節、淺草筋御成の節、觀音境内にて 上覽有之、其度々御褒美白銀壹枚宛被下置候。文化十三年七月、

一 菊千代様觀音境内にて御覽、有之御褒美金二百疋被下置候。但右御成の節初は伊奈半左衛門様、其後は何れも御鳥見方御掛にて御用被仰付候。

一 寶曆四戌年九月十五日、町年寄懸りにて神田明神祭禮の節、吹上上覽所へ初て罷出、こまの曲御用相勤、其後右祭禮の節度々御用相勤、爲御手當金三兩宛被下置候。

一 以上乙西書上
【江戸圖説】云、紙商ひは門跡東のかた三軒町、田原町邊渡返し紙を製す、是を淺草紙といふ。今は千住にて専ら漉また三谷鳥越にても多くいたす。

一 【淺草寺志】云、淺草紙田原町にて漉く、上中下三品あり。上紙壹貫文に付六束、一帖四十枚切中紙同十束、下紙同十三束。

西仲町

一 西仲町の儀は淺草寺領にて年貢地に有之、御傳馬役人足地頭淺草寺へ相勤來候。右町往古は中畑と唱候處、寛永二十年四月十五日、町割直し御檢地有之、仲町と相唱、萬治二亥年十月中、町御奉行神尾備前守様村越長門守様御勤役

(領田畵)

一 西側田原町貳丁目東側西仲町、此横町を里俗に竈横町と唱申候。

一 並木町と西仲町へ續横丁と唱申候。西仲町中通を古着店と唱申候。

一 右吉左衛門遠祖、本國下野佐野領にて關口大學之助と申、武州淺草寺境内に住居仕候由、同人長男久左衛門儀寛永三寅年四月廿二日、淺草寺領百石の分代官被申付罷在候由、其後右久左衛門長男久左衛門并東仲町名主稻垣喜平次先祖庄左衛門兩人にて願の上、右仲町未だ中畑と申候節同村開墾仕候に付、寛永十三年中兩人共改て名主役被申付候。

一 右久左衛門弟長兵衛儀は駒形町に別家住、是又同所名主役相勤罷在候。然る處寛永二十年四月中、町割直し御檢地

(町横佛大) (町横竈) (店若古) (書籍由門衛左吉口關主名)

(町仲西東)

有之、中畑と一手に相唱、萬治二亥年中町御奉行御支配に相成、寛文五丑年五月中東仲町・西仲町と相分り、西仲町の分先祖久左衛門より當吉左衛門迄拾代名主役相續仕、淺草寺檀家にて、古墳の儀は同寺僧正廟所園内に有之候。且又草創故持地面等も有之候處、不如意に罷成、去る寶曆の比無余義他へ譲り渡候得共、住古の形ちを失ひ候儀數々數存、當時小券の地所へ引移り所持仕罷在、年貢諸役共地頭より被差免罷在候。尤年來の儀故舊記等燒失仕、巨細の儀は相分り兼申候。

本文舊地の儀は草創地にて同町南側東角表間口田舎間八間、裏行同拾九間半有之、所持仕候處、去る寶曆の頃譲り渡申候。

- 由來相分兼候得共古來より持傳候品、
旗棹 壹本
鎗 壹本
突棒 壹本

由緒書

關口大學之助
本國下野國佐野領 生國武藏國
右大學之助と申者私遠祖にて、雷神門左り角、今日音院住居被致候所に罷在、郷士の由申傳候得共、度々の火災にて書物等燒失仕、年月筆髓に相分兼申候。
右大學之助伴同苗久左衛門義、凡長年中の比より中畑と申

に田畑所持仕、寛永十三年迄四拾壹ヶ年程住居仕罷在候處、同年九月廿日死去仕、法名月峯院憲心居士并同人妻義者明曆二申年十月四日是又死去仕、法名良性院松榮秋月大姉、右兩人は子細不知、御當山御本坊奥有之候大僧正様御廟所御園内に同様墓所有之、其後年月不知、御一山の内長壽院へ御預け被遊候由申傳。依之唯今に至り毎年七月十二日、御本坊御施餓鬼の節、私共駒形町名主同苗太一即右兩家へ御玄關より御案内有之罷出、先祖墓所并御施餓鬼へ參詣仕、御殿に有之候位牌へ燒香仕來候。且是迄兩家共新葬有之候節は、御別當代様長壽院へ御燒香に被遊御出、其節靈前へ御持參の品等有之、尤御差合被爲在候節は御一山の御役者中の内、爲御名代被成御越候儀に御座候。

右久左衛門儀同様中畑村に住居仕罷在候處、寛永年中同人并同村庄左衛門と申、此者儀は東仲町名主次郎左衛門先祖にて有之、右兩人にて同村開墾仕候に付、爲御褒美兩人へ初て名主役被仰付、其砌は大僧正様并御代官永峯勘兵衛様、金子又兵衛様御勤役中に有之、其後寛永二十年四月十五日、町割直し御檢地有之候節より仲町と相唱、兩人にて支配致來候處、寛文五丑年五月中東西仲町と相分り、則西仲町の

此者より名主役相勤申候。
右久左衛門總領
同苗久左衛門
後吉左衛門と改名
寛永十三年より寛文元年迄
二十六ヶ年相續仕候。

方吉左衛門支配に相成申候。尤寛永年中の比にて町屋鋪地所御年貢其外諸役共御免有之、役地に被下置候由申傳へ、其後永續中不如意に罷成、只今にては少分の地所所持仕候。且又其頃田畑御地頭覺園院僧正様之節、何故候哉奉差上、唯今幸龍寺前慶印寺脇に有之畑に御座候。既に貳拾年程已前迄聊田畑相殘所持仕罷在候處、其後右畑預け置候百姓え差遣し申候。

寛文二寅年より延寶元五年迄十二ヶ年相勤申候。 名主代目 吉 左 衛 門
延寶二寅年より元禄十一寅年迄貳拾五ヶ年相勤申候。 同 三代目 吉 左 衛 門
元禄十二卯年より元文元辰年迄三拾八ヶ年相勤申候。 同 四代目 吉 左 衛 門
元文二己年より寶曆六子年迄二拾ヶ年相勤申候。 同 五代目 吉 左 衛 門
寶曆七子年より同八寅年迄二ヶ年相勤申候。 同 六代目 吉 左 衛 門
寶曆九卯年より天明四辰年迄二ヶ年相勤申候。 同 七代目 吉 左 衛 門
天明五己年より當文化八未年迄二ヶ年相勤申候。 同 八代目 吉 左 衛 門
中興先祖より當文化八未年迄凡二百拾七ヶ年相續仕候。名主役被仰付候節より當文化八未年迄百七拾六ヶ年相勤申候。右淺草寺え書出候控に御座候。

以上乙酉書上

(村畑中東)

東仲町
往古は代々百姓町屋にて東仲畑村と申傳候。其後寛永二十年四月十五日、町割直し御檢地有之、仲町と相唱申候。萬治二亥年十月中、町御奉行神尾備前守様、村越長門守様御勤役の節、町方御支配に相成、其後寛文五丑年五月中より東仲町、西仲町と相分り候由申傳候。

(領寺草淺)

町内東西え百拾四間、南北え五拾壹間。淺草寺御年貢地にて、町御奉行御支配に御座候。峽田領中畑村の由申傳候。

(町横屋陸常)

反別無之、地坪五千五百貳拾三坪九合五勺。廣小路北の方町屋、往古は淺草寺火除地の由申傳候得共年曆不相知活券地に相成候。田原町三丁目境より淺草寺裏門角迄、間口五拾貳間貳尺五寸程、裏行三拾九間程。小名
中程大通りを廣小路と相唱申候。南北西の方にて四拾七間五尺、中程にて八十九間、東の方にて三十六間貳尺五寸。

(屋長須比惠・寺願満)

今以満願寺長屋と里俗申之候。廣小路南側角地面に以前惠比須の宮有之、今以惠比須長屋と里俗申之候。同所南の方西仲町向側、里俗古着店と申候。御褒美鳥目三拾貫文 東仲町徳右衛門店 町火消之内と組人足頭取 市右衛門 五 郎 右市五郎儀、幼年にて父市右衛門え孝心を盡し候に付、寛政十二申年中、町御奉行根岸肥前守様御番所え被召出、御褒美として鳥目三拾貫文被下置候。右市五郎儀市右衛門と改名仕、同所抱頭仕、當四拾歳に相成、父市右衛門儀は七ヶ年以前病死仕候。白川配下神職黒田伊豫 七兵衛店に罷在候。羽黒派修験金剛院 右同人店に罷在候。一月寺番所院代西向寺 右者寺社御奉行御支配にて、享保年中より當町に罷在、尤御用向の儀は 御入國の砌より御府内に罷居相勤來り候。 舊家 喜 平 次 右名主喜平次初代庄左衛門儀は、寛永十三丙子年、相州小田原より當所え罷越、百姓にて罷在候處、西仲町名主吉左衛門先祖久左衛門、私先祖庄左衛門兩人にて願の上、右町未中畑と申候節同村開墾仕候に付、寛永十三子年中、兩人共改て名主役被申付候。然る處寛永二十年四月中、町割

(飯菜川目)

直し御檢地有之、中町と一手に相唱、萬治二亥年中、町御奉行御支配に相成、寛文五己年五月中、東仲町西仲町と相分り候由申傳候。名主喜平次先祖庄左衛門儀、中横丁にて表間口五間の處草創地に有之、地頭淺草寺より諸役年貢等御免有之所持罷在候處、元禄の比身上不如意に罷成、他へ相譲り候由申傳候。 以上乙酉書上

(枝楊のしも黒)

【續江戸砂子】云、目川菜飯、淺草雷神門廣小路東海道石部草津の間目川村にて製する所の風味を増す。【淺草寺志】云、東仲町と茶屋町との間、なめしちや庄兵衛、氏を木下といふ。兩御丸へ黒もしの楊枝を奉る。元禄年中、雷神門前西の方木戸きはに榎の木あり、此下にてはしめて召出され、御用を仰付られしより木下と稱する也。今庄兵衛迄七代に及ふと云。同所に柳屋伊左衛門といふものあり、下細工をば此伊左衛門方にてなすと云。一説には大猷院殿當寺へ御成の時、御用の楊枝にめされたる木下庄兵衛とて、今に子孫ありて御用の楊枝を供すると云。按に元禄の頃といふはあやまりなるべし。

淺草寺裏門先番屋鋪

右番屋敷の儀は寛永二十癸未年四月十五日、東仲町町割有之候節割殘地に有之候裏門廣小路角にて、此處へ淺草寺よ

一 右者往古淺草寺境内より當町迄松櫻榎等の並木西側に在之候故、並木町と唱候由申傳に御座候。其外の儀は相分兼申候。

並木町

(領寺草淺) 町御奉行御支配にて、淺草寺領年貢地に御座候。反別九反四畝貳拾歩、畷田領と唱申候。町内東西材木町より西仲町境迄長延四拾五間壹尺餘、南北駒形町より茶屋町境迄東側七拾七間、西側七拾九間。町内小名西側横丁を里俗大佛横丁と唱申候。

以上乙酉書上

候處、同人儀元祿の末に至り名主役御免を願上候に付、寶永元申年中、四代目伊兵衛え同町名主役兼帶被仰付支配相續仕、當伊兵衛迄十代名主役相勤罷在候儀に御座候。右修理亮死去の年月相分り不申候。伊兵衛義は慶安三年正月死去仕候。被下候地所の儀は中古他人え讓渡し申候。

繪馬屋 兵助店 清

右の者黒繪摺の繪馬所持仕候處、右者往古梶原源太景季當所觀世首え壹萬枚摺り立奉納いたし候由、尤槍前當音坊の傷書いたし有之、同人より清七祖父え貰受候由、今以所持罷在候。

(屋馬繪)

造花師 家持 七郎 兵衛

(寛上花造)

右七郎兵衛先祖往古は百姓にて、凡寛永の頃より當所にて手遊商ひいたし候處、延寶二寅年中死去仕、同人伊七郎兵衛引續同渡世仕來候由。其後三代目七郎兵衛儀貞享年中より造花渡世相始め候處、四代目七郎兵衛儀寶曆四戌年九月中、淺明院様淺草寺え被爲成候節、初て被爲 召出造花上覽有之、當御代迄度々奉入上覽候。右七郎兵衛當時迄五代相續仕、何れも代々長壽の由に御座候。右 上覽相濟候得は先例銀壹枚宛拜領被仰付候。

以上乙酉書上

【事跡合考】云、古老の云、今の並木町といふは

大猷公の末までは松の並木にて、その並木の間ににはにふありて、その窓より草履、草鞋など出していとみな居けるとなり。又【近世奇跡考】云、松にはあらで並木の櫻なりしといふ。【吾妻めくり】に寛永の頃淺草の駒形堂はこれかとよ、御庭へはやくつきにけり、並木の花はかす咲て、こずゑに光りうつりまし、かたちをかけたのあらそふは、連理の枝か相生の、松かとこれをうたがはれ、よしの、峯のはるとても、これにはいかてまさるべき、と云々。

茶屋町

(來由名町) 一 町名の譯、寛永十九年壬午年觀世音本堂炎失に付、正保四丁亥年中御造營被爲在候砌、本堂爲火除南え六十間境内廣延に相成候に付、其節今の茶屋町雷神門内に有之候處、並木町の内當時の場所え地所割込に相成、町人共所持地面縮り候故、境内仁王門前にて貳間に四間の茶屋地銘々地主共え添被下候。右茶屋當時貳拾間と唱候場所に御座候。尤右茶屋地逐々他人え譲り渡、當時は所持の者兩三人のみ相殘有之候。反別三反三畝拾歩。町内東西の方材木町境より茶屋町の末迄、長延四拾五間三尺。但道鋪半分とも

(上書の人屋茶諸) (路小廣)

南北の南方並木町境より茶屋町の末迄、東側長延三拾三間四尺五寸、西側同三拾間四尺五寸。但道數半分共。町内小名雷神門前廣小路と唱申候。

海苔商賣 家主 正木四郎左衛門

(苔海草淺)

右四郎左衛門遠祖四郎左衛門儀は、同所山の宿町名主三田三郎左衛門弟にて同姓に有之、菩提所も同寺にて淺草寺地中法善院に御座候。子細有之、近來姓を正木と相改申候。古來百姓にて植木渡世いたし居、寛永の末葛西中川の海邊蠣殻流水等え付候海苔を掻取候て、於當所干立、植木商ひながら賣弘め候處、後年大森品川の海中に朶を建、海苔採候事に相成、元祿寶永の頃より大に弘り候て家業體も多分に相成、自然淺草海苔と唱候由。一體右元祖四郎左衛門儀は東叡山御二代

本昌院宮様御代より御出入被仰付、海苔御用相勤候處、其後 大明院宮様御代より御用看板御免被仰付、去る明和年中迄同所材木町に地面有之住居仕候處、其後當時の場所え引移り渡世仕來り候。

右庄兵衛先祖儀同町東仲町境木戸際え見世差出し、楊枝商ひいたし居候處、元祿六百年八月中、常憲院様淺草筋 御成之節、乍恐被遊

(屋枝楊)

御立寄、楊枝御用被爲仰付、其砌より御用相勤罷在候處、享保七寅年三月中、重き御方御通行の節、御用品有之候に付下座不致儀有之候處、其砌

有徳院様御世にて神妙の由達御聞、其後寛保三亥年十月四日、若年寄衆本多伊豫守様被仰渡候由にて、御楊枝細工場所見立可相願旨御細工頭岡田源七郎殿より被申渡、其後寛延二己年八月七日、若年寄衆松平宮内少輔様被仰渡候由にて、八丁堀水谷町壺丁目にて、坪敷四拾貳坪餘の町屋敷地所拜領被仰付候段、御細工頭大瀧又兵衛殿被申渡候。今以引續當庄兵衛迄六代御用相勤罷在候。

(賣商苔海)

右庄右衛門先祖儀享保年中より海苔渡世仕來り、寶永の頃より東叡山より御用被仰付、安永二年兩御丸 御用被仰付相勤罷在、御賄方御支配に御座候。

(賣商酒)

右は古來より當所にて造酒仕候由申傳候。當時も酒渡世仕、紅葉山 御用相勤罷在、住居地面の儀は汚券狀無之、間口九間、奥行貳拾間の草創地に御座候。尤書物等は焼失仕、委敷儀は相譯り兼申候。

以上乙酉書上
永樂屋庄右衛門

(記來由苔海草淺)

淺草海苔由來記

兩御丸東叡山・水戸殿御用を達す。家藏の由來記あり、左の如し。
抑東武に於て美奉する所の淺草海苔の縁由を尋るに 人王六十一代朱雀天王の御宇天慶の頃、散位安房守公雅といふ人あり、葛原親王御曾孫上總介平朝臣良兼の長男なり。然るに公雅卿、武州豐島郡宮戸川の邊なる淺草寺の觀音薩埵を信心して、常に歩行をばこびけり。其徳顯れ天慶五年春、已田武藏守仕病死の後、當國守に被任たまひける。是ひとへに大悲加護の力成とて淺草寺を再興いたし、本堂、輪藏、鐘樓に至まで造營し給ひけり。抑此寺の始は人王三十四代推古帝の御宇、宮戸川邊に檜熊濱成竹成とて兄弟三人の漁獵あり。有時宮戸川の沖に出て網しけるに、引揚見れば網の中光り耀く事天帝釋のことく、舟中に入るれば微妙端嚴の觀音の聖像一禮ははしますゆへに、三人不思議のれもひをなしつゝ直に我家に歸り、一類もろとも信心をとり、恭敬尊重する事かきりなし。頃は推古帝三十六年戊子三月十八日の事なり。其後村の長さ集り、片原に草堂をむすひて淺草寺と號しつゝ、三人のもの命終の後三社に祭り、その地の鎮守としたりけり。然るにこの尊像出現の後四百餘歳を経、公雅卿諸堂不殘再興ましくければ、靈現

(瀨が木益)

し。其時淺草川より檜の木の小木流れ出、品川南大森の海の沖に益木が瀨といふ所あり、その瀨の洲にかの小木とまり、根埋立てる事生木の苗のことし。同年冬至の頃、ひに至り見れば、ふしぎ成かな黒色の海苔かの枝に生し、寒氣にしたがひ成長する事すにみつ。里民是をとり食へば靈像の告命去給ふ名草に少も違はず、味ひ又勝れたり。それより翌年埋木の當りに龜菜を切建しに、海苔生する事日々夜々なり。故に里民是を取揚、賣買して世を經營事限りなく、是實に 靈像の利益 三神の御徳たり。顯し名草なれば諸國に弘まり、年々繁昌する事かきりなく、徳多く事擧るにいとまならず、祖に三を示すとたり。

(苔海草淺と苔海川品)

【近世奇跡考】云、其角か【焦尾琴】元祿十四、石原の推のしげしとたに人目まれなる境には、小家そむきくとてこめて、いさら川すぢを漫したる皆この流に入、其引所の産を寄て、行水や何にと、まる海苔の味其雨雲や簀に干海苔の片明り文。按するに右前文に石原の推とかけるは、本所石原推の木やしきといふあたりなるべし。淺草名物の干海苔、むかしは淺草川にてこれを取り、そこに製したるよし云傳れども、いつの比までしかありしや詳ならず。右二句を考れば、元祿の頃まで淺草にて製したるとればし。海苔をあきなふ舊家中島屋某にとひしに、淺草川にてとりしはばるかに遠き事ときししが、品川よりなま海苔をとりよせて

あらばにしてますくさかへ給へり。爰に天慶八己巳三月十八日の夜、靈像公雅に告ていはく、汝吾を仰信する事年久し、我又汝を憐念する事一子のことし、故に汝に今一徳を授けん、謹てきけ、此宮戸川の沖に黒、赤、青の三つの海苔生せり、その生たる事法身般若解脱の三徳なり。かるかゆへに是を食すれば現生には病を治し、武運長久にして家さかへ、來世はなかく三毒煩惱の惡縁を轉し、佛緣道に至るとなん告給ふと覺へて夢さめぬ。不思議のれもひをなしつゝ、翌日俄に小船をうかへ彼沖に至り見れば、異の三つの海苔生せり。かるかゆへに取揚我家に歸り食すれば、味ひ美にして、尋常の香高して稱檀香木のごとし。食するもの無病延命なり。是誠に靈像の教へ、三神加護の神たくより生ぜし名草なれば、諸人は是を尊み敬ひ食しければ、年毎に根多くして厚く生ず。ゆへにその邊の民家取揚清冷たる水に晒し、尺に滿る簀につけ賣にして諸國に弘め渡世するもの幾十萬なり。その世の人、淺草寺の薩埵の靈現より生する所の海苔なるゆへに淺草海苔と稱す。三神具足の名草誰か是を食させんや。然るに此海苔七百餘歳を経ぬれとも變せざる所に、元祿十六癸未霜月廿三日寅刻、關東大震して陸地いふに不及、海内深き所は瀨と成り、地變してかいがら埋み、海苔生せず、名高き名草の根たへたり。然るに翌寶永元甲申二月廿八日、大雨して出水する事ればたゞ

淺草にて製したるはちかきことなり、極品の海苔は廿年ばかりさきまでも淺草にてすきしとかりき。

山屋半三郎

【淺草寺志】云、並木町草分の時より先祖半三郎居宅繩張にて取り代々半三郎と稱す。今に至り十代、酒商賣を業とす。酒造りはじめたるは寛永年中の頃にてありし、傳法院公英僧正の時、今より六代已前、半三郎隅田川の水を汲酒を造り參らせたる處、僧正滿悦ありて隅田川諸白といふ名を授らる。それより世上に賣弘めしとなり。今は攝州伊丹より廻る酒を砂越にしてその上調合せるなり。紅葉山御用は貞享年中よりこれを勤む。又水戸殿御用をも今より七八十年已來達するなり。山屋半三郎、渡邊氏にて源氏也、その先多田滿仲につかへたりと云傳ふ。家の古書焼失して委き事しれがたし。淺草に住する事年久しきことばかり傳へて、いつの頃といふ事も分明ならず。今の宅地は淺草寺よりかへ地に興し所なるよし。

材木町

町名の起り、往古は小濱宿と唱候由、其後町地に相成候年

(白詠川田隅)

(領寺草淺) (町竹)

代相知不申。竹木渡世の者多く住居仕候に付、材木町と唱來候儀にて有之、里俗に竹町とも相唱候事。

町御奉行御支配にて、淺草寺領分年貢地に御座候事。

反別居屋敷九反七畝貳拾步六合八夕。

田方四町四反四畝貳拾壹步。

此分淺草寺裏内千束并飛地外千束の内にて有之。

町内東西南の方にて三拾間余、南北東の方にて貳町貳拾間余、火除地

町内川岸北の方隅凡三拾坪の處、安永二己年より大川橋火除地に相成候事。

藍染川

花川戸町境廣小路に幅貳尺程の小溝有之、其上へ幅三尺、長貳間半の石橋掛け有之、昔は藍染川と相唱へ、餘程の流れに有之候由、追々埋候て當時右様に相成、下流は町内町家の中より往還地の下を通り大川へ流出候事。

竹町渡

同川岸中程に船渡場有之、昔は花方の渡と唱候由、當時竹町の渡と相唱候。同所に御高札有之、右渡守次郎右衛門儀は本所中の郷竹町住居のものに御座候間、右渡場の起立其餘御高札等の譯、委細本所邊御調の節御尋被下度候事。

淺草寺物揚場

(宿濱小)

川岸中程より北の方へ寄凡拾五坪程の處、淺草寺物揚場壹ヶ所有之、淺草筋御成の節は右場所 御上り場に相成候。尤右場所損候節は地頭淺草寺へ修復申立候事。

川岸地

同川岸付の場所、銘々屋敷付川岸地と唱、炭薪置場又は大工普請小屋等有之、尤地頭淺草寺へ年貢差出來候事。

専堂坊長屋

町内廣小路に専堂坊長屋と唱候地所有之、右地主土師專堂と申ものは、淺草寺三譜代と唱候内壺人にて、當時同寺境内に三社權現と勸請いたし有之、土師仲知子孫の由申傳候。右地面内に石の五輪塔三基有之、右仲知を葬し所の由、昔は同所に三社權現の本地佛阿彌陀堂有之候處、明和四亥年燒失いたし、其後は坊中に安置いたし有之候事。

鉾屋鋪

町内東側北木戸際家持新八所持地面、昔より鉾屋敷と唱來候。右は往古年代不知、天上より鉾一振此地へ落止り候由申傳、右の古鉾當時淺草寺に有之、三社權現祭禮の節神輿の前へ相立、氏子町々通行有之、其砌は右新八方より入足差出候事。

右名主勝田權左衛門儀は當町草分けにて、遠祖より代々當

(社田勝)

所に住居仕候由申傳候得共、名前年代等馳と相知不申。但淺草寺觀音海中出現の刻、藜を以小堂を營候由里民拾人の内、壺人は右權左衛門遠祖の内にて、則當時も淺草寺境内十社權現合殿の内勝田社と號候社有之、且亦住居地所の儀は草創地にて、古來より年貢諸役共地頭より差免し有之、沽券證文無御座候事。

西側北木戸より六軒目 表間口六間、裏行拾六間。

一 表間口六間壹尺五寸、裏行八間壹尺五寸。

同人先祖の内郷右衛門法名道喜と申もの、年月不知、或日の朝土藏二階持佛の前にて看經致居候處、下にて聞候得ば兩人にて稱名の聲聞へ候に付、同人妻二階へ登り見候處郷右衛門壺人に有之、下にて聞候得ば同様兩人の聲に相聞へ候に付不審に存じ、又々二階へ登り見候得ば看經相止め、持佛の前にて死去いたし候に付、葬送の節右の本尊菩提所淺草寺地中妙首院へ相納、今に同寺本尊にいたし有之、夫より世に連れ念佛の彌陀と唱へ來候。右は惠心僧都の作の由申傳、其後同寺火災の節、急火にて右本尊他所へ持出候間も無之、打敷に包候儘庭池の岸に差置、燒後に見候得ば右の打敷并後光等は燒失候得共、本尊には聊過ち無之。右阿彌陀佛の事は世の人存候事にて、近比【大進夜話】と申書にも右の一條相記し有之候事。

(陀彌の佛念れ連)

(一の代譜三寺草淺)

(郎太市子孝)

御褒美銀拾枚

其左衛門店 市 太郎

右市太郎儀幼年にて孝心の由風聞仕候に付、内々承札候處、父源六儀は生國武州入間郡中野村出生にて、拾貳歳にて御當地へ罷出、同所花川戸町家持藤七方に十三ヶ年程奉公仕、其後藤七方罷出、貳拾ヶ年程已前同町にて家主に罷成、其後安永七戌年右市太郎出生仕候後、家主退役仕、拾壹ヶ年以前當住居甚左衛門店へ引越、妻義は九ヶ年以前離別仕、悴市太郎と源六同居にて大工職仕り相稼候得共、不如意に付横木割渡世仕罷在候處、六ヶ年程以前より少々左の腕に腫物出來相勝不申、天明八申年正月比より右源六儀瘡毒相煩、歩行も不自由に相成、渡世も難相成自然と困窮に及候處、悴市太郎其節拾壹歳に罷成、父源六仕來候横木割渡世仕、日々賃錢取之、幼年にて父を養ひ來り候儀當年迄五ヶ年の間怠懈無之、右五ヶ年の間日々渡世に罷在候節食物相調父へ勤め、渡世に罷出候ても晝時にも相成候得ば、横木割懸け宿へ立歸り父に晝飯給させ、夫より又候條に罷越割掛け置候横木割仕舞、尤雨天等打續渡世無之差支候節は、近邊懇意のものへ時借仕其日を賄ひ、渡世に罷出候節右賃錢を以早速相償來候。

右店請人の儀は同所東仲町彌兵衛店惣吉と申ものに有之、市太郎義惣吉方へ時々罷越候節、食事等給候様申聞候得と

も、手間取候ては父案じ可申に付、其段斷可申旨申宿へ罷歸り、父へ申聞、夫より又候參り食事仕候程の心懸にて、片時も父の安心無之義を厭ひ候趣に御座候。

一 父源六儀病氣故、日々の食事も進み兼候時節も御座候、右の節は其身も食事不致候故父相尋候得ば、父不食故自分は食事勸み兼候趣申に付、源六も孝心を感じ自然と食事も相勸、其外源六申付方何事にも不相背、日々食物等父の心に叶候様いたし遣し申候。

一 右幼年者稼方の儀、當時一日に金貳分分の横木割こなし、誠に成人の者壹人分の働より相増候様故、畢竟孝心に付自ら神佛の加護も可有之哉杯、店請人并近邊のものも風聞仕候程の儀に御座候。

一 同人横木割候節、大割仕候斧にて小割共に仕候。右は父源六五ヶ年已前左りの腕に腫物出來候に付、市太郎九歳、十歳の比より幼年にて大割をいたし、父へ小割爲致、父の腫物をいとひ申候に付、大割仕候斧にて小割迄も手傳父を助候に付、自然と大割の斧にて小割も仕覺、只今にては横木割候節大割仕候斧にて小割迄も割こなし申候。右有増承札候趣奉申上候。幼年にて至て孝心のもの奉存候。都て近邊の風説一統右の趣賞美仕候儀に御座候。依之乍恐此段書付を以奉申上候以上。

實政四年 五月廿七日

淺草材木町 名主権左衛門幼年に付 同所形町名主 後見 松 四 郎

御奉行所様

右之通相認め封印仕、町御奉行御月番小田切土佐守様御番所へ差上候得ば、上置候様被仰渡、其後同年七月廿四日、急御差紙にて右市太郎町役人一同被召出、於御白洲左之通被仰渡候。

申渡

淺草材木町 其左衛門店 市 太郎 子十五歳

其方儀父源六と兩人相暮、眞木割渡世いたし候處、六ヶ年以前より源六義腕に腫物致出來候に付、十歳の砌より父が腫物をいとひ、小割の方手傳いたし助け渡世致候處、猶又源六瘡毒相煩難儀いたし困窮に及ひ候に付、五ヶ年以前より其方眞木割渡世に日々罷出、幼年にて父を養ひ、中飯時分は眞木割懸け置、父へ中飯爲給に歸り日々無懈怠、何方へ參り候ても手間取候ては父案じ申可と早々宿へ罷歸り、父安心いたし候様心懸け、何事にも父の申付を相背不申、日々食物等父心に相叶候儀取計、服藥并膏藥も調へ用療養いたし遣し、當年迄五ヶ年の間壹人にて諸事行届候様孝心

いたし候段、幼年者には奇特成事共に付、御褒美として銀拾枚被下之間難有可存。

右之通申渡候間其旨可存。

子七月

右 家 主 五人 組 主 名 松 四 郎

以上乙酉書上

御府内備考卷之十六終

御府内備考卷之十七

淺草之五

花川戸町

(領寺草淺) 一 町御奉行御支配にて、淺草寺領年貢地に御座候。
 一反別居屋敷三町貳反拾八步七合六夕八才。
 往古は御料所に有之候處、承應年中、淺草寺領に相成候
 由申傳に御座候得共、古書物等無御座候と相知れ不申候。

(領田峽郷ノ一) 一ノ郷峽田領と唱申候。
 一 東西四拾六間、南北東側百六拾九間、西側百五拾七間。
 一 町内小名戸澤長屋・大長屋・菱屋長屋
 一 花川戸町の内西側中程に馬道町え通路致し候裏屋有之、
 一 戸澤長屋と唱來り候。此義は往古戸澤何がしと申抱屋敷
 一 有之、享保年中町家に相成候節、地主共沽券地の内を
 一 以通路致し、いつの頃よりか戸澤長屋と唱來り候。同所
 一 西側北の方に寄菱屋長屋と唱候義、菱屋傳兵衛と申者古
 一 來より住居仕候故右様唱來り候。

(屋長屋菱) 一 淺草寺物揚場
 一 花川戸町、山の宿町兩町境に淺草寺物揚場壹ヶ所所有之、淺
 一 草筋 御成の節は右場所より 御上り場に相成候。右場所

道造并に違變有之候節は前書兩町より申立來り候。
 一 物置場
 一 花川戸町東側の義は川岸付の場所にて、銘々屋敷付河岸地
 一 と號、町内一體物置場有之、薪炭其外何に不寄商内物差置
 一 申候。淺草寺地頭元年貢差出申候。

一 六地藏石燈籠
 一 花川戸町南の方木戸際に六地藏切付有之、石燈籠一基、年
 一 號等切付有之候様には相見へ候得共、相分り不申候。往
 一 古何者建置候哉、凡四百有餘年にも相成可申旨申傳に御座
 一 候。當時町内持に御座候。

一 達磨が池
 一 花川戸町西側北の方に寄、地主甚右衛門所持の裏地の内に
 一 有之候。何ゆへ右様申傳候舊記相分り不申候。

一 江原清左衛門
 一 花川戸町江原清左衛門儀は、往古より代々右町に住居仕年
 一 寄役相勤候。已前の名前は儘に相傳不申、觀世音海中より
 一 出現の刻、菘を以御堂造し里民拾人の内にて、則觀世音境内
 一 に十社權現の合殿有之、右の内に江原の社と號候社御座候。
 一 承應年中淺草寺領に相成候後より、先祖清左衛門義地方年
 一 寄役初て相勤候由申傳に御座候。尤住居の儀は草創地にて、
 一 古來より御年貢諸役御免し、沽券證文無御座候。
 一 右草創地間口三間壹尺五寸、裏行拾五間。

(社の原江)

(をな女孝)

一 御褒美銀五枚
 一 傳兵衛店 喜兵衛妻
 一 右喜兵衛妻なを當未三拾六歳に罷成、姑光善義は八拾四歳
 一 に相成、夫喜兵衛本郷丸山出生にて、拾ヶ年以前戊午十二
 一 月中、淺草寺地中覺善院地借字兵衛店え引越、時の物商ひ
 一 仕罷在候處、八ヶ年以前子年四月中、花川戸町喜三郎店え
 一 引越、尙又同年九月中、右町當傳兵衛店え引越、當時下座
 一 見日雇稼いたし、日々家業に罷出宿元不罷在。妻子なを
 一 家事取賄罷在、同人義は酒井大和守様御家來橋本重五左衛
 一 門妹にて、拾六年以前辰年喜兵衛方え嫁に參り、娘壹人出
 一 生仕いれと申當未の十一歳に罷成、喜兵衛母光善義は一體
 一 眼氣不宜、小用等にも壹人歩行相成兼候を介抱致し參、喜
 一 兵衛家業出精仕候得共貧窮にて漸取續罷在候而已にて、光
 一 善養育の手當なを心に不任候に付、光善側に附添罷在なが
 一 ら夜更候迄も賃仕事仕、右の價を以光善好候食物を調爲給、
 一 及極老候に付平日手足冷候間、當月上旬頃迄夜分炬燵を拵
 一 遣、其以前は入湯に參り度旨申候に付なを附添參り、風呂
 一 え抱候て出入いたし候得共、其後段々歩行相成兼候に付宿元
 一 にて洗足爲致、夏向は行水等爲遣候もなを手一つにて、諸
 一 事光善心に應じ候様いたし、困窮に相暮し候内にも日長に
 一 て退屈にも見え候得ば、菓子類買調へ先づ光善え差遣し、
 一 夫より取分け光善より孫娘いれえ遣候様致成し、朝暮起臥

(説話のて就に籠燈石)

の機嫌等急度相尋、食事の砌は光善を第一に膳を据へ、夫
 一 喜兵衛早出の節は右次に膳を据へ候様取扱、節句月次の祝
 一 日には少々の干肴を調光善膳に付祝候よし、なを義一體貞
 一 實のものにて聊も光善申候事を違背不仕儀正敷、平日の
 一 様子見請候者一同感心致し、裏屋の者には珍敷行狀にて武
 一 家出生を顯し候由にて、輕きもの嫁姑の間柄は六ヶ敷もの
 一 と申習し候事右體孝心を盡し候に付、近邊に而も取沙汰致
 一 し罷在候旨家主五人組申之候。右風聞承合候處前書の通相
 一 違無御座候。依之此段奉申上候以上。

一 文化八年五月 名主 淺草花川戸町 三郎左衛門
 一 御番所様

一 右の通り書上候得は同六月十一日被召出、なをえ白銀五枚
 一 御褒美被下、光善え爲老養扶持御米一日五合宛一生の内被
 一 下置候。

一 右の通りに御座候以上。
 一 西十月 名主 花川戸町 三郎左衛門
 一 以上乙酉書上

一 六地藏石燈籠
 一 【紫一本】云、近衛院の御宇、左馬頭義朝觀音淺草の飛うつ
 一 り給ふ槓を以て觀音の像をつくり立給ふ、今に内陣にあり、
 一 臺座に鎌田兵衛奉行とかきつけありといふ。此説によれば
 一 彼燈籠は其節鎌田が寄立せしものか、燈籠の銘磨滅したれ

は推量の説のみにて決定しがたしといへども、古物とは見ゆる者なり。ことに六地藏をたうとみしは古き事にて、伏見の六地藏は少納言信西の建立也。城南竹田北向不動院の六地藏をほりたる石に曆應の年號あるもあるよし、此たぐひなほほかるべし。昔は石地藏をたてたる也。今の世のごとく堂前の左右に兩基たつるはいにしへはなき事也。洛北鞍馬の堂前、尾張熱田の社前、南禪寺の大石燈籠みな一基なり。彼六地藏の燈籠一基あるも又古き證なり。彼是考ふるに古物なる事うたがひなし。

【事蹟合考】云、淺草の土人ども語つたへて云、昔は霞ヶ關にび平川町の方より觀音門前馬次に、みな旅宿町なり。今存在の六地藏石燈籠、往古よりの馬駕籠の立場也と云々。たま／＼市中にかゝる古物の残れるはめづらし。再案彼地の古老に問に、ちかごろ回祿、以後年號磨滅す、其前は應安元年といふ文字かすかに見えしといふ。然則鎌田が寄進といふは妄説なり、應安は後光嚴帝の年號也、應安元年より文化元年にいたりて四百三十七年によべり。山の宿に嘉暦四年の古碑もあれば應安の時代さもあるべし。

【淺草寺志】云、檜前斐成云、【事蹟合考】六地藏古老の物がりといと不審久安なる事明白也。鎌田正清の作る處の觀音、今内々陣に納めあるにても久安たる事うたがふべからず。按ずるに久安元年乙丑より文化五年戊辰まで凡六百六

十四年、嘉暦四年己丑よりは凡四百八十年、應安元年を去る事二百廿四年、嘉暦と應安の際は僅に五十年なれば石碑の新古類をもて推へけれども、その石の堅脆彫刻の深淺にて磨滅に遲速あるものなれば是も據としがたし。況や處をへだて、存る嘉暦の碑をもて、此石燈籠を久安の物にあらずとは定むべからず。

【近世奇跡考】云、淺草花川戸の町口に古代の石燈籠一基あり、火袋には六地藏を刻す、竿石に文字あれども磨滅して讀がたし、わづかに 十月二十二日兵衛といふ八字をぼるげに見ゆ。

今所見の圖
總高六尺餘



淺草寺地中三拾四ヶ院貸地町屋	
一 貸地坪數千七百五拾貳坪餘 建家棟數四拾五棟	淺草寺地中 觀智院
一 貸地坪數四百拾六坪餘 建家棟數拾壹棟	淺草寺衆徒 金藏院
一 貸地坪數五百貳拾坪餘 建家棟數拾六棟	淺草寺衆徒 松壽院
一 貸地坪數三百六坪餘 建家棟數拾七棟	淺草寺衆徒 實相院
一 貸地坪數貳百三拾八坪餘 建家棟數拾棟	淺草寺衆徒 梅園院
一 貸地坪數六百貳拾六坪餘 建家棟數拾九棟	淺草寺衆徒 智光院
一 貸地坪數五百九拾七坪餘	淺草寺衆徒 智光院
淺草寺地中	
一 建家棟數三拾壹棟	淺草寺地中 正福院
一 貸地坪數貳百坪餘 建家棟數六棟	淺草寺地中 圓乘院
一 貸地坪數百四拾五坪餘 建家棟數拾壹棟	淺草寺地中 壽命院
一 貸地坪數貳百拾九坪餘 建家棟數拾三棟	淺草寺地中 長壽院
一 貸地坪數貳百六坪餘 建家棟數拾四棟	淺草寺地中 正智院
一 貸地坪數六百坪餘 建家棟數拾七棟	淺草寺地中 勝藏院
一 貸地坪數八百八坪餘 建家棟數拾八棟	淺草寺衆徒 自性院
一 貸地坪數千五百五拾三坪餘	淺草寺衆徒 自性院

(郎次直子幸)

一 建家棟數貳拾九棟
地借家主 久次郎改名
 直次郎 耶
 御褒美青指拾貫文
 右母親孝行に付文化四卯年六月六日、町御奉行根岸肥前守様御勤役中、爲御褒美青指錢拾貫文頂戴仕候。右に付同人儀同年七月中、從
 日光御門主様、爲御褒美青指三貫文頂戴仕候。尙又文化八年十一月、同御門主様より御菓子料三貫文被下置候。其後文化十一年十二月、御菓子頂戴仕候。
 右直次郎行狀文政四卯年中調書、左之通り御座候。
 私母拾壹ヶ年前寛政九年三月中、風邪にて打臥候處、痰咳強、種々療用仕快氣には趨候得共、夫より良も仕候得ば右痰咳にて相惱申候所、又々六ヶ年前右病氣強差發り、晝夜に痰咳にて呼吸を止め難儀仕候。尤晝は輕き方に御座候得共夜分咳強漸々曉頃に止り候へば、跡胸いたみ難儀仕候。依之晝夜差添居介抱いたし、且醫療を盡し候得共、全快無之當惑仕候處、一、夜母申候には、煮ばなにて茶漬喰し申度由申候に付、任其意早速拵あたへ申候得ば、如何の儀に御座候哉夫にて大に宜翌朝相成候由、翌朝に相成又々右申候に付是又如其仕候へば胸痛薄らぎ、是より次第に快方に趣き申候。勿論晝の内は兩三度宛是を喰し、夜分は暮合より曉迄の内四五度喰し申候。而て夜分は母の側に休息いたし居

如斯に仕候。是にて其度々苦惱は無御座候。尤去々十月迄は歩行も仕候得共、昨年より其儀更に出來兼候間痛敷存知、何卒病氣全快爲致度心配而已仕候得共、夫等の様子見せ候は、母勞し可申存、内々に神佛へ立願仕候。
 私儀獨身にて罷在候儀は、母六ヶ年前大病の砌申候には、兩便其外の世話義其方一人にて加様にいたし矣候故心置なくと相悅候事御座候間、妻等迎ひ候は、又其者杯手掛可申、左候にわめては母心置の儀も可有之哉と存、依之獨身にて罷在候。別には是と申候儀も無之、唯々何事不依母の心底に聊相背申間敷と心掛け居候儀に御座候。但右母儀文化五辰年四月十日病死仕候。
 淺草寺地中 壽 德 院
 淺草寺衆徒 顯 松 院
 淺草寺地中 妙 音 院
 淺草寺地中 法 善 院

一 貸地坪數四百四拾五坪餘 建家棟數拾貳棟	淺草寺地中 覺 善 院	一 貸地坪數四百坪餘 建家棟數拾五棟	淺草寺地中 無 動 院
一 貸地坪數四百八拾坪餘 建家棟數拾三棟	淺草寺地中 金 剛 院	一 貸地坪數三百五拾坪餘 建家棟數拾七棟	淺草寺地中 教 善 院
一 貸地坪數四百拾坪餘 建家棟數五棟	淺草寺衆徒 醫 王 院	一 貸地坪數九百八拾七坪餘 建家棟數三拾貳棟 非人小舎壹軒	淺草寺地中 誠 心 院
一 貸地坪數貳千八百六拾壹坪餘 建家棟數四拾壹棟	淺草寺地中 妙 德 院	一 貸地坪數千三百七拾三坪 建家棟數四拾棟	淺草寺地中 延 命 院
一 貸地坪數四百五拾坪餘 建家棟數拾九棟	淺草寺地中衆徒 修 善 院	一 貸地坪數七百五拾壹坪 建家棟數拾七棟	淺草寺地中 德 應 院
一 貸地坪數四百拾坪餘 建家棟數拾五棟	淺草寺地中 泉 院	一 貸地坪數四百五拾四坪餘 建家棟數拾六棟	淺草寺地中 吉 祥 院
一 貸地坪數三百五拾坪餘 建家棟數拾五棟	淺草寺地中 善 龍 院	一 貸地坪數五百五拾坪餘 建家棟數貳拾三棟	

一 貸地坪數四拾五坪
一 建家棟數五棟
淺草寺衆徒
本 龍 院

一 東叡山領御年貢地但延享二五年十二月
此坪數九百三拾坪餘
返 照 院
右は文化十一戌年六月より借地町屋に願濟申候。
一 建家棟數四棟
一 非人小家壹軒

一 貸地坪數四百坪餘
一 建家棟數拾九棟
淺草寺地中
泉 藏 院
一 貸地町屋分町御奉行御支配に御座候。
一 返照院の外貸地町屋の分追々願濟、年數相知不申候。
以上乙西書上

南馬道町

一 町内之儀は往古より淺草寺境内町屋にて、本坊井境内向掃
除等致不依何事諸役相勤罷在候町人共に御座候處、爲助成
觀音境内之罷出、櫃を置楊枝并線香等致渡世罷在、其頃より
り住居致候者共貳拾九人に有之、往古より名主義も馬道町
井境内共兩支配仕候儀に御座候。家持町人廿九人之内重立

(子櫃と親櫃) (世見役)

候者兩三人、組頭と相唱境内諸向相勤來申候。右貳拾九人
之者共道々親類又は縁者等の者代りに差出、渡世爲致候儀
にて御座候。依之馬道町家持貳拾九人之儀は櫃親と相唱、
代りに罷出渡世致候ものは櫃子と相唱來申候。尤貳拾九人
楊枝見世、茶見世之儀は境内諸用相勤候に付役見世と相唱、
無地代にて渡世仕候。且境内市兩日、市商人共地代之儀も
古來より馬道町町人共之淺草寺より被下置、境内向諸入用
取賦并馬道町町入用之差加へに相成申候。尤舊記等致燒失、
年數等相知不申候に付申傳に御座候。
一 町内東西え折廻し貳町貳拾六間八尺、南北え七間三尺。
一 町御奉行御支配にて、淺草寺境内町屋に御座候。
一 反別無之地坪九百四拾三坪五合、年貢差出不申候。
需琴 藤兵衛店 左 衛 門

(麥齋き抜くあ) (來由の道馬)

一 私先祖之義寛永年中本所中之郷邊に住居致、淺草寺境内當
時住居仕候場所之青齋張にて戸板之上え黒板にて生そば盛
り致渡世、其頃より直段下直に澤山有之候に付其砌より正
直と申觸し、其後町屋に相成、右場所之家作致仕居仕申候。
代々長壽にて是迄七代相續仕候。寛保三年春よりあく抜そ
ば相始申候儀に御座候以上。
以上乙西書上
一 【事蹟合考】云、むかしは淺草寺の今の山門壹町ばかり前、
右の道、東北のはづれ竹門と云もなしに、尋常の往還の海

邊なる也。されば今も武士馬上にて通る也。これによつて
馬道といふなり。

中谷今中田といふ
一 【淺草寺志】云、矢大巨門より花川戸町へ出る筋をいふ。北
側には金剛院、覺善院、德善院、妙音院、顯松院、南側には自性
院、壽徳院あり。俗に中田と呼ぶはあやまりなり。

一 斐成按に、隨身門より東大川への通寺町を今中田とよぶ、
是は中谷といふべきを、いつの頃より里言に中田と訛來ぬ
らん、雷風神門内山門までを南谷といひ、北馬道の通り寺
町を今北谷といふにてしるべし。すべて寺内を一山といふ、
あやまりぬる事明白なり。

中谷惣門跡
一 【淺草寺志】云、顯松院の前にあり、むかしは惣門ありしと
ぞ。

一 【武江披沙】云、山岡淺明後號明ひとせ淺草馬道にのがれ
すみける頃、寺町百卷名三とふらひ來て、
淺草妙音院の境内に山隱明阿先生住給ひけるをとひて、
姥石開帳の有しを拜す。此處を中谷といふ、今は中田と
唱ける。
百 卷
石枕にもき思ひのかなしみも今はなかつたの里とこそきけ
返し 明 佛
世のさるを今はなにともいは枕にもき思ひもなかつたにの里

南馬道新町

一 町内之儀淺草寺境内に有之候處、觀音堂永代爲修復料助成、
享保十三申年十二月、寺社御奉行黒田豐前守様え以書付
僧正公英御願申上、同十五戌年八月晦日、願之通被仰付新
町屋に出來仕候。
一 町内東西え南之方六拾壹間壹尺、中程にて拾貳間、北之方
三拾五間四尺、南北東之方にて八拾八間四尺九寸、西之方
にて拾貳間。
但片側町

一 町御奉行御支配にて、淺草寺境内町屋に御座候。尤地頭役
相勤候に付年貢差出不申候。
一 反別無之、地坪千七百貳拾坪。
一 町内に辨天横町と唱申候。
家主八右衛門孫
幸次郎妻
き

一 御褒美銀拾枚
一 寛政十二申年
南馬道新町家主八右衛門孫幸次郎妻きよ、此もの儀平常共
心掛宜家業向致出精、殊に八右衛門は老衰之事故諸事心附、
大切にいたはり孝心を盡候由。然處當二月十九日客大勢有
之、夜更候て一同勞臥候處、曉七時頃居宅勝手より出火致、
住居向過半火移候節目覺、急火之儀にて一同周章、幸次郎

其外之者共は消留に掛、其方は八右衛門を爲立退可申と、着候衣類火移候に付脱捨素裸にて同人を脊負立退候に付、諸道具等不殘焼失致候得共心痛致候儀をいとひ、八右衛門えは右體火中を不厭、其外聞にも不相構、極老之ものを爲立退候儀、女之身分にて別而奇特之儀に付申上候處、爲御褒美白銀拾枚被下置難有頂戴仕候。

寛政十二申年四月十六日

淺草餅賣

安兵衛

(餅草淺山龍金)

一 私先祖淺草寺御地内餅賣仕、御出入等致罷在候。其後享保十一丙午年、傳法院僧正公英様より名物金龍山淺草餅と申名代堅看板御認め被下置、秘藏仕、當時商賣仕罷在候。

錦袋圓傳來

一 勸學察根元大助より先祖安兵衛え錦袋圓賣藥株讓證文相添養子實請、當時賣藥仕罷在候。讓證文左之通り御座候。

讓證文事

一 我等伯父玄性下谷池之端にて錦袋圓と申藥見世取立申候に付、我等々幼少の時より大助と申候に付、勸學察大助と名題看板を打賣出し、我等儀者武士御屋鋪寺々迄世利賣仕、夫より世上賣渡り、上野學問所え藥代金相付、又經藏取立申候、伯父と一所に罷出候處、私事子細有之池之端を立除き、則當所觀世音御地内錦袋圓賣藥唯今迄三十年餘出し置申候。然共年寄殊に手前不勝手故、私子供とも養育被下候御

(圓袋錦藥賣)

(跡の池天辨舊)

辨天山下新町

約束にて、右名題貴殿方之讓渡申候。然る上者私相果申候其子供儀御養育可被下候、爲後日讓證文仍而如件。

正徳三年巳五月十七日

勸學察根元

助

安兵衛殿

以上乙酉書上

一 【淺草寺志】云、南馬道の新町なり、北側の町をいふ、辨天池地を町となせし故新町と名づく。舊記を按ずるに新町のはじめは享保十五年庚戌の秋なり。舊記の文左の如し。

當山觀世音境内新町屋敷、觀音堂永代爲修復料助成、享保十三戊申歲、寺社御奉行黒田豊前守様へ以書附僧正公英御願被成、段々御吟味有之候得共否之御沙汰未相知候處、同十五庚戌年八月晦日、從黒田豊前守様御呼使有之、則曾正御出被成候處、右新町屋之儀上野御門主様より被仰達候に付、願之通御免被仰付候、依之段々町屋敷數出來候事、享保十五庚戌歲九月。

北馬道町

一 町名之起并町家に相成候起立書留等燒失に付相分り不申、淺草寺境内町屋にて、地頭淺草寺へ諸役相勤申候、町方御支配相成候、年代相分不申候
一 町内東西え拾五間半、南北え三拾六間餘、但道幅半分共。

(場馬ヶ正僧)

一 同町飛地之分凡貳百坪餘

但同所南馬道町東側に貳ヶ所有之候。

一 右飛地之内間口貳間貳尺、奥引五間半之地所、同所花川戸町通行道に相成居申候。

一 淺草寺境内圍外南北え凡八間、東西え百間餘之地所。

但字僧正が馬場と唱申候。當時淺草寺持にて明地に相成居申候。

以上乙酉書上

北谷

【淺草寺志】云、矢大臣門より竹門へ出る筋をいふ。西側には教善院、無動院、誠心院、延命院、德應院、吉祥院、東側には醫王院、妙法院、修善院、泉藏院、泉凌院、善龍院あり。

淺草寺地中金剛院門前

一 右者明和元年申より中年、拾ヶ年季門前地に奉願上候處、寺社御奉行酒井飛驒守様御勤役中願之通被仰付、夫より年

一 季明度々奉願上、願之通被仰付候。

一 東西六間、南北拾八間。

一 淺草寺領にて、町御奉行御支配に御座候。

以上乙酉書上

差上申一札之事

一 拙寺院内本堂并自坊大破、修覆極貧寺に付難及自力難儀仕

(領寺草淺)

御府内備考卷之十七

淺草之五

淺草寺地中金剛院門前

勿論年季之内にても返地仕候は、早速御届可申上候。爲後證仍如件。

文化元子年十二月廿一日 淺草寺地中 剛院

大久保安藝守様御内

金井才右衛門殿

前書之趣、拙僧共儀も一同御立合申上候處相違無御座候に付、奥書印形仕差上申候以上。

淺草寺地中隣寺 同近寺 同役者 王性院 王院

差上申一札之事

當所金剛院境内西之方表通り門前、南北え間口拾八間、奥行東西え四間之處三尺引込竹垣に仕、入口四ヶ所明き、貳間半梁桁拾八間東之方裏通りに壹間之下屋敷付壹棟に仕、平家五葺貫續實家境に竹垣仕、當子年より來戊年迄中年十ヶ年季貸家之儀同寺より被奉願候處、今日爲御見分被遊御出私共近所町役人に付被召出、一同御立合申上候處、被仰付候ても町内何之障候儀も無御座、爲後證仍如件。

文化元子年十二月廿二日

淺草南馬道町 月行事 五人組 吉兵衛 藏

勿論、年季内に而も返地仕候は、早速御届可申上候、爲後證仍如件。

文化元子年十二月廿一日 淺草寺地中 金剛院地借 久右衛門 門

淺草寺地中 惣地主 正三郎

大久保安藝守様御内

今井才右衛門殿

前書之趣、私儀も一同御立合申上候處相違無御座候に付、奥書印形仕差上申候以上。

淺草寺領代官 菊池定之進

覺

當所近邊 御駕場にて者無御座候以上。

文化元子年十二月廿一日 淺草寺地中 金剛院

大久保安藝守様御内

今井才右衛門殿

以上【淺草寺志】所載

淺草寺地中吉祥院門前

一 右は天明三卯年より丑年迄、中年拾ヶ年季門前地に奉願上候處、寺社御奉行阿部備中守様御勤役中願の通被仰付、夫より年季明度々奉願上、猶亦文政六未年より來る己年迄拾

御府内備考卷之十七 淺草之五

淺草寺地中吉祥院門前 淺草寺地中誠心院門前

淺草寺地中德應院門前 淺草寺地中延命院門前

名主 新九郎 同所醫王院門前 同所北馬道町 幸吉 五人組 仁兵衛 名主 右衛門

大久保安藝守様御内 今井才右衛門殿 前書之趣、私儀も一同御立合申上候處相違無御座候に付、奥書印形仕差上申候以上。

淺草寺領代官 菊池定之進

差上申一札之事

當所金剛院境内本堂自坊大破仕、修覆貧寺難及自力難儀被致候に付、依之西之方表通り南北え四間之間、間口拾八間、奥行東西え四間之處三尺引込竹垣仕、入口四ヶ所付、裏通りに壹間の下屋敷付壹棟に仕、平家五葺貫實家境竹垣仕、去る明和中年より午年迄中年十ヶ年季門前之儀、御願被申上候處願之通被仰付候に付、其後年季明度々奉願當子年年季明ヶ候に付、又候當子年より戊年迄中年拾ヶ年年季貫續之儀被奉願上候處、今日爲御見分被遊御出、私共借主に付被召出一同御立合申上、朱引繪圖面を以被遊御見分候處相違無御座候。何卒金剛院被願上候通り被仰付被下置候様一同奉願上候。尤有來之外作事并又貸等一切不仕、年季明ヶ候は

ヶ年季、水野左近將監様へ奉願上願の通被仰付候。

東西三間五尺、南北貳拾間。

當門前并德應院延命院誠心院門前を里俗四ヶ院門前と唱申候。

淺草寺領にて、町御奉行御支配に御座候。

以上乙酉書上

淺草寺地中德應院門前

一 右年季門前地四ヶ院一同願濟、吉祥院門前地同斷。

東西四間、南北拾九間。

當門前并吉祥院延命院誠心院門前を里俗四ヶ院門前と唱申候。

淺草寺領にて、町御奉行御支配に御座候。

以上乙酉書上

淺草寺地中延命院門前

一 右年季門前地四ヶ院一同願濟、吉祥院門前地同斷。

東西四間、南北貳拾壹間。

當門前并吉祥院德應院誠心院門前を里俗四ヶ院門前と唱申候。

淺草寺領にて、町御奉行御支配に御座候。

以上乙酉書上

淺草寺地中誠心院門前

一 右年季門前地四ヶ院一同願濟、吉祥院門前地同斷。

東西四間貳尺、南北參拾間。

當門前并吉祥院、德應院、延命院門前を里谷四ツ院門前と唱申候。淺草寺領にて、町御奉行御支配に御座候。

以上乙酉書上

醫王院門前

右門前町屋の儀同院より元文三年六月、寺社御奉行大岡越前守様へ奉願上候處、同年十一月十八日、松平紀伊守様御内寄合へ被召出、門前町屋願の通り被仰付、延享二五年、町方御支配に相成り申候。

右門前町坪數四百八拾壹坪、南の方八間五尺、北の方參拾貳間半、東の方五間、西の方參拾四間、但道幅半分共。

以上乙酉書上

齋頭門前

右齋頭は淺草觀音三譜代と申其壹人にて、往古より淺草寺よりの配當町屋敷に付、齋頭門前と附候由申傳候。何年頃より町屋に相成候哉、年代相分り不申候。

町内東西へ拾參間、南北へ拾八間半。

反別七畝步餘。但片側町にて西北へ打廻し角。

以上乙酉書上

(人一の代譜三音觀草淺)

淺草寺地内齋頭門前

一 六拾六年己前戊子年、智樂院忠運僧正御代東谷より唯今の所北谷へ屋鋪替被仰付候。其刻屋敷廻り用心の爲聖天町横町の方表口拾參間貳尺の門前有來候處に、三十八年己前丙辰年類焼任候に付、燒殘候處、四間半に四間、三間に九尺庇坪數合て貳拾貳坪半、御奉行謹様へ御斷申上候哉、年久敷義に候得ば控も無御座相知不申候。諸事出入の儀は從前の寺社御奉行所へ罷出候以上。

正徳三癸巳年六月

齋頭 印

右【淺草寺志】所載

常音門前

一 右常音は淺草寺觀音三譜代と申其壹人にて、往古より淺草寺よりの配當町屋敷に付常音門前と名付由申傳候。何年頃町屋に相成候哉、年代相分り不申候。

一 町内東西南の方拾參間四尺、北の方拾壹間五尺、南北え貳拾參間四尺五寸。

一 反別壹反貳步餘。但片側町にて西南へ打廻し角。

以上乙酉書上

淺草寺地内常音門前

一 六拾六年己前戊子年、智樂院忠運僧正御代東谷より唯今の處北谷へ屋鋪替被仰付候。其刻屋敷廻り用心の爲聖天町横

(人一の代譜三音觀草淺)

町通の方表へ拾參間半、裏行五間、坪數六拾七坪の門前有來り候。御奉行謹様へ御斷申上候哉、年久敷儀に御座候得ば控も無御座相知不申候。諸事出入の儀は前々より寺社御奉行へ罷出候以上。

正徳三癸巳年六月

常音 印

右【淺草寺志】所載

山之宿町

町名の起、町地に相成候年代不相知。

一 町御奉行御支配にて、淺草寺領分年貢地に御座候。

一 但町内東側中程より北へ寄、山の宿六軒町と唱候場所有之、右は御代官中村八太夫當分御預所、尤右御役所えは

一 矢張山の宿町より申上來り候。勿論右は當正月中御調相濟候場所に御座候。

一 反別壹町七反參畝拾七步六合。

一 往古は御料所に有之候處、承應年中の比淺草寺領に相成候由申傳候得共、古き書物等無之候より相分不申候。

一 ノ郷峽田領と唱候。

一 町内東西南の方にて凡參拾八間程、中程にて凡五拾八間程、北の方にて凡四拾六間程、南北え百六拾九間。

一 小名藪の内西側中程より北へ寄、北馬道町え出る横町に御座候。

一 (内の藪) (郷ノ一) (領寺草淺)

一 淺草寺物揚場
花川戸町、山の宿町兩町境淺草寺物揚場壹ヶ所有之、淺草筋 御成の節は右場所より 御上り場に相成候。右場所道造并違變等有之節は兩町より申上來候。尤右物揚場損し候節は淺草寺え修復申立候。

一 河岸物置場

一 町内東側の儀は河岸附の場所にて銘々屋敷附河岸と號、町内一體に物置場有之、薪炭其外何に不寄商物差置申候。尤淺草寺へ年貢差出申候。

一 抱屋鋪百八拾七坪

一 九品寺 淨土宗京都智恩院末

一 舊家

一 右三郎左衛門儀は往古より代々右町に住居任名主役相勤候。以前の名前儘に相傳不申、三田何某と申百姓に有之候處、觀世音海中出現の刻黎を以御堂を造し里民拾人の内に

一 有之、右は三郎左衛門先祖を相祭候儀に御座候。中興先祖藤四郎と申者、享祿年中出生いたし候ものにて、同入代に

一 初て名主役相勤候由申傳に御座候。夫より引續當時迄代々

一 血筋にて相勤罷在、尤住居の儀は草創地にて古來より御年

一 貢諸役御免有之、沽券證文等無御座候。

一 右十社子孫相知候分左之通

(社の田三)

持主 坪井甚之進
小出信濃守家來
名主 三郎左衛門

材木町名主 勝田 權左衛門
 花川町年寄 江原 清左衛門
 淺草寺地中 淺草寺地中
 元山之宿町に住居仕候 室田 次郎兵衛
 元淺草寺地中顯公 下谷山伏町磯右門七
 院地内に住居仕候 島田 勘七
 右四人の儀は三郎左衛門同様十社權現子孫に御座候。残り五人當麻樋口關口坪井眞井儀は當時何方に罷在候哉相知不申候。

以上乙酉書上

山之宿六軒町

一 右の起、開發の年代相分不申、町方に相成候儀は正徳三己年閏五月相改候旨申傳、尤當時町御奉行御支配にて、中村八大夫當分御預々所御年貢地に御座候。
 一 反別壹反壹畝七分半。
 一 東西貳拾六間半、南北叁拾貳間半。

以上乙酉書上

金龍山下瓦町

一 町名の起、町附に金龍山聖天宮有之、往古當所は瓦燒候場所にて、町名に相成候由申傳有之候得共、年代相分り不申候。

(領寺草淺)

一 町内東西河岸撫垂迄四拾七間半程、南北え貳丁程。
 一 町御奉行御支配にて、淺草寺領分年貢地に御座候。
 一 反別八反六畝拾參歩餘。

一 峽田領と唱申候。

河岸地

一 河岸地の場所銘々屋鋪附河岸地と唱へ、炭薪置場又は大工普請小屋等有之、尤地頭淺草寺元年貢差出來候事。

高札

一 町内川岸に殺生禁斷の高札有之、元祿年中淺草寺より相建候由申傳有之候。文言左之通り。

一 淺草川筋、南は諏訪町より北は聖天町の間にあつて殺生停止之。若違背の輩あらば曲事たるべきもの也。

五月 日

忠八店 七右衛門

一 御褒美鳥目七貫文
 一 右母え孝心に付寛政十二申年七月中、小田切土佐守權御番所え被召出、爲御褒美被下置候。其節の書上左の通り。

乍恐以書付奉申上候

一 淺草金龍山下瓦町家主忠八支配地面借地仕罷在候七右衛門儀、母え孝心の趣違御聽に、御尋に付左に申上候。

一 右七右衛門儀當申四拾八歳に罷成、母はつ儀は八拾八歳に罷成、親子暮にて罷在候、祖父代より凡百ヶ年餘も薪商賣

(門衛右七子孝)

(札高の川草淺)

仕罷在、平日實體にて不如意者に御座候得共借金等も無御座、親太郎兵衛儀は四十年前以前相果候に付、母儀後家暮にて七右衛門を致養育候。成長後母へ不相背所存にて年來無妻に罷在、其上養子久次郎儀は七右衛門實甥に御座候處、兩親共相果候に付幼年の砌より引取、其後養子に仕候處年若とは申ながら身持不立、家出したし所々立廻り居候得共、其後母え申聞候ては老衰の上心勞可仕哉と、當時實體に奉公いたし候趣に申聞せ置候由、彼是心を配り、併孝行と申立候程の儀は無御座候得共、右體實體者何事にも母の心に背き不申様心を盡し候段は、奇特成者の由風聞仕候趣は相違無御座候。右御尋に付奉申上候以上。

寛政十二年

六月二十七日

淺草金龍山下瓦町 名主 作左衛門

御番所様

彦太郎店に罷在候。

一 羽黒派修驗胎藏院

忠八店に罷在候。

一 吉田家神道塚越石見

以上乙酉書上

山川町

一 町名の起り候譯承り傳無之、年代相分り不申候。
 一 町内東西へ壹町貳拾貳間、南北西の方八間二尺、東の方九尺、但片側町にて、前通りは大川よりの枝川に御座候。
 一 町内の儀は神田川常淺上納地并聖堂脇御藥園、其外都合拾

御府内備考卷之十七 淺草之五 山川町 聖天町 附横町

(領田峽) (官天聖) (堀谷山) (領田峽)

一 峽田領と唱へ、反別壹反參畝拾參歩餘。
 一 町内小名里俗山谷堀と唱候。

以上乙酉書上

聖天町 附横町

一 町名の起り、町内に待乳山聖天宮有之候故の名と古より申傳有之、町地に相成候年代相分り不申候。

一 町御奉行御支配にて、淺草寺領分年貢地に御座候。

一 反別參町壹反五畝貳拾六歩餘、峽田領と唱候。

一 町内横町え懸け東西貳丁目五間程、南北え參丁參拾間餘。

一 但横町の内南側隣地小出永之進殿、同町の内北側隣地淺草寺地中遍照院。

一 武家町人拜領地并拜借地公役地助成地等無之、尤聖天横町の内へ表口貳ヶ所にて拾間有之、地主のぶ所持の家屋數御答に付寛政四子年十一月二十八日、南御奉行池田筑後守様御勤役中御取上ヶに相成、當時南御奉行所御懸りにて上り

地に御座候。

一 舊家

名主 左衛門

右名主作左衛門先祖の儀は、江口五兵衛盛次と申最上義光の家臣にて、慶長の比奥州畑谷の城を預、食祿八千石を領し、其次男にて、慶長八年の比羽州山形を去り、夫より民間に下り江戸に來り、淺草觀世音の傍聖天町邊住居いたし、寛永年中より名主役相勤申候由申傳候。初祖作左衛門儀は、天正十二年羽州山形産、正保元年六月三日行年七拾五歳にて死去いたし、當作左衛門迄九代相續仕候。且居宅地面の儀は表間口六間貳尺五寸、奥行拾參間半、御年貢御免にて草創より所持仕候。尤町内入用は差出申候。

一 聖天社

一 西方寺 淨土宗押上大雲寺末。

以上乙酉書上

谷中感應寺門前淺草山川町

(堀取利砂)

一 町内之儀は往古淺草寺領に有之候處、寛文四辰年八月御城御天守御普請之節、砂利取揚御用地として被召上、代地之義は同所山之宿并今戸之内にて同年十一月中被下置候由。其後寶永七寅年二月十六日、谷中感應寺門前爲代地右寺え被下置、當時之町名に相成申候。何故相名付候や相分不申候。是は往古元地谷中感應寺東裏門前に有之候節、坪數三

(堀埋)

一 千五百九坪地所、同寺院家佛頂院より右場所貸地に相願、元祿十六未年、寺社御奉行阿部飛騨守様御勤役之節願之通貸地に被仰付候處、右場所御靈屋御用向にて上野山内に御圍込に相成候に付、前書之通當時之場所代地に被下置候由申傳候。

一 町内一圓に字埋堀と唱申候。

一 右は御城御天守御普請之節御用地に相成、右之場所より砂利差出候跡堀に相成候て追々埋立候に付。埋堀と唱候由申傳候。

淺草寺割殘屋鋪

(領田峽)

一 右屋鋪之義は往古淺草寺より領分割付之節割殘候町屋敷にて、町名之義淺草寺割殘屋敷と相唱、萬治二亥年町方御支配に相成申候。

一 町内不殘峽田領にて御座候。

間口七間、裏行五拾八間。

以上乙酉書上

田町 壹丁目附元田町裏屋鋪

(領田峽)

一 町名之起不相知、右田町之儀寛文四辰年より何方えも御願不申上町屋立來、御公役并地頭諸役相勤來申候。其後延寶五年淺草寺北大門外西ヶ輪砂利取揚井日本堤際え尙又家作仕度願出候處、寶永元年三月願濟に相成り、新地御改近藤作右衛門様、小倉忠左衛門様御懸りにて願之通被仰付候。夫迄は不殘新地御奉行御懸りにて御座候處、同年十二月十八日、松平河内守様御内寄合え被召出、願之通町方御支配に相成申候。

一 町内不殘峽田領にて、淺草寺領年貢地に御座候。

(場利砂)

一 淺草田町一丁目之内西側凡百間程之場所、字砂利場と唱申候。右は萬治三子年 御城御天守御普請之節、砂利取揚爲御用地と被召上、代地之義は山之宿村今戸村之内にて被下置候由、右御用相濟、淺草寺に御戻に相成候地所に付、字砂利場と申傳候。

(門竹)

一 壹丁目南之方淺草寺地中境に有之候木戸を竹門と唱來申候。右は往古百姓の農業道にて竹木戸にて有之候由。當時町方持の木戸に相成候ても、今以字竹門と相唱申候故、右前後通り竹門と唱へ申候。

(屋長雀孔)

一 貳丁目之内西北之方間口貳拾六間、裏行五拾六間餘之町屋、字孔雀長屋と唱申候。

(動不雀孔)

一 但往古右地面之内に家業不知、孔雀屋三右衛門と申者住居仕居候に付、孔雀長屋と唱候由申傳候。今に右地面内柳稻荷宮之内に孔雀不動と唱、丈八寸程有之木像之不動尊壹體并二童子共相殿に祭り有之、右は往古孔雀屋三右衛門所持之由申傳候。

(屋茶笠網)

一 同町之内網笠茶屋と唱候茶屋當時三拾八軒有之、右は往古吉原町え通ひ候者、右茶屋にて網笠借受參候由申傳、今に網笠茶屋と唱來申候。

一 壹丁目二丁目總長 東西え南之方にて凡五拾八間、但道幅共。中程にて凡貳拾三間、北之方にて凡貳百拾七間、南北え東之方にて凡百六間半、中程にて凡三拾九間、西之方にて凡六拾七間、但道幅共。

一 反別三町三反貳畝拾四步貳厘壹毛。

一 元田町裏屋敷三千六百七拾壹坪八步。右地所淺草田町貳丁目之内地主吉左衛門所持町屋敷之裏地にて、家作も其節者有之候由、享保十四酉年九月十八日、平左衛門と申者買受、其後寶曆貳申年三月十八日、新吉原町名主方え買受所持之處、明和貳酉年十二月、地頭淺草寺え買上々、當時淺草寺持之地處に相成申候。

一 御褒美銀五枚

右半兵衛幼年之節兩親相果、其後淺草三間町家持五兵衛方

(衛兵半人義)

元年奉公に出實體に相勤候處、主人身上向不如意に相成暇出、右五兵衛懇合新大阪町吉兵衛方へ被相頼、年來召仕同様に相精致し、吉兵衛身上向宜相成候に付同人相歡店持可申旨申、金拾兩貸吳候に付、當町内へ引移商ひ相始、右金子は早速返金致申候。元主人五兵衛義は追々困窮にて家作も賣拂、知人の方へ被引取候節、五兵衛妻とよ并伴九八郎、次男藤助三人共半兵衛方へ引取、九八郎は元濱町嘉兵衛方へ奉公に差出置候處、文政二卯年病死致し、藤助義も富澤町治兵衛方に奉公爲致置候處、是又同年中病死致し、右兩度之葬式入用等取賄、母とよ右を愁傷致候を種々勞り格別に心付、五兵衛も近來老衰致候を見兼手前へ引取實意を盡候段、忠心奇特成義達御聽、文政五年六月六日、榊原主計頭様御番所へ被召出、爲御褒美銀五枚被下置候。但右半兵衛義同町地主七郎平地面家主に相成、當時相勤罷在候。

再調書上

(町田の時往)

一 淺草田町之儀、延寶五年淺草寺北大門外西ヶ輪砂利取場并日本堤際之家作仕候處、右田町之儀寛文中迄は淺草寺境内西之方材木町分之當時田畑に相成居候内、同所慶印寺前石橋近邊迄は田町之町屋に有之、當時淺草溜之通は往古は田町之往來に有之由申傳候に付、材木町名主權左衛門方水帳面相調候處、寛文中より寶曆年中之材木町分手帳に田

(文證醫取村宿の山、戸川花と町田)

町家跡と記有之、田畑多分相見え申候。左候得は全申傳と符合仕申候。延寶年中當時之場所へ引移申候儀も相違無之様に相見え申候。 別當 帝 釋 院 壹丁目安兵衛店罷在候。 白川家配下石原甲斐 貳丁目源六店罷在候。 當山派修驗大徳院 貳丁目利兵衛店罷在候。 以上乙酉書上 取替申證文之事 一 去年花川戸山之宿兩村之衆御奉行所へ訴狀被指上候に付、田町之者へ返答書被仰付、則書付を以申上候處に、智樂院様淺草寺に御住職之時分年久敷已前之儀共、殊に其節觀音領支配役人長峯勘兵衛殿死去にて、古來之帳面等令紛失、證跡、相立可申儀無御座候故難遂御糺明候。畢竟申くれの御訴訟之由御意被成、御裁許延々に罷成候。依之各御奉行所へ御訴訟被成内證にて御取扱、花川戸山之宿兩村へ相渡し、障に不罷成候地面の時分此度日光御門跡様へ御訴訟を以右兩村之衆へ御渡し候。次に田町の方へ之御扱には、淺草寺北大門通り觀音院内東西之砂利場之内西砂利場之跡、久松彌市郎様へ借地之家居、同所新田町之町家并東砂利場、爲替地從御代官所相渡候場所迄立續候田町之町屋、右之方有來候通り無相違立置申答に御定令落着事。

今度花川戸山之宿兩村へ相渡反歩之事

- 一 貳町四反九畝貳歩 慶印寺借地返り候分
- 一 貳反三畝拾四歩 六郷庄之助様より返り候分
- 内 七反歩 久松彌市郎様より借屋敷の脇に在之田地
- 内 四反歩 伊東勘左衛門殿借地返し候分
- 一 壹町壹反五畝拾八歩 新田町屋敷三軒
- 一 六畝七歩半 表六間、裏拾貳間
- 内 壹軒 表五間、裏五間半
- 内 壹軒 表八間、裏拾壹間
- 一 壹反三畝拾九歩 田町之内有畠地

右都合貳町六反貳拾八歩半、双方場所へ立合拾地改相渡申候、如此和談を以相濟候得ば向後少も申分無御座候。爲後證相繪圖に記之、所々御支配本間三郎兵衛殿へ指上ヶ置候上は永々異儀申間敷候。仍て取替連判手形如件。

貞享四年卯四月	田町組	助判
治右衛門殿	同	市左衛門判
駒形町	同	市兵衛判
並木町	同	喜右衛門判
伊兵衛殿	同	八郎兵衛判
材木町主	計殿	

御府内備考卷之十七 淺草之五 田町

三四七

三番町 左衛門殿 同 治郎左衛門判
田原町 三郎殿 同 仁兵衛判
東仲町 次郎右衛門殿
西仲町 左衛門殿
茶屋町 三郎殿
北馬道町 五郎左衛門殿
南馬道町 左衛門殿
右證文之通、双方和談を以相濟候上は後々迄違變御座有間敷候。依之田町名主組頭中之連判手形加奥書を、爲後證各へ進置候以上。

貞享四年卯四月	花川戸組頭	扱之名主中
左兵衛殿	同	治左衛門判
七郎右衛門殿	同	長兵衛判
同	同	伊兵衛判
同	同	五左衛門判
同	同	主計判
同	同	權三郎判
同	同	治郎左衛門判
同	同	半三郎判
同	同	五郎左衛門判

山の宿頭
同 喜左衛門殿
同 六左衛門殿
同 庄右衛門殿
同 三右衛門殿
同 又右衛門殿
同 次郎兵衛殿
同 庄三郎殿
同 太郎左衛門殿
同 善左衛門殿
同 三郎左衛門殿

佐左衛門判

右之通双方和談仕、出入埒明申候。御奉行様御差圖を以如此輩之證文取替候寫。

貞享四年卯四月

坂本内記様

御奉行様 本多淡路守様

大久保安藝守様

乍恐以書付御訴訟申上候御事

一 淺草田町名主町人申上候。私共町内之儀從御先々御支配奉請、何事不依江戸町並諸役相勤來申候。所々家作之儀淺草寺領何れも御町御支配奉請、從先規家作等迄御免之場所に御座候。同町之儀も家作之儀同前に御座候處に、何れの頃

(狀訴免御作家)

より歟御屋鋪御改様方之御支配奉請候、今至井戸新兵衛様、設樂善左衛門様へ繪圖書付差上家作仕候。此段入組候御事に乍恐奉存候。依之此度右御兩人様之隣町並に家作御免之御訴訟仕度奉存候に付先達て奉御窺候。右御兩所様にて御取上ケ御座候節は、御前様へ御届け可被遊候様に乍恐奉存候。其節御支配奉請候町家之儀に御座候間、御慈悲に淺草寺領町並先規之様に家作御免被遊被下候はば永々に至り御救と奉存雖有可奉存候以上。

寶永元年申八月

仁兵衛印

同 同平次郎印

同 三郎兵衛印

同 久四郎印

同 八左衛門印

同 甚右衛門印

同 市兵衛印

同 家持三拾四人

右之通奉願候得は被爲聞召分ケ被仰出候由、同町來歴認め繪圖仕差上可申旨被仰付候間、同町根元申上候。

一 觀音領北大門外東西兩ケ輪居屋鋪西側、四拾五年以前子年砂利取場御用地被召上、砂利御用之程御公儀様へ御取被成、跡地面智樂院へ御返し被成候。

一 東側四拾壹年以前辰年砂利取場御用地被召上、地頭智樂院

(場石小)

より此地差上ケ被申候證文之趣。

差上申小石場之事

合六千貳百九拾三坪は

但家跡

右是は公儀爲小石場御用於淺草觀音地内相渡申候。仍如件。

寛文四辰年八月

智樂院印

深津長右衛門殿

西山十右衛門殿

天野孫左衛門殿

美濃部一學殿

右之通無相違、隨に請取申處實正也以上。

年號月日

智樂院之參

深津長右衛門印

天野孫左衛門印

美濃部一學印

西山十右衛門印

表書之替地何れ之所にて從當辰年智樂院へ可被相渡候。是は智樂院領之内小石取場御用被召上候爲替地坪詰を以如此候。斷は本文に有之候以上。

彦右 御印判

豐前 同

大和 同

(領院樂智)

右之御證文井上河内守様加々爪甲斐守様より御勘定頭様へ於御城様御渡し被成候由、智樂院目代長峯勘兵衛へ被仰候。御勘定所頭衆様と野村彦太夫殿へ小石場代地可被相渡由にて、御印判を以御證文被遣候事。

美濃 同

豐後 同

一 拾貳石六斗五合

武州山之宿村之内

一 七石貳斗貳升貳升は五升の誤か

同 今戸村之内

高合拾九石八斗五升五合

此坪六千貳百九拾三坪

右之處從當辰年智樂院へ可被相渡候。是者智樂院領之内小石場御用被召上候爲替地坪詰を以如此候。御老中之御證文御勘定所へ差置候以上。

寛文四辰年十一月

青 喜右衛門印

能 武左衛門印

守 權太夫印

小 茂右衛門印

雨 次郎右衛門印

如斯御證文被遣候。彦太夫殿より右の替地智樂院へ受取、同辰十一月田町へ請取申候。家相建候儀は永井伊賀守様より被仰付、智樂院より御鳥見頭へ御届申家建申候。尤御町

(燒類町田)

奉行渡邊大隅守様え目代勘兵衛被召出、智樂院願の通町支配申候。則名田町と可付旨尤に候。家作等迄願の通候。則先田町寛文四辰年より何方へも御断不申上町家取立、御公儀様御役并諸役相勤候。其已後延寶四辰年十二月六日新吉原の出火に付、田町の者共類火に逢、年内わらぶきに小屋を掛け罷在候を、翌年智樂院より同領の内西側砂利取場并日本堤の際へ田町の家引移可申願被致候處、數月掛り被申上候得者被聞召分、地面引替にいたし家建可申旨被仰付候。同年已三月從松平山城守様、新地屋敷御改近藤作右衛門様、小倉忠衛門様へ同町の家裏々迄可爲立旨被仰遣候御文言の事。

(移引屋町)

一 淺草觀音領田町唯今迄有之町屋同領日本堤の際元砂利場え町家引移由智樂院訴訟申候に付、大分の事に候間窺御老中に候所に、願の通可申付由御申に付、繪圖面之通勝手次第町家引移し、家作仕候様にと申付候。拜領地之分は印判不加候得共、大分之儀に候間如此に候以上。

申三月

松平山城守御判

近藤作左衛門様

小倉忠右衛門様

右之御書付目代長峯勘兵衛に被下候間、則勘兵衛持參仕御兩人様え差上申候。依之唯今之田町申の年より戌年暮迄、何方えも御断不申上家作仕來候所に、天和三亥春、本多五

郎左衛門様、杉原四郎左衛門様田町家作仕候を被遊御覽、先名主仁兵衛被召出御吟味被遊候間、前方之通を申上候處、先規に相叶候場所所有之由にても、向後家作相届可申旨被仰付候間、御屋敷へ罷越數度奉願候得は御聞届被遊、於左有は時節を以可申上旨被仰付候間、唯今迄屋敷御改様え家作御届申上候。此已後北條安房守様御詮議に付、新吉原女出入に付家持庄左衛門と申者半舍被仰付、此者病死仕候上屋敷被召上取拂に被仰付、代金三拾三兩二分、銀九分五厘に町人市兵衛落札に御座候に付、町御年寄奈其屋市右衛門殿え金子差上裏書被遊、名主五人組、目代本間三郎兵衛加判にて元祿三午三月廿九日求申候。此段安房守様え申上、則家作之儀申上候得は、此屋敷之儀勝手にて可申旨被仰出候得共、町中不殘家作之儀御改様方え御届申候由申上候得は、一同に御免之御願可申上旨被仰出候得共、延引仕候。尤七年以前寅九月類火に付、町中一同に諸々困窮仕候に付、家作御免之御訴訟段々延引仕候。此度存立御前様え御願上候被爲分聞召、前書之通段々證據も御座候町家之儀に候間、屋敷御改様方え申上、御取上げ御座候節は、町人御救御慈悲に家作御救免被爲遊被下候は、永々に至迄難有可奉存候以上。

寶永元年申九月

淺草田町

仁兵衛

御奉行所様

同

平次郎印

右之通段々御訴訟申上候得は、同年十二月十八日、御内寄合被召出、新地御改め御救免被遊候。

保田越前守様越前守様御替り被遊、諸役松野河内守様御支配に成、御内寄合にて御救免有之候。

林土佐守様

丹羽遠江守様

右三御番所え繪圖書付差上申候寫。

新地御改役一件 相濟候に付町内取究事

手形之事 總家持より名主方へ差入置候證文之寫

一 御兩人之支配請候我々の町家、御公儀様御役は不及申、江戸御町並に諸役勤來候に付、先年は町中家作之儀何方えも御届不申上仕來候所之由、中頃新地御奉行様え名主加判にて繪圖書付差上、御差圖請々作事仕來候。江戸御町並御町御奉行様御支配奉請候に、此段入組申候様に存迷惑に有之候に付、此度御兩人を頼、御町三御奉行様并新地御奉行設樂善左衛門様、大井庄十郎様え御訴訟被申上候得は被聞召分、去る十八日松野河内守様御内寄合え被召出、自今已後江戸古町並に被仰付、家作之儀何方えも御届不申上仕候様に被仰付、尤言上帳にも記置難有奉存候。然は淺草寺門前町並に家土藏相建申節は、當所兩御代官所え御兩人加判にて、繪圖書付上々作事可致旨儘に承届け申候。并修復等に至迄兩名主へ其様子相届可致候。若明地有之致家作候共、諸事猥に右之趣致問敷候段儘に承届け申候。若不埒に致候

は、越度に可被申付、諸事作事いたし候は、兩名主見分請可致候。爲後日町中家持不殘連判手形仍如件。

寶永元年申十二月廿日

田町中家持

名主 仁兵衛殿

四十人惣連印

同 平次郎殿

内六人組頭印

差上申手形之事 名主方より兩代官所え差上申候證文寫

一 拙者共支配仕候町内、江戸並に諸役相勤候故、家作之儀何方えも御届不申上致來候處、中比より新地御奉行様え御届申上、修復等迄御差圖請作事仕候。同町之儀町御奉行様御支配請候所へ入組申様に奉存、此度拙者共并町内家持不殘町御奉行様、新地御奉行様え御訴訟申上候得は、御吟味之上去る十八日松野河内守様御内寄合え被召出、願之通江戸古町並に自今已後何方にも御届不申上家作仕候様に被爲仰付候。然ども當門前並に家土藏相立候は、御地頭様え可申上旨被仰渡承届申候。向後表裏共作事仕候時分は繪圖書付相認、拙者共加判仕御届可申上候。若明地有之作事仕候共、御断不申猥に家作爲仕申間敷候。惣て作事拙者共見分仕爲致可申候。若御届不申上不調法成仕方御座候は、如何様之越度にも可被仰付候。町内之儀少も見のがしに仕間敷候。依之町中家持共不殘連判之手形拙者共え取置申候。爲後日一札差上申候仍如件。

寶永元年申十二月廿日

名主 仁兵衛 衛印
同 平次 郎印

本間庄右衛門殿
菊地惣左衛門殿

獅子舞六人屋敷田畑

【淺草寺志】云、田町の南うらにあり、九百坪あり、三社權現祭禮の時獅子舞の役をつとむるものに、むかし傳法院より宛行し地面なり。

以上【淺草寺志】所載

御府内備考卷之十八

淺草之六

元鳥越町

(村越鳥) (神明越鳥の舊地)

一 右元鳥越町の儀往古者淺草御門外當時町屋に相成居候。平右衛門町より御藏前通元旅籠町邊、西の方下谷三味線堀を境にて、右最初武州豊島郡峽田領鳥越村に有之、右の内當所より御藏前片町・森田町・元旅籠町邊迄鳥越明神社地構の由に御座候處、權現様御入國已來御用地に被召上、武家寺院等え被下置、其後元和二丙辰年中より平右衛門町を始御藏前通り、追々町屋に被仰付候處、當所の儀は鳥越村の舊地にて古來より百姓共住居罷在、殊に一圓小山の由にて其儘御差置に御座候處、元和六申年三月中淺草御藏初て御普請の節、御場所地窪の由にて當所の土御用に被召寄御普請御成就に相成、其後正保二酉年中、矢の御倉御普請の節も右の御吉例に依て、猶又土御用に相成候由に御座候處、同年當所最寄不殘御用地に被召上、山谷村にて代地被下置、當時の新鳥越町に御座候。其後當所の儀者御家人方拜領地に被仰付候より、當時有形の通り町屋に相成、町銘の儀は鳥越村の舊地に付元鳥越町と相唱候由申傳に御座候。且明神

御府内備考卷之十七終

(鋪屋人六舞子脚)

(町越鳥本)

社東脇通右神主別當持地所有之、是は村方にて有之候節の舊地の儘にて、往古より御年貢地に有之、當時平岩右膳様御代官所に御座候。

反別七畝十歩三合六夕八才、外に九畝七歩餘、別當持合壹反六畝十七歩餘。

但正保二酉年九月中町屋に被仰付候節者、鳥越町と相唱候由に御座候處、引地の方新鳥越町と相唱候に付、本鳥越町と相改候由。其後百ヶ年以前の由、何頃より元鳥越町と書改候や、舊記相知不申候。

往古鳥越村と名付候由來

當所最初鳥越村と名付候儀、書留等も無之候得共、往古より申傳候には、

入皇七拾代後冷泉院御宇、永承六辛卯年中、奥州の住人安倍貞任・同宗任謀反を起すにより、誅罰として鎮守府將軍源賴義、子息八幡太郎義家下向の節、當所角田川原に陣營を居られ、其頃は此邊より日暮里邊字道灌山下通まで一圓大海のよし、當時の黒船町最寄は濱邊にて、當所のあたりは何れも海村にこれあるよし。右兩將軍海上を渡らんとすれども、いづれを淺瀬と分つべき様もなき渺々たる海上なれば、此邊に暫らく休らへる折節、名をしらぬ鳥の海上を越るをみればこれ淺瀬ならんと、兩將ともに渡られけるよし。其時義家なといへる所ならんとあたりの人に問ひぬるに、

(來由の越鳥)

(白鳥大明神を越鳥大明神と改む)

これは武さし野の原とて名もなき所なれど、白鳥大明神の鎮座ましますなりと云けるよし。義家さあらば尊神の我を守護し給ひ、鳥の越て淺瀬をまらせ給ふ神徳ならん、白鳥のゆかりもあれば此のち鳥越とあらためべきよしにて、鳥越大明神と勸請ゆへ、所の名も鳥越村と名付け候由申傳へ候。

町内東西え三拾間餘、南北え五拾七間餘。

右元鳥越町東の方脇通りに元鳥越町新地と唱候場所先年在之、是は享保年中の由、御書替御奉行手付手代衆大繩拜領屋敷に被仰付候處、享保十七子年三月中類焼後御用地に被召上、黒船町裏通堀田相模守殿御上ヶ屋鋪跡字堀田原と唱候場所にて代地被下置、今以元鳥越町新地と唱來候。右御用地の所者御書替御奉行御用屋敷御取立相成候處、右御屋敷猶又西福寺脇通り福富町上ヶ地跡え御引移相成、右跡地所は關東樋橋御請負人岡田治助え御請負地上納町屋に被仰付、當時書替所跡町名相唱候義に御座候。

但元鳥越町新地の義は、先達て堀田原最寄御調の節委敷申上候に付、荒増の處申上候。書替所跡町屋の儀は、同所御調の節猶又委敷可申上候。

一 明神本社有之候場所、今以小高き所有之、是は往古平山にて御座候節其儘相殘候地所に御座候。
一 當所往古村方の節淨雲寺・本立寺と申寺院有之候由申傳に

(寺立本)

候得共、何方に有之候や相知不申候。正保二酉年中御用地に被召上候節、淨雲寺者新鳥越町え、本立寺者淺草新寺町え引地に被仰付候。

(場罪刑の頃長慶)

元鳥越町南の方、字甚内橋より河岸通り東の方え半町程の間、往古より慶長年中の頃迄は刑罪場の由に申傳候。

(島ヶ島、江入野葛)

下谷三味線堀近邊を往古葛野入江、當時鳥越町北の方大御番御組屋鋪邊を扇ヶ島と相唱候由に御座候。

(町筋三)

明神表門より字甚内橋際迄の間 字明神前
同所より東の方大通りを 同 表町
右表町南の方裏通りを 同 裏町
右表町中程小路を 同 横町
但右横町の内玄阿彌長屋、萬屋長屋と唱候場所所有之。
明神社西の方脇通りを 同 片町
此所片側町屋に付片町と唱候。

(屋長彌河玄)

同社北の方裏通りを 同 小横町
元鳥越町北の方通を 同 三筋町
此所町屋向側大御番、御書院番組屋鋪にて、小路三筋に相分居候に付古來より三筋町と唱候。

(屋長屋萬)

屋の儀は先年右地所家主役相勤候もの家名萬屋と申候由にて、萬屋長屋と唱來候。

(橋内甚)

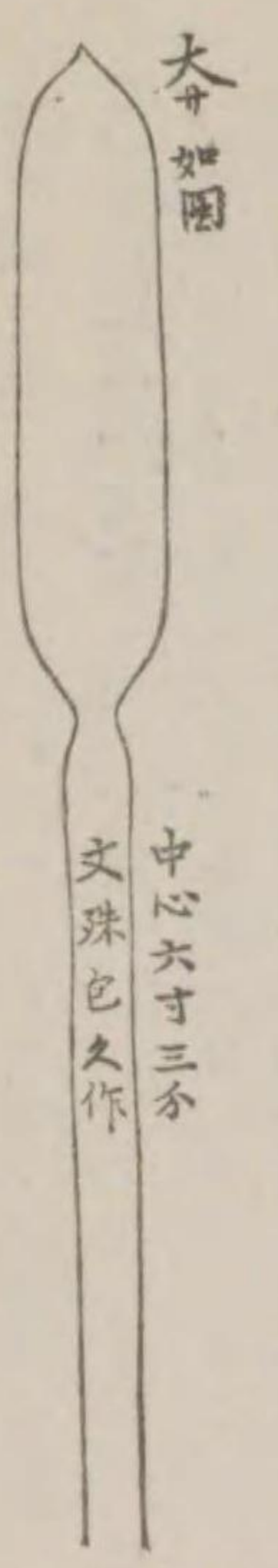
南の方川の儀は往古村方の節より有之候由にて、掘割の年代相分り不申候。古來より川名無之候。
但川幅不同に有之、差渡凡三間餘も有之候。
當町より猿屋町え懸け渡し候字甚内橋の儀は、近邊武家方組合持場にて、舊記等無之相知不申候。尤右橋新規修復等、佐竹右京太夫殿御屋鋪にて頭取御世話被成候由に御座候。但長六間、兩袖間壹間つゞ共一幅貳間。

往古村方にて有之候節兵藏と申名主有之候處、正保二酉年中當所御用地に被召上候、山谷村にて代地被下置、當時の新鳥越町え罷越代々相續仕、今以同所名主役相勤居申候。當町名主文次郎先祖荒川善之丞の儀は、往古去る重き御方に數代勤仕之由、子細不知浪々仕、其後美濃國に住居の由。天正十八寅年中

權現様御入國の節御供仕、御當地え罷下り當所に住居仕候處、右正保二酉年中御用地に被召上候節、前書名主兵藏儀は引地新鳥越町え罷越、同九月中跡地所拜領町屋に被仰付候處、名主役可相勤ものも無御座、其節私方者由緒有之候者の由にて役儀相勤吳候様町人共相願候由、右正保二酉年九月中より名主役相勤來、代々相續仕候旨申傳へに御座候得共、前文中申上候先祖由緒の儀者、度々の類焼にて舊記并過

(家明所三越鳥)

去帳等焼失仕相知不申、元祿年中より代々相續相知候得共、右巳前の儀は申傳のみに御座候。尤往古より持傳の由にて鎗一筋并渡唐の天滿宮筆者不知畫像懸物壹幅、代々所持仕罷在候。鎗者去文政二卯年十二月廿五日類焼之節、焼失仕、身計り相残り當時所持罷在候。外に古器物古書付等無御座候。且當所村方にて有之候節、熱田明神、第六天神兩社共鳥越明神末社に有之、往古は鳥越三所明神と相唱候由に御座候處、正保二酉年中御用地に被召上候節、熱田明神を引地新鳥越町え勸請に相成、第六天神は古來森田町に有之候處、享保三戌年十二月中類焼後、淺草御門外當時の場所え轉社に相成候得共、右兩社共往古明神末社にて御座候節の舊例の由にて、當所明神熱田明神第六天神右三社祭禮の節は、文次郎儀麻上下着用參詣可仕旨、古來より式例の由代々に申傳に御座候。其外古き家筋の者無御座候。



元鳥越明神門前

一 右町の義は往古武州豐島郡峽田領鳥越村の由に御座候。委

(村越鳥)

細の義は元鳥越町より申上候間、別段不申上候。
一 右町往古神主鋪木權頭、別當長樂寺持合地に御座候處、寺社御奉行松平伊賀守様御掛り、明和二戌年四月六日、神主別當持分御割渡被仰付候。
一 右町御年貢地にて、平岩右膳御代官所に御座候。右町間口九間三尺九寸五分、裏行貳拾七間貳尺四寸、裏幅六間四尺。
一 總地坪數貳百貳拾坪三合六夕八才。此總地坪數二百二十坪三合六夕八才と云は今神主權頭が所の門前町は別に未に見へたり。
一 此反別七畝十歩三合六夕八才。
一 鳥越明神社 神主吉田家配下 鋪木權頭。別當高野山金剛院末長樂寺。
以上乙酉書上

元鳥越長樂寺門前

一 右町の義は往古武州豐島郡峽田領鳥越村の由御座候。委細の儀は元鳥越町より申上候間、別段不申上候。
一 右町の儀は往古神主、別當持合地所に御座候處、明和三戌年四月六日、寺社御奉行松平伊賀守様御掛りにて、神主別當持分御割渡被仰付候。
一 右町御年貢地にて、平岩右膳御代官所に御座候町内

明神表門東の方壹ヶ所
東西え指間四寸五分、南北え五間半。
同所西の方壹ヶ所
東西え三間、南北え七間。

壽松院門前

以上乙酉書上

(鋪屋守波阿平松)

一 右門前町屋の義は壽松院開山善譽林貞代、鍛冶橋御門内當時松平阿波守殿御屋敷地の由、同所にて寺地拜領被仰付、文祿三年一寺成就の由。其後慶長八卯年中同所御用地に被召上、柳原雁淵にて代地被下置候處、猶又正保元申年中當所之轉地に被仰付、其節寺社御奉行安藤右京進殿之奉願、前々の通門前町屋被仰付候由に御座候。町名の義は同寺門前町屋に付、其砌より淺草壽松院門前と唱來候。
一 右門前町屋寛文八申年二月中、下谷黒鉄町より出火にて類焼仕、同九四年中、寺社御奉行小笠原山城守殿加々爪甲斐守殿御懸りにて右壽松院拜領地の内、南の方中貳間、東の方同貳間、北の方同三尺三方共折廻し、坪數貳百八拾四坪六合貳夕の處御用地に被召上、道敷開立に罷成、其節門前町屋跡退りに相成候義に御座候。右門前町屋享保十七子年三月中類焼後、同五月中近邊町々御藏火除地に被召上候節、壽松院境内塔頭懸懸け東南の角百八拾九坪同様御用地に被

(村越島)

一 召上、右の内門前町屋小間東の方にて七間、南の方にて十六間四尺、都合間口二十三間四尺の處、同所表門より北の方廿壹間貳尺の場所引移申度旨、同年閏五月中、右壽松院より寺社御奉行西尾隱岐守殿之奉願候處願之通被仰付、御用地に被召上候地所の義は隣町福富町之御預け被仰付置候處用心不行届候に付、壽松院へ御預替に被仰付被下度段享保十八丑年九月中、右同寺より西尾隱岐守殿之奉願候處、元文三年六月中、寺社御奉行大岡越前守殿御内寄合にて願之通壽松院へ御預けに被仰付候。其後延享五辰年四月十五日、町奉行能勢肥後守殿御番所之壽松院可罷出旨寺社御奉行稻葉丹後守殿より被仰渡、則罷出候處、馬場讃岐守殿御普請御奉行加藤備後守殿・水谷信濃守殿御立合にて右御預地前々之通御返し被下置候旨壽松院へ被仰渡、同月廿五日地所御引渡に相成、其節より當時有形之通町屋に相成候義に御座候。
一 右壽松院地所の義は往古武州豊島郡峽田領鳥越村に有之由申傳に御座候。
一 右門前北の方を北門前と往古より里俗に唱來候。但右北門前の義は字ざん町と唱候。是は往古一圓雜穀渡世のもの有之候由、當時も右渡世のもの兩三軒御座候。右門前の内家主和泉屋嘉兵衛・向泉屋兵左衛門と申雜穀渡世の者兩人有之、右の内嘉兵衛義は正保年中より右渡

(町んざ)

(商穀雜の初最)

世致し居、當嘉兵衛迄七代相續にて寛文年中よりの先祖法名有之、兵左衛門義は天和年中より右渡世致居、當兵左衛門迄七代相續にて寶永年中よりの先祖法名有之、右兩人共今以渡世いたし罷在、雜穀商賣起立の由に申傳、其後追々右渡世の者相増、里俗ざん町と相唱候由、當時は漸兩三軒も相殘居候儀に御座候。

一 町内 南間口六十五間五尺六寸、北間口六十三間四尺三寸。東間口三十三間。

都合間數百六十貳間三尺九寸。

此坪八百貳十壹坪六合三夕三才。

一 壽松院淨土宗京都智恩院末。新堀川

右門前町屋東前通新堀川の義は、寛永四卯年中東叡山御建立の節、御同所水吐のため當所之掘割被仰付候由申傳候。此義書留等も無之、聴と難申上候。

川幅貳間半餘。

一 一ノ橋

同所より新旅籠町懸渡候寺院町方持合橋の義は、右掘割の時節より懸渡の由にて年月等相知不申候。尤右川上の方橋に付一ノ橋と唱來候。

橋 長三間 幅二間

壽松院 西福寺 新旅籠町 福富町

(淵雁原柳)

一 御褒美鳥目拾五貫文 藤七郎 吉 五 郎
右壽松院門前家主藤七伴吉五郎義、親藤七十九歳に相成中症にて罷在、食事等の義は勿論兩便等の義迄も厚く心付看病致遣し、殊に文政三亥年三月四日大火の節も、所持の半押入え蒲團を敷、藤七を差置付添罷在、其内居室諸道具等不殘焼失致し、知る人元鳥越町家主猪兵衛方に罷在、焼釘等直し、右賃錢にて親藤七を介抱致候始末、輕き者には奇特の由にて、同年六月九日根岸肥前守殿御番所之右吉五郎被召出、爲御褒美鳥目十五貫文被下置候。其後右藤七儀は病死仕、吉五郎義は何方え罷越候哉相知不申候。
一 壽松院書上
表田舎間百六十貳間三尺九寸。
右東裏通南北横通共三方折廻町家表間口に御座候。同裏行平均五間六寸。
右裏行の儀貳間半より八間二尺餘の所も有之、入狂ひ候に付平均に積立候。
此坪八百貳十壹坪六合三夕三才。
右門前町家の儀往古より有來候に付、慶長八年柳原雁淵之替地被下候時分も建置申候。依之正保元申年中當所に轉地被仰付候砌、安藤右京進殿之御願申上、如前々門前町家從元地引移被建候旨書留の趣に御座候。然處享保十七子年五月、

境内東南方角折廻し町家并寮舎え掛坪數百八十九坪、御藏爲火除御用地に被召上、隣町え御預に相成候處、元文三年六月廿七日、當寺え御預け地に被仰付、延享五辰年四月十五日町御奉行能勢肥後守殿に於て右地面、元地の儀に候間此度御返し被下候旨被仰渡候。依之同年五月三日、古來之通町屋家作仕度段寺社御奉行大岡越前守殿え御願申上候處、六月六日願之通被仰付候。

以上乙酉書上

元鳥越町續書替所跡町屋

(村越島)
一 右町の義は往古武州豊島郡峽田領鳥越村の由に御座候、委細の義は元鳥越町より申上候間別段不申上候。
一 右町の義は先年御書替御奉行伊庭惣兵衛様御役屋敷に御座候處、四十二ヶ年以前天明五己年中、右御屋敷の義は淺草西福寺脇福富町上ヶ地え御引移に相成、同年九月中前書御屋敷跡町屋に被仰付候に付、町名の義は元鳥越町續書替所跡町屋と唱申候。尤町内度々類焼仕書物等無御座候間、委細の義は相分り兼申候。
一 右町屋に被仰付候節より、關東極橋棟梁岡田治助請貢上納地に御座候。
一 町内東西え八間貳尺五寸、南北え十五間貳尺餘。
以上乙酉書上

淨念寺門前

(町揚小) (橋寺念淨)
一 右淨念寺門前の儀は慶長十己年中當所え替地被仰付候、其砌より町名の義は淺草淨念寺門前と唱來候。
一 町内 東西え四十六間、南北え八間半
但片側町屋。
一 町内小名 小揚町と申傳候。
橋
右橋の儀は武家方并寺院持にて御座候、里俗に淨念寺橋と申傳候。
淨念寺 淨土宗芝増上寺末。
以上乙酉書上

東漸寺門前

(崎芝田神) (前門師藥)
一 右門前町の儀は往古は御城邊に罷在候由、其後神田芝崎と申所え相引、又候其後慶長十己年當新堀え相引候。其砌より町名の義は淺草東漸寺門前と唱來候。
一 町内 東西三十貳間半、南北三十貳間半。
但片側町屋。
一 町内小名 里俗に藥師門前と申傳候。
橋 長貳間貳尺、幅壹間。
右橋の義は東漸寺持に御座候、東漸寺境内藥師有之、依て

(橋師藥)

一 里俗藥師橋と相唱申候。
東漸寺 天台宗東叡山末。

以上乙酉書上

龍寶寺門前 里俗天台龍寶寺と稱す

(瀨田峽) (橋香抹)
一 右門前町屋の儀は慶長四亥年四月中、駿河臺觀音坂邊にて右寺地拜領被仰付候處、寛永十二亥年四月八日、當所え引地相成候由、門前町屋起立の年月相分り不申、武州豊島郡峽田領の由申傳候。
一 町内 片側西より南へ折廻し門前町屋にて、南北え七拾貳間餘、東西え參拾五間餘。
一 橋 幅壹間
右橋の儀は小島町定渡持に有之、町内家主利右衛門と申者明曆の頃より右橋際に住居致し、抹香商候故字抹香橋と唱來候。
龍寶寺 天台宗東叡山末。
以上乙酉書上

善照寺門前

一 當所門前町屋の儀は古門前にて御座候、往古願濟の年代相知れ不申候。其後元文三年九月、寺社御奉行大岡越前守横え古門前再興の儀願上、同十二月十八日願の通御免被仰

(町寺新)

渡候。
一 當所は元來新寺町と申、新堀出來の後は淺草新堀と稱申候。新堀出來年代委細の儀は小島町觀世太夫方に可有之候。
一 町内南北へ拾四間五尺、東西へ五間半。
善照寺 淨土眞宗東本願寺末。
以上乙酉書上

龍寶寺門前 里俗淨土龍寶寺と稱す

(橋新草淺) (橋の三) (橋屋しと)
一 龍寶寺門前家作食附の儀は御願申上候て住居仕候。尤年季門前にて何年に御願濟相成候哉、曉と相知不申候。最初住居人も相知不申候。常々龍寶寺門前と相唱來り候。
一 町内 片側南北參拾七間、東西參拾壹間。
一 三之橋 長貳間參尺、幅貳間。
龍寶寺 常福寺・心月院・善照寺・永見寺・威光院。
右六ヶ寺組合。
右橋は新堀川上の方有之候に付古來より三之橋と唱來候。最初の年月等相知不申候。里俗にこし屋橋と申傳候。
一 髮結床番屋
町内往還に有之候、間口九尺四方棟高さ壹丈餘。

右髮結床番屋の儀は凡百ヶ年餘已前より有來候由申傳候得共、年久敷儀にて書留等無御座、起立の年月曉と相分り兼申候。尤九拾ヶ年以前享保年中、新四郎と申す者右床番屋

に罷在候。以來度々讓渡、當時權右衛門と申者所持仕候。自身番屋

町内往還に有之候、間口九尺貳間半、棟高さ壹丈程。

右者町内自身番屋にて凡七拾ヶ年程以前より有來り候由申傳候得共、年久敷儀にて書留等無御座、起立の年月曉と相分り兼申候。

龍寶寺 淨土宗京都智恩院末。

以上乙酉書上

常福寺門前

右門前町屋の儀は正徳年中御願濟にて建來候由申傳、町名の儀は其頃より淺草常福寺門前と唱來申候。

町内 南北へ貳拾壹間餘、東西へ五間半。

但片側町屋。

町内小名 新堀端と申傳候。

橋 幅貳間、長貳間參尺。

善照寺・心月院・龍寶寺・常福寺・威光院・永見寺。

右六ヶ寺組合にて修復等取計來候に付、組合橋と申候。

常福寺 天台宗東叡山末。

以上乙酉書上

山本屋鋪

金六屋鋪

(來由の鋪屋本山)

右拜領町屋敷の儀は元金剛院拜領地に相成候年代相知不申候得共、右門前表間口參拾貳間半、裏行拾間參尺有之候處、右金剛院儀不届の儀有之、寛政四子年九月中、寺社御奉行板倉周防守様御掛りにて遠島被仰付、跡町屋の儀は町御奉行小田切土佐守様御番所へ御上納地に相成申候。然る處右地面の内表間口拾九間、裏行拾間參尺、此坪數貳百六坪餘、文化九年十二月、西御丸與醫師山本永春院拜領町屋敷に相成申候。依之町名之儀は淺草山本屋鋪と相唱申候。

但元金剛院住居の節は西の方町屋拾參間三尺、裏行拾間參尺、家數四軒有之、東の方町屋八間半、裏行拾間參尺、家數三軒有之、金剛院住居表間口九間參尺、裏行拾間參尺有之候。

右殘地表間口拾參間參尺、裏行拾間參尺、此坪數百參拾四坪半餘の儀は、文化十四年十二月、松前御奉行支配蝦夷地御用達田中金六拜領町屋敷に相成申候。依之町名の儀も淺草田中金六拜領町屋敷と相唱申候。

右地面起立の年代舊記無之相知不申候得共、先年朝鮮人初て來朝の砌町屋に相成申候由申傳に御座候。

但一圓に字門跡前と唱申候。

町内 東西へ參拾貳間半、南北へ拾間參尺。

但片側。

橋 幅貳間半、長貳間五尺。

以上乙酉書上

(前跡門) (六金中田達用御地夷蝦)

所墓所に致度奉願候處、願の通被仰付候。其後正徳元年卯四月中朝鮮人來朝の砌、右寄附地の内門前町屋被爲仰付候、本法寺門前と申候。

但字門跡前と唱申候、但正徳中より年限切替無御座候。

東西へ二十七間餘、南北へ三間半、但片側町屋。

本法寺 法華宗下總國平賀本土寺末。

以上乙酉書上

(橋屋菊) (橋合組院寺)

橋組合

行安寺 專光寺 東國寺 宗圓寺

正行寺 實相寺 金剛院跡

右橋先年より寺院組合持にて取計來申候。寺院組合橋となつて、一名菊屋橋と唱候。

以上乙酉書上

實相寺門前

右實相寺起立の年代、舊記は無之候得共往古近邊田地に有之、其頃より田中實相寺と申傳、右門前町屋の儀は天和年中より建來り候由申傳、今に町銘淺草實相寺門前と唱來候。

東西へ參拾間、南北へ五間、但片側町屋。

實相寺 法華宗下總小湊誕生寺末。

以上乙酉書上

以上乙酉書上

本法寺門前

右門前起立の年代相知不申候得共、往古禪宗海潮院と申寺院地所、如何の儀にて御用地に被召上候哉、其後淺草駒形町茂左衛門と申者右地面一圓御買下地に致持來候處、元祿十丑年五月中、同人より千住壹丁目九郎兵衛と申者買請、同人儀本法寺檀中に御座候に付地面寄附地に致候故、元祿十六未年九月中、同寺より寺社御奉行阿部飛驒守様へ右地

跡院潮海)

(前跡門)

所墓所に致度奉願候處、願の通被仰付候。其後正徳元年卯四月中朝鮮人來朝の砌、右寄附地の内門前町屋被爲仰付候、本法寺門前と申候。

但字門跡前と唱申候、但正徳中より年限切替無御座候。

東西へ二十七間餘、南北へ三間半、但片側町屋。

本法寺 法華宗下總國平賀本土寺末。

以上乙酉書上

(地立埋沼元)

桃林寺の儀は八町堀に元有之、慶長十六辛亥年八月二十四日、同所にて貳千百拾五坪九合五夕の場所拜領仕、其後寛永十二乙亥年五月二十四日、右場所御用地に被召上、當時の場所元沼埋立地に有之候處、表間口二十八間、裏幅參拾六間、裏行六拾九間、此坪數貳千百拾五坪九合五夕、爲代地被下置候。門前町屋の儀は安永三己年九月中、寺社御奉行土屋能登守様御掛にて願の通被仰付、依之桃林寺門前と町銘相唱候。

町内東西へ南の方六間、北の方六拾八間、南北へ貳拾間半、但下水井道幅半分共、尤寺地相除。

町内の字森下と唱候。

但是者堀田豊前守殿下屋鋪に森有之、右近邊一圓に里俗

森下と唱候。

(下森)

一 桃林寺 禪宗臨濟派京妙心寺末。

以上乙西書上

金龍寺門前

一 金龍寺の儀は八町堀に元有之、慶長十六辛亥年八月二十四日、同所にて貳千四百四拾九坪の場所拜領仕、其後寛永十二年五月二十二日、右場所御用地に被召上、當時之場所元沼埋立地に有之候處、表間口六拾貳間、裏行參拾九間半、此坪數貳千四百四拾九坪、爲代地被下置候。門前町屋の儀は寛延元辰年八月二十八日、寺社御奉行大岡越前守様御掛にて願の通被仰付候。依て金龍寺門前と町名相唱候。町内東西え南の方拾四間、北の方七間半、南北え四拾七間、但下水并道幅半分共、尤寺地相除。

(下森)

一 但是は堀田豊前守殿下屋敷に森有之、右近邊一圓に里俗に森下と唱來り候。

一 金龍寺 禪宗臨濟派京妙心寺末。

以上乙西書上

高原屋鋪

一 右高原屋敷之儀は、御茶碗御用達高原伊十郎先祖平兵衛儀承應二癸巳年月日不知、當所にて元原地之處表間口京間四

(跡場釜物燒祝茶)

拾五間四尺五寸、裏行同東の方拾八間、西の方九間壹尺五寸、此坪七百七拾四坪貳合五夕町屋鋪拜領仕候。依て町名高原屋敷と相唱申候。

但右拜領地之内え貳間半に五間半程之御茶碗燒物釜場地所、拜領之砌より築立有之候處、天明六年出水之砌破却仕、其後は上方表にて相製候に付、當時は右釜場跡のみ殘有之候。

一 町内東西西南の方にて四拾三間餘、北の方にて四拾八間、南北東の方貳拾貳間餘、北の方にて拾間半、但下水并道幅半分共。

(前跡門)

一 町内字門跡前と唱候。但是は東本願寺表門通りにて、此邊一圓里俗門跡前と唱來候。

以上乙西書上

大松寺門前

一 右門前地所の儀は本寺青松寺八代目之僧天正元酉年寺地建立にて、明曆三丁酉年迄馬喰町邊に有之、同年類燒仕、右地御用地に相成當所之替地拜領仕候。門前町屋之儀は安永五申年、寺社御奉行土岐美濃守様御勤役中門前町屋拾年季を以奉願上、御差免有之御願濟、新門前町屋に有之候。右門前町屋片側、同寺表門左右。

(町原田)

一 此邊淺草田原町と申候。

一 右門前町屋東向側、淺草田原町貳丁目町屋に有之候間同様に號申來候。

一 大松寺 禪宗曹洞派芝青松寺末。

以上乙西書上

清光寺門前

一 右清光寺地所之儀は往古駿州田中領に有之、寛文五巳年中當地所拜領仕候由、門前町屋起立之儀は寛政元酉年九月三日、牧野備前守様寺社御奉行所御勤役之節門前町屋拾年季を以新規奉願上、則御免許有之候新門前町屋にて有之候。

一 門前町屋清光寺表門左右、

但表門に向ひ東北之方門前町屋九間、裏行五間、此邊淺草田原町と云傳申候。

一 右門前町屋向側東通、淺草田原町貳丁目町屋續に有之候

一 間右之通號候儀。

一 清光寺 淨土宗芝増上寺末。

以上乙西書上

誓願寺門前

(歴來町當)

一 右門前町名之儀は田島山快樂院誓願寺、草創人皇百八代後陽成院御宇天正十八庚寅年、相州小田原にて東譽上人開基

(領田峽)

文祿元壬辰年、御當地白銀町壹丁目邊にて寺地拜領被仰付、慶長元丙申年中、神田須田町に引地に相成、東西九拾貳間、南北百三拾壹間替地被下置、南北の方に門前町屋有之候由申傳、其後明曆三丁酉年燒失致し、其節當所之引地に相成候已來、門前町屋有之、武州豐島郡峽田領之由。

(屋町子地)

一 當門前之儀は往古より地子町屋と唱地主之町人有之、外町地面同様家屋敷永代賣渡等仕候儀にて、銘々沽券狀有之、地頭誓願寺元年貢にては無之、役銀と唱毎年七月、十二月兩度に銀子差出し申候。尤町地同様賣渡に相成候。起立之儀は往古之書物燒失仕相分り不申候。

(銀役)

一 門前之内西の方三拾間之儀は誓願寺境内に有之候處、寶永二酉年中、寺社御奉行本多彈正様御勤役之節門前町屋に被仰付候已來、銘々借地致し罷在候古門前に御座候。

(町寺北)

一 往古より北寺町と唱來候。

一 町内三方折廻し片側町屋にて、南の方東西え壹町半餘、南北え壹町半餘、北の方東西え四拾三間餘。

一 右半三郎先祖原田五左衛門と申者、慶長年中之舊地須田町より引續門前住宅仕、其砌は寺社方御支配にて町内年寄役相勤罷在候由、右五左衛門儀は寛永二丑年十一月廿三日病死仕、二代目半左衛門相續中、明曆三酉年正月十八日大火之節門前町屋共燒失致し、同年六月十八日當所之引地に相

舊家 半三郎

成、引續住居仕罷在候。然る處往古より勤來候名主五郎兵衛と申者、延享二丑年三月十日願に付退散致し候跡、六代目年寄半左衛門儀同年同月十六日初て名主役に相成、同年閏十一月中町方御支配に被仰付、右半左衛門より代々名主役相勤罷在候。尤先祖五左衛門より當名主半三郎迄十一代、年數凡貳百拾九年餘相續仕罷在候。

髮結床番屋

間口八尺七寸、奥行貳間八寸棟高壹丈五寸。

右髮結床番屋之儀は凡百ヶ年餘已前より有之由申傳、年月不相知。尤九拾年已前享保年中、三郎兵衛と申者所持仕候。

已來度々讓渡、當時五郎右衛門と申者所持仕候。

自身番屋

右自身番屋之儀は當門前地面之内、店借番屋に御座候。

誓願寺 淨土宗京知恩院末。

以上乙酉書上

日輪寺門前

(領田峽)

一 右門前町屋之儀は往古神田橋御門内に寺地有之候所、天正十九年自銀町邊へ引地に相成、猶亦慶長八年當所へ引地に相成候由、門前町屋起立之儀は元祿十五年三月、寺社御奉行松平日向守様より御見分有之、門前町屋に御定被成下。武州豊島郡峽田領之由申傳候。

(町寺北)

一 町内片側南より北へ折廻し町屋にて、東西五拾五間、南北六拾三間三尺。

一 往古より北寺町と唱來り候。

一 日輪寺 時宗相州清淨光寺末。

以上乙酉書上

東光院門前

一 東光院は明曆三酉年迄小傳馬町に有之、同年類焼に付當所

一 之替地被仰付、其頃より町家建來、町名之儀は東光院門前

一 と唱來申候。尤先年小傳馬町在院之節町門前有之候。

一 町内 東西三拾七間、南北三拾間。

一 但片側町。

一 東光寺 天台宗東叡山末。

以上乙酉書上

阿部川町

一 右町拜領町屋敷之儀は起立寛永十三年中、御小人衆大繩拜領地、被仰付、其後元祿九年四月中町、家之儀御代官細井九左衛門様御支配被仰付、同年五月中町名淺草阿部川町と相改り候由。正徳三巳年閏五月中、町御奉行中山出雲守様坪内能登守様・松野壹岐守様御支配に被仰付由承傳申候。町内東西九拾七間餘、南北百四拾八間餘。

(名小内町)

一 町内小名

一 中通り 新寺町より堀田原森下への往來直道なり。

一 奥之原 新堀通りより一小路西にて中通りより北に入。

一 馬方町 同斷中通りより南に入。

一 西町 西寄りにて中通りより南に入。

一 下ノ町 同斷北に入。

一 新堀川 川幅貳間半餘有之、元祿五申年中より右川定凌請負人御座候。

一 橋 長貳間半、幅貳間、組合善照寺 心月院 龍寶寺 常福寺 威光院 永見寺

一 右寺院組合にて新き掛直修復等引請來、依之組合橋と相唱申候。尤橋際にこし屋五郎兵衛と申者有之候に付字こし屋橋と申傳候。

一 石橋 長壹丈餘、幅九尺。

一 右石橋之儀は寛政十年三月中、下谷三枚橋通り下水落口に付、立花右近將監様・酒井大學頭様・織田出雲守様三手爲頭取御世話被成、入用之儀は武家方、寺院、阿部川町組合にて割合差出申候。

一 御高札

一 正徳三年二月、御代官清野與左衛門様御支配之時始て御高札建候段被仰渡、阿部川町同所高原屋敷、池之端七軒町、右三ヶ所組合にて當所橋際に地所取極候處、町御奉行丹羽

一 遠江守様坪内能登守様御見分之上、同年九月中御高札相

(前名人領拜鋪屋町)

建、享保三年十一月、大岡越前守様坪内能登守様御掛りにて鐵炮御高札壹枚建添、都合四枚、明和九辰年大火之節四枚共持退き、今以名主所持仕候。

一 町屋鋪拜領人名前

一 百五拾坪

一 百三拾坪

一 百貳拾坪

一 百貳拾坪

一 百貳拾六坪六合

一 百拾三坪貳合

一 百貳拾貳坪餘

一 百貳拾坪

一 貳百三拾三坪三合

一 百三拾三坪貳合

一 百貳拾坪

一 百四拾四坪

一 百四拾坪餘

一 百三拾三坪貳合

一 百三拾三坪貳合

一 百貳拾坪

一 百貳拾坪

御疊方松島重左衛門組御疊方手代 津田兵左衛門

齊藤捨次郎

伊内市平

高崎助十郎

岡田次郎助

三島彌平

木村十助

伊藤庄九郎

伊澤龍二郎

友野傳五郎

鎌方彌次右衛門

川村太四郎

池野谷藤内

野崎金藏

高根澤傳作

鳥羽甚吉

柳田政右衛門

金井次郎左衛門

池之谷半五郎

松崎准助

百貳拾坪	佐藤定七郎	九拾坪	直井重作
百貳拾坪	松村喜一郎	九拾坪	水卷富三郎
百貳拾坪	飯島彦三郎	九拾坪	大塚定十郎
百貳拾坪	小倉專藏	百廿貳坪	中川三之助
百貳拾坪	久松廣之助	百廿貳坪	松田佐兵衛
百九拾坪八合五夕	鈴木藤十郎	百廿貳坪	内田曾平
百九拾坪三合五夕	淺見傳兵衛	百廿貳坪	石崎兵四郎
百貳拾坪	石川吉五郎	百廿坪	志賀岩之助
百貳拾坪	長田七右衛門	百廿坪	狩野輕十郎
百貳拾坪	伊倉爲助	百拾九坪六合	大木權右衛門
百貳拾坪	坂本三一郎	百拾五坪	彦坂平八郎
百七拾坪	友野忠八	百拾五坪	小島傳吾
貳百貳拾三坪六合	鈴木木三郎	百六拾坪	志女谷勝次郎
百貳拾坪	池田三卯八	百八拾坪	中村利八郎
百貳拾壹坪六合	石井十郎	百拾坪	宗田八十吉
百貳拾坪	堀口新次郎	百拾坪	坂本權吉
百貳拾坪	柳覺藏	百拾坪	山本文之助
百四拾九坪	村山勘太郎	百廿八坪貳合	御留守居曲淵日向守組同心組頭 松村彦右衛門
百廿四坪	黒澤權之助	百廿坪	小普請支配石川民部組
百廿坪	御留守居倉橋五郎右門組同心 山本平作	百廿坪八合	柳田直次郎
百廿坪	須藤孫十郎	百拾三坪	水越剛右衛門
九拾坪	坪山忠八	百五拾坪	藤田榮三郎
九拾坪	鈴木文五郎	百廿坪	番場又之助
九拾坪	藤森源次郎	百廿坪	豐田勇之助
			落合鐵藏
			御勘定留役 淺井金次郎

百廿坪	伊藤又吉藏	百拾坪貳合	小普請世話役 石崎喜太郎
百廿坪	岩間龜吉	百拾壹坪六合	武井八五郎
百廿坪	高津茂十郎	百四拾壹坪六合	關根傳左衛門
百廿坪	牧田彌次郎	百貳拾坪	鈴木永意
百廿坪	兼松彌太郎	百拾五坪六合	内海友三郎
百廿坪	牧田彌次郎	百貳拾坪	木村義兵衛
百廿坪	松村清五郎	百貳拾坪	宮本勝五郎
百廿坪	宮川惣兵衛	百貳拾壹坪四合	小鹽佐市
百廿坪	彦坂金右衛門	百貳拾壹坪三合	内田平四郎
百四拾坪	鈴木勝藏	百貳拾坪	西川三左衛門
百拾坪	志賀八重次郎	百三拾坪	彦坂忠太夫
百八拾坪	花井寅吉	百貳拾坪	田中伴右衛門
百拾坪	高津十四郎	百四拾坪	宮本小右衛門
百拾坪	鈴木金十郎		鈴木藤七
百拾坪八合	淺井九八郎		
百貳拾坪	平野勘一郎		
百拾壹坪四合	近藤庄吉		
九拾坪	牧田彌太郎		
百坪	番場金二郎		
五拾坪貳合	落合嘉七		
百貳拾坪四合	中川吉五郎		
百坪	高谷團次郎		
百坪	高谷巳之助		
百拾坪	大塚龜二郎		
百拾坪	須藤徳五郎		
百拾坪壹合六夕	金子庄次郎		
	牛越東兵衛		

(荷稻三孫)

右起立は駿州阿部川と申處之鎮守に御座候處此稻荷駿州阿部川の地名を襲ひしにや御小人川村太四郎先祖、慶長年中之頃當所拜領町屋敷に被仰付候節、同地面之移安置致、今に正一位孫三稻荷大明神と神名有之候。

甚藏店に罷在候。

權四郎店
御褒美青銅貳拾貫文
市藏